

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人 新木 淳彦 氏から、別紙のとおり平成30年度包括外部監査契約に基づく監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成31年2月27日

長野市監査委員	鈴木 栄 一
同	小澤 輝 彦
同	松木 茂 盛
同	高野 正 晴

平成 30 年度
長野市包括外部監査の結果に関する報告書

監査テーマ
市税等に関する事務の執行について

長野市包括外部監査人

税理士 新木 淳彦

目 次

第1章	包括外部監査の概要	1
第1	外部監査の種類	1
第2	選定した特定の事件	1
第3	事件を選定した理由	1
第4	外部監査の対象	1
第5	外部監査対象期間	1
第6	外部監査実施期間	1
第7	外部監査の着眼点	2
第8	外部監査対象の選定と主な監査手続	2
第9	包括外部監査人及び補助者	3
第10	利害関係	3
第11	その他	3
第2章	監査対象の概要	4
第1	沿革	4
1.1	長野市の沿革	4
1.2	人口の推移	4
第2	一般会計歳入額の概要	5
2.1	一般会計歳入歳出額の推移	7
2.2	市税目ごとの決算額推移	10
2.3	収納状況の推移	13
2.4	収納受付の方法	13
第3	債権の性質	14
3.1	債権の定義	14
3.2	債権の性質による分類	14
3.3	公債権に分類される債権種別	14
3.4	私債権に分類される債権種別	15
3.5	債権の消滅時効	16
第4	市税の概要	17
4.1	市税条例に定められる市税の種類	17
4.2	市税担当部署及び事務分掌	18
4.3	市税等の質問検査権	20
4.4	賦課事務の使用ソフト	20
4.5	ふるさと納税	21
第5	市税収納の概要	28

5.1	収納担当部署及び事務分掌	28
5.2	収納事務の使用ソフト	29
第6	国民健康保険料（特別会計）の概要	29
6.1	国民健康保険の調定額及び収納額推移	30
6.2	人員体制	31
第7	介護保険料（特別会計）の概要	31
7.1	介護保険の調定額及び収納額の推移	32
7.2	人員体制	33
第8	使用料の概要	33
8.1	市営住宅等使用料の調定額及び収納額推移	33
8.2	住宅課の人員体制	34
8.3	保育料の調定額及び収納額推移	34
8.4	保育・幼稚園課の人員体制	35
第9	マイナンバー（個人番号）制度の活用状況	35
9.1	マイナンバー制度の概要	35
9.2	マイナンバーカードの取得状況	37
9.3	マイナンバー制度の税情報活用	38
第3章	監査の結果	40
第1	個人市民税	40
1.1	概要	40
1.2	市民税課の組織体制	44
1.3	課税事務の流れ	45
1.4	個人市民税の推移	47
1.5	監査の視点	48
1.6	主な監査手続き	48
1.7	監査の結果	49
第2	法人市民税	59
2.1	概要	59
2.2	市民税課の組織体制	63
2.3	課税事務の流れ	64
2.4	法人市民税の推移	64
2.5	監査の視点	66
2.6	主な監査の手続き	66
2.7	監査の結果	67
第3	固定資産税（土地及び家屋）	76
3.1	概要	76

3.2	資産税課の組織体制	80
3.3	課税事務の流れ.....	81
3.4	固定資産税の推移.....	82
3.5	監査の視点.....	84
3.6	主な監査手続き.....	85
3.7	監査の結果.....	85
第4	都市計画税	96
4.1	概要	96
4.2	組織体制	96
4.3	課税事務の流れ.....	97
4.4	都市計画税の判定	97
4.5	都市計画税の推移.....	98
4.6	監査の結果.....	99
第5	固定資産税（償却資産）	100
5.1	概要	100
5.2	資産税課の組織体制	102
5.3	課税事務の流れ.....	102
5.4	固定資産税（償却資産）の推移.....	103
5.5	監査の視点.....	103
5.6	主な監査手続き.....	104
5.7	監査の結果.....	104
第6	軽自動車税	112
6.1	概要	112
6.2	市民税課の組織体制	114
6.3	課税事務の流れ.....	115
6.4	軽自動車税の推移.....	121
6.5	監査の視点.....	123
6.6	主な監査手続き.....	123
6.7	監査の結果.....	123
第7	市たばこ税	128
7.1	市たばこ税の概要.....	128
7.2	市民税課の組織体制	129
7.3	課税事務の流れ.....	129
7.4	市たばこ税の推移.....	129
7.5	監査の視点.....	131
7.6	主な監査手続き.....	131

7.7	監査の結果.....	132
第8	入湯税.....	135
8.1	入湯税の概要.....	135
8.2	市民税課の組織体制.....	136
8.3	課税事務の流れ.....	136
8.4	入湯税の推移.....	137
8.5	監査の視点.....	138
8.6	主な監査手続き.....	138
8.7	監査の結果.....	139
第9	事業所税.....	141
9.1	事業所税の概要.....	141
9.2	市民税課の組織体制.....	143
9.3	課税事務の流れ.....	143
9.4	事業所税の推移.....	143
9.5	監査の視点.....	145
9.6	主な監査手続き.....	145
9.7	監査の結果.....	146
第10	市税の徴収事務（収納事務、滞納整理事務）.....	153
10.1	概要.....	153
10.2	徴収事務の組織体制.....	153
10.3	収納事務の流れ.....	154
10.4	収納額の推移.....	154
10.5	滞納整理事務の流れ.....	164
10.6	滞納整理事務の概要及び推移.....	164
10.7	監査の視点.....	166
10.8	主な監査手続き.....	166
10.9	監査の結果.....	167
第11	国民健康保険料の徴収事務.....	175
11.1	概要.....	175
11.2	徴収事務の組織体制.....	176
11.3	収納事務、滞納整理の流れ.....	176
11.4	国民健康保険料の推移等.....	177
11.5	監査の視点.....	179
11.6	主な監査手続き.....	179
11.7	監査の結果.....	180
第12	介護保険料の徴収事務.....	184

12.1	概要.....	184
12.2	徴収事務の組織体制.....	186
12.3	収納事務、滞納整理の流れ.....	186
12.4	介護保険料の推移.....	186
12.5	監査の視点.....	188
12.6	主な監査手続き.....	188
12.7	監査の結果.....	189
第13	市営住宅使用料の徴収事務.....	194
13.1	概要.....	194
13.2	組織体制.....	208
13.3	指定管理者による収納事務、滞納整理の流れ.....	209
13.4	市営住宅使用料等の推移.....	210
13.5	監査の視点.....	211
13.6	主な監査手続.....	211
13.7	監査の結果.....	212
第14	保育料の徴収事務.....	221
14.1	概要.....	221
14.2	徴収事務の組織体制.....	222
14.3	収納事務、滞納整理の流れ.....	222
14.4	保育料の推移等.....	223
14.5	監査の視点.....	225
14.6	主な監査手続き.....	225
14.7	監査の結果.....	226
第15	全体を通して複数の業務にまたがる事項等.....	231

第1章 包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項、第2項及び長野市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年長野市条例第4号）の規定に基づく監査

第2 選定した特定の事件

市税等に関する事務の執行について

第3 事件を選定した理由

市税は、長野市の平成28年度一般会計決算で歳入全体の38.7%を占める最大かつ重要な財源となっている。

平成28年2月に公表した長野市人口ビジョンによれば、市の人口は、平成12年に387,911人と人口のピークを迎えて以降、緩やかに減少が始まり、平成52（2040）年には30万人余りに、平成72（2060）年には25万人を割り込むと推計されている。

今後の生産年齢人口の減少による市税収入の落ち込みや超高齢社会の進行などによる医療や介護などの社会保障関係経費の増加は、中長期的に長野市の財政に大きな影響を及ぼすことが予想される。

このように厳しい財政状況が見込まれる中で、健全な財政運営を行うためには、安定した歳入の確保、特に基幹収入の市税の確保は極めて重要な課題である。

そこで、税負担の公平性を確保し、市税に関する賦課、徴収の事務が正確かつ効率的で効果的に執行されているか監査を実施することは、重要かつ必要であると考え、特定の事件（テーマ）として選定した。

なお、徴収事務については、歳入の確保や事務の効率化の観点から市税のみならず一部の保険料や使用料などを対象にする。

第4 外部監査の対象

一般会計における市税の賦課徴収、保険料（特別会計）及び使用料徴収並びにこれらに付随する収入未済額の管理に関する事務の執行について監査の対象とした。

第5 外部監査対象期間

原則として平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）とし、必要に応じて平成28年以前及び平成30年度の一部執行についても監査の対象とした。

第6 外部監査実施期間

平成30年7月4日から平成31年2月9日まで

第7 外部監査の着眼点

地方自治法第2条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定めており、住民福祉の原則と行政効率の原則について努力と義務を課している。

また、同法第2条第15項では、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」と定めており、同法第2条第16項では、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と定めることから、行政効率の原則と法令遵守の原則を義務付けている。この第2条第14項、15項及び16項により、地方公共団体は事務処理に当たって、法令を遵守したうえで、住民の福祉の増進に努めつつ最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならず、これを目的として、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めて、その規模の適正化を図らなければならないということになる。従って、包括外部監査は本趣旨に則って監査を実行すべきと考えられる。

一般会計における市税の賦課徴収、保険料及利用料等の徴収並びに管理に関しては、第一に挙げられるのは「合規性」であり、関係法令等に準拠しているか、ということである。当然に、関係法令や条例、規則等の規定との整合性は問われるところであり、これを前提として、経済性、効率性、公平性が求められるところである。

本監査ではこの様な点に着眼して、合規性は基より事業は目的に対して有効であるか、事業事務に不効率が生じていないか、納税者、利用者の理解を深め、適切な執行となっているか、といった点に着眼し、次に記載の視点で監査を実施する。

1. 市税の賦課、徴収に関する事務が、法令等に準拠し効率的に行われているかどうか。
2. 市税の賦課、徴収に関する事務が、納税者に対し公平に行われているかどうか。
3. 市税及び保険料等の賦課、徴収に関する事務、特に収入未済額の管理と滞納管理の事務が、納税者（利用者を含む）の理解を深め、効果的に執行されているかどうか。

第8 外部監査対象の選定と主な監査手続

8.1 監査対象部署等の選定

以下の部署を監査の対象とした。

財政部

- ・市民税課
- ・資産税課
- ・収納課

総務部

- ・情報政策課
- 保健福祉部
- ・国民健康保険課
 - ・介護保険課
- 建設部
- ・住宅課
- こども未来部
- ・保育・幼稚園課

8.2 主な監査手続

関係法令、条令、規則等の規定の確認

関連資料の閲覧と無作為に抽出した資料に基づく内容分析

担当部署からの説明聴取及び担当者への状況等の聴取

内部関係資料、財務帳票、管理台帳等の閲覧

第9 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	税理士	新木	淳彦
補助者	税理士	平	洋輔
補助者	税理士	徳武	慶彦
補助者	税理士	長峰	行希
補助者	行政書士	加々井	猛

第10 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29（特定の事件についての監査の制限）の規定により記載すべき利害関係はない。

第11 その他

本報告書における金額の表示方法については、原則「千円未満切捨て」による表示方法を採用しているが、場合によっては千円単位より大きい単位を採用している場合もある。従って、合計欄の値が端数処理の関係上一致していない場合がある。

第2章 監査対象の概要

第1 沿革

1.1 長野市の沿革

昭和41年10月、長野市篠ノ井市、松代町、若穂町、川中島町、更北村、七二会村及び信更村の2市3町3か村の大合併により、面積404平方キロメートル、人口27万人の都市となった。こうした都市の拡大・発展の中で平成8年9月に人口は36万人を超え、平成9年4月1日には明治30年の市制施行以来100周年を迎えた。100周年記念事業として第18回オリンピック冬季競技大会、第7回パラリンピック冬季競技大会が開催された。オリンピック等の開催により、新幹線・高速道が実現し、市内の都市基盤整備が急速に進んだ。また、平成11年4月には、中核市に移行した。

平成17年1月に豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村を編入合併、平成22年1月には信州新町及び中条村を編入合併したことにより、面積834.81平方キロメートル、人口38万人余の都市となった。

このように合併に伴い市域が拡大していく中、人口減少や少子・高齢化の本格的な進行等、従来にはない変化に的確に対応するため、「幸せ実感都市『ながの』～“オールながの”で未来を創造しよう～」と定めたまちの将来像の実現を目指してまちづくりを推進している。

1.2 人口の推移

平成30年1月1日現在の長野市の総人口は380,442人で、内、男性は184,271人(48.4%)、女性は196,171人(51.6%)で、男女間比較すると、女性が11,900人多くなっている。前年と比較すると、総人口は1,515人、男性は873人、女性は642人それぞれ減少しているが、世帯は781世帯増加している。

人口・世帯推移

各年 1月1日現在

年	人 口			世帯数	一世帯 当たり 人 口	人口密度 (人/km ²)	人口伸率
	男性	女性	計				
平成26	186,929	199,101	386,030	156,402	2.5	462.4	99.8
27	186,138	198,271	384,409	157,268	2.4	460.5	99.6
28	185,813	197,683	383,496	158,618	2.4	459.4	99.8
29	185,144	196,813	381,957	159,503	2.4	457.5	99.6
30	184,271	196,171	380,442	160,284	2.4	455.7	99.6

年齢構成

平成30年1月1日現在の年齢3区分別人口は、年少人口（0～14歳）が48,806人（構成比：12.8%）、生産年齢人口（15～64歳）が222,531人（構成比：58.5%）、老年人口（65歳以上）が109,105人（構成比：28.7%）となっている。また、前年比較では、年少人口は871人、生産年齢人口は1,793人それぞれ減少し、老年人口は1,149人増加しており、少子高齢化の傾向が伺える。

年齢3区分別人口

年次	年少人口(0～14歳)		生産年齢人口(15～64歳)		老年人口(65歳以上)	
	総数(人)	構成比(%)	総数(人)	構成比(%)	総数(人)	構成比(%)
平成26年	52,238	13.5	232,190	60.1	101,602	26.3
平成27年	51,387	13.4	228,517	59.4	104,505	27.2
平成28年	50,559	13.2	226,522	59.1	106,415	27.7
平成29年	49,677	13.0	224,324	58.7	107,956	28.3
平成30年	48,806	12.8	222,531	58.5	109,105	28.7

第2 一般会計歳入額の概要

平成28年度決算においては、財政健全化判断基準などは国の基準を引き続き下回り健全な財政状況の維持が図られているが、経常収支比率は平成27年度の86.6%から平成28年度は89.8%へと上昇しており、財政の硬直化が進んでいるところである。

基幹財源である市税全体のこれまでの推移をみると、平成9年度の624億円をピークに減少が続いたが、平成16年度の合併で増加に転じ、平成18年度以降の税制改正や財源移譲等により609億円まで回復、その後、景気後退の影響を受けつつ580億円をわずかに超える額で推移してきている。

平成29年度においては、市税全体で前年度対比4,200万円減少の583億1,800万円となっている。

個人市民税は、景気回復に伴う給与所得の増加などにより、前年度対比1.1%増の204億9,300万円となり、法人市民税は、法人税率の引下げなどにより、前年度対比8.4%減の59億900万円となった。

固定資産税（交付金を含む）及び都市計画税は、地価の下落が続いているものの、新築増改築家屋が増えていること、償却資産税では、未申告となっていた太陽光発電設備の課税により、前年度対比1.1%増の265億2,000万円となった。

その他、景気回復の影響を受けて事業所税が6,700万円増となった一方、市たばこ税は健康志向の高まりなどから、1億3,400万円の減となり、その他の税全体では、前年度対比0.4%減の53億9,600万円となった。

長野市の歳入が前年度対比等で減少していることや将来の人口減少に伴う歳入減少

化傾向を考慮した場合、財源をより有効かつ効果的に活用するため、事業の実施に当たっては、施策の必要性、緊急性を十分に把握した上で、限られた財源を適切な配分によって実施されるべきであり、今後においても一層の健全財政に努めることを望む。

長野市の標準財政規模 86,593,000千円

長野市の一般会計等は、実質赤字比率は、「-％」となっています。

(単位：千円)

会計名	歳入総額 A	歳出総額 B	翌年度へ繰り 越すべき財源 C	実質収支 A - B - C
一般会計	150,996,000	147,667,000	1,351,000	1,978,000
住宅新築資金等貸付	4,000	4,000	0	0
母子父子寡婦福祉資金貸付	97,000	57,000	40,000	0
授産施設	80,000	73,000	0	7,000
病院事業債管理	1,008,000	1,008,000	0	0
一般会計等 計	152,185,000	148,809,000	1,391,000	1,985,000

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字}}{\text{標準財政規模}} = \frac{(\blacktriangle 1,985,000)}{86,593,000} = \underline{\underline{-\%}} \quad (\blacktriangle 2.29\%)$$

※実質収支が黒字となりましたので、実質赤字を「▲」で表示しています。

2.1 一般会計歳入歳出額の推移

一般会計歳入歳出決算額推移

款	年 度	平成25		平成26	
		決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
		千円	%	千円	%
歳 入 総 額		(159,310,089)	100.0	170,584,272	100.0
市 税		57,513,402	36.1	58,693,312	34.4
地 方 譲 与 税		1,297,813	0.8	1,241,004	0.7
利 子 割 交 付 金		104,353	0.1	101,908	0.1
配 当 割 交 付 金		153,341	0.1	289,390	0.2
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		258,823	0.2	219,873	0.1
地 方 消 費 税 交 付 金		4,077,179	2.6	4,896,344	2.9
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		58,794	0.0	49,827	0.0
自 動 車 取 得 税 交 付 金		364,675	0.2	132,064	0.1
地 方 特 例 交 付 金		185,630	0.1	178,771	0.1
地 方 交 付 税		25,552,018	16.0	25,623,574	15.0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		81,802	0.1	72,428	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金		2,658,017	1.7	2,706,787	1.6
使 用 料 及 び 手 数 料		2,786,057	1.7	2,691,357	1.6
国 庫 支 出 金		23,114,722	14.5	23,911,259	14.0
県 支 出 金		7,996,968	5.0	8,166,459	4.8
財 産 収 入		890,663	0.5	855,406	0.4
寄 附 金		71,926	0.0	149,884	0.1
繰 入 金		1,212,533	0.8	1,700,222	1.0
繰 越 金		4,097,361	2.6	6,092,003	3.6
諸 収 入		8,219,112	5.2	10,371,300	6.1
市 債		(18,614,900)	11.7	22,441,100	13.2
歳 出 総 額		(152,258,999)	100.0	165,595,710	100.0
議 会 費		719,677	0.5	756,603	0.5
総 務 費		15,522,284	10.2	17,793,057	10.7
民 生 費		45,327,721	29.8	48,739,277	29.4
衛 生 環 境 費		11,557,606	7.6	14,629,292	8.8
労 働 費		365,104	0.2	321,754	0.2
農 林 業 費		1,833,982	1.2	1,907,062	1.2
商 工 観 光 費		9,197,209	6.0	9,406,733	5.7
土 木 費		24,515,944	16.1	30,925,201	18.7
消 防 費		4,515,419	3.0	6,908,255	4.2
教 育 費		20,220,743	13.3	17,289,079	10.4
災 害 復 旧 費		330,385	0.2	532,556	0.3
公 債 費		(18,152,925)	11.9	16,386,841	9.9
諸 支 出 金		0	0.0	0	0.0

※平成25年度の()内は、借換債2,941,300千円を除いた額

款	年 度	平成27		平成28	
		決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
		千円	%	千円	%
歳 入 総 額		162,264,921	100.0	150,973,771	100.0
市 税		58,159,274	35.8	58,359,740	38.7
地 方 譲 与 税		1,296,592	0.8	1,283,269	0.9
利 子 割 交 付 金		83,564	0.1	54,162	0.0
配 当 割 交 付 金		233,259	0.1	166,499	0.1
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		239,550	0.1	96,811	0.1
地 方 消 費 税 交 付 金		7,859,504	4.8	7,058,076	4.7
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		54,192	0.0	54,811	0.0
自 動 車 取 得 税 交 付 金		241,620	0.2	229,590	0.2
地 方 特 例 交 付 金		179,625	0.1	188,488	0.1
地 方 交 付 税		22,237,886	13.7	20,074,357	13.3
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		76,971	0.1	73,886	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金		674,759	0.4	641,284	0.4
使 用 料 及 び 手 数 料		4,506,060	2.8	4,711,716	3.1
国 庫 支 出 金		20,060,081	12.4	19,653,069	13.0
県 支 出 金		8,114,243	5.0	7,783,922	5.2
財 産 収 入		702,020	0.4	666,512	0.4
寄 附 金		56,406	0.0	151,016	0.1
繰 入 金		2,542,932	1.6	2,577,310	1.7
繰 越 金		4,062,928	2.5	4,325,520	2.9
諸 収 入		8,086,955	5.0	7,842,833	5.2
市 債		22,796,500	14.1	14,980,900	9.9
歳 出 総 額		156,849,118	100.0	147,594,498	100.0
議 会 費		780,238	0.5	726,026	0.5
総 務 費		26,009,194	16.6	15,262,351	10.3
民 生 費		48,866,596	31.2	50,873,395	34.5
衛 生 環 境 費		14,149,077	9.0	11,814,904	8.0
労 働 費		191,731	0.1	195,558	0.1
農 林 業 費		2,082,876	1.3	2,229,144	1.5
商 工 観 光 費		9,397,181	6.0	8,862,944	6.0
土 木 費		17,623,039	11.2	17,074,042	11.6
消 防 費		5,279,864	3.4	6,894,502	4.7
教 育 費		17,281,795	11.0	19,438,125	13.2
災 害 復 旧 費		815,655	0.5	343,545	0.2
公 債 費		14,371,872	9.2	13,879,962	9.4
諸 支 出 金		0	0.0	0	0.0

款	年 度	平成29	
		決 算 額	構 成 比
		千円	%
歳 入 総 額		153,091,569	100.0
市 税		58,317,881	38.1
地 方 譲 与 税		1,283,557	0.8
利 子 割 交 付 金		92,428	0.1
配 当 割 交 付 金		220,557	0.1
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		239,151	0.2
地 方 消 費 税 交 付 金		7,363,108	4.8
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		52,765	0.0
自 動 車 取 得 税 交 付 金		328,913	0.2
地 方 特 例 交 付 金		202,812	0.1
地 方 交 付 税		19,507,969	12.7
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		71,069	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金		651,856	0.4
使 用 料 及 び 手 数 料		4,572,794	3.0
国 庫 支 出 金		19,975,324	13.1
県 支 出 金		7,932,374	5.2
財 産 収 入		739,306	0.5
寄 附 金		27,810	0.0
繰 入 金		4,907,028	3.2
繰 越 金		2,340,527	1.5
諸 収 入		8,427,540	5.5
市 債		15,836,800	10.4
歳 出 総 額		150,064,545	100.0
議 会 費		700,854	0.5
総 務 費		16,507,254	11.0
民 生 費		52,407,207	34.9
衛 生 環 境 費		13,251,707	8.8
労 働 費		202,380	0.1
農 林 業 費		1,798,016	1.2
商 工 観 光 費		8,707,080	5.8
土 木 費		17,819,069	11.9
消 防 費		5,021,733	3.4
教 育 費		16,904,261	11.3
災 害 復 旧 費		1,080,299	0.7
公 債 費		15,664,685	10.4
諸 支 出 金		0	0.0

2.2 市税目ごとの決算額推移

市税決算額推移

(単位：千円)

税 目	平成 25		平成 26	
	調 定 額	収 入 額	調 定 額	収 入 額
市 税	59,628,314	57,513,402	60,536,374	58,693,312
現年課税分	57,360,832	56,797,327	58,561,756	58,058,208
滞納繰越分	2,267,482	716,075	1,974,618	635,104
市 民 税	26,865,605	25,913,134	27,872,856	27,037,638
個 人	20,346,598	19,468,448	20,516,650	19,739,264
現年課税分	19,408,126	19,162,990	19,693,042	19,484,394
滞納繰越分	938,472	305,458	823,608	254,870
法 人	6,519,007	6,444,686	7,356,206	7,298,374
現年課税分	6,442,771	6,425,280	7,295,409	7,278,024
滞納繰越分	76,236	19,406	60,797	20,350
固 定 資 産 税	23,411,468	22,472,951	23,361,076	22,553,483
固定資産税	23,204,573	22,266,056	23,157,272	22,349,679
現年課税分	22,190,569	21,948,417	22,277,324	22,055,006
滞納繰越分	1,014,004	317,639	879,948	294,673
交 付 金	206,895	206,895	203,804	203,804
軽 自 動 車 税	824,121	789,307	845,665	813,999
現年課税分	788,956	778,989	813,280	805,265
滞納繰越分	35,165	10,318	32,386	8,734
市 た ば こ 税	2,634,058	2,634,058	2,561,784	2,561,784
現年課税分	2,634,058	2,634,058	2,561,784	2,561,784
滞納繰越分	0	0	0	0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0
入 湯 税	32,535	32,535	27,615	27,615
現年課税分	32,535	32,535	27,615	27,615
滞納繰越分	0	0	0	0
事 業 所 税	1,939,426	1,908,412	1,944,748	1,912,441
現年課税分	1,906,458	1,898,611	1,915,130	1,905,613
滞納繰越分	32,968	9,801	29,618	6,829
都 市 計 画 税	3,921,101	3,763,005	3,922,630	3,786,352
現年課税分	3,750,464	3,709,552	3,774,369	3,736,703
滞納繰越分	170,637	53,453	148,261	49,649

(単位：千円)

税 目	年 度	平 成 27		平 成 28	
		調 定 額	収 入 額	調 定 額	収 入 額
市 税		59,786,369	58,159,274	59,754,566	58,359,740
現年課税分		58,074,253	57,596,441	58,391,764	57,973,740
滞納繰越分		1,712,116	562,833	1,362,801	385,999
市 民 税		27,670,009	26,891,787	27,358,012	26,725,047
個 人		20,780,535	20,049,300	20,869,410	20,277,711
現年課税分		20,050,424	19,817,431	20,292,096	20,105,700
滞納繰越分		730,111	231,869	577,314	172,010
法 人		6,889,474	6,842,487	6,488,601	6,447,336
現年課税分		6,837,643	6,825,079	6,450,666	6,436,249
滞納繰越分		51,831	17,408	37,935	11,086
固 定 資 産 税		22,900,535	22,218,545	23,074,972	22,469,561
固 定 資 産 税		22,690,891	22,008,901	22,818,270	22,212,859
現年課税分		21,946,946	21,757,294	22,218,009	22,046,412
滞納繰越分		743,945	251,607	600,261	166,446
交 付 金		209,644	209,644	256,702	256,702
軽 自 動 車 税		862,530	834,018	1,007,198	978,936
現年課税分		833,954	827,091	984,415	974,086
滞納繰越分		28,576	6,927	22,783	4,850
市 た ば こ 税		2,528,067	2,528,067	2,442,472	2,442,472
現年課税分		2,528,067	2,528,067	2,442,472	2,442,472
滞納繰越分		0	0	0	0
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0	0
現年課税分		0	0	0	0
滞納繰越分		0	0	0	0
入 湯 税		27,440	27,440	26,343	26,343
現年課税分		27,440	27,440	26,343	26,343
滞納繰越分		0	0	0	0
事 業 所 税		1,964,541	1,941,171	1,993,496	1,967,376
現年課税分		1,932,234	1,928,542	1,970,127	1,963,815
滞納繰越分		32,307	12,629	23,369	3,561
都 市 計 画 税		3,833,247	3,718,246	3,852,068	3,750,002
現年課税分		3,707,901	3,675,853	3,750,931	3,721,957
滞納繰越分		125,346	42,393	101,137	28,044

(単位：千円)

税 目	年 度	平 成 29			
		調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額
市 税		59,528,192	58,317,881	299,665	910,645
現年課税分		58,350,831	57,961,562	12,755	376,514
滞納繰越分		1,177,360	356,319	286,909	534,131
市 民 税		26,954,250	26,401,814	117,772	434,663
個 人		21,013,693	20,493,140	113,776	406,776
現年課税分		20,517,573	20,337,412	1,423	178,738
滞納繰越分		496,119	155,728	112,352	228,038
法 人		5,940,557	5,908,673	3,996	27,887
現年課税分		5,907,801	5,898,025	104	9,671
滞納繰越分		32,755	10,648	3,892	18,215
固 定 資 産 税		23,247,140	22,727,214	134,027	385,899
固 定 資 産 税		22,988,483	22,468,557	134,027	385,899
現年課税分		22,475,917	22,315,957	9,581	150,378
滞納繰越分		512,566	152,599	124,445	235,521
交 付 金		258,656	258,656	0	0
軽 自 動 車 税		1,050,196	1,023,310	4,972	21,913
現年課税分		1,026,760	1,017,265	28	9,466
滞納繰越分		23,436	6,044	4,944	12,447
市 た ば こ 税		2,308,831	2,308,831	0	0
現年課税分		2,308,831	2,308,831	0	0
滞納繰越分		0	0	0	0
特別土地保有税		0	0	0	0
現年課税分		0	0	0	0
滞納繰越分		0	0	0	0
入 湯 税		29,972	29,972	0	0
現年課税分		29,972	29,972	0	0
滞納繰越分		0	0	0	0
事 業 所 税		2,057,419	2,034,021	20,307	3,090
現年課税分		2,031,299	2,028,435	0	2,863
滞納繰越分		26,120	5,586	20,307	226
都 市 計 画 税		3,880,381	3,792,717	22,585	65,078
現年課税分		3,794,019	3,767,005	1,617	25,395
滞納繰越分		86,361	25,711	20,967	39,682

2.3 収納状況の推移

市税調定額及び収入額推移

(単位：千円・%)

項目 年度	調定額	調定 前年比	収入金額	不納 欠損額	収入未済額	収入歩合 対 調
平成25年度	59,628,314	100.3	57,513,402	142,298	1,972,614	96.5
26	60,536,374	101.5	58,693,312	162,027	1,681,035	97.0
27	59,786,369	98.8	58,159,274	230,030	1,397,065	97.3
28	59,754,566	102.0	58,359,740	228,498	1,166,328	97.7
29	59,528,192	100.4	58,317,881	299,665	910,646	98.0

2.4 収納受付の方法

市税、国民健康保険料、介護保険料、保育料、市営住宅使用料等についての収納手続きは各課において管理されている。収納の受付手段は次のとおりとなっている。

収納受付手段の種類

区 分	市税収納	国保料	介護保険料	保育料	市営住宅	ふるさと納税	備考
窓口による収納 (支所を含む)	○	○	○	○	○	○	
委託業者による収納					○	○	
口座振替	○	○	○	○	○	○	
コンビニ収納	○	○	○			○	
クレジット収納						○	
モバイルレジ収納 ※1							
ペイジー収納	○	○	○			○	
携帯キャリア収納 ※2						○	

※1 モバイルレジ収納：納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンの専用アプリで読み取り、インターネットバンキングを利用して行われる収納方法。

※2 携帯キャリア収納：携帯電話の電話料と合わせた収納方法。

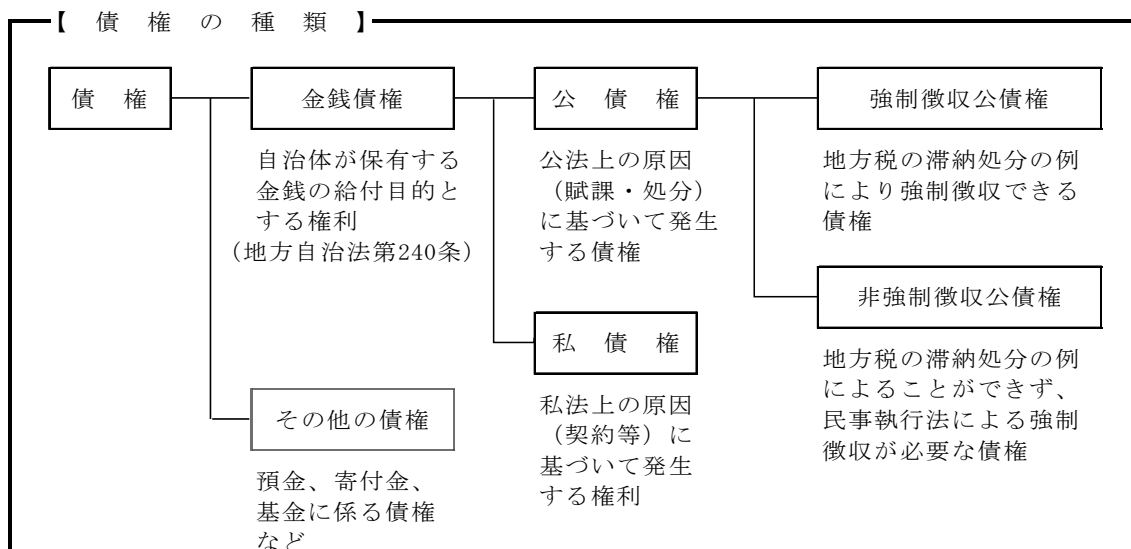
第3 債権の性質

3.1 債権の定義

市が有する債権とは、地方自治法第240条に定められており、その定義は次のとおり。
地方自治法第240条

- 1 この章において「債権」とは、金銭の交付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。
- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取り立てに関し必要な措置をとらなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令に定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることが出来る。
- 4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。
 - 一、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づく徴収金に係る債権
 - 二、過料に係る債権
 - 三、証券に化体されている債権（社債等登録法又は国債に関する法律の規定により登録されたものを含む。）
 - 四、預金に係る債権
 - 五、歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権
 - 六、寄附金に係る債権
 - 七、基金に属する債権

3.2 債権の性質による分類



3.3 公債権に分類される債権種別

公債権とは、地方自治法第231条の3第1項に規定される債権をいう。公法上の原因により、行政庁の処分をもって発生するが、2年又は5年の時効期間の経過により消滅

する。債務者は行政庁の処分に対して不服申立てをすることができる。

公債権の内、強制徴収公債権とは、個別の法令の根拠規定により、市が滞納債権について地方税法の例による滞納処分（給与・預貯金・不動産などの差押えや担保権の実行など）を行える債権をいう。

- ・主な強制徴収公債権の例・・・市税・保育料・国民健康保険料・介護保険料・下水道使用料など

非強制徴収公債権とは、個別の法令に根拠規定が無い場合、滞納処分が行えない債権で、市は滞納債権について裁判手続きによる支払督促や訴えの提起などを通じて強制執行を行う必要がある債権をいう。

- ・主な非強制徴収公債権の例・・・生活保護費返還金・児童扶養手当返還金・施設使用料など

債権種別	公 債 権	
	強制徴収公債権	非強制徴収公債権
発生	公法上の原因（不服申立可）	
督促	時効中断（行政処分のため不服申立可）	
時効	2年または5年	
延滞金	あり	
回収方法	滞納処分	支払督促や訴えの提起などを通じて強制執行手続の実行

3.4 私債権に分類される債権種別

私債権は、契約などの当事者間の合意（私法上の原因）に基づき発生する債権をいう。公債権とは異なり、債務者は不服申立てをすることはできない。また、私債権は民法や商法の規定により、1年から10年の時効期間の経過と、債務者による時効の援用によって消滅するので、援用されなければ私債権は消滅しないのが特徴である。

滞納処分は行えないので、市は滞納債権について裁判手続きによる支払督促や訴えの提起などを通じて強制執行を行う必要がある。

- 主な私債権の例・・・市営住宅使用料・駐車場使用料・上水道料

債権種別	私 債 権
発生	私法上の原因（不服申立不可）
督促	時効中断（行政処分ではないため不服申立不可）
時効	1年から10年
延滞金	なし（遅延損害金が発生する場合有り）
回収方法	支払督促や訴えの提起などを通じて強制執行

3.5 債権の消滅時効

債権の消滅時効とは、法律に規定されている一定期間ある権利を行使しないという法律要件により、その権利の消滅という法律効果が生ずる制度である。

民法には時効について全般な規定が整備されているが、地方自治法にも債権の消滅時効について規定がある。

民法と地方自治法の間では、債権の消滅時効について相違点があり、これを一覧表に表すと次のとおりとなる。(次表では地方自治法を自治法と表記する。)

項 目	民 法	自 治 法
時効期間	10年 民法第167条第1項	5年 自治法第236条第1項
援 用	必要 民法第145条	不要 自治法第236条第2項
時効利益の放棄	時効の完成後可 民法第146条	不可 自治法第236条第2項
中断事由	裁判上の請求等 民法第147条第1項	納入通知、督促 自治法第236条第4項

地方自治法第236条第1項から第4項は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の消滅時効について定めている。

当然のことながら、私法上の債権は、民法や商法が時効について規定していることから、地方公共団体の金銭債権であっても、「時効に関し他の法律に定めのあるもの・・・」、「法律に特別の定めがある・・・」といった地方自治法第236条第1項又は第2項を根拠として、民法や商法の規定が適用されることになる。

前提として公債権と私債権の区分の基本は、法律の規定に基づいて発生しているか否かであるが、法律の規定に基づく債権が全て公法上の債権となるわけではなく、個別判断が必要となるものもある。

公債権は、時効が5年で時効の援用が不要であるのに対して、私債権は、時効が原則10年で時効の援用が必要であるため、長野市が有する公債権及び私債権については、債権管理上大きく性質が異なる。

第4 市税の概要

4.1 市税条例に定められる市税の種類

長野市市税条例第3条では、税目について以下のとおり定めている。

第3条 市税として課する普通税は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市たばこ税
- (5) 鉱産税
- (6) 特別土地保有税

2 市税として課する目的税は、次に掲げるものとする。

- (1) 入湯税
- (2) 事業所税

長野市が課税主体となる税金は、大きく分けて2種類の性格で区分されている。

一つは普通税と呼ばれる税金であり、その税収が他の収入と一緒にされて、使い道を特定しない様々な支出目的のために使われる性格を有する。

もう一つは目的税と呼ばれる税金であり、支出目的があらかじめ指定された特定支出目的のために税収が支出される性格を有する。

4.2 市税担当部署及び事務分掌

(平成30.4.1現在)

部	課	担当	事務分掌							計	
			課長	主幹	補佐	専門員	係長	主査	主事		主事補
財政部	市税課	税制・法人担当	1 (1)	2		2 (1)	4 (2)	5 (3)		11 (6)	(1) 課の庶務に関する事。 (2) 公印の管守に関する事。 (3) 税務事務運営の企画、調整及び総括に関する事。 (4) 税の調定及び統計の総括に関する事。 (5) 国及び県税の交付金に関する事。 (6) 税務窓口研修に関する事。 (7) 法人の市民税の賦課に関する事。 (8) 法人の市民税の調査に関する事。 (9) 法人の市民税及び事業所税の申告指導に関する事。 (10) 諸税の賦課に関する事。 (11) 諸税の調査に関する事。 (12) 道路運送車両法による臨時運行に関する事。 (13) 諸証明に関する事。
		個人担当1班				3 (1)	3 (1)	2 (1)		8 (3)	(1) 普通徴収にかかる個人の市民税及び県民税の賦課に関する事。 (2) 個人の市民税及び県民税に係る所得の調査に関する事。 (3) 個人の市民税及び県民税の申告指導に関する事。
		個人担当2班				2 (1)	2 (2)	6 (1)		10 (4)	
		個人担当3班				1 (2)	3 (2)	4 (2)	1 (1)	9 (5)	(1) 特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課に関する事。 (2) 個人の市民税及び県民税に係る所得のうち給与及び退職所得の調査に関する事
	合計		1 (1)	2	8 (3)	12 (7)	17 (7)	1 (1)	41 (19)		

()内 女性職員

(平成30.4.1現在)

部	課	担当	事務分掌									
			課長	主幹	補佐	専門員	係長	主査	主事	主事補	計	
財政部	資産課	台帳管理担当	1		4		3 (1)	6 (3)	2 (1)		11 (5)	(1) 課の庶務に関する事 (2) 公印の管守に関する事 (3) 国有資産等所在市町村交付金に関する事 (4) 調定及び統計に関する事 (5) 土地、家屋課税台帳等の整備保管に関する事 (6) 賦課に関する事 (7) 納税管理人に関する事 (8) 諸証明に関する事
		土地評価担当					3 (1)	6 (3)	5 (3)	14 (7)	(1) 固定資産の評価に関する事 (2) 賦課に関する事 (3) 地籍図の整備保管に関する事 (4) 特別土地保有税に関する事	
		家屋評価担当				1 (1)	2 (4)	12 (4)	4	1	20 (5)	(1) 固定資産の評価に関する事 (2) 賦課に関する事
		償却資産担当					1 (1)	3 (1)	1 (1)	5 (2)	(1) 固定資産の評価に関する事 (2) 賦課に関する事 (3) 償却資産課税台帳の整備保管に関する事	
合 計			1	4	1 (1)	9 (2)	27 (11)	12 (5)	1	55 (19)		

()内 女性職員

4.3 市税等の質問検査権

市町村の徴税吏員は、地方税法の定めるところにより、「市税の賦課徴収のための質問検査権」が行使できる旨を定めている。この市税の賦課徴収のための質問検査権は、適正な課税処分を行うための資料等を得ることを目的としており、行政目的の調査権として規定される。

法に基づく課税を適正かつ公平に実現するため、徴税機関自らが課税の基礎事実を正確に把握する必要があるため、そのためには収集した各種の資料をもって判断するばかりでなく、必要がある場合には納税義務者に対して帳簿書類の提示を求めるなどし、質問、検査等を行うことができなければならない。これにより課税事実の把握の実行が期待され、不用意な質問検査の拒否や妨害を防止するため罰則規定も設けられている。なお、地方税法では、「税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては・・・」と定めており、賦課徴収に関する調査は、賦課徴収に関して必要とされる事項、つまりは、納税義務の有無、課税標準額、税額計算、納税といった徴税手続の進行上の必要な調査をいうと解せられている。よって、申告するべき者が申告しなかったような場合でもこれに該当することとなる。

長野市では、この質問検査権の行使事例として、償却資産税の調査がその筆頭であり、任意に行われる調査であることから、事前に納税者側に事前通知している。事前通知することで納税者は当日までに必要な帳簿書類を準備することができるとともに理解も得られ、調査を効果的に実施できる。

地方税法に定めた各税目の質問検査権は以下のとおりである。

根拠となる地方税法の 条文数	税 目
地方税法第 298 条	徴税吏員の市町村民税に関する調査に係る質問検査権
地方税法第 353 条	徴税吏員の固定資産税に関する調査に係る質問検査権
地方税法第 450 条	徴税吏員の軽自動車税に関する調査に係る質問検査権
地方税法第 470 条	徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る質問検査権
地方税法第 525 条	徴税吏員の鉱産税に関する調査に係る質問検査権
地方税法第 701 条の 5	徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権
地方税法第 701 条の 35	徴税吏員の事業所税に関する調査に係る質問検査権

4.4 賦課事務の使用ソフト

昭和 60 年から住民記録・印鑑情報のオンラインシステムが稼働して以降、住民記録のデータを共通利用する住民情報システムとして、各種税・国保・年金・福祉システムがホストコンピュータで稼働していた。

稼働後の数々の法改正に個別改修で対応してきた結果、システムが複雑化し、個人番号（マイナンバー）制度や社会保障制度改革に確実に対応することが困難な状況となっ

てきていた。この課題を解決するには、業務に必要な機能があらかじめ実装され、法改正に対しても納入業者のサポートにより確実に対応できるパッケージシステムを、カスタマイズせずに導入することが有効であり、地域住民の生活スタイルの変化に伴う住民ニーズの多様化により、市が担うべき住民サービスには、従来に増しての柔軟性とスピード、正確性と公平性が求められるとして、長野市税系システムを富士通製パッケージ「住民情報ソリューション MICJET 税務情報システム（以下「税務システム」という。）」で再構築することとなった。本システムは、平成 29 年 1 月 4 日から実質稼働している。長野市において税務システムの区分と機能概要は次のとおり。

住民情報ソリューションMICJET税務情報システム

システム区分	システム機能
個人住民税システム	各種資料入力、資料併合、賦課計算処理、照会、イメージ管理、各種統計、調査資料作成、各種帳票発行
法人住民税システム	法人情報管理、申告管理、申告賦課処理、照会、各種統計、調査資料作成、各種帳票発行
固定資産税システム	土地管理、家屋管理、償却管理、共有管理、照会、賦課計算処理、各種統計、調査資料作成、各種帳票発行
軽自動車税システム	車両管理、賦課計算処理、照会、軽自動車検査協会連携、各種統計、調査資料作成、各種帳票発行
事業所税システム	事業所管理、申告管理、照会、申告賦課処理、各種統計、調査資料作成、各種帳票発行
市たばこ税システム	義務者管理、申告管理、手持品課税申告管理、照会、申告賦課処理、各種統計、調査資料作成、各種帳票発行
入湯税システム	義務者管理、申告管理、照会、申告賦課処理、各種統計、調査資料作成、各種帳票発行

4.5 ふるさと納税

ふるさと納税は、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる事のできる貴重な機会であり、何よりも納税者が寄附先を選択する制度である。

この制度活用による自治体への効果は、ふるさと納税そのものが寄附者の意思により一年を通じて何時でもできることから、収入の早期確保が期待でき、広範囲から財政収入を確保できること、災害による被災地の復旧、復興に役立てることができることである。

反面、地域住民が他の自治体に寄附してしまう、あるいは制度の特徴ともいえる返礼品コストがかかるなどのリスクを負うという一面もある。

4.5.1 ふるさと納税導入の趣旨

ふるさと納税制度の導入について、総務省では次のとおり見解を公表している。

地方で生まれ育ち都会に出てきた方には、誰でもふるさとへ恩返ししたい思いがあり、

育ててくれた、支えてくれた、一人前にしてくれたという感謝の気持ちをふるさとへ還元することが出来ればどんなに良いことか。都会で暮らすようになり、仕事に就き、納税し始めると、実際に住んでいる自治体に納税することになる。税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みができないか。そのような想いのもと、「ふるさと納税」は導入された。(総務省 HP から)

4.5.2 ふるさと納税の目的と始まり

ふるさと納税が始まった背景には労働人口が都市部に集中している現状があり、これらの人達も過去においては故郷の市町村の自治体が提供している医療、学校や福祉などの住民サービスの恩恵を受けてきた。故郷である自治体に対して自分の意志で納税できる仕組みがあれば地方の自治体に対しての恩返しができるとして制度化され「ふるさと納税」という名前でスタートした。

制度の名前には「納税」とあるが、都道府県または市町村へ寄附を行うことで寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除される仕組みである。ふるさと納税をすれば自動的に税金が安くなるのではなく、各人の年税額の一部に充当されて控除されるという事である。また、控除されるためには確定申告など一定の手続きが必要となる。

ふるさと納税には三つの大きな意義がある。

第一に、納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。第二に、生まれ故郷は勿論のこと、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であること。第三に、自治体が国民に取組をアピールする事でふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むことである。

ふるさと納税制度は、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会につながり、人を育て、自然を守る、地方の環境を育みつつ、選んでもらうに相応しい、地域のありかたを改めて考えるきっかけへとつなげていく制度である。

4.5.3 仕組みと流れ

ふるさと納税の仕組みと流れについては以下のとおり。

4.5.3.1 自治体を選ぶ

ふるさと納税をするには、まず寄附する自治体を選ぶ必要がある。選定理由は色々あると思われるが、その主な理由としては、「寄附したい思い入れのある場所がある。」「返礼品で好みの物が欲しい。」「寄附によるお金の使い道が気に入った。」などが考えられる。

具体的に寄附したい自治体が決まっている場合には、目的の自治体の公式サイトにアクセスし、そうでない場合には、納税サイトを利用することとなる。

4.5.3.2 申請・納付する

自治体がふるさと納税について直接受付している場合には、その自治体の公式サイトや役所の窓口などで申請書をあらかじめ入手し、所定の内容を記入後、郵送、Fax、電子メール等指定された方法により申請書を送付。その後、自治体から銀行等の払込用紙など寄附金の納入に必要な書類が送られて来たら納付する。

納税サイトから申請を行う場合、1 納税サイトから好みの返礼品を選び、2 必要事項などの選択・チェックを行い、「寄附を申し込む」などのアイコンから手続きに進み、3 カード決済または銀行振り込み等により寄附金を納付する。4 寄附金額が確認されると、返礼品が手元に送られる。

4.5.3.3 控除の方法

寄附金控除については、確定申告をするかワンストップ特例を利用するかの何れかの方法による。

確定申告の方法を選択した場合には、寄附したことによって発行される「寄附金受領証明書」を使って、所得税の確定申告又は住民税申告手続きを行う必要があり、ワンストップ特例制度の方法を選択した場合には、寄附したふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、ふるさと納税を行う際に、各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要がある。

4.5.3.4 ふるさと納税収支推移

ふるさと納税収支推移

(1) 収支内訳表の前提

- ①長野市のふるさと納税額は、企画課の「ふるさと“ながの”応援寄附」とスポーツ課の「ながの夢応援基金」の両方の個人からの寄附の合計になっている。
- ②経費については、ふるさと納税には該当しない企業からの寄附への対応分が含まれる。
- ③平成25年度から平成27年度までは、南長野運動公園総合球技場整備事業寄附により寄附額が特異的に増加している。

(2) ふるさと納税収支内訳表

平成 29 年度分

支出の部		収入の部	
摘要科目	金額	摘要科目	金額
返礼品の調達費	1,330 千円	ふるさと納税額	13,389 千円
返礼品の送付費	309 千円		
広 報 費	192 千円		
決 済 費	77 千円		
事務等その他費(証明書送料)	1,222 千円		
合計金額	3,132 千円	合計金額	13,389 千円

※返礼品(P R 品)概要:平成 29 年 6 月から、1 万円から 2 万円未満の寄附者へは 2,000 円(税込)相当、2 万円以上の寄附者へは 5,000 円(税込)相当の農産物や加工品などを長野市の魅力を伝える P R 品として送付。市外在住者に限る。

平成 28 年度分

支出の部		収入の部	
摘要科目	金額	摘要科目	金額
返礼品の調達費	0 千円	ふるさと納税額	6,860 千円
返礼品の送付費	0 千円		
広 報 費	88 千円		
決 済 費	35 千円		
事務等その他費(証明書送料)	144 千円		
合計金額	268 千円	合計金額	6,860 千円

平成 27 年度分

支出の部		収入の部	
摘要科目	金額	摘要科目	金額
返礼品の調達費	0 千円	ふるさと納税額	13,073 千円
広 報 費	119 千円		
決 済 費	53 千円		
事務等その他費	1,204 千円		
通信運搬費(証明書等送料)	348 千円		
合計金額	1,726 千円	合計金額	13,073 千円

※事務等その他費に、南長野運動公園総合球技場整備事業寄附者銘板設置工事を含む。
平成 26 年度分

支出の部		収入の部	
摘要科目	金額	摘要科目	金額
返礼品の調達費	421 千円	ふるさと納税額	25,655 千円
広 報 費	168 千円		
決 済 費	53 千円		
事務等その他費	13 千円		
通信運搬費(証明書等 送料)	388 千円		
合計金額	1,045 千円	合計金額	25,655 千円

平成 25 年度分

支出の部		収入の部	
摘要科目	金額	摘要科目	金額
返礼品の調達費	1,549 千円	ふるさと納税額	18,779 千円
広 報 費	527 千円		
決 済 費	0 千円		
事務等その他費	0 千円		
通信運搬費(証明書 等送料)	122 千円		
合計金額	2,199 千円	合計金額	18,779 千円

※ホームタウンながの推進事業と一体となっている。

4.5.3.5 長野市でのふるさと納税の実例と課題

ふるさと納税に関する長野市の対応は、ふるさと納税の使い道を寄附者に伝え、取り組みの趣旨に賛同してもらう事を大切にしている。ふるさと納税の募集に当たっては、複数の具体的な使い道の中から寄附先を選択できるようにしており、一例を挙げると、松代城の本来の姿を取り戻すための復元プロジェクトや国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された戸隠神社の門前町に景観を維持向上するための住宅等の修理・修景、後継者不足に悩む伝統的工芸品「戸隠村細工」の技術を未来へ繋ぐための人材育成等で必要な財源を募っている。これらの寄附に対する返礼として、寄附者には、非公開部分を見学できる松代城の特別案内、戸隠竹細工の森保全活動体験会への招待などを行っている。

一方、他の一部の自治体では、ふるさと納税の返礼品に関して、その調達費が寄附額の 50%を超える高額返礼品を準備しているものもあり、最近では問題化されている。

総務省は、返礼品に関し、調達費が寄附額の30%を超えないように自治体に要請するとともに、税制の改正を進めている。ふるさと納税の本来の趣旨からすると、返礼品は地場産品等に限定されたうえで各自治体の節度が求められることになる。高額返礼品は自治体の過度な競争を生じさせ、本来の地方への還元の趣旨を逸脱しかねない状況にある。

このような制度の背景を受けて、長野市のふるさと納税制度を活用した寄附金額の推移と1件当たりの平均額は次のようになる。

ふるさと納税に係る収入金額推移表

単位：千円

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
寄附口数	458	553	375	123	474
寄附金額	18,779	25,655	13,073	6,860	13,389
1件当たり平均額	41	46	35	56	28

※企画課受付のふるさと“ながの”応援寄附とスポーツ課受付のながの夢応援基金に寄せられた個人からの寄附の合算。

※企画課受付分には、南長野運動公園総合球技場整備への寄附を受付している。

※寄附口数の単位は件

ふるさと納税に係る寄付金控除額推移表

単位：千円

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
寄附金控除件数	262	403	1,128	2,696	4,361
寄附金控除額	3,978	8,273	23,879	115,379	192,221
1件当たり平均額	15	20	21	42	44

・記載された数値のうち25年度から27年度までは、市町村税課税状況等の調の第42表によるもの（基準日7月1日現在）で、28年度以降は「ふるさと納税現況調査（調査票B）」によるもの。

・各数値は市町村民税のみの数値

・寄附金控除額は推計値を含む（28・29年度は総務省HPに公開されている数値を引用）

長野市では、平成29年6月から、一部のふるさと納税ポータルサイトと連携を開始し、以後順次他のポータルサイトとも連携を図り、産地品に限定した返礼品の送付を可能としたふるさと納税を開始している。

民間企業が実施したふるさと納税制度のあり様に関する全国アンケートでは、次のような結果が出されている。

Q：ふるさと納税の制度を利用した最初のきっかけは何か。

A：返礼品が欲しかったから 51.2%

税金対策になるから 44.5%

Q：寄附をした自治体を選んだ理由は何か。

A：返礼品が魅力的だったから 72.3%

寄附金の使い道に共感 25.3%

アンケート結果から理解できるように、寄附者によるこれまでのふるさと納税の重要な判断要素は返礼品の内容によっている。よって、ふるさと納税制度の趣旨がしっかりと理解されることは重要であるが、同時に返礼品の候補選びも重要な位置づけとなる事が理解できる。また、総務省の発表によると、ふるさと納税制度自体、各自治体において対応がまちまちであり、返礼品調達原価の不均衡等、自治体の対応も統一されていないことも課題として認識される。

長野市では、市民が長野市に対してふるさと納税による寄附をする場合、これを禁止はしていないが、返礼品の送付はしていない。この事については、民間の運営するポータルサイトにも明記されている。また、過去のふるさと納税による寄附金受領額は、年度末に基金へ積み、次年度において予算化され、2年後の事業費に充当されていたが、平成29年6月以降に集まった寄附額は、当年の事業費に充当されるよう変更されており、寄附者の意思が早期に反映されるようになっている。

平成30年11月には、信濃毎日新聞社の取材に対して、10月末時点でふるさと納税による寄附額が1億2千万円余となり昨年実績の12倍以上に達し、寄附見込み額を当初の倍の2億円に増額する予算案を提出したこと、反面、他の自治体への寄附による市民への市民税控除額は本年度約2億5千万円余で、差し引きして赤字になることを公表した。そして赤字の拡大は看過できないとして、返礼品の種類を約300種類に拡大している。

ふるさと納税制度は自治体の返礼品競争になっており、総務省も歯止めをかけるべく制度の整備に乗り出している。今後においても、過度な競争に巻き込まれることなく堅実に長野市の景観や施設を利用した体験会等を積極的に返礼品の対象として盛り込み、長野市として魅力ある制度になるよう工夫が必要である。

第5 市税収納の概要

5.1 収納担当部署及び事務分掌

(平成30.4.1現在)

部	課	担当									事務分掌	
			課長	主幹	補佐	専門員	係長	主査	主事	主事補		計
財 政 部	収 納 課	収納管理担当	1		2 (特別滞納整理室長を含む)		3	3 (2)	2 (1)		8 (3)	(1) 課の庶務に関する事 (2) 公印の管守に関する事 (3) 県民税の納付に関する事 (4) 統計に関する事 (5) 徴収原簿の整理保管に関する事 (6) 督促状の発付に関する事 (7) 市税の収入整理に関する事 (8) 過誤納金の還付及び充當に関する事 (9) 滞納繰越事務に関する事 (10) 納税証明に関する事
		徴収総務担当				1	3	1 (1)	1 (1)	6 (2)	(1) 滞納処分と強制執行との調整手続きに関する事 (2) 異議申立ての処理に関する事 (3) 徴税関係機関との連絡調整に関する事 (4) 市税の徴収嘱託及び受託に関する事 (5) 市税の滞納整理に関する事 (6) 市税の滞納処分に関する事	
		徴収担当1班					2	1 (1)	2 (1)	5 (2)	(1) 市税の滞納整理に関する事 (2) 市税の滞納処分に関する事	
		徴収担当2班				1	1 (1)	3 (1)		5 (2)		
		徴収担当3班					2	2 (1)	1	5 (1)		
		特別滞納整理室					1	1	1	3	(1) 徴収困難な市税の滞納整理に関する事 (2) 公売に関する事	
		派遣					1		1		2	
合 計		1	1	2	2	12 (1)	12 (6)	7 (3)		37 (10)		

()内 女性職員

徴収担当 1 班～ 3 班の担当地区について（H30. 10. 1 現在）

徴収担当 1 班：第三地区、第四地区、第五地区、古牧、三輪、古里、柳原、朝陽、若穂、
豊野

徴収担当 2 班：第一地区、第二地区、芹田、浅川、小田切、芋井、篠ノ井、川中島、信
更、戸隠、鬼無里、信州新町、中条

徴収担当 3 班：吉田、大豆島、若槻、長沼、安茂里、松代、更北、七二会、大岡、市外
一部（千曲市、坂城町）

派遣の 2 名は、長野県地方税滞納整理機構への派遣である。

5.2 収納事務の使用ソフト

収納課では、収納事務と徴収事務の大きく分けて二つの業務に対応するため、2 種類
の管理ソフトを使用している。

一つの使用ソフトは収納業務に必要な業務遂行のため他課との情報共有を得るため
のソフトで税システムであり、その機能概要は次のとおりである。

収納システム	収入金管理、口座振替管理、仮消込管理、調定情報 管理、過誤納管理、督促管理、返戻公示管理、照会、 各種統計、調査資料作成、各種帳票発行
--------	---

もう一つの使用ソフトは滞納管理業務を遂行するためのソフトで THINK TAX システム
であり、このソフトについては収納課独自に使用されるソフトで、他課との情報共有は
図られていない。機能概要は次のとおり。

滞納システム	滞納情報管理、分納誓約管理、債務承認管理、納付 受託管理、時効管理、催告管理、財産調査管理、執行 停止管理、猶予管理、交付要求管理、処分管理、承継 管理
--------	---

第 6 国民健康保険料（特別会計）の概要

被保険者の推移

年 度	被保険者数（人）
29 年度	100,088
28 年度	105,503
27 年度	110,505
26 年度	115,779
25 年度	119,519

国民健康保険特別会計の状況

歳入

歳出

科 目	予算額 (千円)	決算額 (千円)	科 目	予算額 (千円)	決算額 (千円)
国民健康保険料	7,248,461	6,939,947	総 務 費	447,819	417,749
使用料及び手数料	4,530	3,692	保 険 給 付 費	25,527,528	24,207,300
国 庫 支 出 金	7,964,171	8,392,578	後期高齢者支援金等	4,655,936	4,404,674
県 支 出 金	1,953,832	1,620,012	前期高齢者納付金等	16,048	16,046
療養給付費等交付金	537,861	446,929	老人保健拠出金	147	93
前期高齢者交付金	11,525,056	11,126,880	介 護 納 付 金	1,706,969	1,628,780
共同事業交付金	9,901,450	8,567,215	共同事業拠出金	9,596,509	8,211,852
財 産 収 入	1,242	1,241	保 健 事 業 費	648,029	553,802
繰 入 金	3,704,773	3,468,165	積 立 金	1,242	1,241
繰 越 金	110,789	110,789	諸 支 出 金	291,791	288,589
諸 収 入	39,853	45,760	予 備 費	100,000	0
合 計	42,992,018	40,723,214	合 計	42,992,018	39,730,131

6.1 国民健康保険の調定額及び収納額推移

国民健康保険料調定額推移

単位：千円

区 分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	決算時	構成比	決算時	構成比	決算時	構成比	決算時	構成比	決算時	構成比
一 般 分	6,673,014	76.0%	6,648,471	77.3%	6,498,950	79.6%	6,505,372	81.9%	7,126,773	85.1%
退 職 分	701,993	8.0%	588,390	6.8%	394,838	4.8%	241,237	3.0%	135,925	1.6%
滞納繰越分	1,396,739	16.0%	1,358,630	15.9%	1,266,726	15.6%	1,201,642	15.1%	1,114,429	13.3%
合 計	8,771,746	100.0%	8,595,491	100.0%	8,160,514	100.0%	7,948,251	100.0%	8,377,127	100.0%

国民健康保険料収納額推移

単位：千円

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
現年度一般分	6,102,451	6,094,734	5,962,569	5,988,335	6,587,891
現年度退職分	678,750	570,140	380,644	232,102	130,236
現年度合計	6,781,201	6,664,874	6,343,213	6,220,437	6,718,127
滞納繰越分	240,566	217,321	194,570	203,178	221,820
合 計	7,021,767	6,882,195	6,537,783	6,423,615	6,939,947

6.2 人員体制

区 分		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	合計
所属部署	管理職	0	0	0	6	6
	賦課担当	3	2	3	1	9
	収納担当	2	3	5	0	10
	給付担当	4	1	4	0	9
	健診担当	0	0	2	0	2
	国民年金室	1	2	2	0	5
	小 計	10	8	16	7	41
経験年数	～1年未満	3	1	4	2	10
	1年以上2年未満	1	2	6	3	12
	2年以上3年未満	4	2	2	0	8
	3年以上4年未満	0	1	2	1	4
	4年以上5年未満	1	1	0	1	3
	5年以上6年未満	1	1	2	0	4
	小 計	10	8	16	7	41

収納関係に関する業務担当は、正規職員（収納担当者）は、11名（担当管理職含む）で、収入管理、口座振替、還付などを行う管理担当と滞納整理等を行う収納担当事務に分かれ業務を実施している。

第7 介護保険料（特別会計）の概要

被保険者（第I号65歳以上）の推移

（年度末現在）

年 度	被保険者数（人）	65歳以上75歳未満	75歳以上
29年度	109,123	51,648	57,475
28年度	108,101	51,788	56,313
27年度	106,792	51,599	55,193
26年度	104,763	50,876	53,887
25年度	102,280	49,225	53,055

介護保険特別会計（当初予算・決算）

（平成29年度）

歳入（保険事業勘定）			歳出（保険事業勘定）		
科目	予算額（千円）	決算額（千円）	科目	予算額（千円）	決算額（千円）
介護保険料	7,121,113	7,096,992	総務費	852,031	803,777
使用料・手数料	2,033	4,424	保険給付費	31,827,578	29,785,993
国庫支出金	8,121,006	7,766,215	地域支援事業費	1,622,789	1,565,437
支払基金交付金	9,230,826	8,601,964	基金積立金	786	1,218
県支出金	4,768,521	4,508,438	公債費		
財産収入	786	1,218	予備費		
繰入金	5,047,755	4,680,558	諸支出金	8,816	342,581
繰越金	4,166	347,247	合計	34,312,000	32,499,008
諸収入	14,843	19,188			
合計	34,312,000	33,026,248			

歳入（介護サービス事業勘定）			歳出（介護サービス事業勘定）		
科目	予算額（千円）	決算額（千円）	科目	予算額（千円）	決算額（千円）
サービス収入	19,299	5,926	総務費	2,822	1,881
繰越金	1	0	サービス事業費	16,478	4,044
合計	19,300	5,926	合計	19,300	5,926

7.1 介護保険の調定額及び収納額の推移

第1号被保険者 介護保険料調定額推移

単位：千円

区分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	決算時	構成比	決算時	構成比	決算時	構成比	決算時	構成比	決算時	構成比
特別徴収	5,333,462	90.1%	5,493,140	89.9%	6,363,832	91.0%	6,528,629	91.2%	6,595,109	91.1%
普通徴収	494,972	8.4%	519,261	8.5%	532,764	7.6%	523,564	7.3%	537,520	7.4%
滞納繰越分	88,625	1.5%	96,342	1.6%	100,290	1.4%	104,223	1.5%	107,331	1.5%
合計	5,917,060	100.0%	6,108,744	100.0%	6,996,886	100.0%	7,156,417	100.0%	7,239,961	100.0%

介護保険料収納額推移

単位：千円

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
現年度特別徴収	5,333,462	5,493,140	6,363,832	6,528,629	6,595,109
現年度普通徴収	494,972	519,261	532,764	523,554	537,520
現年度合計	5,828,435	6,012,402	6,896,596	7,052,194	7,132,530
滞納繰越分	88,525	96,342	100,290	104,223	107,331
合計	5,917,060	6,108,744	6,996,886	7,156,417	7,239,961

7.2 人員体制

保健福祉部介護保険課職員数及び内訳

区分		10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	合計
所属部署	管理職					4	4
	賦課・収納担当		3	2	1	2	8
	サービス担当		3	1	5		9
	認定担当	1	2	4	1	1	9
	長野広域連合					1	1
	小計	1	8	7	7	8	31
経験年数	～1年未満		2	1	1	2	6
	1年以上2年未満	1	2	1	4	2	10
	2年以上3年未満		2	2	2	2	8
	3年以上4年未満		1	2		2	5
	4年以上5年未満		1				1
	5年以上6年未満			1			1
	小計	1	8	7	7	8	31

第8 使用料の概要

8.1 市営住宅等使用料の調定額及び収納額推移

過去5年間の市営住宅等使用料の調定額及び収納状況の推移は以下のとおりである。

市営住宅使用料調定額推移

年度	件数（件）	調定金額（千円）
平成25年	36,251	773,201
平成26年	36,744	753,366
平成27年	35,270	726,007
平成28年	34,317	712,937
平成29年	33,424	692,320

市営住宅駐車場使用料調定額推移

年度	件数（件）	調定金額（千円）
平成25年	8,253	24,314
平成26年	8,177	23,420
平成27年	7,837	22,613
平成28年	7,742	22,473
平成29年	7,463	21,513

特公賃・定住促進・厚生住宅使用料調定額推移

年度	件数（件）	調定金額（千円）
平成25年	1,028	31,627
平成26年	1,047	31,375
平成27年	970	27,718
平成28年	874	25,701
平成29年	818	24,605

市営住宅等使用料収入額推移

(単位:千円)

	25年	26年	27年	28年	29年
市営住宅使用料	695,905	680,628	660,006	649,836	630,192
特定公共賃貸住宅使用料	20,379	18,055	16,263	15,440	15,274
厚生住宅使用料	3,202	3,515	2,955	3,219	2,564
若者向住宅使用料	7,271	9,437	8,124	6,921	6,607
市営住宅駐車場使用料	22,270	21,642	20,884	20,858	20,109
合 計 額	749,027	733,277	708,232	696,274	674,746

8.2 住宅課の人員体制

建設部住宅課職員数及び内訳

区 分		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	合 計
所属部署	管 理 職				4	4
	企画担当		1	1	2	4
	建設担当		2	1		3
	維持担当	1	3	1		5
	管理担当		1	2	1	4
	小 計	1	7	5	7	20
経験年数	～1年未満	1	2	2	2	7
	1年以上2年未満		2	1	2	5
	2年以上3年未満		2	1	2	5
	3年以上4年未満		1		1	2
	4年以上5年未満					0
	5年以上6年未満			1		1
	小 計	1	7	5	7	20

8.3 保育料の調定額及び収納額推移

過去5年間の保育料の調定額及び収納状況の推移は以下のとおりである。

保育料収入額推移

(単位:千円)

	25年	26年	27年	28年	29年
調定額	2,055,454	2,094,067	1,908,978	1,919,889	1,883,531
収入額	1,987,123	2,023,151	1,840,334	1,853,431	1,822,941

8.4 保育・幼稚園課の人員体制

保育・幼稚園課職員数及び内訳

区 分		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	合計
所属部署	管理職			1	5	6
	管理担当	1	1	3	3	8
	企画担当			3		3
	支援担当	4	3	7	1	15
	運営担当	4	5	1	2	12
	小 計	9	9	15	11	44
経験年数	～1年未満	4	4	5	2	15
	1年以上2年未満	2	1	5	6	14
	2年以上3年未満	1	3	1	0	5
	3年以上4年未満	2	1	3	2	8
	4年以上5年未満	0	0	0	1	1
	5年以上6年未満			1		1
	小 計	9	9	15	11	44

第9 マイナンバー（個人番号）制度の活用状況

マイナンバーとは、行政を効率化し国民の利便性を高め公平公正な社会を実現する社会基礎となるもので、住民票を有する全ての人に一人一つの番号を付すことで、個人情報を一括して紐付けすることが可能となる制度である。

9.1 マイナンバー制度の概要

マイナンバーとは、日本に住民票を有するすべての方（外国人の方も含まれる。）が持つ12桁の番号で、原則、生涯同じ番号を使用し自由に変更することはできない。このマイナンバーは、社会保障、税、災害対策の3分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される。

社会保障、税、災害対策の3分野について、分野横断的な共通の番号を導入することで、個人の特定を確実にかつ迅速に行うことが可能になり、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現を図るものである。

マイナンバーは、その性質上、非常に重要な個人情報と位置付けられており、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、いわゆる番号法によって、利用者や利用範囲が厳しく制限されている。マイナンバーの利用は、法律で定められた、社会保障、税、災害対策分野の行政手続きのみに限定され、本人の同意があつたとしても、目的外での利用は認められない。また、家族が代理人としてマイナンバーを利用する際にも委任状の提示が義務付けられるなど、運用においても厳しいルールが課せられている。

制度導入の効果として、一般的には、行政事務の効率化、国民の利便性の向上、公平・

公正な社会の実現の3つが強調されており、番号法が施行される前までは、行政機関ごとに異なるルールで管理されていた個人情報、マイナンバーを軸に機関を超えて情報を結びつけることが可能となり、事務がより正確に効率的に行われる効果が発揮される。

9.1.1 マイナンバーとマイナンバーカード

マイナンバーとは、日本国内の全住民に指定・通知されている12桁の番号を言い、番号法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務手続に限って使用される。当然、取得・利用・提供・保管・安全管理などには一定のルールがあり、番号法に定める場合を除き、収集・保管は禁止される。各人に当初配布されるのは通知カードであり、これはマイナンバーを知らせるカードという機能のみを有するだけで、このカードだけをもって本人確認書類とすることはできない。

マイナンバーカードとは、マイナンバーの通知後、申請により交付される顔写真入りのプラスチック製カードを言う。マイナンバーの確認と本人確認をこのカード1枚で行うことができる。マイナンバーカードの表面には写真入りの身分証明書として、官民間問わず広く利用可能であり、ICチップ内に電子的に個人を認証する機能（電子証明書）を搭載しているため、民間事業者も含め様々な用途に利用可能となっている。

9.1.2 マイナンバー制度の情報連携

情報連携とは、番号法に基づき、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間でマイナンバーから生成された符号をもとに特定個人情報をやり取りすることをいう。

情報連携により、各種手続きの際にマイナンバーを申請書等に記入することで、住民が行政機関等に提出する必要があった書類を省略することができるようになる。（下記は情報連携の本格実施となった平成29年11月13日時点の一例である。）

申請項目	申請先	省略可能な書類の例
保育園や幼稚園の利用に当たっての認定（子ども・子育て支援法）	保育・幼稚園課	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給証明書 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・課税証明書 ※1
児童手当の申請（児童手当法）	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・課税証明書 ・住民票 ※1
児童扶養手当の申請（児童扶養手当法）	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票 ・課税証明書 ・特別児童扶養手当証書
ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・課税証明書 ・生活保護受給証明書

(母子及び父子並びに寡婦福祉法)		・ 児童扶養手当証書
生活保護の申請 (生活保護法)	生活支援課	・ 課税証明書 ・ 雇用保険受給資格者証 ・ 児童扶養手当証書 ・ 特別児童扶養手当証書
特別児童扶養手当の支給の申請 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	障害福祉課	・ 住民票 ・ 課税証明書
障害福祉サービスの申請 (障害者総合支援法)	障害福祉課	・ 住民票 ・ 課税証明書 ・ 生活保護受給証明書
被保険者証交付の申請 (介護保険法)	介護保険課	・ 健康保険証 ※2
保険料の減免申請 (介護保険法)	介護保険課	・ 住民票 ・ 課税証明書 ・ 生活保護受給証明書
公営住宅の入居の申請 (公営住宅法)	住宅課	・ 住民票 ・ 課税証明書 ・ 生活保護受給証明書

※1 平成30年7月以降省略可能となる見込みの書類

※2 国共済、地共済、私学共済、一部の健康保険組合等や、協会けんぽの被扶養者に関する手続きについては、引続き健康保険証が必要。

9.2 マイナンバーカードの取得状況

マイナンバーカードの団体区分別交付枚数等（平成29年5月15日現在）

区 分	人 口 (H28.1.1時点)	交付枚数 (H29.5.15時点)	人口に対する交付枚数率
全 国	128,066,211	11,474,475	9.00%
内、特別区	9,205,712	1,016,430	11.00%
内、政令指定都	27,333,950	2,647,022	9.70%
内、政令指定都 市を除く市	80,281,895	6,947,022	8.70%
内、町村	11,244,654	863,894	7.70%

市の交付枚数率上位7位と長野県全域の交付枚数率

団体名	人口 (H28.1.1時点)	交付枚数 (H29.5.15時点)	人口に対する交付枚数率
宮崎県都城市	168,448	32,267	19.20%
奈良県橿原市	124,113	20,666	16.70%
愛媛県西予市	40,426	6,173	15.30%
宮崎県串間市	19,636	2,943	15.00%
奈良県生駒市	120,944	17,883	14.80%
兵庫県芦屋市	96,748	14,126	14.60%
東京都日野市	182,765	26,299	14.40%
長野県全域	2,137,666	158,053	7.40%

年度末、世代別マイナンバーカードの取得状況は次のとおりである。

交付者数

単位：人

区分	0歳～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～
平成27年度末交付者数	6657 (平成27年度は詳細記録なし)					
平成28年度末交付者数	1,350	1,654	2,154	2,889	3,586	15,260
平成29年度末交付者数	1,561	1,954	2,675	3,609	4,441	19,561

各年度末における世代別のマイナンバーの積み上げ方式による取得状況をみると、平成27年度中は詳細な記録はないものの、6,657人が所得しており、平成28年度末には、取得人数が26,893人、平成29年度末には33,801人が取得しており、マイナンバーカード取得率は平成30年3月末長野市人口に占める割合としては、8.9%となっている。

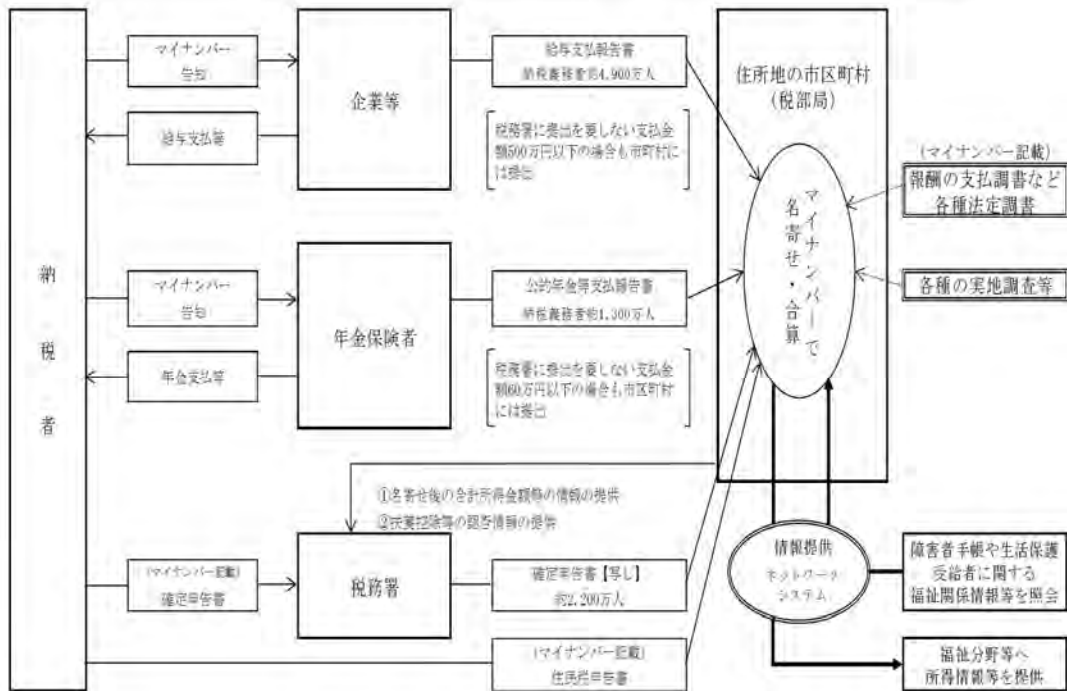
9.3 マイナンバー制度の税情報活用

市税分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市区町村の有する住民情報等、マイナンバーをキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をよりの確かかつ効率的に把握する事が可能となった。例えば、個人住民税では、納税者の所得の額、障害者・未成年者・寡婦又は寡夫の該当の有無、被扶養者等の所得の額、他の扶養親族となっていない旨の確認等、固定資産税では生活保護減免の判定等、求める情報を正確かつ迅速に入手し、突合できる。加えて、当該所得情報等について、情報提供ネットワークシステムを通じて福祉分野等へも提供可能となった。

マイナンバー制度で個人住民税に係る税情報を活用するイメージは次のとおり。

マイナンバー制度で個人住民税に係る税情報を活用するイメージ

- 地方税分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書の資料情報や、市区町村の有する住民情報等を、マイナンバーをキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をよりの確かつ効率的に把握することが可能となる。
- さらに、当該所得情報等について、情報提供ネットワークシステムを通じて福祉分野等へ提供することが可能となる。



マイナンバー制度の効果について、税務行政面でみると、申告精度向上の期待や、税目別納税者管理は元より、同一人に対しての複数税目間の相互的納税者管理移行への手がかかりになる。また業務効率化が促進されることで、市税関係職員の質問検査権・徴収業務の促進が期待できる。当然業務効率化の面からすると、マイナンバー制度だけでなく、電子申告（eLTAX）等の活用による一層の電子化とからめていく必要はあると思われる。

社会保障の分野でも、正確な所得情報による審査、給付過誤の防止に効果は期待でき、社会保障給付の適正化が今後も図られ、業務効率化による、よりきめ細やかな行政サービスの提供が今後においても期待できる。

第3章 監査の結果

第1 個人市民税

1.1 概要

個人市民税は、その年の1月1日に長野市に住所を有する個人及びその年の1月1日に長野市に住所はないが長野市に事業所等を有する個人に対し課税される税金である。個人市民税には、納税義務がある個人が広く均等に負担する「均等割」と、前年の所得額に応じて負担する「所得割」がある。

(1) 納税義務者

個人市民税の納税義務者と納める税額は以下のとおりである。

納税義務者	納める税額
① その年の1月1日において長野市に住所を有する個人	・均等割 ・所得割
② その年の1月1日において長野市に事務所、事業所*又は家屋敷*を有する個人で長野市に住所を有しないもの	・均等割

*1 事務所、事業所とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう(地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)第1章6)。

*2 家屋敷とは、自己又は家族の居住の用に供する目的で住所地以外の場所に設けた独立性のある住宅をいい、常に居住し得る状態にあるものであれば足り、現実に居住していることを要しない。

(2) 課税の仕組み

①均等割

納税義務者に対し均等に税を負担させるものであり、長野市の均等割の額は一律3,500円である。

②所得割

所得割額は「課税標準額(所得額－所得控除額)×6%－税額控除額」により計算される。

i 所得

所得の種類、内容、計算方法は次のとおりである。

所得の種類、内容		所得金額の計算方法
給与所得	俸給、給料、賃金、賞与等	収入金額-給与所得控除額
事業所得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他事業から生ずるもの	収入金額-必要経費
不動産所得	不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付によるもの	収入金額-必要経費
配当所得	剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託及び特定目的信託の収益の分配	収入金額-借入金の利子
一時所得	営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時のもの	収入金額-必要経費-特別控除額
雑所得	公的年金、及び他のいずれの所得にも当てはまらないもの	次の①と②の合計額 ① 公的年金収入額-公的年金等控除額 ② ①以外の収入金額-必要経費
譲渡所得	資産の譲渡によるもの	収入金額-(取得費+譲渡費用)-特別控除額
山林所得	山林の譲渡によるもの	収入金額-必要経費-特別控除額
利子所得	公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託等の収益の分配	収入金額
退職所得	退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与等	(収入金額-退職所得控除額) $\times \frac{1}{2}$

ii 所得控除

所得控除には、納税者の扶養状況等に着目した人的控除と、支出状況等に着目したその他の控除があり、それぞれの所得控除の種類は以下のとおりである。

人的控除	基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、特別寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除
その他の控除	社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除、雑損控除

iii 税額控除

税額控除の種類は以下のとおりである。

調整控除、配当控除、配当割及び株式等譲渡所得割控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金控除

③ 申告

納税義務者は1年間の収入状況を翌年の3月15日を期限として長野市に市民税申告書を提出する。ただし、以下のi～iiiに該当する納税義務者は、市民税申告書の提出を要しない。

- i 給与支払報告書の提出を受けている者で前年中に給与所得以外の所得を有しなかった者
- ii 公的年金等の支払いを受けている者で前年中に公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者
- iii 所得税の確定申告書の提出を受けている者

④ 納税・徴収

個人市民税の徴収は以下の方法により行う。

i 普通徴収	納税義務者は通知された税額を6月、8月、10月、1月の4回の納期に分けて自ら納付する。
ii 給与からの特別徴収	税額が特別徴収義務者と納税義務者に通知され、特別徴収義務者は6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給与から税額を徴収し、翌月10日までに納入する。
iii 公的年金からの特別徴収	税額が特別徴収義務者及び納税義務者に通知され、特別徴収義務者は4月、6月、8月、10月、12月、2月の年6回の年金等の支払いの際に税額を徴収し、翌月10日までに納入する。

(3) 非課税、減免等

① 非課税

i 均等割と所得割が非課税とされる者

- ・ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ・ 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の者

ii 均等割が非課税とされる者

- ・ 前年中の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の者
 $31万5千円 \times (\text{本人及び控除対象配偶者及び扶養親族等の合計数}) + 18万9千円$
(ただし、控除対象配偶者及び扶養親族等がない場合、18万9千円は加算されない)

iii 所得割が非課税とされる者

- ・ 前年中の総所得金額等*の合計額が次の算式で求めた金額以下の者
35 万円×(本人及び控除対象配偶者及び扶養親族等の合計数)+32 万円
(ただし、控除対象配偶者及び扶養親族等がない場合、32 万円は加算されない)

*1 総所得金額等とは、合計所得金額から純損失・雑損失の繰越控除をした後の金額である。

② 減免

地方税法第 323 条に、市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができるものと定められている。

長野市では、市税条例第 41 条において、市長は以下のいずれかに該当する者のうち、必要があると認めるものに対し、個人市民税を減免する、としている。減免を受けるためには、納期限までに、減免を受けようとする理由等を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。また、減免事由が消滅したときも、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

- ・ 生活保護法の規定による保護を受ける者
- ・ 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- ・ 学生及び生徒
- ・ 天災その他特別の事情がある者

1.2 市民税課の組織体制

個人市民税の賦課及び申告書の処理等の業務は、市民税課の個人担当1班～3班が担当し、1班と2班が普通徴収、3班が特別徴収の業務を担当している。平成30年4月1日現在における組織体制は以下のとおりであり、特定の班に属さない課長及び課長補佐は含めていない。

	人数	主な事務分掌
個人担当1班	8人	・普通徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課に関する こと
個人担当2班	10人	・個人の市民税及び県民税に係る所得の調査に関する こと ・個人の市民税及び県民税の申告指導に関する こと
個人担当3班	9人	・特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課に関する こと ・個人の市民税及び県民税に係る所得のうち給与及び退職 所得の調査に関する こと

職員の在職年数は以下のとおり。どの班にも経験年数が5年以上となる職員を配置していることがわかる。

<現職における経験年数>

	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
1班	1人	3人	3人	1人	8人
2班	2人	5人	2人	1人	10人
3班	2人	6人	0人	1人	9人

<過去の税務の職務経験年数を含む>

	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
1班	1人	3人	2人	2人	8人
2班	1人	3人	2人	4人	10人
3班	2人	4人	1人	2人	9人

1.3 課税事務の流れ

個人市民税は、市に提出される課税資料を基に課税標準及び税額を算出し、納税義務者に税額を通知する。

個人市民税課の事務は、大きく「当初賦課作成事務」「例月事務」「調査」に分けられる。

当初賦課作成事務	
①課税資料の取得	
②課税資料の税務システムへの取り込み	
③資料情報を個人ごとに一本化	
④個人基本情報とのマッチング	
⑤課税計算	
⑥納税通知書作成	

例月事務	
随時更正	締日：月末最終営業日 通知日：翌月 10 日 発送
給与特別徴収者に係る異動処理	締日：月末最終営業日 通知日：翌月 10 日 発送
給与特別徴収者に係る過誤納処理	月初（前月過誤納分）

調査	
・ 税務署調査（毎月中旬に実施）	
・ 寡婦寡夫調査（4月に実施）	
・ 無申告調査（7月に実施）	
・ 住民登録外調査（5月～6月に実施）	
・ 法定調書調査（6月～7月に実施）	
・ 扶養親族調査（7～9月に実施）	
・ 家屋敷調査（6～12月にかけて随時実施）	

以下は、個人市民税事務の年間の全体スケジュールである。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
給与支払 報告書 (年金支 払報告書)	→ 期限 1/31					
		→ パソコ出荷・納品～年度内				
市民税 申告書			→ パソコ出荷・納品～年度内			
確定 申告書			→ 国税連携 DL			
申告相談 及び調査		→ 申告相談 2/5～3/15		→ 寡婦寡夫調査		→ 法定調書調査
						→ 家屋敷調査
					→ 住民登録外調査	

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
給与支払 報告書 (年金支 払報告書)					→ 総括表発送	
市民税 申告書						
確定 申告書						
申告相談 及び調査	→					
	→ 無申告調査					
		→ 家屋敷調査				
			→ 扶養親族調査			

※市民税課から提供された資料を基に作成

1.4 個人市民税の推移

(1) 個人市民税の過去5年間の推移

<調定額、収入額の推移>

単位：千円

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	20,346,598	20,516,650	20,780,535	20,869,410	21,013,694
収入額	19,468,448	19,739,264	20,049,300	20,277,711	20,493,141
徴収率	95.7%	96.2%	96.5%	97.2%	97.5%

<現年課税及び滞納繰越別の推移>

単位：千円

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現年	調定額	19,408,126	19,693,042	20,050,424	20,292,096	20,517,573
	収入額	19,162,990	19,484,394	19,817,431	20,105,700	20,337,412
	徴収率	98.7%	98.9%	98.8%	99.1%	99.1%
滞納	調定額	938,472	823,608	730,111	577,314	496,119
	収入額	305,458	254,870	231,869	172,010	155,728
	徴収率	32.6%	31.0%	31.8%	29.8%	31.4%

<最終納税義務者数の推移>

単位：人

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
均等割のみ	14,335	14,964	15,121	13,548	13,408
所得割のみ	1,008	913	874	1,167	1,065
両方を課税	169,250	169,664	170,010	175,064	175,166
合計	184,593	185,541	186,005	189,779	189,639

<均等割額及び所得割額の推移>

単位：千円

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
均等割額	550,404	645,241	647,300	658,987	658,860
所得割額	188,857,722	19,047,801	19,403,124	19,633,109	19,858,713
合計	19,408,126	19,693,042	20,050,424	20,292,096	20,517,573

(出所：市税概要)

(4) 近隣中核市との比較

平成 29 年度における近隣の中核市との比較は以下のとおりで、高崎市と同規模である。

＜比較した近隣市町村の人口等＞ 平成 29 年度

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(k㎡)	納税義務者(人)
金沢市	465,265	201,623	468.64	238,886
富山市	417,633	174,463	1,241.77	217,492
長野市	380,473	159,371	834.81	189,639
高崎市	374,491	161,638	459.16	180,633
前橋市	338,127	145,707	311.59	165,005

※人口は平成 29 年 4 月 1 日現在による。(出所：各市の市税概要)

＜総額による比較＞

単位：千円

	金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
調定額	29,066,587	25,364,406	21,013,694	21,706,302	19,110,926
収入額	27,741,488	24,003,374	20,493,141	20,825,957	18,760,003
徴収率	95.4%	94.6%	97.5%	95.9%	98.2%

＜現年課税、滞納繰越別の比較＞

単位：千円

		金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
現年	調定額	27,696,969	23,933,487	20,517,574	20,714,050	18,788,399
	収入額	27,355,622	23,668,726	20,337,412	20,535,035	18,665,372
	徴収率	98.8%	98.9%	99.1%	99.1%	99.3%
滞納	調定額	1,369,618	1,430,919	496,120	992,252	322,527
	収入額	385,866	334,648	155,729	290,921	94,631
	徴収率	28.2%	23.4%	31.4%	29.3%	29.3%

(出所：各市の市税概要)

1.5 監査の視点

- (1) 賦課事務が、法令等に準拠し行われているか。
- (2) 賦課事務が、納税者に対し公平に行われているか。
- (3) 賦課事務が、納税者の理解を深め、効率的に執行されているか。

1.6 主な監査手続き

(1) 概況の把握

- ・ 法令、条例等の確認

- ・資料等による概況把握
 - ・担当課への往査及び質問と確認
 - ・過去5年間の推移
 - ・他自治体の収納状況と比較
- (2)外部委託の検証
- ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧
 - ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認
- (3)課税客体把握の検証
- ・課税客体の把握方法について質問と確認
 - ・不申告者に対するサンプル調査
- (4)更正処理の検証
- ・更正事務の状況について質問と確認
 - ・税務調査について質問と確認
- (5)算定税額の検証
- ・課税額の正確性についてサンプル調査
 - ・正確性を確保する仕組みについて質問と確認
 - ・個人市民税の申告について質問と確認
- (6)課税事務の検証
- ・職員経験年数表の閲覧
 - ・市民に対する窓口対応について質問と確認
 - ・通知書発送状況について資料閲覧、質問と確認
 - ・賦課調査について質問と確認
- (7)他部署との連携の検証
- ・市役所内での情報共有状況について質問と確認
- (8)過料の検証
- ・賦課の状況について資料閲覧

1.7 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

(1)外部委託の検証

<データ入力作業について>

外部委託業務には、給与支払報告書、年金支払報告書、市民税申告書のデータ入力作業がある。データ入力作業は、紙で提出された申告書の内容を税務システムが指定するデータレイアウトで CSV データ化する作業である。外部委託の検証を行うため、平成

29 年度における委託契約書を確認した。本契約の契約期間は平成 29 年 11 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日、契約金額は 13,790,520 円である。

平成 29 年度の見積件数は、給与支払報告書 167,000 件、年金支払報告書 1,900 件、市民税申告書 18,000 件の合計 186,900 件である。しかし、平成 29 年度における実績件数は給与支払報告書が 130,569 件（平成 30 年度課税、平成 29 年分申告）、市民税申告書が 11,844 件（平成 30 年度課税、平成 29 年分申告）、年金支払報告書が 425 件（平成 30 年度課税、平成 29 年分申告）の合計 142,838 件であり、見積件数と実績件数の間に合計 44,062 件の差が生じている。

<平成 29 年度の見積件数と実績件数>

	見積件数	実績件数	差
給与支払報告書	167,000 件	130,569 件	△36,431 件
年金支払報告書	1,900 件	425 件	△1,475 件
市民税申告書	18,000 件	11,844 件	△6,156 件
合計	186,900 件	142,838 件	△44,062 件

【意見】 データ入力作業について

件数の見積もりの際には、できるだけ見積件数と実績件数との間に誤差が生じないよう引き続き注意することが望まれる。

また、件数の乖離が大きい場合に契約金額を変更する、あるいは実績件数による金額精算を契約に追加する等の対応策について受注者と協議されたい。

(2) 課税客体把握の検証

個人市民税は、市に提出される課税資料を基に課税標準及び税額を算出し、納税義務者に通知することで賦課する税金である。したがって、納税義務者の課税資料の取得を漏れなく行うことが重要である。課税資料は主に、「確定申告書」、「年金支払報告書」、「給与支払報告書」、「市民税申告書」の 4 種類である。

<申告用紙の再発送について>

納税者に対して、市民税申告書の用紙を毎年 1 月に発送し、7 月までに申告がない場合には再発送を行っている。再発送件数は以下のとおりである。

年度	再発送件数
平成 26 年度課税(平成 25 年分申告)	2,350 件
平成 27 年度課税(平成 26 年分申告)	2,674 件
平成 28 年度課税(平成 27 年分申告)	2,552 件
平成 29 年度課税(平成 28 年分申告)	3,740 件
平成 30 年度課税(平成 29 年分申告)	3,449 件

平成 29 年度課税分から再発送件数が増加しているが、平成 28 年度の税務システム変更に伴い申告義務があろう者を見直し、発送対象者を増やしたことによる。また、再発送に対する申告件数の集計は行っていない。

【意見】 申告用紙の再発送について

発送対象者の中には、今年は申告が必要であった者が翌年は不要となることがあるため、申告件数の集計により再発送の有効性を検証することは難しい。仮に申告件数が著しく少ない場合でも、再発送は市民の自発的な申告を促す一種の行政サービスである側面があるため、それ自体が無駄とも言い切れない。しかし、再発送対象者には 1 月に同様の申告書が発送されているため、再発送の必要性について長期的な視点で検討を始めることが望まれる。

< 給与支払報告書の未提出事業所の把握について >

地方税法第 317 条の 6 では、給与支払報告書の提出義務者について、以下のように規定している。

地方税法第 317 条の 6（給与支払報告書等の提出義務）

1 月 1 日現在において給与の支払いをする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下本節において同じ。）で、当該給与の支払いをする際所得税法第 183 条の規定によって所得税を徴収する義務があるものは、同月 31 日までに、総務省令の定めるところによって、当該給与の支払いを受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払いを受けている者の 1 月 1 日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

※下線は監査人が記載

長野市に住所がある従業者に給与の支払いを行った事業所は、給与支払報告書を長野市へ提出する義務がある。そこで、給与支払報告書の未提出事業所の把握方法について検証した。

給与支払報告書の未提出事業所への対応を市民税課にヒアリングしたところ、前年度に給与支払報告書の提出があり、当年度に提出が無い個人を抽出している「源泉照会対象者リスト」を作成し、10 人以上差がある事業所に対して、電話による勧奨を行っていることが確認できた。

【意見】 給与支払報告書の未提出事業所の把握について

人数を設定して対象を抽出することは業務の効率上有効であるが、前年において 5 人分の給与支払報告書を提出した事業所が、当年においてその 5 人分の給与支払報告書の提出を怠った場合、電話勧奨の対象とならない。

具体的な対策として、「源泉照会対象者リスト」をより有効に活用し、加えて毎年 11 月に発送される給与支払報告書（総括表）の発送リスト（平成 29 年度の発送件数 10,697

件)及び電子申告利用者へ送信リスト(平成29年度の送信件数11,532件)を参考にするなど、給与支払報告書の提出義務を怠っている事業所の検出と指導を徹底することが望まれる。

(3)算定税額の検証

<市民税申告書の転記について>

「(1)外部委託の検証」で記載したとおり、外部委託には、給与支払報告書、年金支払報告書、市民税申告書のデータ入力作業があるが、外部委託する前処理として、市民税申告書の記載内容を、内部処理欄である同申告書の所定の転記場所に書き写す作業を行っている。会場受付けの申告書は市民税課の職員が、郵送受付けの申告書は申告期に採用される臨時職員が転記している。以下は、申告期間中に申告会場及び郵送で受け付けた申告書の件数である。

年度	郵送	申告会場	合計
平成26年度課税(平成25年分申告)	6,841件	7,227件	14,068件
平成27年度課税(平成26年分申告)	6,554件	7,610件	14,164件
平成28年度課税(平成27年分申告)	6,292件	7,008件	13,300件
平成29年度課税(平成28年分申告)	5,604件	6,858件	12,462件
平成30年度課税(平成29年分申告)	5,388件	6,456件	11,844件

平成30年度課税(平成29年分申告)の郵送分の市民税申告書5,388件のうち、60件を抽出し、転記とチェックが問題なく行われているかを検証した。その結果、課税額に誤りはなかったが2件の転記ミスがあった。

市民税課の職員が行うチェックの方法についてヒアリングを実施したところ、転記を行った臨時職員とは別の市民税課の職員が、転記を行うのと同様の確認(二重チェック)を行っているという回答を受けた。引き続き二重チェックを行い、転記ミスがないよう注意することが望まれる。

(4)課税事務の検証

<給与支払報告書の電子申告について>

給与支払報告書の電子申告利用率の向上が望まれる。給与支払報告書は書面と電子による申告ができる。以下は過去5年間の紙での給与支払報告書の提出状況である。

過去5年間の紙媒体での給与支払報告書の提出状況	
平成26年度課税(平成25年分申告)	150,881件
平成27年度課税(平成26年分申告)	145,965件
平成28年度課税(平成27年分申告)	143,684件
平成29年度課税(平成28年分申告)	122,606件
平成30年度課税(平成29年分申告)	130,569件

書面で提出される給与支払報告書の件数は年々減少傾向にあったが、平成 30 年度分は増加した。増加の原因について市民税課からは、給与支払報告書提出の推進の働きかけを行ったこと及び景気の回復と働き方改革等の影響を受けて給与受給者が増加していることが考えられると回答を受けた。

【意見】給与支払報告書の電子申告について

書面による給与支払報告書を受け付けた場合、データの入力について外部委託を行っている。外部委託するまでには以下の作業が必要であり、この作業は臨時職員を中心として行っているが、電子申告を推進することで①給与支払報告書の受付処理業務の削減②臨時職員の人件費の削減③データ入力の外部委託の経費の削減を図ることができる。電子申告推進手段として、税理士等への働きかけや税務署と連携し、共同で電子申告の推進が望まれる。

外部委託分の給与支払報告書の受付処理		
1. 受付	4. 最終チェック	7. スキャニング
2. 仕分け	5. 冊分け	8. 編冊
3. 不明分処理	6. 分離	9. 内容点検

<市民税申告書の事前発送について>

個人市民税は、課税額が発生しない個人も申告義務がある。しかし、課税額が発生しない個人に対してまで市民税申告書を発送することは市民税課の課税業務上、効率的ではないため、市民税課では毎年 1 月に行う市民税申告書の事前発送について、発送対象者の抽出条件を設けている。この抽出条件は税務システムで設定されているもので、抽出条件は以下のとおりである。

①申告書発送区分が「当年発送」、「継続発送」に設定されている者
②課税権のある者のうち、以下の条件を対象外とした者
・申告書発送区分が「当年停止」、「継続停止」
・前年被扶養者で非課税の者
・前年被扶養者で賦課資料が住民税申告書以外、かつ課税されている者
・前年被扶養者で賦課のない者
・平成 30 年 1 月 1 日現在 18 歳以下の者
・前年の賦課資料が確定申告書の者
・前年の賦課資料が給与支払報告書・年金支払報告書かつ非課税の者
・前年課税取消されている者
・前年住民所申告書を送付しているが課税資料が住民税申告書以外、かつ課税の者

1 月に事前発送し申告期間中に回収した市民税申告書の件数と回収率は以下のとおりである。

年度	事前発送	回収（申告期中）	回収率
平成 26 年度課税 (平成 25 年分申告)	16,892 件	14,068 件	約 83.3%
平成 27 年度課税 (平成 26 年分申告)	16,141 件	14,164 件	約 87.8%
平成 28 年度課税 (平成 27 年分申告)	15,838 件	13,300 件	約 84.0%
平成 29 年度課税 (平成 28 年分申告)	18,502 件	12,462 件	約 67.4%
平成 30 年度課税 (平成 29 年分申告)	16,833 件	11,844 件	約 70.4%

平成 29 年度課税（平成 28 年分申告）からの回収率が低下した原因についてヒアリングを実施したところ、平成 28 年度に税務システムを変更したことに伴い、申告書の発送対象者の条件が変更されたため発送対象者が増加したこと及び、単純に市民税申告書の提出件数は年々減少していく傾向があるためであると回答を受け、さらに、市税条例第 26 条第 1 項及び第 12 条第 2 項において、事前送付の対象者すべてが申告を要する者ではないため、回収率を業務の指標としてはいないと回答を受けた。

なお、抽出条件の変更のためには税務システムのカスタマイズが必要であり、これは、税務システムについてのカスタマイズは極力行わないという当初の導入の方針に相反する部分もあるため、カスタマイズは情報政策課との協議が必要になる。

【意見】市民税申告書の事前発送について

費用対効果を考慮した上で、抽出条件の変更の検討が望まれる。変更案の一例としては、発送の対象外としている年齢を 18 歳から 22 歳に上げることが挙げられる。これは、マイナンバー制度の導入や特別徴収義務化の取り組みにより、給与支払報告書の提出者は増加し、給与所得者の課税客体の捕捉率は高まっていると考えられるためである。

市税条例第 26 条（市民税の申告）第 1 項

第 11 条第 1 号の者は、3 月 15 日までに申告書を市長に提出しなければならない。

～中略～

及び第 12 条第 2 項に規定する者（府例第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

市税条例第 12 条（個人の市民税の非課税の範囲）第 2 項

法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 31 万 5,000 円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて

得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 18 万 9,000 円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

<納税管理人制度について>

個人市民税の納税義務者は市内に住所を有する個人であるため、外国籍であっても賦課期日である 1 月 1 日に市内に在住していれば納税義務が生じる。しかし、納税義務の確定後、納税通知書の発送までの間に納税義務者が自国に帰国するケースがあり、その場合には、代わりに納税通知書を受け取り、納税手続を行う納税管理人を定める必要がある。

現実的な問題として、外国籍の納税義務者が転出手続を行う際、その場で納税管理人の選任の手続を行うことは困難である。その場合、後日に手続を行ってもらうことになるが、そのまま失念して帰国してしまうことも起こりえる。国外にいる納税義務者に対して納税通知書を発送できない場合には、公示送達により納税通知書を発送することになるが、それはその者に対する直接の勧奨ではないため、納税効果は限定的である。

長野県の外国人住民統計によると平成 29 年 12 月末日における長野市の外国人住民数は 3,601 人で総人口 374,395 人に占める割合は 1 % 程であるが、平成 30 年 12 月において、外国人労働者の受け入れ拡大へと繋がる出入国管理法の改正案が国会で可決され、今後外国人労働者が増加することが想定される。現在、市民税課では、転出手続き窓口での案内手続きの徹底、市民税課ホームページに専用ページの追加を行う等、周知活動の強化を行っている。

納税管理人の選任が円滑に行われるためには、外国人労働者の雇用主の協力が必要であるため、雇用主に対する周知の対策も検討されたい。

市税条例第 13 条（市民税の納税管理人）

市民税の納税義務者は、市内に住所、居所、事業所、事業所又は寮等を有しない場合においては、市内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から 10 日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から 10 日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人申請書に記載した事項に異動が生じた場合においてもまた同様とし、その提出期限は、その異動を生じた日から 10 日を経過した日とする。

<退職所得に係る市民税納入申告書について>

市税条例第 46 条及び第 47 条において、特別徴収義務者が退職者に退職手当等を支払った場合、特別徴収した税額を記入した納入申告書を市に提出し、併せて税額を納入しなければならないと規定している。

市税条例第 46 条（特別徴収義務者の指定）

分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、当該分離課税に係る所得割の納税義務者に対して退職手当等の支払いをする者（他の市町村内において退職手当等の支払をする者を含む。以下同じ。）とする。

市税条例第 47 条（特別徴収税額の納入の義務等）

前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月 10 日までに、府令第 5 号の 8 様式又は府令第 2 条第 4 項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

【意見】退職所得に係る市民税県民税納入申告書について

税額の納入期限は、退職手当等を支払った月の翌月 10 日であるが、現在、長野市で使用する「退職所得に係る市民税県民税納入申告書」には、退職手当等の支給日を記載する欄が無い。税額が納入された場合、納入期限が守られているかどうかを確認することができないため、当該様式は地方税法施行規則に規定されていることは承知しているが、納入申告書に退職手当等の支給日を記載する欄を設けることが可能であるか検討が望まれる。

<家屋敷課税について>

市税条例第 11 条第 1 項及び同項第 2 号において、市内に住所がない場合でも市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人は、均等割の納税義務があることが規定されている。

市税条例第 11 条（市民税の納税義務者）

市民税は、第 1 号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第 3 号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第 2 号及び第 4 号の者に対しては均等割額によって、第 5 号の者に対しては法人税割額によって課する。

同条第 2 号 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者

居住実態は市外にあるが、市内に家屋敷を設けている個人に対する課税を、「家屋敷課税」と呼称する。家屋敷課税は、長野市に本人の扶養となる親族を住ませ自らは他自治体で課税されている者に対する課税と、長野市に別荘を所有する者に対する課税が大部分を占める。

【意見】家屋敷課税について

課税される件数が少ないため市民の感覚から家屋敷課税の認知度は低く、課税されるケースがわかりづらいことから、家屋敷課税に対する市民の周知度を向上させるために、家屋敷に関する具体的な Q&A の作成等によるホームページでの周知が望まれる。一例として、福島県棚倉町のホームページでは「家屋敷課税に対する Q&A」が掲載されている。

(5)他部署との連携の検証

<資産税課との連携について>

長野市に本人の扶養となる親族を住ませ自らは他自治体に居住する者や、長野市に別荘を所有する者に対して「(4)課税事務の検証」のとおりで家屋敷課税を行っているが、資産税課においても、長野市に固定資産があり、かつ、市外に在住している者に対して納税通知書を市外発送する場合がある。

【意見】資産税課との連携について

資産税課と連携し、市外発送対象者の情報を共有することで、家屋敷課税の課税対象者に対する課税漏れの検証をすることが望まれる。

<保健所情報及び事業所税情報の共有について>

市税条例第 11 条第 1 項及び同項第 2 号において、市内に住所がない場合でも市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人に対して均等割が課税されることが規定されている。

市税条例第 11 条（市民税の納税義務者）

市民税は、第 1 号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第 3 号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第 2 号及び第 4 号の者に対しては均等割額によって、第 5 号の者に対しては法人税割額によって課する。

同条第 2 号 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者

市内で事務所又は事業所を設ける個人事業者に対して、適切に課税がされているかについて検証を行うため、市内の商業ビルにおいて飲食店業や美容業等を営む店舗を 10 件選定し、均等割の課税状況についての調査を依頼した結果は以下のとおりである。

調査対象店舗 10 件の内訳	
法人	1 件
均等割課税	1 件
均等割課税不明	8 件

10 件のうち 1 件は法人であるが、残り 9 件は個人事業者が事業を行っていた。9 件のうち 1 件は、個人事業者が市内在住であり、市税条例第 11 条第 1 号に該当する者として均等割が適正に課税されていた。

残りの 8 件について、税務システムでは店舗名や住所を基に検索できないため、その個人事業者が市内在住か市外在住かを特定できなかつた。仮にこの中に市外在住の個人事業者がいる場合には、その個人事業者に対して、市税条例第 11 条第 2 号の規定による長野市の均等割（事業所等課税）が課されていない可能性がある。

【意見】保健所情報及び事業所税情報の共有について

例えば、市税条例第 11 条第 2 号の規定による均等割の課税漏れの対策として、飲食店や美容業であれば、事業者は市の保健所に「食品営業許可申請」を提出しているため、市の保健所に情報提供を依頼することでその事業者の情報を取得できる。資産税課では、固定資産税（償却資産）の課税客体把握のために保健所情報を活用しており、費用対効果を考慮した上で情報の共有が望まれる。

また、店舗の賃貸人は事業所税における一定の要件を満たす場合、「事業所用家屋の貸付（異動）申告書」を市民税課に提出しており、申告書には賃借人の氏名や住所も記載されるため、事業所税の担当者と情報共有することで、個人事業者の氏名や住所の特定が行える。

第2 法人市民税

2.1 概要

法人市民税は、市内に事務所、事業所、寮等を有する法人又は法人格のない社団等に課税される税金である。法人市民税には、資本金等の額や従業者数に応じて課税される「均等割」と、法人税額に応じて課税される「法人税割」がある。

(1) 納税義務者

法人市民税の納税義務者と納める税額は、次のとおりである。

納税義務者	納める税額
① 長野市に事務所又は事業所*を有する法人	・均等割
② 長野市に事務所又は事業所を有する人格のない社団等*	・法人税割
③ 長野市に寮等*を有する法人及び人格のない社団等で、長野市に事務所又は事業所を有しないもの	・均等割
④ 長野市に事務所又は事業所を有し、法人課税信託*の引き受けを行うことにより法人税を課される個人	・法人税割

用語の説明

*1	事務所又は事業所とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業がおこなわれる場所をいう
*2	人格のない社団等は、法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものをいう。
*3	寮等とは、寮、宿泊所、クラブ、集会所その他これに類するもので、法人等が従業員の宿泊、慰安、娯楽等の便宜を図るために常設されている施設をいい、それが自己の所有に属するものであるか否かを問わないものである。
*4	法人課税信託は、法人税法第2条29号の2に規定する受益者が存在しない信託等である。

(2) 課税の仕組み

①均等割

均等割は利益の有無にかかわらず、法人の資本金等の額や従業者数により税率が決定する。平成21年7月1日から2019年6月30日までの間に終了する事業年度に適用される税率表は次のとおり。

資本金等の額*	従業者数*	
	50人以下	50人超
50億円超	492,000円	3,600,000円
10億円超～ 50億円以下	492,000円	2,100,000円

1 億円超～ 10 億円以下	192,000 円	480,000 円
1,000 万円超～ 1 億円以下	156,000 円	180,000 円
1,000 万円以下	50,000 円	120,000 円
上記以外の法人		50,000 円

用語の説明

*1	資本金等の額とは、次の①及び②のうち金額が大きい方の金額をいう。 ①法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額、又は、同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額 ②資本金額と資本準備金の合計額又は出資金の額
*2	従業者数とは、長野市における事務所又は事業所と寮等の従業者の合計数である。この場合における従業者とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与、その他これらの性質を有する給与の支払いを受けるべき者をいい、常勤、非常勤の別は問わない。

② 法人税割

法人税割の額は、課税標準となる法人税額*に以下の税率を乗じて計算する。

区分	法人税額	税率
<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金等の額が 1 億円以下の法人 ・ 資本若しくは出資を有しない法人 ・ 人格のない社団等 	法人税額又は個別帰属法人税額が年 1,000 万円以下の場合	10.8%
	法人税額又は個別帰属法人税額が年 1,000 万円超の場合	11.4%
上記以外の法人	—	12.1%

*法人税額は、法人税法その他法人税に関する法令の規定によって計算した法人税額で、次の(1)～(13)に掲げる控除をする前のものをいい、単体法人の課税標準となる。

- (1) 法人税額からの利子・配当等に係る所得税額の控除
- (2) 法人税額からの外国税額の控除
- (3) 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除
- (4) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（中小企業者等を除く）
- (5) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
- (6) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
- (7) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等を除く）
- (8) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等を除く）

- (9) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等除く）
 - (10) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除
 - (11) 給与等の引上げ・設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除（中小企業者等を除く）
 - (12) 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等を除く）
 - (13) 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除
- *個別帰属法人税額は個別帰属特別控除取戻税額等の有無に応じて、それぞれに定める金額をいい、連結法人の課税標準となる。

③ 申告・納税

法人市民税はその納付すべき法人市民税の課税標準額及び税額を市に申告し、その申告した税額を納付しなければならない。

※法人税割

申告の種類		税額	申告期限
中間申告	予定申告	前事業年度の税額÷前事業年度の月数×6	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	仮決算に基づく中間申告	仮決算の所得（収入）金額×税率	
確定申告		所得（収入）金額×税率 - 中間納付額	事業年度終了の日の翌日から2か月以内（原則）

※均等割

申告の種類		税額	申告期限
中間申告	予定申告	適用されるべき均等割の税率×算定期間中において事務所等を有していた月数÷12	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	仮決算に基づく中間申告		
確定申告		適用されるべき均等割の税率×算定期間中において事務所等を有していた月数÷12 - 中間納付額	事業年度終了の日の翌日から2か月以内（原則）

(3) 非課税、減免等

① 非課税の範囲

i 非課税とされる者

次に掲げる者に対しては、市町村民税の均等割を課することはできない。

国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特例区、地方独立行政法人、港湾法の規定による港湾局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

ii 次に掲げる者が収益事業を行う場合は、市町村民税を課す

日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人、私立学校法第64条第4項の法人、労働組合法による労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第2条第5項に規定する法人である職員団体等、漁船保険組合、漁業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、信用保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業協同組合連合会、中小企業団体中央会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人又は公益財団法人で博物館法第2条第1項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第7条の2第1項に規定する法人である政党等

② 減免

地方税法第323条において、市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の市税条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができるものと定められている。

長野市では市税条例第41条及び市税条例施行規則第20条第4項において、市民税の減免について規定されており、法人に関しては、収益事業を営まない以下の者に対して均等割額が免除されている。減免を受けるためには、納期限までに、減免を受けようとする理由等を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。また、減免事由が消滅したときも、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

- ・公益社団法人及び公益財団法人
- ・許可を受けた地縁による団体

- ・ 特定非営利活動法人
- ・ 天災その他特別の事情がある者

2.2 市民税課の組織体制

法人市民税の賦課及び申告書の処理等の業務は市民税課の税制・法人担当が担当している。平成 30 年 4 月 1 日現在における組織体制は以下のとおり。なお、特定の担当に属さない課長及び課長補佐は含めていない。

	人数	主な事務分掌
税制・法人担当	11 名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課の庶務に関すること ・ 公印の管守に関すること ・ 税務事務運営の企画、調整及び総括に関すること ・ 税の調定及び統計の総括に関すること ・ 国及び県税の交付金に関すること ・ 税務窓口研修に関すること ・ 法人の市民税の課税に関すること ・ 法人の市民税の調査に関すること ・ 事業所税の課税に関すること ・ 事業所税の調査に関すること ・ 法人の市民税及び事業所税の申告指導に関すること ・ 諸税の課税に関すること ・ 諸税の調査に関すること ・ 道路運送車両法による臨時運行に関すること ・ 諸証明に関すること

職員の在職年数は以下のとおり。

< 現職における経験年数 >

	1 年未満	1 年以上 3 年未満	3 年以上 5 年未満	5 年以上	合計
税制・法人担当	1 人	5 人	4 人	1 人	11 人

< 過去の税務の職務経験年数を含む >

	1 年未満	1 年以上 3 年未満	3 年以上 未満	5 年以上	合計
税制・法人担当	0 人	3 人	5 人	3 人	11 人

2.3 課税事務の流れ

(1) 法人設立・開設・異動届出書の登録

提出のあった異動届出書の内容を確認し、基幹システムの税務システムに登録

(2) 法人市民税申告処理

毎月の流れ

- ① 申告書の発送(決算月の翌月に納付書と一緒に送付)
- ② 電子申告書データの取り込み及び紙媒体の申告書を税務システムに入力
- ③ 翌月 10 日ごろ歳入調定

年間の流れ

- ① 5 月 収益事業開始届出書の確認(新規減免法人の確認：税務署)
- ② 6 月 法人市民税減免決定
- ③ 11 月 収益事業開始届出書の確認(継続減免申請法人の確認：税務署)
- ④ 年間 不申告法人調査(長野県総合県税事務所)
- ⑤ 年間 不申告法人実態調査

2.4 法人市民税の推移

(1) 法人市民税の過去5年間の推移

< 調定額、収入額の推移 >

単位：千円

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	6,519,007	7,356,206	6,889,474	6,488,601	5,940,557
収入額	6,444,686	7,298,374	6,842,487	6,447,336	5,908,673
徴収率	98.9%	99.2%	99.3%	99.4%	99.5%

< 現年課税及び滞納繰越別の推移 >

単位：千円

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現年	調定額	6,442,771	7,295,409	6,837,643	6,450,666	5,907,801
	収入額	6,425,280	7,278,024	6,825,079	6,436,249	5,898,025
	徴収率	99.7%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%
滞納	調定額	76,236	60,797	51,831	37,935	32,755
	収入額	19,406	20,350	17,408	11,086	10,648
	徴収率	25.5%	33.5%	33.6%	29.2%	32.5%

< 均等割額及び法人税割額の推移 >

単位：千円

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
均等割額	1,462,060	1,446,510	1,456,774	1,494,546	1,477,460
法人税割額	4,980,712	5,848,898	5,380,869	4,956,120	4,430,341

合計	6,442,772	7,295,409	6,837,643	6,450,666	5,907,801
----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

<納税義務者数の推移>

単位：人

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総数	11,642	11,598	11,676	11,821	11,524

(出所：市税概要)

法人市民税調定額は、平成 20 年のリーマンショック等により平成 21 年度において急激に減収となったが、政府の景気対策等により平成 23 年度以降増収が続き、平成 26 年度は平成 21 年度以降で最高額を記録した。しかし、平成 27 年度法人税改革に伴う段階的な法人税率の引き下げや平成 26 年 10 月 1 日以後に開始される事業年度から適用された地方法人税創設に伴う法人税割の税率引き下げにより平成 27 年度以降減収となっている。

※法人税割の税率引き下げの詳細

区分	法人税額又は個別 帰属法人税額	H26 年 9 月 30 日 までに開始する 事業年度の税率	H26 年 10 月 1 日 以降開始する事 業年度の税率
・資本金等の額が 1 億円 以下の法人	1,000 万円以下	13.4%	10.8%
・資本若しくは出資を有 しない法人 ・人格のない社団等	1,000 万円超	14.0%	11.4%
上記以外の法人	—	14.7%	12.1%

(2) 近隣中核市との比較

平成 29 年度における近隣の中核市との比較は以下のとおりである。高崎市と比較的同規模である。

<比較した近隣市町村の人口等>

平成 29 年度

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(k m ²)	納税義務者(人)
金沢市	465,265	201,623	468.64	17,175
富山市	417,633	174,463	1,241.77	12,303
長野市	380,473	159,371	834.81	11,524
高崎市	374,491	161,638	459.16	11,072
前橋市	338,127	145,707	311.59	10,041

※人口は平成 29 年 4 月 1 日現在による。(出所：各市の市税概要)

<総額による比較>

単位：千円

	金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
調定額	9,096,578	7,516,402	5,940,557	6,231,960	5,313,342
収入額	8,994,270	7,411,833	5,908,673	6,165,132	5,275,301
徴収率	98.9%	98.6%	99.5%	98.9%	99.3%

<現年課税、滞納繰越別の比較>

単位：千円

		金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
現 年	調定額	8,998,200	7,414,523	5,907,801	6,161,055	5,292,626
	収入額	8,980,076	7,393,991	5,898,025	6,148,312	5,268,010
	徴収率	99.8%	99.7%	99.8%	99.8%	99.5%
滞 納	調定額	98,378	101,879	32,756	70,905	20,715
	収入額	14,194	17,842	10,648	16,820	7,291
	徴収率	14.4%	17.5%	32.5%	23.7%	35.2%

(出所：各市の市税概要)

2.5 監査の視点

- (1) 課税事務が、法令等に準拠し行われているか。
- (2) 課税事務が、納税者に対し公平に行われているか。
- (3) 課税事務が、納税者の理解を得られるよう、効率的に執行されているか。

2.6 主な監査の手続き

(1) 概況の把握

- ・法令、条例等の確認
- ・資料等による概況把握
- ・担当課への往査及び質問と確認
- ・過去5年間の推移
- ・他自治体の収納状況と比較

(2) 外部委託の検証

- ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧
- ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認

(3) 課税客体把握の検証

- ・課税客体の把握方法について質問と確認
- ・不申告者に対するサンプル調査

(4) 更正処理の検証

- ・更正事務の状況について質問と確認
- ・税務調査について質問と確認

(5) 算定税額の検証

- ・ 課税額の正確性についてサンプル調査
- ・ 正確性を確保する仕組みについて質問と確認
- ・ 法人市民税の申告について質問と確認

(6) 課税事務の検証

- ・ 職員経験年数表の閲覧
- ・ 市民に対する窓口対応について質問と確認
- ・ 通知書発送状況について資料閲覧、質問と確認
- ・ 課税調査について質問と確認

(7) 他部署との連携の検証

- ・ 市役所内での情報共有状況について質問と確認

(8) 過料の検証

- ・ 課税の状況について資料閲覧

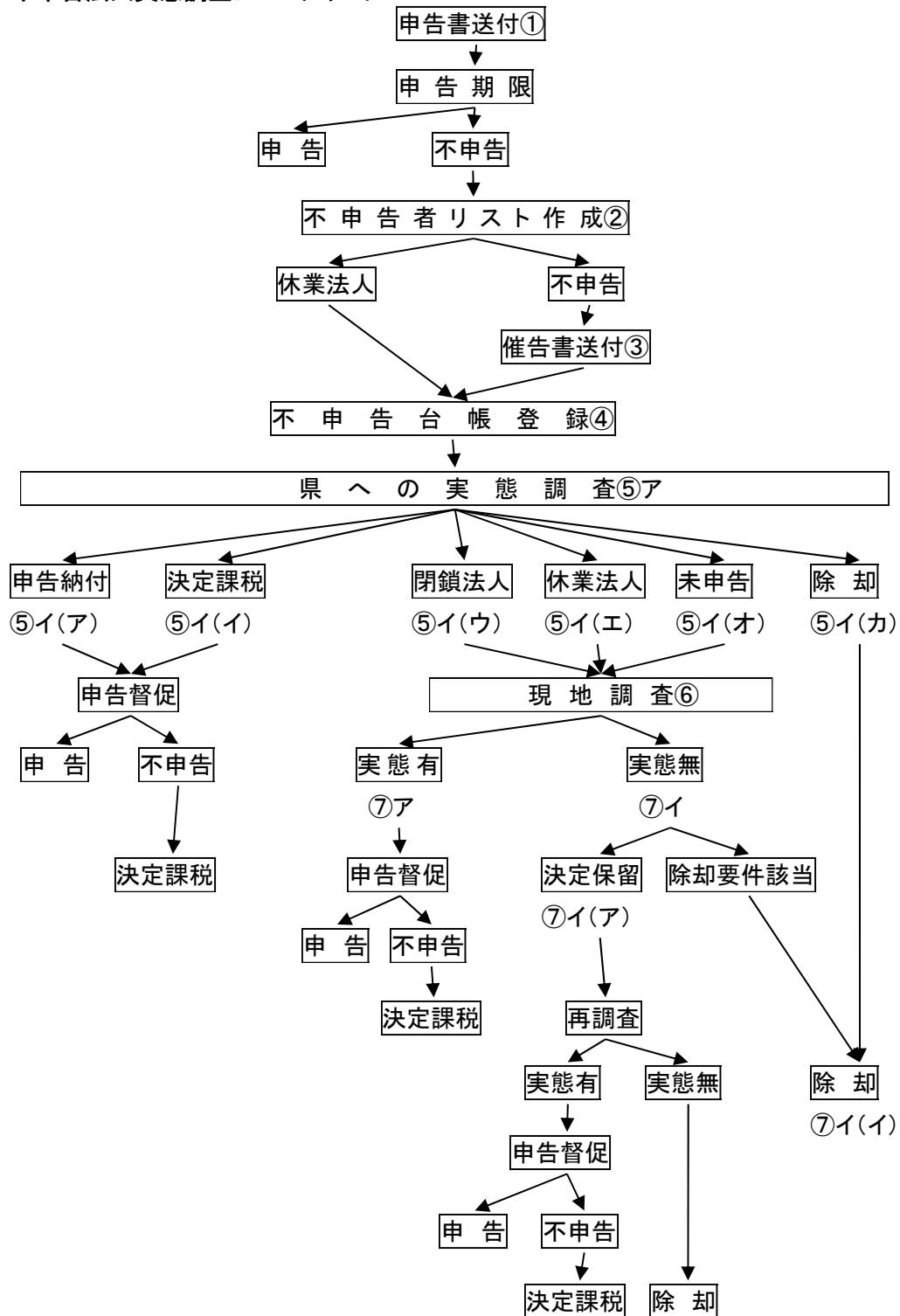
2.7 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので以下に記載する。

(1) 課税客体把握の検証

法人市民税の申告義務がある法人が申告期限を過ぎても申告を行わない場合、市民税課はその法人に対して、申告督促や決定課税の処理を行う。市民税課では、法人市民税の申告義務があるが申告期限を過ぎても申告を行わない法人を「不申告法人」と呼称する。不申告法人に対しては、不申告法人実態調査を実施している。

不申告法人実態調査フローチャート



まず、申告期限が過ぎても申告がない場合、市民税課はその法人を不申告者リストに記載し、催告書を送付する。催告書送付後も申告書の提出がない法人については不申告台帳に登録され、不申告法人実態調査を行う。

不申告実態調査では、法人の申告納付の状況について長野県総合県税事務所（以下、県税事務所）に調査を行う。その後現地調査を実施し、営業実態があれば申告督促、営業実態が無ければ決定保留*、若しくは除却*のいずれかの処理を行う。決定保留となった場合には、次年度に不申告法人実態調査において再調査を実施する。

用語の説明

- *閉鎖法人・・・本店が市外にある法人の事務所、事業所等で、かつ、事務所、事業所等を閉鎖したものをいう。
- *休業法人・・・休業状態の法人でいずれ事業を再開させる意思があり、市に「法人活動休止報告書」を提出した法人又は県に休業の届出があり、県から通知があった法人をいう。
- *決定保留・・・実態調査後に事業を継続している状況が確認できず、申告指導、法人市民税均等割の決定に至らない場合や、相当の財産を有し、差押え、換価により市税徴収の見込みがある法人に対して決定を保留し調査を継続することをいう。
- *除却・・・市民税課で管理する、法人市民税の納税義務者の台帳から削除する処理をいう。法人の除却については市税条例及び地方税法に規定されていないが、課税事務の効率化を目的に法人の除却を行っている。

<法人の除却について>

不申告法人実態調査を実施した結果、法人の除却処理をした場合は、翌年から法人市民税申告書の送付は行われず、基本的に不申告法人実態調査は行われない。納税義務のない法人に対して申告書送付や勧奨等を行う事務費等について費用対効果を考えると一定の理解は得られるが、課税客体の把握の視点から慎重に行うべき処理であると思われる。

法人の除却処理が適切に実施されているかどうかを検証するため、法人の除却要件を確認した。

現在、長野税務署が作成する国税除却一覧表が長野税務署から県税事務所へ送付され（年4回）、県税事務所はその一覧表を基に除却処理を行っている。市民税課は県税事務所に対して市民税課で抽出した法人の除却状況について調査を依頼し、確認をしている。そこで、市民税課の除却法人の状況と県税事務所の除却法人の状況について、市民税課から県税事務所に依頼する調査法人リストの中から50件を抽出して確認した。

その結果、県税事務所で除却しているが市民税課では除却していない法人が1件、県税事務所で法人登録はないが市民税課では法人登録されている法人が2件あった。

まず、県税事務所で除却しているが市民税課では除却していない法人についてである。当法人は県税事務所では平成 29 年度以前に除却されていたが、市民税課では県税事務所への調査後に営業再開を確認していたため除却していなかった。

次に、県税事務所で法人登録はないが市民税課では法人登録されている法人 2 件である。これらの法人は市へ法人の設立届を提出しているが、県へは設立届を提出していない法人であった。そのうち 1 件の法人は法人市民税については平成 27 年度まで申告があった。しかし、平成 28 年度及び平成 29 年度においては法人市民税の申告もないため、市民税課は当法人に対し決定保留の処理を行い、調査を継続している。課税客体の把握の観点からすると平成 28 年度及び平成 29 年度において簡単に除却としなかった点で評価できる。

【意見】 法人の除却について

法人県民税と法人市民税の納税義務者の要件は同じであるため、ずれが生じている場合には互いに情報を共有して調整を行うことが望まれる。

<不申告法人実態調査について>

平成 25 年度～平成 29 年度の実態調査の内容（合計 46 件）の確認とヒアリングを実施した。（平成 25 年度 8 件、平成 27 年度 8 件、平成 28 年度 15 件、平成 29 年度 15 件）

① 平成 29 年 10 月 26 日に現地調査を実施し、決定保留となった件

【意見】

調査対象法人の代表者に別会社から給与が支給されているが、調査対象法人と給与の支払者との関連性については調査が行われていない。

調査対象法人と給与支払者の間に関連性がある場合には、営業活動の実態がある可能性があり、決定課税の余地がある。したがって、その点についての追加調査を行うことが望まれる。

② 平成 28 年 11 月 18 日に現地調査を実施し、平成 29 年 1 月 9 日に除却となった件

【意見】

調査対象法人は平成 26 年 3 月 28 日に休業届出が提出された際、「再開の見込みあり」となっているが、平成 28 年度に除却となっている。

「再開の見込みあり」としている法人の除却については、慎重に処理を行うべきであり、除却前に代表者に連絡し、活動状況の確認を行うことが望まれる。

③ 平成 28 年から決定保留となっている法人の件

【意見】

調査対象法人は、平成 28 年度の不申告者リストにあるが、その後除却されていないにもかかわらず、平成 29 年度の不申告者リストに法人名の記載がない。

その理由を確認したところ、平成 29 年度の不申告者リストへの転記漏れと判明した。当該法人については平成 30 年度に実態調査を行う予定である。事務処理の見直しを行

い、除却法人の把握を十分に行うことが望まれる。

④ 平成 25 年 10 月 22 日から毎年度調査を実施し、平成 30 年 2 月 21 日に除却となった法人の件

【意見】

調査対象法人は、平成 25 年度、平成 26 年度と決定課税をしているが、平成 27 年度、平成 28 年度は、決定保留としている。

平成 29 年度の実態調査において、個人事業主として営業していることが判明し、除却となっている。

平成 25 年度、平成 26 年度と決定課税しているが、平成 27 年度、平成 28 年度と事業をしていることが確認できれば、決定課税されるべきであり、また個人事業主であるならば平成 29 年度と同様に除却とするべきである。

公平な課税を実施すべく、課税客体の把握を正確に行うことが望まれる。

⑤ 平成 25 年 11 月 5 日から毎年度調査を実施しているが、決定保留のままとなっている法人の件

【意見】

調査対象法人は、平成 25 年 11 月 5 日から平成 28 年 12 月 6 日まで毎年現地調査を実施しているが、決定保留のままである。

平成 28 年度の現地調査の結果、営業実態はあると判断できることから、決定課税すべきである。

調査対象法人に対し、現地調査のみ実施するのではなく、法人への聞き取り等を含め当該法人には追加調査を実施すべきである。

公平な課税を実施すべく、課税客体の把握を正確に行うことが望まれる。

【意見】 不申告法人実態調査についてのまとめ

判断が難しい法人は決定保留の処理を行うことに対しては理解できるが、決定保留となった法人については、次年度の不申告法人実態調査において、基本的に前年と同様の方法により調査が行われるため、前年と同様の処理に至る可能性は高い。決定保留の処理が行われた法人については、次年度以降は違った視点で調査を行うことで、納税義務の判定を行うことが望まれる。

不申告法人実態調査は、不申告法人の実態を確認する調査であり、課税客体の把握につながることから、その調査方法に法人代表者の聞き取りや、面談等を加えることが必要と考える。法人市民税は申告納付のものであることから、適正な課税客体の把握に努め、公平な課税を実施すべきである。また、不申告法人実態調査には法人市民税の深い知識が必要なため、税制・法人担当の職員のみで行うことが望まれる。

<市外法人や商業ビルの納税義務者把握について>

法人市民税の納税義務者は長野市に事務所又は事業所を有する法人である。したがって、市外に本店を有する法人であっても、市内に事務所又は事業所を有する場合には申告する必要がある。

市外に本店を有し、市内に事務所又は事業所を有する法人の把握方法を市民税課に質問したところ、毎月2回、長野県知事から通知される「法人税額等通知書」により把握を行い、さらに、事業所税や個人担当部署と情報を共有し、調査を行っているという回答を受けた。そこで、次の2つの方法により、市内に支店又は事業所を有する法人の法人市民税の申告状況を検証した。

調査方法	結果
①本店所在地が市外である法人の長野営業所をホームページで無作為に44件抽出し、平成29年度における法人市民税の申告の有無について調査を行った。	44件すべての営業所について、法人市民税の申告があることが確認できた。
②長野駅前周辺の商業ビルにて事業を行っている法人を8件抽出し、平成29年度における法人市民税の申告の有無について調査を行った。	8件のうち1件が法人市民税の申告がなかった。

①の調査の結果、問題点は検出されなかった。②の調査において申告が確認できなかった法人については市民税課が申告義務等の調査を進めている。

【意見】市外法人や商業ビルの納税義務者把握について

店舗の入れ替わりが早い商業ビル等については法人情報を逐一把握することは困難であることが確認できたため、定期的なサンプル調査を行うことが望まれる。

(2) 算定税額の検証

<法人市民税申告書のチェックについて>

翌期に中間申告が必要な法人が、申告書において翌期の中間申告不要を選択した場合の事務処理を確認したところ、税務システム上で前事業年度の実績額から中間申告の要否を判定するため、当法人には予定申告書及び納付書を送付しており、申告書に記載のある中間申告不要欄の記載を基に申告書及び納付書を送付しているわけではないため問題はないと回答を受けた。

【意見】法人市民税申告書のチェックについて

翌期の中間申告の要否欄の記載が誤っている場合には、法人に記載及び中間申告義務についての指導等を行うことが望まれる。

<均等割の納税義務者が申告する従業者数の正確性について>

法人市民税においては、従業者数が50人超又は以下により均等割額の税率が異なる。例えば、資本金等の額1,000万円の場合、従業者数が50人超は12万円、50人以下は

5万円となる。したがって、従業者数の把握は算定税額の正確性を補完するために重要である。

市民税課では、申告された従業者数が前年度と比較して大きく乖離している場合、電話により従業者数の確認を行っているが、従業者数が50人前後の法人に対する特別な調査は行っていない。そこで、均等割額の正確性を検証するため、12月決算で、かつ、従業者数が45人～50人の法人を抽出し、給与支払報告書の報告人員と比較した。結果は次のとおりである。

<従業者数の比較>

	法人市民税申告書	給与支払報告書
①	45人	42人
②	49人	42人
③	50人	43人
④	46人	48人
⑤	48人	133人
⑥	50人	45人
⑦	45人	38人

7件中6件については、法人市民税均等割の従業者数と給与支払報告書の報告人員の間に大きな差は無いが、⑤は乖離が大きい。この法人は多くの支社を有する法人のため給与支払報告書の報告人員が多い可能性はあるが、大きな乖離がある法人に対してその内容を確認するべきであると思われる。

なお、平成27年度以前の税務システムでは、従業者数が50人前後の法人に対し、個人特別徴収担当と連携して、給与支払報告書の報告人員との突き合わせをすることで従業者数の調査を行っていたことが確認できた。

【意見】均等割の納税義務者が申告する従業者数の正確性について

給与支払報告書の報告人員は、その年の1月1日において長野市に住所を有する個人であり、法人市民税の従業者数の算定期間や、従業者の範囲が異なるため、人数に乖離があっても即座に均等割額が過少に申告されているとは言えない。しかし、人数の乖離が大きい法人に対し確認を行うことで従業者数の過少申告に対する牽制効果が期待できるため、従業者数の調査における指標の一つとなる給与支払報告書を活用した調査が望まれる。

(3) 課税事務の検証

<不申告法人実態調査の調査件数について>

毎年度不申告法人に対して実態調査を行っているが、平成25年度から平成29年度における不申告法人の実態調査件数は以下のとおりである。

年度	調査法人数
平成 25 年度	304 件
平成 26 年度	265 件
平成 27 年度	97 件
平成 28 年度	236 件
平成 29 年度	146 件

※抽出条件は、前年の不申告者リストを作成した日から当該年 8 月までに休業の届け出があった法人と、催告書を送付した法人である。

平成 27 年度の調査法人数は 97 件で、前年と比較して大きく減少している。この 97 件は平成 26 年 9 月から平成 27 年 8 月までに休業の届出があった法人と催告書を送付した法人数であり、政府の行ったアベノミクス政策の効果等により景気が回復し、調査法人数が減少したと思われる（平成 26 年度の法人市民税調定額は平成 21 年度以降では最高額であった）。

平成 29 年度の調査法人数は 146 件で、同じく前年と比較して減少している。これは平成 28 年度における税務システムの移行作業の影響により、行うべき休業法人の調査が行えていないことが原因である。平成 30 年度は、平成 29 年度分も含めて 400 件以上の調査（休業法人以外の未申告法人調査含む）を行うこととしている。

休業の届出があった場合でも、事業活動を行っていれば納税義務があるため、平成 29 年度において、それらの法人に対して調査を行っていないのは課税の公平性の観点から問題がある。しかし、システム移管に時間が割かれてしまったことはやむを得ない部分もあり、業務上問題があったとは結論付けられない。

【意見】 不申告法人実態調査の調査件数について

1 件 1 件の調査がおざなりになることが無いように、詳細かつ現実的な調査計画の作成が望まれる。

（４）他部署との連携の検証

<固定資産税（償却資産）担当との連携について>

不申告法人実態調査の実施手順のひとつである現地調査は、個人市民税担当を含めた市民税課の職員全体で行うが、代表者等との接触は行わず外観調査のみを行う（税制・法人担当の職員であれば接触していると回答を受けたが、実際に接触を行った記録は確認できなかった）。

外観調査のみでは実際にその法人が営業実態を有しているかどうか等の判断を行うのは現実的には困難である。やはり、実際に代表者や従業員に聞き込みを行うことにより、効率的な調査が行われ、調査回数の削減が可能であると考えられる。

また、従業者数の調査については、「(2) 算定税額の検証」のとおり、申告された従業者数が前年度と比較して大きく乖離している場合や、従業者数が 50 人前後の際に確認することが望まれる。

【意見】 固定資産税（償却資産）担当との連携について

法人に対する調査は資産税課の償却資産においても行われている。償却資産の調査時に簡単な人数確認を依頼するなど、調査対象法人の情報を共有し、資産税課と市民税課の調査が重複する法人については市民税課による現地調査は省略するなど市税全体における調査効率を上げること等検討が望まれる。

<事業所税担当との連携について>

市外に本店を有する場合や商業ビルのテナントの調査については「(1) 課税客体把握の検証」のとおりであるが店舗情報を把握するひとつの方法として、「事業所用家屋の貸付（異動）申告書」の利用が挙げられる。市税条例第 157 条では、事業所税の納税義務者に事業所家屋の賃貸を行う者は、新たに賃貸を行うこととなった事業所家屋に関して事業所家屋の貸付けに関する申告書を市長に提出しなければならないとされている。

【意見】 事業所税担当との連携

事業所家屋の貸付（異動）申告書には、借入人の名称、住所等が記載されているため、事業所税担当と連携し事業所用家屋の貸付申告書を活用することが望まれる。

第3 固定資産税（土地及び家屋）

3.1 概要

固定資産税は、毎年1月1日に、土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」という）を所有している者が、その固定資産の課税標準額に対して1.4%の税額を納める税金である。ここでは固定資産のうち、土地及び家屋について記載する。

（1）納税義務者

固定資産税の納税義務者は、賦課期日（毎年1月1日）現在の固定資産の所有者である。所有者とは、以下をいう。

区分	所有者
土地	・ 登記簿に所有者として登記されている者 ・ 土地補充課税台帳に所有者として登録されている者
家屋	・ 登記簿に所有者*として登記されている者 ・ 家屋補充課税台帳に所有者*として登録されている者 *区分所有に係る家屋については区分所有者とする。

ただし、次の場合には、賦課期日において、当該土地又は家屋を現に所有している者とされている。

- ・ 所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき
- ・ 所有者として登記又は登録されている法人が賦課期日前に消滅しているとき
- ・ 所有者として登記されている人的非課税を受ける者が賦課期日前に所有者でなくなっているとき

（2）土地に対する課税の仕組み

総務大臣が告示する固定資産評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法により評価され、その評価額を基に固定資産税額が算定される。

① 評価の仕組み

項目	内容
地目	地目は、田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、及び雑種地をいい、原則として、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日の現況の地目による。
地積	地積（面積）は、原則として登記簿に登録されている地積による。
価格	価格（評価額）は、固定資産評価基準に基づき、売買実例価格を基に算定した正常売買価格を基礎として求めている。 例えば、市街地における宅地の場合は、道路につけられた標準的な宅地の1㎡当たりの価格である固定資産税路線価を基にして、それぞれの宅地の状況（奥行、間口、形状など）に応じ補正して評価

	している。標準宅地の適正な時価を求める場合には、当分の間、地価公示価格及び不動産鑑定士による鑑定評価等を活用することとし、これらの価格の7割を目途として評定するものとされている。
--	---

② 課税標準

項目	内容						
価格の据置制度	<p>固定資産税の課税標準は、原則、基準年度の価格である。</p> <p>固定資産税は、固定資産の適正な時価を課税標準として課税されるものであることから、本来であれば毎年度評価を行い、課税を行うことが納税者間における税負担の公平にもつながることになる。しかし、膨大な量の固定資産について毎年度評価を見直すことは、実務的には事実上不可能であることなどから、基準年度（3年）ごとに評価額を見直す制度が取られている。</p> <p>ただし、地目の変換や、市町村の廃置分合などがあつたため評価額を据え置くことが適当でないとして市長が認めるものについては、その事由の生じた翌年度に評価替えを行うこととしている。</p>						
住宅用地に対する特例	<p>一定の条件を満たす住宅用地については、その税負担を軽減する目的から、課税標準の特例措置が設けられている。</p> <p>特例措置を適用した課税標準額は、住宅用地の区分に応じて次のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区分</th> <th style="width: 30%;">課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模住宅用地 住宅用地で住宅1戸につき200㎡までの部分</td> <td>価格×1/6</td> </tr> <tr> <td>一般住宅用地 小規模住宅用地以外の住宅用地（家屋床面積の10倍まで）</td> <td>価格×1/3</td> </tr> </tbody> </table>	区分	課税標準額	小規模住宅用地 住宅用地で住宅1戸につき200㎡までの部分	価格×1/6	一般住宅用地 小規模住宅用地以外の住宅用地（家屋床面積の10倍まで）	価格×1/3
区分	課税標準額						
小規模住宅用地 住宅用地で住宅1戸につき200㎡までの部分	価格×1/6						
一般住宅用地 小規模住宅用地以外の住宅用地（家屋床面積の10倍まで）	価格×1/3						
税負担の調整措置	<p>地域や土地によって評価額に対する税負担に格差があるのは、税負担の公平の観点から問題があることから、平成9年度の税制改正において、この格差を解消していくための調整措置が導入されている。この税負担の調整措置は、負担水準（今年度評価額に対する前年度課税標準額の割合）が高い土地は税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準が低い土地についてはなだらかに税負担を引き上げていく仕組みになっている。</p>						

③ 税率、免税点、納期

項目	内容
税率	税率は、1.4%で、税額は「②課税標準額×1.4%」により計算される。
免税点	同一の者が市内に所有する土地の課税標準額の合計額が、30万円に満たない場合には、固定資産税は課税されない。
納期	納税通知書は5月上旬に発送され、納期限は、5月末日、7月末日、12月末日、翌年2月末日である。

(3) 家屋に対する課税の仕組み

総務大臣が告示する固定資産評価基準に基づき、再建築価格を基準として評価され、その評価額を基に固定資産税額が算定される。

① 評価の仕組み

項目	内容			
家屋	<p>家屋とは、住宅、店舗、工場、倉庫その他の建物で、不動産登記法の建物とその意義を同じくするものであり、登記簿に登記されるべき建物である。不動産登記規則111条に基づき、長野市では、その年の1月1日現在において、次の3つの要件すべてを満たす建物を家屋として認定している。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>ア 外気分断性 耐久性のある屋根と壁があって雨風がしのげる。</td> </tr> <tr> <td>イ 土地への定着性 基礎等で地面に固定されている。</td> </tr> <tr> <td>ウ 用途性 居住、作業、貯蔵等目的とする用途に供し得る状態にある。</td> </tr> </table>	ア 外気分断性 耐久性のある屋根と壁があって雨風がしのげる。	イ 土地への定着性 基礎等で地面に固定されている。	ウ 用途性 居住、作業、貯蔵等目的とする用途に供し得る状態にある。
ア 外気分断性 耐久性のある屋根と壁があって雨風がしのげる。				
イ 土地への定着性 基礎等で地面に固定されている。				
ウ 用途性 居住、作業、貯蔵等目的とする用途に供し得る状態にある。				
価格	<p>価格（評価額）は、土地と同様、適正な時価とされ、固定資産評価基準に基づき、再建築価格を基準として評価される。</p> <p>「再建築価格」とは、評価の対象となる家屋と同一家屋を、評価の時点で新たに建てる場合に必要になる建築費（再建築価格）で、使用材料の積み上げである。家屋の価格は、「再建築価格」に、家屋の建築後の経過年数によって生ずる損耗等を加味した経年減点補正率を乗じて計算される。</p>			

② 課税標準等

項目	内容						
価格の据置制度	<p>土地と同様に、固定資産税の課税標準は、原則、基準年度の価格で、基準年度（3年）ごとに評価額を見直す制度が取られている。</p> <p>なお、家屋の改築や、損壊などがあつたため評価額を据え置くことが適当でないと市長が認めるものについては、その事由の生じた翌年度に評価替えを行うこととされている。</p>						
新築住宅に対する減額措置	<p>新築された住宅のうち、一定の要件を満たす住宅については、その税負担を軽減する目的から、120㎡の面積を上限に、固定資産税の税額が2分の1に減額される措置が設けられている。</p> <p>減額措置が適用される期間は次のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減額される期間*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の住宅</td> <td>新築後3年分</td> </tr> <tr> <td>3階建以上の中高層耐火住宅等</td> <td>新築後5年分</td> </tr> </tbody> </table> <p>*認定長期優良住宅は、申請により減額期間が2年間延長される。</p>	区分	減額される期間*	一般の住宅	新築後3年分	3階建以上の中高層耐火住宅等	新築後5年分
区分	減額される期間*						
一般の住宅	新築後3年分						
3階建以上の中高層耐火住宅等	新築後5年分						

③ 税率、免税点、納期

項目	内容
税率	税率は、土地と同様に1.4%で、税額は「②課税標準額×1.4%」により計算される。
免税点	同一の者が市内に所有する家屋の課税標準額の合計額が、20万円に満たない場合には、固定資産税は課税されない。
納期	納期は土地と同様である。

(4) 非課税、減免等

固定資産税については、以下のような非課税制度や、減免制度等がある。

項目	内容
非課税制度	<p><人的非課税></p> <p>国、県、市等が所有する固定資産は、固定資産税が非課税となる。</p> <p><物的非課税></p> <p>固定資産の性格や用途から、次に掲げる固定資産は、固定資産税が非課税となる。ただし、固定資産を有料で借り受けての使用や、目的外使用の場合には、非課税とならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共の用に供する道路 ・国、県、市等が公用又は公共の用に供する固定資産 ・墓地

	<ul style="list-style-type: none"> ・宗教法人が専ら本来の用に供する境内建物及び境内地 ・学校法人が教育の用に供する固定資産 ・社会福祉法人が老人福祉施設の用に供する固定資産等
課税免除制度	市税条例により、地域の自治会が使用する地域公民館、集会場、ごみ集積所等について固定資産税を課税しない。
減免制度	市税条例により、生活保護を受ける者が所有する固定資産、災害又は天候の不順により著しく価格を減じた固定資産等については、固定資産税が免除又は災害の程度により軽減される。
不均一課税制度	市税条例により、公衆浴場（0.46%）、文化財（0.7%）、学校法人以外の各種学校（0.7%）等の固定資産については、通常とは異なる税率を適用している。適用される税率は、（ ）のとおり。

3.2 資産税課の組織体制

資産税課が、一括して固定資産の評価や賦課、固定資産課税台帳の整備等に関する事務を行っている。長野市には支所が27あり、長野市役所から離れた中山間地域に所在するものもある。支所の固定資産税に関する業務は、証明書の発行や、税金収納である。市内には中山間地域もあるため、賦課内容に関する疑問等がある場合などは、支所から資産税課に電話で取次ぎ、担当者から説明している。電話で対応できない場合は、後日、本人へ訪問するなどの対応をしている。平成30年4月1日現在における組織体制は以下のとおり。特定の担当に属さない課長は含めていない。

担当名	人数	主な事務分掌
台帳管理担当	12人	<ul style="list-style-type: none"> ・課の庶務に関すること ・公印の管守に関すること ・国有資産等所在市町村交付金に関すること ・調定及び統計に関すること ・賦課に関すること ・土地、家屋課税台帳等の整備保管に関すること ・納税管理人に関すること ・諸証明に関すること
土地評価担当	15人	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の評価に関すること ・土地の賦課に関すること
家屋評価担当	20人	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋の評価に関すること ・家屋の賦課に関すること

資産税課の業務は、評価システム、及び税務システムの導入により、評価や管理はしやすくなっているが、個々に異なる土地や家屋の現況を理解して評価システムを使いこ

なす必要があるため、職員には専門性が求められる。また、税についての理解を所有者に求めることや、課税対象となることに納得できない所有者と交渉するなどの折衝力も必要となる。

職員の在職年数は以下のとおり。現職における経験年数に限ると、3年以下の職員が多いが、過去の税務の職務経験年数を含めると3年を超えて税務に関する職務に従事する者が多い。過去の税務の職務経験年数を考慮しながら、税に関する実務経験が豊富な人材を配置するように配慮していることが見受けられる。

<現職における経験年数>

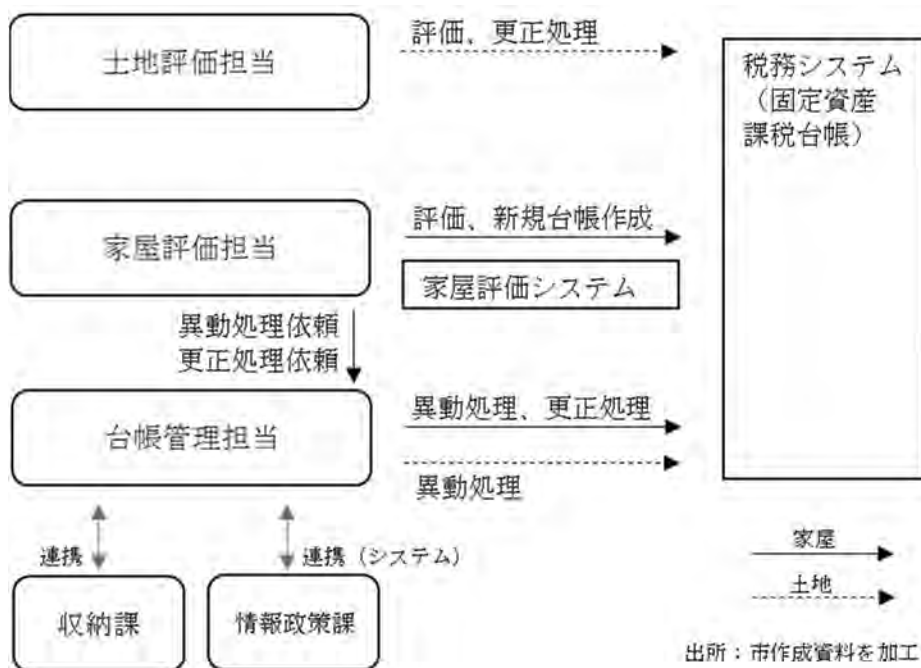
	3年以下	5年以下	10年以下	10年超	合計
台帳管理担当	8人	2人	2人	0人	12人
土地評価担当	11人	1人	2人	1人	15人
家屋評価担当	17人	3人	0人	0人	20人

<過去の税務の職務経験年数含む>

	3年以下	5年以下	10年以下	10年超	合計
台帳管理担当	5人	2人	3人	2人	12人
土地評価担当	6人	2人	3人	4人	15人
家屋評価担当	9人	4人	5人	2人	20人

3.3 課税事務の流れ

土地及び家屋の課税事務は台帳管理担当、土地評価担当、家屋評価担当で行っており、その事務の流れとシステムの関係は次のとおりである。



< 実地調査の例 >

	事務内容
土地評価担当	<ul style="list-style-type: none"> 登記情報の異動による現地調査（調査を要するもの） 家屋新築と滅失の現地調査（新築は敷地の利用状況等調査を要するもの）
家屋評価担当	<ul style="list-style-type: none"> 新築家屋の現地調査（年末は新築工事中家屋の現地調査を重点的に行う） 増築、滅失の現地調査（航空写真判定による異動判読の現地調査含む）

3.4 固定資産税の推移

過去5年間の固定資産税の推移、減免等の推移は以下のとおりである。調定額は、横ばいであり、現年課税でも同様の傾向にある。

(1) 固定資産税の過去5年間の推移

< 調定額、収入額の推移（償却資産含む） >

単位：千円

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	23,204,573	23,157,272	22,690,891	22,818,271	22,988,484
収入額	22,266,056	22,349,679	22,008,901	22,212,859	22,468,557
徴収率	96.0%	96.5%	97.0%	97.3%	97.7%

(出所：市税概要)

<現年課税及び滞納繰越別の推移（償却資産含む）>

単位：千円

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現年	調定額	22,190,569	22,277,324	21,946,946	22,218,010	22,475,917
	収入額	21,948,417	22,055,006	21,757,294	22,046,413	22,315,957
	徴収率	98.9%	99.0%	99.1%	99.2%	99.3%
滞納	調定額	1,014,004	879,948	743,945	600,261	512,566
	収入額	317,639	294,673	251,607	166,446	152,600
	徴収率	31.3%	33.5%	33.8%	27.7%	29.8%

(出所：市税概要)

<納税義務者の推移>

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
土地	総数	130,246	130,825	131,187	131,661	132,174
	免税	23,307	23,398	23,562	23,697	23,754
	課税割合	82.1%	82.1%	82.0%	82.0%	82.0%
家屋	総数	121,691	122,280	122,781	123,242	123,682
	免税	8,022	7,880	7,820	7,638	7,421
	課税割合	93.4%	93.6%	93.6%	93.8%	94.0%

(出所：固定資産概要調書)

(2) 減免の件数及び減免額の過去5年間の推移

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
土地	件数	2,937	2,797	2,819	2,782	3,172
	減免額	12,918,163	11,241,256	11,675,184	10,401,561	14,439,840
家屋	件数	276	830	756	284	338
	減免額	25,132,424	26,522,389	20,175,715	17,703,932	19,095,096

(出所：市提供資料)

(3) 非課税の5年間の推移

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
土地	筆数	404,942	406,677	407,194	408,844	409,836
	地積(m ²)	384,054,186	384,654,428	385,564,033	386,288,424	387,326,805
家屋	棟数	8,404	8,405	8,411	8,418	8,449
	床面積(m ²)	2,216,298	2,216,352	2,239,575	2,237,603	2,308,812

※家屋は、税務システムに集計されている数値であり、一棟の建物に非課税と課税が混在するものは非課税登録されているが、それ以外については非課税登録されていない家屋がある。

(出所：固定資産概要調書)

(4) 近隣中核市との比較

平成 29 年度における近隣の中核市との比較は以下のとおりである。現年課税の調定額は、後掲する都市計画税ではどの都市とも近い金額だったが、調定額上位の金沢市及び富山市と 80 億円程差がある。

<比較した中核市の人口等>

平成 29 年度

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(km ²)	納税義務者	
				土地(人)	家屋(人)
金沢市	465,265	201,623	468.64	140,527	136,277
富山市	417,633	174,463	1,241.77	146,861	141,062
長野市	380,473	159,371	834.81	113,174	116,064
高崎市	374,491	161,638	459.16	117,482	119,922
前橋市	338,127	145,707	311.59	101,847	108,630

※人口、世帯数は平成 29 年 4 月 1 日現在による。

<総額による比較(償却資産含む)>

単位：千円

	金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
調定額	32,056,786	32,502,617	22,988,484	25,548,353	22,413,686
収入額	30,612,760	30,453,494	22,468,557	24,794,659	22,110,199
徴収率	95.5%	93.7%	97.7%	97.0%	98.6%

<現年課税、滞納繰越別の比較(償却資産含む)>

		金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
現年	調定額	30,509,100	30,370,251	22,475,917	24,708,850	22,130,178
	収入額	30,221,684	30,036,840	22,315,957	24,568,208	22,041,126
	徴収率	99.1%	98.9%	99.3%	99.4%	99.6%
滞納	調定額	1,547,686	2,132,366	512,566	839,503	283,509
	収入額	391,076	416,654	152,600	226,450	69,073
	徴収率	25.3%	19.5%	29.8%	27.0%	24.4%

(出所：各市の市税概要)

3.5 監査の視点

- (1) 賦課事務が、法令等に準拠し効率的に行われているか。
- (2) 賦課事務が、納税者に対し公平に行われているか。
- (3) 賦課事務が、納税者の理解を深め、効果的に執行されているか。

3.6 主な監査手続き

(1) 概況の把握

- ・法令、条例等の確認
- ・資料等による概況把握
- ・担当課への往査及び質問と確認
- ・過去5年間の推移
- ・他自治体の収納状況と比較

(2) 外部委託の検証

- ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧
- ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認

(3) 課税客体把握の検証

- ・課税客体の把握方法について質問と確認
- ・非課税や減免、不均一課税のサンプル調査

(4) 更正処理の検証

- ・更正事務の状況について質問と確認
- ・審査の申出（価格）、審査請求（価格以外）についての質問と確認

(5) 算定税額の検証

- ・課税額の正確性についてサンプル調査
- ・正確性を確保する仕組みについて質問と確認
- ・土地や家屋の評価について質問と確認
- ・土地や家屋の異動処理に関するサンプル調査

(6) 課税事務の検証

- ・職員経験年数表の閲覧
- ・市民に対する窓口対応について質問と確認
- ・通知書発送状況について資料閲覧、質問と確認

(7) 他部署との連携の検証

- ・市役所内での情報共有状況について質問と確認

3.7 監査の結果

税務システムへの登録について入力を誤らないように複数のチェック者を設ける等、1件1件の情報に丁寧に取り組んでいるように見受けられる。手作業を自動化できないか、事務をより効率化できる方法はないかなど、担当課の枠を超えた視点で常に検討し続け、課税事務の効率性、効果性、公平性がより一層実現できるようさらなる改善に期待したい。なお、監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部については是正改善を要する事項が認められたので以下に記載する。

(1) 外部委託の検証

＜航空写真を利用した調査について＞

地方税法第 408 条において「固定資産評価員又は補助員に固定資産の状況を毎年少なくとも 1 回実地に調査させなければならない」とされている。長野市では市内の課税客体約 25 万棟すべてについて毎年実地調査することは困難であるため、効率的に課税客体を把握できるよう航空写真を利用した調査を定期的実施している。

航空写真の撮影は、概ね 3 年に 1 回で、航空写真の撮影及び前回撮影した 2 枚の航空写真を目視により比較する家屋異動状況の判読を専門業者に委託しており、専門業者が作成したリストを基に、課税漏れや滅失物件の調査をしている。平成 29 年度の調査結果は以下のとおりである。

＜家屋異動状況判読リスト（北部地域・27 年度撮影）＞

・検出データ件数	2,689 件	明らかな誤りを消去（19 名で 1 ヶ月かかる）
・第 1 次調査件数	937 件	外観調査を実施
・第 2 次調査件数	264 件	所有者に接触し調査を実施
・更正件数	115 件	（更正税額 112 万円）

航空写真による調査は、毎年 1 回の実地調査を補足するものとして実施しているため、効率性を求めすぎてはいけない。また、航空写真による調査を広く周知させることで、申告漏れに対するけん制効果を期待できる。一方で、北部地域の調査委託費 5,108 万円*及び家屋異動状況判読リストの精査や、現地調査を実施した結果に基づく課税額は 112 万円であった。増税額が少なかったのは、資産税課による日々の調査で状況を把握している成果であるとも言えるが、5,108 万円の委託費及び精査や現地調査に係る人件費や作業時間がかかることと成果が見合うかどうか検討する余地がある。

平成 27 年に長野県が主導の会議において、市町村間で共同委託等を検討し、撮影頻度が 5 年に 1 回と異なること、求める航空写真の解像度が異なること、県下全市町村が参加しない場合の当市の負担割合の増、及び業務の融通性が担保できないこと等によるメリットの少なさにより共同委託を断念している。航空写真の周期を 3 年とする理由について確認したところ、「毎年又は 3 年に 1 回、航空写真を撮影し、前年の写真との比較によって新增築や滅失の状況を把握し、登記の異動の有無を確認した上で、実地調査を行う（平成 26 年 9 月 16 日付、地方自治法第 245 条の 4（技術的な助言）に基づく総務省通知）」を参考としている。通知にはその旨が記載されているが、それは、「家屋の新增築や滅失の把握漏れが多数確認された」という事例があり、その防止策の具体例である。直近の調査結果では、更正件数 115 件うち増額更正 93 件（増税額 121 万円）、減額更正 22 件（減税額 9 万円）である。

【意見】 航空写真を利用した調査について

撮影頻度を他の自治体に合わせ空中写真撮影を合同で実施するなど航空撮影費用の削減に取り組むことが望まれる。

***調査委託費**

北部の「家屋経年異動判読及び建物データ更新費」4,426万円に、「空中写真撮影デジタルオルソ作成費」5,173万円を委託業務全体の見積総額に対する「家屋経年異動判読及び建物データ更新費」の割合で按分した金額を加算している。

<航空写真の業務委託費用について>

航空写真の撮影及び家屋異動状況の判読をプロポーサル契約（提案があったのは1社）により専門業者に委託している。業務内容は以下のとおりで、道路台帳データや地形データの更新も含まれている。

① 空中写真撮影及びデジタルオルソ作成（ひずみ補正）
② 道路台帳データ更新
③ 地番図データ更新
④ 家屋経年異動判読及び建物データ更新
⑤ 地形データ更新
⑥ 共用空間データ更新

このうち、固定資産税に係る「空中写真撮影デジタルオルソ作成業務」と「家屋経年異動判読及び建物データ更新」の費用を前回と比較した。業務範囲は前回と同様であるが、契約額は、「空中写真撮影デジタルオルソ作成業務」は45%、「家屋経年異動判読及び建物データ更新業務」は22%増加している。契約期間は3年で、前回から今回の契約までの3年間の増加率としては高い。

「空中写真撮影デジタルオルソ作成業務」の増額は、写真精度を上げることを理由としている。低空で飛行し、山間に沿って飛行することにより飛行距離が増加している。

【意見】 航空写真の業務委託費用について

写真の精度が上がることで、家屋異動調査の精度が上がることは理解できるが、求める精度とコストについて、費用対効果を考慮する視点も取り入れることが望まれる。

「家屋経年異動判読及び建物データ更新」の増額は、消費税5%から8%へ改定による増加も含むが、人件費の上昇を理由としている。見積りの詳細を見ると、市が調査した物件を委託業務から外したため工数が減少しているものはあるが、ほとんどの工数は前回と同様であり、増額の要因は作業単価である。作業者の熟練度が上がり単価が上がることもあるが、熟練度が上がった分、作業工数が減ることはないのだろうか。単価や工数についてより詳細な検証が望まれる。

<総額>

	前回	今回	増加額	増加率
家屋経年異動判読及び建物データ更新	7,299 万円	8,887 万円	1,589 万円	22%
空中写真撮影デジタルオルソ作成	5,173 万円	7,522 万円	2,349 万円	45%

<地域別の内訳>

	前回	今回	増加額	増加率
北部地域				
家屋経年異動判読及び建物データ更新	4,426 万円	5,384 万円	958 万円	22%
空中写真撮影デジタルオルソ作成	2,856 万円	4,404 万円	1,548 万円	54%
南部地域				
家屋経年異動判読及び建物データ更新	2,873 万円	3,504 万円	631 万円	22%
空中写真撮影デジタルオルソ作成	2,317 万円	3,118 万円	801 万円	35%

※北部地域は、前回：平成 27 年度、今回：平成 30 年度、南部地域は、前回：平成 26 年度、今回：平成 29 年度である。金額は提案書添付の経費内訳としている。委託業務は、①空中写真撮影及びデジタルオルソ作成（ひずみ補正）、②道路台帳データ更新、③地番図データ更新、④家屋経年異動判読及び建物データ更新、⑤地形データ更新、⑥共用空間データ更新であるため、①空中写真撮影及びデジタルオルソ作成に係る費用全てが④家屋経年異動判読及び建物データ更新作業にかかるわけではない。

(2) 課税客体把握の検証

<非課税や減免、不均一課税のサンプル調査について>

平成 29 年度において、非課税、減免、不均一課税、課税免除となった土地や家屋について、一覧表からサンプルを抽出し、申告書類及び添付書類を確認した。市税条例第 58 条において、非課税の規定の適用を受けていた固定資産について、非課税の用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合に、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならないとされている。そのため、非課税については過年度（平成 25 年度から平成 28 年度）において非課税の対象となった土地や家屋についてもサンプルを抽出し検証した。サンプルの一覧表とサンプル件数は以下のとおり。

一覧表	サンプル件数
・非課税一覧表	52 件のうち 10 件 過年度（平成 25 年度）89 件のうち 3 件 過年度（平成 26 年度）89 件のうち 5 件 過年度（平成 27 年度）82 件のうち 3 件 過年度（平成 28 年度）89 件のうち 3 件
・人的減免一覧表 （新規適用）	44 件のうち 3 件
・公用地減免一覧表 （新規適用） （継続適用）	86 件のうち 6 件 235 件のうち 10 件
・罹火災減免一覧表	31 件のうち 3 件
・不均一課税一覧表 （各種学校） （公衆浴場）	6 件のうち 6 件 8 件のうち 8 件
・課税免除一覧表	5 件のうち 5 件

調査の結果、サンプルについて申告書類及び添付書類を確認したところ、報告書に記載すべき指摘、意見は確認されなかった。

<非課税固定資産の現状確認について>

過去に非課税となった固定資産について、定期的に状況を確認することが望ましい。

平成 30 年 3 月 26 日に建設部からプレスリリースされた「所有者の不明な特定空家等に対する略式代執行を行います」によると、宗教法人の本堂・庫裡（くり）について、略式代執行が行われ、長野市により建物倒壊の防止を図っている。同プレスリリースには、「平成 26 年頃から破損が目立ちはじめ、平成 28 年頃には屋根の一部が陥没し、劣化が進行している。」とある。平成 28 年頃には非課税の用途として供していなかったのではないかと推測される。

【意見】非課税固定資産の現状確認について

市税条例第 58 条では、非課税申告後、使用状況が変わり用途非課税の用途に利用しなくなった又は、無償から有償で借り受けることとなった場合は、非課税固定資産の所有者が、その旨を市へ申告することとなっているが、少なくとも 3～5 年間に 1 度は現況を確認することが望まれる。

<固定資産概要調書における非課税情報について>

税務システムのデータをもとに、地方税法第 418 条における固定資産概要調書を作成し、県知事に送付することとしているが、非課税家屋の情報の正確性が不正確となっているため、正確な情報にすることが望まれる。

固定資産概要調書における非課税の状況は以下のとおりである。

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
土地	筆数	404,942	406,677	407,194	408,844	409,836
	地積(㎡)	384,054,186	384,654,428	385,564,033	386,288,424	387,326,805
家屋	棟数	8,404	8,405	8,411	8,418	8,449
	床面積(㎡)	2,216,298	2,216,352	2,239,575	2,237,603	2,308,812

(出所：固定資産概要調書)

【意見】固定資産概要調書における非課税情報について

固定資産概要調書の数値は、税務システムに集計されている数値である。家屋については、一棟の建物に非課税と課税が混在するものは非課税登録されているが、それ以外については非課税登録されていないものがあるため、非課税家屋の未登録情報を税務システムに登録することが望まれる。

なお、税務システムで非課税登録されていない家屋で、平成 25 年度以降のものについては表計算ソフトで状況を把握しているが、非課税家屋の情報を資産税課職員全員で継続して共有するためにも、税務システムでの一元的な管理が望まれる。

(3) 更正処理の検証

<更正処理事項の原因分析について>

課税額を更正した内容について、分析し、更正する処理件数を将来的に削減していくことが望まれる。

固定資産税は、市長が税額を計算し、納税義務者に通知をする賦課課税方式であり、市が賦課決定した内容について誤りがあった場合は、過去 5 年分について、市が賦課決定内容を訂正する。訂正した情報は、税務システムで「更正処理済一覧表」として集計される。更正処分の内容について誤りがあれば、資産税課内で情報共有されることになるが、全体的な更正理由の傾向等について分析していない。

平成 29 年度の更正処理件数は約 2 千件で、傾向を確認したところ、家屋の所有者による滅失登記や、資産税課へ家屋滅失の届け出が遅れたものが多く、滅失の届け出が遅れれば、更正する年度も増える。更正処理が増えると、事務処理時間も増え、かつ、職員の通常業務の手が止まり、作業効率が悪くなることが想像される。

更正処理の原因を分析し全体の傾向等をつかみ、「更正件数を何百件削減する」と目標を立てて対策を実施し、対策の効果を検証するなどして、事務処理の負担増加が起きないようにする対応へ注力してほしい。

【意見】更正処理事項の原因分析について

税務システム上、「更正処理済一覧表」は、PDF ファイルのようにデータ加工がしづらいものであるが、情報政策課の関与により加工しやすいデータにできるため、情報政策課と連携した分析が望まれる。

(4) 算定税額の検証

<課税台帳に関する異動や税額計算のサンプル調査について>

平成 29 年度中において、登記情報等から課税台帳への異動が税務システムへ正確に行われていること、税務システム登録情報や税額計算が正確に行われていることを確認するために、課税台帳からサンプルを抽出し検証した。サンプルを抽出した異動情報や登録情報は以下のとおり。

異動情報： (16 件)	登記済通知書、農地転用許可情報、家屋評価担当からの家屋異動連絡票、建築確認概要書、家屋滅失届出書
登録情報： (12 件)	土地地目、免税点判定、税額計算、土地評価と税務システムの整合、家屋評価システムと税務システムの整合

調査の結果、サンプルについて、登記情報等から課税台帳への異動が税務システムへ正確に行われていること、税務システム登録情報や税額計算が正確に行われていることを確認したところ、報告書に記載すべき指摘、意見は確認されなかった。

<事業用と居住用が併用する併用住宅の敷地と住宅特例について>

店舗兼住宅について住宅特例評価が適正に行われていることを確認するために「市販されている住宅地図」と税務システム登録状況の突合を行った。住宅地図で居住割合が 50% 付近と思われる店舗兼住宅を無作為に 20 件抽出し、居住部分の割合と住宅用地特例適用割合を確認した。

併用住宅の判定区分

	区分	住宅用地の判定	サンプル件数
ア	イ以外の併用住宅	50%～ : 全て住宅用地	15 件
		25%～49% : 半分が住宅用地	1 件
		～24% : なし	2 件
イ	地上 5 階以上の耐火建築物	75%～ : 全て住宅用地	0 件
		50%～74% : 0.75 が住宅用地	2 件
		25%～49% : 半分が住宅用地	0 件
		～24% : なし	0 件

調査の結果、抽出したサンプル 20 件の店舗兼住宅について住宅特例評価が適正に行われ、税務システムへの登録も正確に行われていることを確認したところ、報告書に記載すべき指摘、意見は確認されなかった。

<税務システムへの現況確認の記載事項のルール化について>

現況確認した情報等について、税務システムの「特記情報（メモ欄）」に必要最低限記録すべき事項をルール化することが望まれる。

税務システムには、現況確認の日付を登録する欄があり、複数回現地に赴くなどしている場合は、税務システムの「特記情報（メモ欄）」に記録として残すこととしている。

監査時に確認した土地のデータのひとつで、現地確認を行っているがその旨の記録がないものがあった。現地の状況を確認することは、土地評価の際に重要で、長野市「土地評価事務取扱要領」の第 2 章通則第 1 節において、土地の評価の基本は、当該土地の現況及び利用目的に重点を置くと記載されている。

また、地方税法第 408 条においても、「固定資産評価員又は補助員に固定資産の状況を毎年少なくとも 1 回実地に調査させなければならない」とあり、長野市の実務では、状況に変化があった際の実地調査と、3 年に 1 回の航空写真の活用により実地調査を補完しており、現況確認が重要視される。

【意見】税務システムへの現況確認の記載事項のルール化について

納税者から評価等について確認があった場合に、税務システムに記録が残っていないと、書庫にある書類を確認する等回答までに時間がかかることが推測される。一方、税務システムに情報が集約されていれば、問い合わせを受けた職員は、実地調査の担当者でなくとも税務システムの情報から、直ちに情報を伝えることができるため、評価に対する納税者の信頼性向上にもつながると思われる。

税務システムの特記情報（メモ欄）へ、必要最低限記載すべき事項をルール化することが望まれる。

<土地評価の上席者等のチェックと異動登録のシステム対応について>

上席者等によるチェックの効果が上がっているかどうかを検証し、上席者等によるチェック回数の削減に取り組むことが望まれる。

土地の評価は、担当者が土地の評価及び税務システムへの登録をするが、上席者など入力担当者とは別の者 3 人が担当者と同等の項目について担当者と同等の手順で入力情報を確認している。担当者が入力情報について誤りがないか確認しながら税務システムへ登録していることを踏まえると、4 人が入力情報を確認していることになる。平成 29 年度の土地台帳の異動件数は約 34,000 件、ひと月当たりになると 2,800 件である。確認者が 2 人の山林、原野、純雑種地の相続や売買も中にはあるが、単純にひと月の件

数を4倍すると、ひと月当たり約11,000件の登録及び確認作業を土地評価担当15人でやっていることになる。

過去には確認者が2人の時もあったようだが、土地の評価は難しく正確性を確保したいとのことで3人により確認しているとのことである。確認者の数を増やしたことで、確認に時間が取られすぎて入力担当時や確認時の精度が落ちていないか、又は責任が不明確になり他の確認者が見ているだろうという甘えが出て確認内容の精度が落ちていないかなどの検証をし、正確性を担保しながら、確認回数を減らす検討が望まれる。

【意見】土地評価の上席者等のチェックと異動登録のシステム対応について

税収が増加してゆくのであれば、資産税課職員の増加などで人手をかけることはできるかもしれないが、人口減少にある中、職員数が将来的に減ることを意識し、人手をかけずに事務作業の精度を維持し向上させることを目指すことが望まれる。

(5) 課税事務の検証

<法務局から入手する登記異動情報データの活用について>

法務局から入手する土地及び家屋の登記の異動情報について、電子データで税務システムに取り込むことが望まれる。

地方税法第382条により、登記所は、土地又は建物の表示に関する登記をしたときは、10日以内に、その旨を当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならないとされている。土地及び家屋の登記に関する異動情報を毎月1回法務局から書面で入手し、資産税課の職員が内容を確認の上、手作業で入力し、入力情報のチェックを入力者以外の職員が実施している。平成29年度における土地及び家屋の台帳登録異動件数は、約4万件で、ひと月当たりになると、3,300件を職員が手作業で入力し、入力情報のチェックをしていることになる。

現状、法務局からは書面による異動通知に加え、異動情報を電子データで受領しているとのことであるが、電子データによる税務システムへの取り込みは行っていない。登記の異動情報を電子データで税務システムに取り込むことができれば、異動通知の受領漏れや、税務システムへの登録誤りを防ぎ、登録処理時間も短縮されるような効果が期待できる。

京都府八幡市では平成25年10月から固定資産税課税システムと法務局電子データとの連携を図る登記履歴管理システムを導入し、「異動処理の精度向上」、「作業の効率化、業務の平準化」、「課税誤りの発見」の効果が出たとのことである（出所：京都府八幡市「平成27年8月28日 固定資産課税システムと法務局電子データとの連携～システム化により期待される効果～」）。

【意見】法務局から入手する登記異動情報のデータの活用について

法務局から入手する土地及び家屋の登記の異動情報を電子データで税務システムに取り込むことができれば、入力業務から、より専門性が必要とされる評価業務や、現況

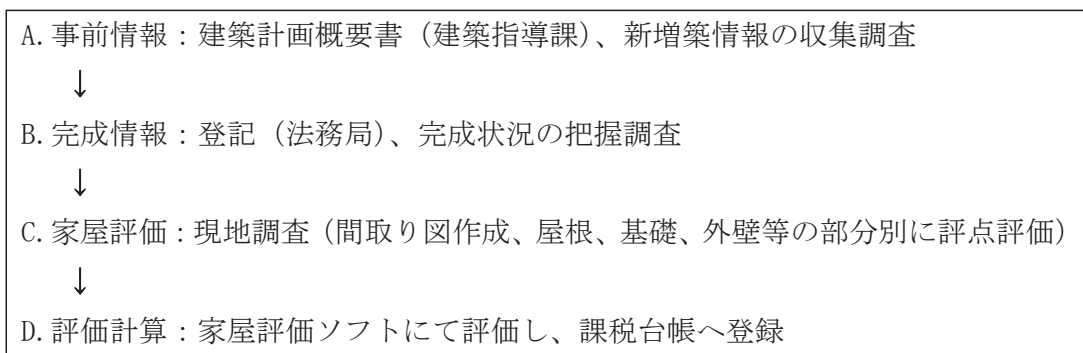
確認などに注力でき、より一層の固定資産課税の評価に対する市民の信頼性向上、公平性の向上に資することが望まれる。

(6) 他部署との連携の検証

<家屋評価における建築指導課が有する情報の利用について>

新增築時の現地調査前に、図面を入手し間取りの確認作業をするような手順の導入が望まれる。

家屋の新增築時の評価手順は以下のとおりとなる。



家屋の新增築評価をする際は、上記「C」の現地調査の際に、家主から図面等の提示を受け間取りや仕上げを確認し、現地で方眼紙に間取り図や仕上げを記入することが多い。

固定資産税賦課のため、家屋の現況を確認し、評価する必要がある。間取り図や仕上げ等を確認するために、事前に建築図面等を入手することができれば、現地での作業時間を短縮することができる。

北海道の石狩市は、固定資産税の賦課業務に当たり、より適正な評価を行うために、建築課で保有する確認申請書の図面等を固定資産税の評価担当者と共有している（石狩市 HP「固定資産税課に伴う確認申請書の目的外利用」）。

家屋評価の現地調査において、家主に図面等の提示を依頼すると、「建築確認で図面等を長野市へ提出しているのに、資産税課にも提示するのですか？」というような家主の声もあるようである。

長野市における建築確認申請の受付件数は、平成 29 年度において、民間審査機関が 87.4%、長野市によるものが 12.6%であり、長野市に保存されている建築確認申請書に添付された図面等は 12.6%（243 件）程である。

【意見】家屋評価における建築指導課が有する情報の利用について

現地調査時間を短縮し、納税者の負担を軽減することと、家屋の適正な評価と事務効率化のために、資産税課が事前に建築図面等を確認できるような担当課という視点に縛られない仕組みの検討が望まれる。

<長野県との家屋評価の分担について>

長野県と家屋の評価範囲を分担しているが、長野県が評価している家屋の評価内容について把握しておくことが望まれる。

長野県と長野市は、不動産取得税及び固定資産税の課税客体である同一の家屋に対する重複調査を排除するとともに、家屋の評価事務の均衡及び促進を図るため、県と市とで分担して家屋評価を実施している。長野県と家屋分担基準は次のとおり。

- ・長野市：木造家屋、専用住宅、非木造の家屋（300㎡未満のもの）
- ・長野県：非木造の住宅以外の家屋で300㎡以上のもの

不動産取得税は、土地や家屋の不動産を取得した際に、不動産の取得者が納める税金で、都道府県知事が価格を決定する。価格は、地方税法第73条の21において、固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されている不動産については、固定資産課税台帳に登録されている価格により、固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されていない不動産については、固定資産税と同様の固定資産評価基準によるとされており、固定資産税の評価と基本的には同一となる。

同一作業の重複を県と市とで解消することは、効率的であると思うが、近ごろは、大規模な家屋の固定資産税の評価額について見直しを行い、固定資産税の還付につなげるようなコンサルタントがいる。評価額が誤っていれば還付をするのは当然のことであるが、納税者からの評価の見直しに対する責任は、分担評価をしている県ではなく、固定資産税を賦課している長野市になるため、長野県が分担評価している家屋の評価内容について把握しておく必要がある。

【意見】長野県との家屋評価の分担について

長野市の資産税課においては、長野県の評価方法を確認し、県主催の研修を受ける等により評価の整合性を取るようになっているとのことであるが、県の調査に同行して評価内容の正確性や同一性を確認する機会を設けるなど、県が行う評価について、より積極的に関与することが望まれる。

第4 都市計画税

4.1 概要

都市計画税は、下水道、公園緑地、道路などの都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画法による市街化区域内に所在する土地又は家屋の所有者にその固定資産の評価額に応じて固定資産税と合わせて納める税金である。

(1) 納税義務者

都市計画税については、賦課期日（毎年1月1日）現在において、市街化区域内に所在する土地、家屋の所有者が納税義務者である。所有者とは、以下（再掲）をいう。

区分	所有者
土地	・ 登記簿に所有者として登記されている者 ・ 土地（補充）課税台帳に所有者として登録されている者
家屋	・ 登記簿に所有者*として登記されている者 ・ 家屋（補充）課税台帳に所有者*として登録されている者

*区分所有に係る家屋については区分所有者とする。

ただし、次の場合には、賦課期日において、当該土地又は家屋を現に所有している者とされている。

- ・ 所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき
- ・ 所有者として登記又は登録されている法人が賦課期日前に消滅しているとき
- ・ 所有者として登記されている人的非課税を受ける者が賦課期日前に所有者でなくなっているとき

4.2 組織体制

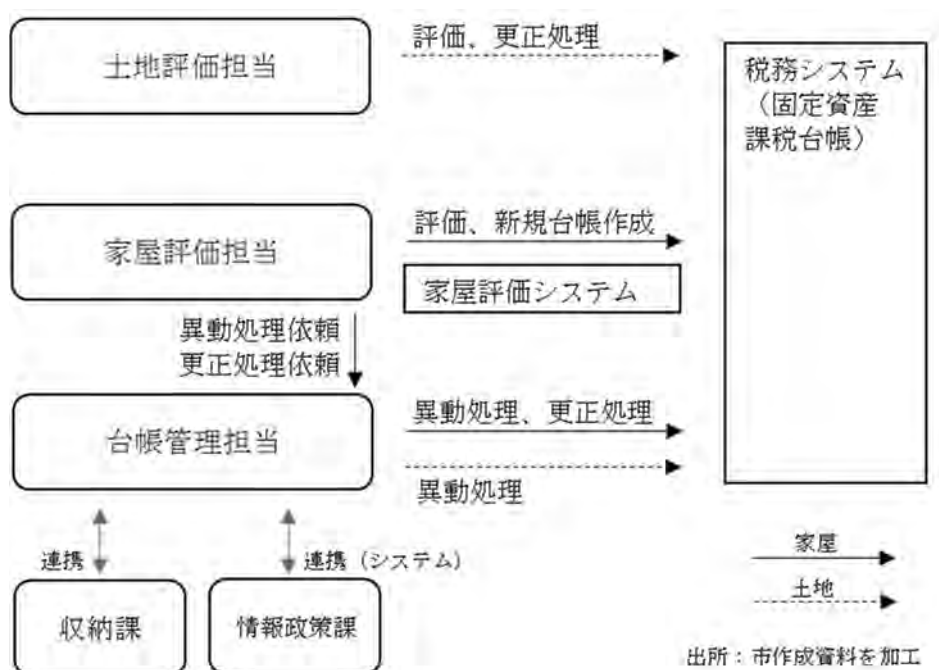
都市計画税は市街化区域内に所在する土地及び家屋が課税対象となり、税額は固定資産税の評価額を基に算出していることから、資産税課内には固定資産税担当、都市計画税担当という区分けはないため、組織体制及び②の課税事務の流れは、固定資産税と同じである。下記に組織体制を再掲する。

担当名	人数	主な事務分掌
台帳管理担当	12人	・ 課の庶務に関すること ・ 公印の管守に関すること ・ 国有資産等所在市町村交付金に関すること ・ 調定及び統計に関すること ・ 賦課に関すること ・ 土地、家屋課税台帳等の整備保管に関すること ・ 納税管理人に関すること ・ 諸証明に関すること

土地評価担当	15人	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の評価に関すること ・土地の賦課に関すること
家屋評価担当	20人	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋の評価に関すること ・家屋の賦課に関すること

4.3 課税事務の流れ

4.2の組織体制と同じ理由から課税事務の流れについても、固定資産税と同じである。



4.4 都市計画税の判定

都市計画税については、システム内で管理している町コード（大字）設定において判定を行っている。大字の区域全体が都市計画区域外である場合は、市街化調整区域に自動設定される。一方、大字の区域内で市街化区域と市街化調整区域が混在している場合は、自動設定されないため職員が手動で設定している。自動判定される区域は20%程度の割合であり、残りの80%については職員による手動判定が必要な区域であるが、自動判定、手動判定のいずれにおいても複数名によるチェックを行い、判定誤りがないようにしている。

また、土地及び家屋の異動入力処理の都度、都市計画税適用の有無について以下のとおり職員がチェックしている。

なお、異動入力処理は固定資産税（土地及び家屋）と同時に処理するため、監査内容については、「第3章 固定資産税（土地及び家屋）」を参照されたい。

【土地評価担当のチェック】

- ① GIS で当該土地周辺の都市計画税適用状況を確認
- ② 都市政策課へ照会（区域境の分筆により判断できない場合等）
- ③ システム入力時に複数名チェック

【家屋評価担当のチェック】

- ① 建築計画概要書記載の都市計画区域の別等の確認
- ② 当該家屋周辺の都市計画税適用状況を確認
- ③ システム入力時のワーニング（土地と家屋で適用が異なる場合）

4.5 都市計画税の推移

公表している資料による過去5年間の都市計画税の推移は以下のとおりである。

（1）都市計画税の過去5年間の推移

＜調定額、収入額の推移＞

単位：千円

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	3,921,101	3,922,630	3,833,247	3,852,069	3,880,381
収入額	3,763,005	3,786,352	3,718,246	3,750,002	3,792,717
徴収率	96.0%	96.5%	97.0%	97.4%	97.7%

＜現年課税及び滞納繰越別の推移＞

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
現年	調定額	3,750,464	3,774,369	3,707,901	3,750,931	3,794,019
	収入額	3,709,552	3,736,703	3,675,853	3,721,958	3,767,006
	徴収率	98.9%	99.0%	99.1%	99.2%	99.3%
滞納	調定額	170,637	148,261	125,346	101,137	86,362
	収入額	53,453	49,649	42,393	28,044	25,711
	徴収率	31.3%	33.5%	33.8%	27.7%	29.8%

（出所：市税概要）

＜納税義務者の推移＞

単位：人

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総数	106,585	107,306	107,805	108,314	108,873
免税	3,535	3,563	3,542	3,511	3,474
課税割合	96.7%	96.7%	96.7%	96.8%	96.8%

（出所：固定資産概要調書）

(2) 近隣中核市との比較

平成 29 年度における近隣の中核市との比較は以下のとおりである。現年課税における調定額は、固定資産税では金沢市及び富山市と 80 億円程差があるが、都市計画税ではどの都市も近い金額である。

<比較した中核市の人口等>

平成 29 年度

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(km ²)	納税義務者
金沢市	465,265	201,623	468.64	161,347 人
富山市	417,633	174,463	1,241.77	113,737 人
長野市	380,473	159,371	834.81	105,399 人
高崎市	374,491	161,638	459.16	96,178 人
前橋市	338,127	145,707	311.59	83,345 人

※人口、世帯数は平成 29 年 4 月 1 日現在による。

<総額による比較>

単位：千円

	金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
調定額	3,921,101	3,922,630	3,880,381	3,852,069	3,880,381
収入額	3,763,005	3,786,352	3,972,717	3,750,002	3,792,717
徴収率	96.0%	96.5%	98.0%	97.4%	97.7%

<現年課税、滞納繰越別の比較>

		金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
現年	調定額	3,750,464	3,774,369	3,794,019	3,750,931	3,794,019
	収入額	3,709,552	3,736,703	3,767,006	3,721,958	3,767,006
	徴収率	98.9%	99.0%	99.3%	99.2%	99.3%
滞納	調定額	170,637	148,261	86,362	101,137	86,362
	収入額	53,453	49,649	25,711	28,044	25,711
	徴収率	31.3%	33.5%	29.8%	27.7%	29.8%

(出所：各市の市税概要)

4.6 監査の結果

都市計画税については、固定資産税（土地及び家屋）と同時監査を実施した。よって都市計画税については、固定資産税（土地及び家屋）を参照。

第5 固定資産税（償却資産）

5.1 概要

固定資産税は、毎年1月1日に、土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」という）を所有している者が、その固定資産の評価額に対して1.4%の税額を納める税金である。ここでは固定資産のうち、償却資産について記載する。

（1）納税義務者

固定資産税の納税義務者は、賦課期日（毎年1月1日）現在の固定資産の所有者である。所有者とは、以下をいう。

区分	所有者
償却資産	・償却資産課税台帳に所有者として登録されている者

所有者に対して課税することを原則とするが、賃借人が家屋に取り付けた事業用設備であり、かつ、家屋に取り付けたことによりその家屋の所有者が所有することとなったものについては、家屋の一部として家屋の所有者に課税せずに、取り付けた者を所有者とみなして固定資産税を課することができるような例外がある。

（2）課税の仕組み

総務大臣が告示する固定資産評価基準に基づき、償却資産の取得価額を基に評価され、その評価額を基に固定資産税額が算定される。

①評価の仕組み

項目	内容							
償却資産	<p>償却資産とは、法人や個人が事業の用に供するような土地・家屋以外の資産をいい、その年の1月1日現在において事業者が所有しているものが課税の対象となる。</p> <table border="1"><tbody><tr><td>ア 法人税法、所得税法との関係</td></tr><tr><td>法人税や、所得税の減価償却資産が対象となる。ただし、取得価額10万円未満、20万円未満で3年均等償却をするような少額資産は除く。</td></tr><tr><td>イ 対象外となる資産</td></tr><tr><td>次のような資産は償却資産の対象とはならない。</td></tr><tr><td>・少額資産（上記「ア」等）</td></tr><tr><td>・無形資産（鉱業権、漁業権、特許権等）</td></tr><tr><td>・自動車税、軽自動車税の課されるもの</td></tr></tbody></table>	ア 法人税法、所得税法との関係	法人税や、所得税の減価償却資産が対象となる。ただし、取得価額10万円未満、20万円未満で3年均等償却をするような少額資産は除く。	イ 対象外となる資産	次のような資産は償却資産の対象とはならない。	・少額資産（上記「ア」等）	・無形資産（鉱業権、漁業権、特許権等）	・自動車税、軽自動車税の課されるもの
ア 法人税法、所得税法との関係								
法人税や、所得税の減価償却資産が対象となる。ただし、取得価額10万円未満、20万円未満で3年均等償却をするような少額資産は除く。								
イ 対象外となる資産								
次のような資産は償却資産の対象とはならない。								
・少額資産（上記「ア」等）								
・無形資産（鉱業権、漁業権、特許権等）								
・自動車税、軽自動車税の課されるもの								
価格	価格（評価額）は適正な時価とされており、固定資産評価基準に基づき、償却資産の取得価額と取得後の経過年数に応ずる価値の減少を考慮して評価される。							

②課税標準等

項目	内容
課税標準	償却資産の課税標準は、毎年、1月1日における価格によって評価される。土地及び家屋は3年ごとに評価額を見直す制度が取られているが、償却資産においては毎年評価が行われる。
課税標準の特例	<p>中小企業等が取得した中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画に記載された一定の機械装置等について、3年間、課税標準額が2分の1になる措置等の特例がある。</p> <p>類似した特例になるが、平成30年6月6日から2021年3月31日までに生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」を策定し、長野市の認定を受けた計画に基づく設備を導入した場合に、3年間、課税標準額をゼロとする措置も平成30年度改正により新設されている。</p>
申告義務	固定資産税は、市長が税額を計算し、納税義務者に通知をする制度であるが、償却資産は、土地や家屋と異なり、償却資産の所有者は、毎年1月1日現在に長野市に所在する償却資産について、取得価額や取得時期等を1月31日までに市長に申告しなければならない。市長は、その申告情報を基に税額を計算し、納税義務者に通知をしている。

③税率、免税点、納期

項目	内容
税率	税率は、1.4%で、税額は「②課税標準額×1.4%」により計算される。
免税点	同一の者が市内に所有する家屋の課税標準額の合計額が、150万円に満たない場合には、固定資産税は課税されない。
納期	固定資産税（土地及び家屋）と同様に、納税通知書は5月上旬に発送され、納期限は、5月末日、7月末日、12月末日、翌年2月末日である。

(3) 非課税、減免等

固定資産税については、非課税制度や、減免制度等がある。概要は、固定資産税（土地及び家屋）のとおり。

5.2 資産税課の組織体制

資産税課が、一括して固定資産の評価や賦課、固定資産課税台帳の整備等に関する事務を行っている。支所の固定資産税に関する業務は、証明書の発行や、税金収納である。

固定資産税は賦課課税であるが、償却資産は土地や家屋と異なり、事業者からの申告を基に価格を決定している。申告等に関する相談は、主に電話にて資産税課で対応している。平成30年4月1日現在における組織体制は以下のとおり。特定の担当に属さない課長は含めていない。

担当名	人数	主な事務分掌
償却資産担当	6人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 償却資産の評価に関すること ・ 償却資産の賦課に関すること ・ 償却資産台帳の整備保管に関すること

職員の在職年数は以下のとおり。過去の税務職務経験は全員なく、現職における職務経験のみで、6名のうち、5名の経験年数は1年以下であった。資産税課の業務は、税務システムの導入により管理しやすくなっているが、事業者ごとに異なる資産の現況を理解して評価する必要があるため、職員には専門性が求められる。また、税についての理解を所有者に求めることや、課税対象となることに納得できない所有者と交渉するなどの折衝力も必要となる。固定資産税（土地、家屋）と同様に、過去の税務の職務経験年数を考慮しながら、税に関する実務経験や知識の豊富な人材を配置することが望まれる。

<償却資産担当の職務経験年数>

	3年以下	5年以下	10年以下	10年超	合計
現職における 経験年数	6人	0人	0人	0人	6人

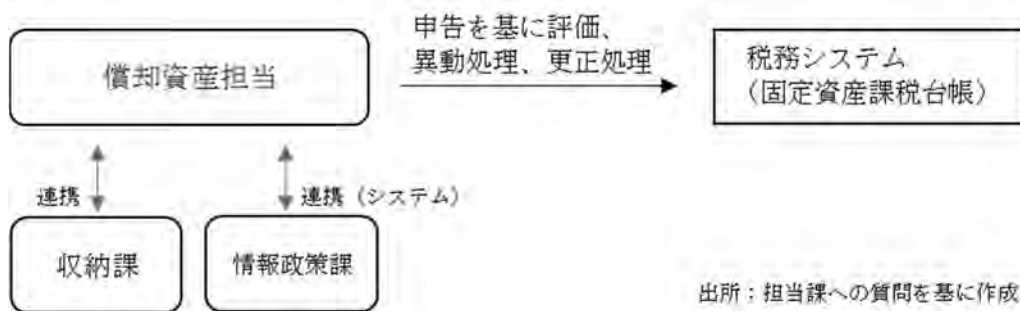
<過去の税務の職務経験年数含む>

	3年以下	5年以下	10年以下	10年超	合計
償却資産担当	5人	0人	1人	0人	6人

※6名のうち5名は過去の税務の職務経験はない。

5.3 課税事務の流れ

償却資産の事務の流れとシステムの関係は以下のとおりである。



5.4 固定資産税（償却資産）の推移

過去5年間の納税義務者、減免、非課税の推移は以下のとおりである。税額の推移及び中核市との比較は、「固定資産税（土地及び家屋）」を参照してほしい。

（1）納税義務者の過去5年間の推移

<納税義務者の推移>

単位：人

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総数	10,237	10,378	10,424	10,519	11,624
免税	6,710	6,753	6,542	6,487	6,867
課税割合	34.5%	34.9%	37.2%	38.3%	40.9%

（出所：固定資産概要調書）

（2）減免の資産点数及び減免額の過去5年間の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
資産点数	162	163	177	96	96
減免額(円)*	663,922	546,994	550,293	505,368	467,122

*「減免額」は課税標準額

（出所：市提供資料）

（3）非課税の資産点数の過去5年間の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
資産点数	448	475	469	506	515

（出所：市提供資料）

5.5 監査の視点

- （1）賦課事務が、法令等に準拠し効率的に行われているか。
- （2）賦課事務が、納税者に対し公平に行われているか。
- （3）賦課事務が、納税者の理解を深め、効果的に執行されているか。

5.6 主な監査手続き

- (1) 概況の把握
 - ・法令、条例等の確認
 - ・資料等による概況把握
 - ・担当課への往査及び質問と確認
 - ・過去5年間の推移
- (2) 外部委託の検証
 - ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧
 - ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認
- (3) 課税客体把握の検証
 - ・課税客体の把握方法について質問と確認
 - ・非課税や減免、課税標準特例のサンプル調査
- (4) 更正処理の検証
 - ・更正事務の状況について質問と確認
 - ・償却資産の税務調査について質問と確認
- (5) 算定税額の検証
 - ・課税額の正確性についてサンプル調査
 - ・正確性を確保する仕組みについて質問と確認
 - ・償却資産の評価と申告について質問と確認
- (6) 課税事務の検証
 - ・職員経験年数表の閲覧
 - ・市民に対する窓口対応について質問と確認
 - ・通知書発送状況について資料閲覧、質問と確認
- (7) 他部署との連携の検証
 - ・市役所内での情報共有状況について質問と確認
- (8) 過料等の検証
 - ・賦課の状況について質問と確認
 - ・不申告者に関する質問と確認

5.7 監査の結果

限られた人数の中で実地調査にあたり、資産台帳と申告情報を個別に突き合わせるなど、丁寧に取り組んでいる。誠実に申告し、納税している者の理解をますます得られるよう、限られた人数であるが、情報収集の分析や、調査対象者の絞込み方法などを工夫し、時間をかけるところとかけないところの強弱を持つなどにより、課税事務の効率性、効果性、公平性がより一層実現できるようさらなる改善に期待したい。なお、監査した

結果、おおむね適正に処理されていたが、一部については是正改善を要する事項が認められたので以下に記載する。

(1) 外部委託の検証

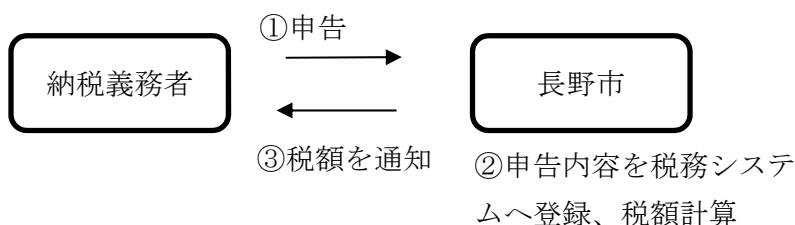
<電子申告利用の推奨について>

電子申告の割合を高め納税者から申告される内容をデータで入手することで、事務手続きの精度向上及び効率化、業務委託費の軽減推進が望まれる。

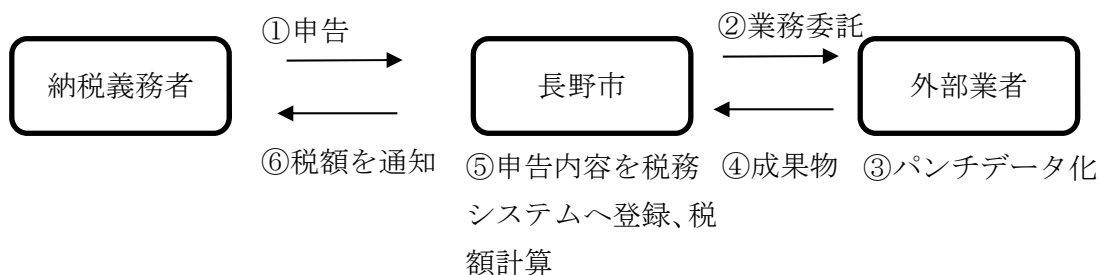
固定資産税は、賦課課税方式であり、市長が税額を計算するが、償却資産は、土地や家屋と異なり、償却資産の所有者が、毎年1月1日現在に長野市に所在する償却資産について、取得価額や取得時期等を1月31日までに市長に申告し、その申告情報を基に市長が税額を計算している。税額計算は、申告情報を税務システムに登録し、その登録情報を基に税務システムにより計算されるため、申告内容が税務システムへ正確に登録されることが重要となる。

申告方法には、電子申告と、書面での申告の2種類があり、電子申告の場合は、電子申告データを税務システムに取り込んで登録ができる。一方、書面の申告は、書面で提出された内容を税務システムに登録できるよう、登録に必要な数字を書面からデータにし（パンチデータ入力）、そのデータを税務システムに取り込んでいる。事務の流れは次のとおり。

・電子申告



・紙申告



書面の申告の場合、パンチデータ入力作業を平成29年度は94万円で外部業者へ依頼しており、その外部業者は二人で同時に同一内容をデータ化し、互いの入力情報が一致することを確認するような体制としている。さらに、資産税課では、パンチデータ入力

の成果物が、紙申告の内容と誤りなく税務システムに登録していることを資産税課職員10人が2日間程度かけてチェックしている。

資産税課は、申告内容が正確に税務システムに登録されているかどうかを厳密に確認しているが、電子申告を推奨し、電子申告の割合を高めていくことで、事務手続きの精度向上及び効率化、業務委託費用の軽減ができる。

固定資産税（償却資産）における現在の電子申告利用率は以下のとおりである。

【意見】電子申告利用の推奨について

国税においては、官民あわせたコスト削減や企業の生産性向上を促進する観点から、大法人について2020年4月1日以後に開始する事業年度から電子申告が義務化されるため、電子申告普及の気運が高まると想像される。「財務省 平成30年度税制改正の解説」によると、平成28年度の法人税電子申告利用率は79.3%である。国税の動向にも注視しつつ、具体的な目標率と達成年度を定めて、積極的な周知活動を進めることが望まれる。

<電子申告と紙申告の割合>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
電子申告	17%	19%	22%	25%	26%
紙申告	83%	81%	78%	75%	74%

※税務システムの導入が28年度であり、電子申告から税務システムへのデータ取り込みの利用は平成30年度からとなる。

(出所：資産税課提供情報)

(2) 課税客体把握の検証

<非課税や課税標準の特例のサンプル調査について>

平成29年度において、非課税となった、又は課税標準の特例が適用された償却資産について、サンプルを10件抽出し、非課税又は課税標準の特例が手続に準拠して承認されていることを検討するため、その申告書類、届出書及び申請書等の添付書類を確認した。

調査の結果、サンプルについて申告書類及び届出書、申請書等の添付書類を確認したところ、非課税、課税標準特例ともに手続に準拠して承認されており、報告書に記載すべき指摘、意見は確認されなかった。

<テナント物件のサンプル調査について>

商業ビル等のテナントは、課税客体の入れ替わりがあることが推測される。そこで、商業ビル等に入っているテナントについて、適正な固定資産税（償却資産）の申告がなされていることを確認するため、サンプルを5件抽出し、賃借人の名称等が記載される事業所税の申告書類「事業所用家屋の貸付申告書」と「償却資産申告書」の突き合せを行った。

調査の結果、抽出した「事業所用家屋の貸付申告書」に記載された事業者は適正に「償却資産申告書」を提出し、固定資産税（償却資産）の申告を行っており、報告書に記載すべき指摘、意見は確認されなかった。

（3）更正処理の検証

<国税情報の活用について>

申告書を誠実に提出している者と誠実に提出していない者との公平性をさらに追及できるよう、実地調査の対象を絞込むことに税務署情報を活用することが望まれる。

地方税法第408条では、「固定資産評価員又は補助員に固定資産の状況を毎年少なくとも1回実地に調査させなければならない」とされており、償却資産については、地区を5つに分けて、毎年1地区を目安に、過去5年間閲覧をしていない者を抽出し、事業者が有する固定資産の管理台帳を納税者から入手して、電話や実地による調査を行っている。

地方税法第354条の2では、市町村長が固定資産税の賦課徴収について、政府に対し、固定資産税の納税義務者で所得税若しくは法人税の納税義務があるものが政府に提出した申告書等閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を市町村長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとするとしている。資産税課は、税務署に集まる所得税や法人税に関する書類の閲覧等を行うことはできるが、現在は税務署情報を閲覧、記録していない。それは、税務署情報では、構築物、機械装置等の資産ごとの減価償却費の総額はわかるが、個別の資産ごとの状況がわからないためとのことである。

実地調査を行うに当たり、事業者が有する固定資産の管理台帳を個別に入手し償却資産の申告情報と詳細に突き合わせをする方法も良いが、税務署の所得税や法人税の申告情報を利用して、償却資産の申告状況と大きな乖離がないかあたりをつけ、悪質な納税者に調査の重点を置くような方法も考えられる。例えば、所得税青色決算書を閲覧し、未償却残高150万円以上の者の資料をコピーし、市の資料と突き合わせることなどである。

【意見】 国税情報の活用について

申告書を誠実に提出している者と誠実に提出していない者との公平性をさらに追及できるよう、調査の対象を絞込むことに税務署情報の活用が望まれる。

実地調査についての補足

質問検査権 (地方税法 353 条一部抜粋)	市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、固定資産税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、納税義務者や賦課徴収に直接関係があると認められる者等に質問し、又は帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。
固定資産税に係る検査拒否等に関する罪 (地方税法 354 条一部抜粋)	次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。 一 帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げた者等 二 物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じない者等 三 徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者
徴税吏員 (市税条例施行規則第 3 条)	財政部市民税課、資産税課及び収納課に勤務する職員その他の職員のうち、市長が別に指定する者とされている。
固定資産評価員 (地方税法 404 条)	市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。市税条例 76 条では、固定資産評価員の数は 1 人とされている。
固定資産補助員 (地方税法 405 条)	市町村長は、必要があると認める場合においては、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、固定資産評価補助員を選任して、これに固定資産評価員の職務を補助させることができる。市税条例施行規則では、市職員のうち、固定資産税に関する事務に従事する者を固定資産評価補助員に選任するものとするとしている。

<実地調査の対象について>

償却資産の実地調査の対象について、規模の大きな会社についても実地調査の選定対象とすることが望まれる。

償却資産については、地区を 5 つに分けて、毎年 1 地区を目安に、過去 5 年間閲覧をしていない者を抽出し、事業者が有する固定資産の管理台帳を納税者から入手して、電話や実地による調査を行っている。実地調査の結果は次のとおり。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
更正 件数	609 件	728 件	625 件	852 件	836 件
更正 税額	1,147 万円	1,108 万円	1,952 万円	4,901 万円	3,651 万円

調査対象者を抽出するに当たり、事業者が評価額を計算した上で申告する「電子申告」をしている大規模な法人については、現在、対象としていない。その理由として大規模な法人においては、内部統制が機能していること、過去の調査実績から調査をしても問題ないことが多かったことによる。

【意見】 実地調査の対象について

実地調査をすることで、誠実に提出している者と誠実に提出していない者との公平性が図れるという効果があるが、そのほかに、資産税課による調査が牽制機能となり、納税者が適切な納税をしようとするような気運を作り出す効果も期待されるため、大規模な法人についても実地の選定対象に入れることの検討が望まれる。

現在の調査では、事業者が保有するすべての資産についてチェックしており、固定資産を多数保有する大規模な法人についても同様の調査をすることは難しいかもしれない。しかし、特定の部門を対象とする等、範囲を絞った調査も有効である。

(4) 算定税額の検証

<課税台帳に関する異動や税額計算について>

平成 29 年度中において、申告情報から課税台帳への登録が税務システムへ正確に行われていること、税務システムにおける税額計算が正確に行われていることを確認するために、課税台帳からサンプルを抽出し検証した。サンプルを抽出した異動情報や登録情報は以下のとおり。

異動情報： (5 件)	種類別明細書（増加資産用）、種類別明細書（減少資産用）
登録情報： (7 件)	償却資産申告書（償却資産課税台帳）、償却資産種類別明細書、免税点判定、非課税等の判定、税額計算

調査の結果、サンプルについて申告情報から課税台帳への異動が税務システムへ正確に行われていること、税務システム登録情報や税額計算が正確に行われていることを確認したところ、いずれも適正に処理されており、報告書に記載すべき指摘、意見は確認されなかった。

(5) 課税事務の検証

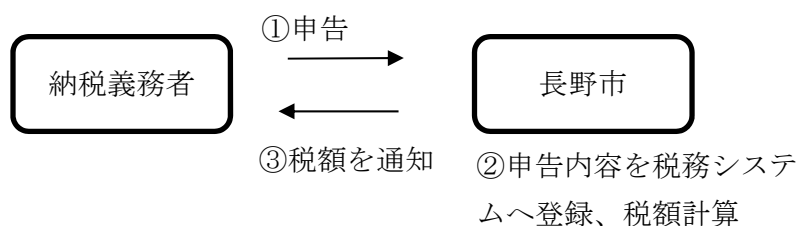
<電子申告利用の推奨について>（再掲）

電子申告の割合を高め納税者から申告される内容をデータで入手することで、事務手続きの精度向上及び効率化、業務委託費の軽減推進が望まれる。

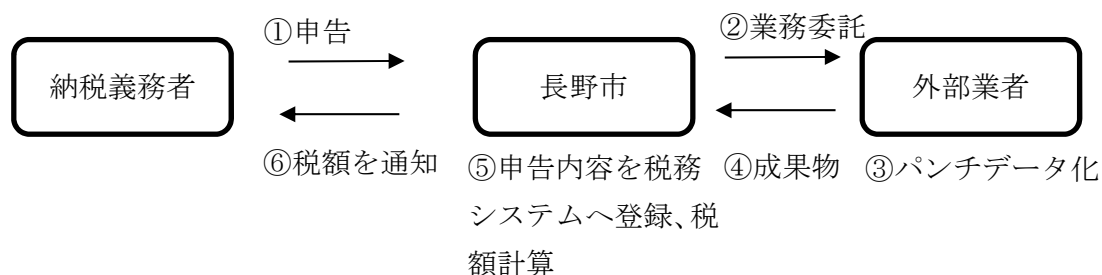
固定資産税は、賦課課税方式であり、市長が税額を計算するが、償却資産は、土地や家屋と異なり、償却資産の所有者が、毎年1月1日現在に長野市に所在する償却資産について、取得価額や取得時期等を1月31日までに市長に申告し、その申告情報を基に市長が税額を計算している。税額計算は、申告情報を税務システムに登録し、その登録情報を基に税務システムにより計算されるため、申告内容が税務システムへ正確に登録されることが重要となる。

申告方法には、電子申告と、紙での申告の2種類があり、電子申告の場合は、電子申告データを税務システムに取り込んで登録ができる。一方、紙の申告は、紙で提出された内容を税務システムに登録できるよう、登録に必要な数字を紙からデータにし（パンチデータ入力）、そのデータを税務システムに取り込んでいる。事務の流れは次のとおり。

・電子申告



・紙申告



紙の申告の場合、パンチデータ入力作業を平成29年度は94万円で外部業者へ依頼しており、その外部業者は二人で同時に同一内容をデータ化し、互いの入力情報が一致することを確認するような体制としている。さらに、資産税課では、パンチデータ入力の成果物が、紙申告の内容と誤りなく税務システムに登録していることを資産税課職員10人が2日間程度かけてチェックしている。

資産税課は、申告内容が正確に税務システムに登録されているかどうかを厳密に確認しているが、電子申告を推奨し、電子申告の割合を高めていくことで、事務手続きの精度向上及び効率化、業務委託費用の軽減ができる。

固定資産税（償却資産）における現在の電子申告利用率は以下のとおりである。

【意見】電子申告利用の推奨について

国税においては、官民あわせたコスト削減や企業の生産性向上を促進する観点から、大法人について2020年4月1日以後に開始する事業年度から電子申告が義務化されるため、電子申告普及の気運が高まると想像される。「財務省 平成30年度税制改正の解説」によると、平成28年度の法人税電子申告利用率は79.3%である。国税の動向にも注視しつつ、具体的な目標率と達成年度を定めて、積極的な周知活動を進めることが望まれる。

<電子申告と紙申告の割合>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
電子申告	17%	19%	22%	25%	26%
紙申告	83%	81%	78%	75%	74%

※税務システムの導入が28年度であり、電子申告から税務システムへのデータ取り込みの利用は平成30年度からとなる。

(出所：資産税課提供情報)

(6) 他部署との連携の検証

<事業所税「事業所用家屋の貸付申告書」の活用について>

資産税課では、固定資産税（償却資産）の申告が漏れなく適正に行われていることを検証するために、市民税課と連携し、事業所税「事業所用家屋の貸付申告書」との突合を行っていない。「(2) 課税客体把握の検証」においてテナント物件のサンプル調査を行った結果、特に固定資産税（償却資産）の申告漏れはなかった。

しかし、事業所用家屋の貸付申告書に記載される事業者は、床面積又は従業員数の事業所税の納税義務者要件を満たす比較的大規模な事業を行っているため、固定資産税（償却資産）の納税義務者であることが推測される。また、商業ビル等のテナントは、課税客体の入れ替わりが多いことも推測されるため、課税客体の漏れがないよう注視する必要がある。

【意見】事業所税「事業所用家屋の貸付申告書」の活用について

税務を担当する課内にある情報を利用し、効率的に調査を行うために、市民税課と連携し、事業所用家屋の貸付申告書を活用することが望まれる。

第6 軽自動車税

6.1 概要

軽自動車税は、原動付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車について課税される地方税である。

(1) 納税義務者

地方税法の定めにより軽自動車税は、軽自動車等に対して主たる定置場所の市町村において課税することから、長野市では、市税条例により軽自動車税の納税義務者について定めている。

法的根拠及び市税条例

地方税法第442条の2

- 1 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、主たる定置場所在の市町村において、その所有者に課する。
- 2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。
- 3 軽自動車等の所有者が次条（軽自動車税の非課税の範囲）の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、第一項の規定にかかわらず、その使用者に対して、軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、この限りでない。

市税条例第80条

- 1 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。
- 2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。
- 3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。

(2) 軽自動車税に関する用語の意義

軽自動車税に関する用語の意義については、地方税法第442条により以下のとおり定められている。

第 442 条

軽自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 原動機付自転車 道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車のうち原動機により陸上を移動させることを目的として製作されたものをいう。
- 二 軽自動車 道路運送車両法第三条にいう軽自動車をいう。
- 三 小型特殊自動車 道路運送車両法第三条にいう小型特殊自動車をいう。
- 四 二輪の小型自動車 道路運送車両法第三条にいう小型自動車の内二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)をいう。

道路運送車両法

第 2 条

- 1 この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車、及び軽車両をいう。
- 2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
- 3 この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

第 3 条

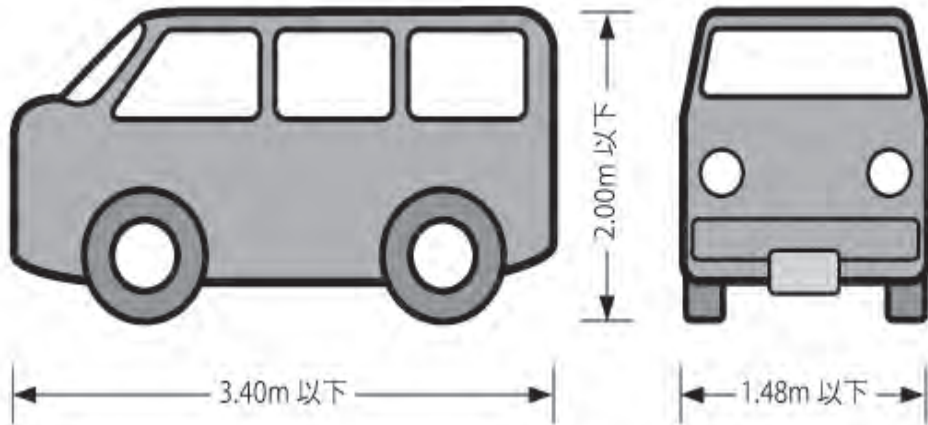
この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

(3) 軽自動車の規格

昭和 24 年 7 月に軽自動車の規格が初めて日本で制定された。翌昭和 25 年には、二輪、三輪、四輪の区別が設けられ、三輪及び四輪の軽自動車については長さ 3 m 以下、幅 1.3m 以下、高さ 2.0m 以下、排気量については 300cc まで拡大された。その後も規格の改正及び拡大を繰り返し、平成 10 年 10 月 1 日以降現在の軽自動車の規格になった。

現在の軽自動車の規格

制作年月日	軽自動車の大きさ			原動機の 排気量	備 考
	長さ	幅	高さ		
昭和30年4月1日 ～昭和50年12月31日	3.00m以下	1.30m以下	2.00m以下	0.360ℓ以下	
昭和51年1月1日 ～平成元年12月31日	3.20m以下	1.40m以下	2.00m以下	0.550ℓ以下	昭和50年9月1日 道路 運送車両法施行規則改正 (省令第34号)
平成2年1月1日 ～平成10年9月30日	3.30m以下	1.40m以下	2.00m以下	0.660ℓ以下	平成元年2月10日 道路 運送車両法施行規則改正 (省令第4号)
平成10年10月1日 ～	3.40m以下	1.48m以下	2.00m以下	0.660ℓ以下	平成8年9月30日 道路 運送車両法施行規則改正 (省令第53号)



軽自動車検査協会ホームページより引用

6.2 市民税課の組織体制

軽自動車税の賦課事務等を所管するのは、市民税課の税制法人担当に所属する5名（臨時・パートを含む）によって執行されている。

正規職員の内、3年目の経験を有する職員は、主に原付等を担当し、経験1年目の職員は、主に軽自動車を担当している。

臨時職員の勤務は、週5日、朝8時30分より午後5時15分で行われ、パート職員は、週5日、朝9時15分より午後4時まで勤務となっている。

業務内容は、申告書の整理、内容確認、集計、綴り込み、回収標識の整理、納税通知書発送準備補助、軽自動車税申告書の取りまとめや入力データチェック等を行っている。

窓口での登録、廃車受付、減免、減免取消申請や繁忙期には、税制・法人担当内の他の職員にも応援を依頼している。

6.3 課税事務の流れ

(1) 軽自動車税の賦課期日と納期及び課税事務手続

賦課期日 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。
納期 軽自動車税の納期は、5月16日から同月31日までとする。ただし特別の事情がある場合で、定めた納期により難いと市長が認めるときは、別に納期を定めることができる。
課税事務手続 軽自動車税については、課税基準日が4月1日であり、税務システムに登録のある軽自動車等について課税が行われる。そのため、軽自動車税の課税にあたり、税務システムに軽自動車等の情報登録が必要となる。当該登録にあたっての業務内容は、軽自動車、小型二輪車、軽二輪車、原動機付自転車及び小型特殊自動車で異なる。 軽自動車・2輪の小型自動車・軽二輪車に対する課税事務手続 ①申告書受理・・・三輪・四輪は、軽自動車検査協会長野事務所にて登録申請随受付 250cc超の二輪小型は、北陸信越運輸支局長野運輸支局にて登録申請随時受付 125cc～250ccの軽二輪は長野県軽自動車協会にて登録申請随時受付 ②申告書データ化・長野県内19市長で構成されている長野県市長会が申告書をデータ化し、申告書と共に定置場所在市町村に毎月2回（3月のみ3回）配布 ③申告書受領・・・市長会で作成されたデータ及び紙媒体を毎月2回（3月のみ3回）受領 ④税務システム登録・・・申告書電子データ及び検査情報データを税務システムに毎月2回（3月のみ3回）取り込み ⑤突合・・・取り込んだ電子データと紙媒体の申告書の突合 ⑥賦課決定・・・①～⑤の手続により賦課決定し、5月に納税通知書発送 原動機付自転車・・・小型特殊自動車に対する課税事務手続 ①申告書受理・・・市民税課及び支所（登録は一部の支所のみ）にて随時受付 ②税務システム登録・・・窓口で受け付けた職員が随時登録 所有者情報、車体番号、登録年月日、排気量、交付する標識番号、定置場等

届出者に標識及び標識交付証明書を交付する

③ 突 合・・・登録したデータと紙媒体の申告書の突合

④ 賦課決定・・・①～③の手続により賦課決定し、5月に納税通知書発送

上記の一連の手続が課税事務の流れとなるが、基本的には申告書と販売店の発行する販売証明書、前所有者の譲渡証明書、廃車申告受付書、標識交付証明書等を確認し、正確性を担保。また、廃品回収業者からの購入等による証明書類の添付がなされない場合には、納税義務者自筆の申出書及び登録する車両の車体番号の石刷りの提出を求め判断するなどしている。

(2) 軽自動車税の税額

軽自動車税の税率は軽自動車等の規格により1台についてそれぞれ定められている。

原動機付き自転車の税額

車 種		年 額
自 原 転 動 車 機 付	二輪のもので 総排気量50cc以下 定格出力600w以下	2,000円
	二輪のもので 同50cc超90c以下 同600w超800w以下	2,000円
	二輪のもので 同90cc超 同800w超	2,400円
	三輪以上のもので 同20cc超 同250w超	3,700円

上記三輪以上のものについては、車室を備えず、かつ、輪離（2以上の輪離を有するものにあつては、その輪離のうち最大のもの）が0.5m以下であるもの及び側面が構造上解放されている車室を備え、かつ、輪離が0.5m以下の三輪を除く。

軽自動車及び小型特殊自動車の税額

車種		年 額	
小 型 特 軽 殊 自 自 動 動 車 車	二輪（側車付を含む）	3,600円	
	二輪の小型自動車	6,000円	
	三輪	3,900円	
	四輪以上	乗 用 営業用	6,900円
		乗 用 自家用	10,800円
		貨 物 営業用	3,800円
		貨 物 自家用	5,000円
		専ら雪上を走行するもの	3,600円
	小型特殊 自動車	農耕作業用のもの	2,400円
その他のもの		5,900円	

経年重課税と軽課税

<経年重課>

平成28年4月1日以降、三輪以上の軽自動車で最初の検査を受けた月から起算して13年を経過した月の属する年度以降の年度分は20%の重課を課すことになっているが、当該車両の洗い出しは、軽自動車税申告書軽自動車検査情報市区町村提供システムから入手した個々の車両の検査情報データを取り込み、税務システムで重課判定を行い重課の可否を決定している。

<軽課>

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に又は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、最初の検査を受けた三輪以上の軽自動車については、それぞれ30年度分又は31年度分について、グリーン化特例（軽課）として、環境性能に応じて25%、50%、75%の軽減率が適用される。長野市内登録の平成29年度登録軽自動車で75%軽減率が適用となった車両は四輪乗用自家用車が1台該当となった。このグリーン化特例の適用を受けるための納税者からの特別な申請は必要なく、軽自動車税申告書と軽自動車検査情報市区町村提供システムから入手した個々の車両の検査情報データを取り込み、税務システムでグリーン化特例の軽課判定を行った上で税率を決定している。

グリーン化特例が摘要される対象車と軽減後の税率

対 象 車		軽減率	自 家 用		営 業 用	
電気自動車、天然ガス軽自動車 (平成21年排出ガス基準NOx10%低減又は平成30年排出ガス基準適合)		税率を概ね75%軽減	四輪以上	乗用 2,700円 貨物 1,300円	四輪以上	乗用 1,800円 貨物 1,000円
			三輪	1,000円	三輪	1,000円
軽乗用車	平成32年度燃費基準+30%達成 ※かつ平成30年度排出ガス基準50%低減達成又は平成17年度排出ガス基準75%達成	税率を概ね50%軽減	四輪以上	乗用 5,400円 貨物 2,500円	四輪以上	乗用 3,500円 貨物 1,900円
軽貨物車	平成27年度燃費基準+35%達成 ※同上		三輪	2,000円	三輪	2,000円
軽乗用車	平成32年度燃費基準+10%達成 ※同上	税率を概ね25%軽減	四輪以上	乗用 8,100円 貨物 3,800円	四輪以上	乗用 5,200円 貨物 2,900円
軽貨物車	平成27年度燃費基準+15%達成 ※同上		三輪	3,000円	三輪	3,000円

(3) 軽自動車税の非課税と課税免除及び減免

非課税

軽自動車税についての非課税規定は、市税条例第 80 条の 2 により、日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、軽自動車税を課さないことと定めている。

- (1) 救急用のもの
- (2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの
- (3) 血液事業の用に供するもの
- (4) 救護資材の運搬の用に供するもの
- (5) 前各号に掲げるものに類する軽自動車等で市長が認めるもの

現在、長野市内に存する日本赤十字社が所有する軽自動車等は 20 台で、その内訳は、17 台が乗用、2 台が血液事業用、1 台が貨物用として登録されており、全ての軽自動車等が非課税とされている。

課税免除

市税条例第 81 条の定めにより、商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さないこととしている。使用しない軽自動車等とは、新車はもとより、中古車両であっても、ナンバープレートの交付を受けていない車両を意味し、中古車販売店においてナンバープレートの付いた中古車両はいつでも使用できる状態にある事から、たとえ商品であっても賦課している。

減免

市税条例第 89 条及び第 90 条により、公益のため直接専用するものと認める軽自動車等と、身体障害者及び精神障害者が所有する軽自動車等及びその構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等については、軽自動車税を減免することができる。なお、公益のため専用する軽自動車等を除き、減免を受けようとする者は、申請書及び減免の要件を満たすことを証明する書類を添付して提出しなければならない。なお、減免処理に限って、減免の可否を決定する際にマイナンバーを使った情報連携で障害の等級等を照会・確認を目的としてマイナンバーを収集している。

(4) 外部委託している業務

軽自動車税担当課では、軽自動車税の納税義務者に対して軽自動車税納税通知者を発布するが、毎年度、軽自動車税納税通知書作成等業務を外部に委託している。この委託内容は次のとおり。

軽自動車税納税通知書作成等業務委託

平成29年度			平成30年度		
項目名	単価	単位	項目名	単価	単位
【プリント処理】			【プリント処理】		
納税通知書（当初）	5	件	納税通知書（当初）	5	件
（4.5インチ×17インチ×1連）			（4.5インチ×17インチ×1連）		
口座振替対象者用通知書	5	件	口座振替対象者用通知書	5	件
（4.5インチ×8.7インチ×1連）			（4.5インチ×8.7インチ×1連）		
【用紙代】			【用紙代】		
納税通知書（当初）			納税通知書（当初）		
（4.5インチ×17インチ×1連）			（4.5インチ×17インチ×1連）		
納税通知書（当初）	6	枚	納税通知書（当初）	6	枚
納税通知書（当初）直納分	6	枚	納税通知書（当初）直納分	6	枚
口座振替対象者用通知書			口座振替対象者用通知書		
（4.5インチ×8.7インチ×1連）			（4.5インチ×8.7インチ×1連）		
口座振替対象者用通知書	8	枚	口座振替対象者用通知書	8	枚
口座振替対象者用通知書 直納分	8	枚	口座振替対象者用通知書 直納分	8	枚
【封入封緘】			【封入封緘】		
納税通知書（当初）	22	件	納税通知書（当初）	22	件
口座振替対象者用通知書	22	件	口座振替対象者用通知書	21.9	件
軽自動車税のしおり	4	件	平成30年度軽自動車税の税率について	4	件

原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る軽自動車税の特徴の一つとして、課税している証として、標識（ナンバープレート）の本体への取付を義務付けている。この標識の作成も入札方式による外部委託をしている。平成29年度においては、2447枚の標識を作成している。その発注状況は次のとおり。

平成29年度 標識作成（発注）表

●標識の品質及び規格 「日本工業規格（JIS D4902）1.0×100×200mm」

※標識番号下2桁「42」「44」「49」「94」は欠番とする

車種・地色	作成標識番号	作成枚数	ビス	備考
第1種 (50cc) 白	A18001 ~ A18050	47枚	94個	信州新町支所
	A18051 ~ A18900	817枚	1,634個	市民税課
	C1601 ~ C1700	96枚	192個	篠ノ井支所
	D1201 ~ D1300	96枚	192個	豊野支所
	わ9301 ~ わ9400	96枚	192個	若穂支所
	小計	1,152枚	2,304個	
第2種乙 (90cc) 黄	け8251 ~ け8270	20枚	20個	信州新町支所
	け8271 ~ け8400	125枚	250個	市民税課
	き2401 ~ き2450	47枚	94個	若穂支所
	な4201 ~ な4250	47枚	94個	篠ノ井支所
	小計	239枚	458個	
第2種甲 (125cc) 桃	R1801 ~ R1820	20枚	40個	信州新町支所
	R1821 ~ R2200	364枚	728個	市民税課
	は2351 ~ は2450	96枚	192個	篠ノ井支所
	小計	480枚	960個	
農耕作業用（緑）	の19201 ~ の19300	96枚	192個	松代支所
	の19301 ~ の19500	192枚	384個	市民税課
	小計	288枚	576個	
小型特殊（緑）	と4801 ~ と4820	20枚	40個	川中島支所
	と4821 ~ と4850	27枚	54個	豊野支所
	と4851 ~ と4900	49枚	98個	若穂支所
	と4901 ~ と5100	192枚	384個	市民税課
	小計	288枚	576個	
ミニカー（水）	(H29作成しない) ~	0枚	0個	
合 計		2,447枚	4,874個	

●原付用ビス一式の寸法

※以下の4つを順に組んだ形での納品をお願いします。

- ①ネジ : 六角小ネジ D: 約10mm L: 約14mm H: 約4mm M: 約5mm
 ②平ワッシャー : D: 約16~19mm d: 約7mm t: 約1mm弱
 ③スプリングワッシャー : D: 約12mm d: 約7mm t: 約3mm(最大部分)
 ④ナット : 六角ナット B: 約10mm M: 約5mm

6.4 軽自動車税の推移

(1) 近隣中核市との比較

平成 29 年度における近隣の中核市との比較は以下のとおりである。

<比較した中核市の人口等>

平成 29 年度

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(km ²)	課税台数
金沢市	465,265	201,623	468.64	135,778 台
富山市	417,633	174,463	1,241.77	142,839 台
長野市	380,473	159,371	834.81	159,422 台
高崎市	374,491	161,638	459.16	136,194 台
前橋市	338,127	145,707	311.59	131,098 台

※人口、世帯数は平成 29 年 4 月 1 日現在による。

<総額による比較>

単位：千円

	金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
調定額	988,068	1,055,361	1,050,196	921,168	856,796
収入額	920,138	1,006,280	1,023,310	878,994	834,368
徴収率	93.1%	95.3%	97.4%	95.4%	97.4%

<現年課税、滞納繰越別の比較>

単位：千円

		金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
現年	調定額	929,768	1,013,550	1,026,760	879,505	837,060
	収入額	907,237	994,327	1,017,266	866,891	828,638
	徴収率	97.6%	98.1%	99.1%	98.6%	99.0%
滞納	調定額	58,300	41,811	23,436	41,663	19,737
	収入額	12,901	11,953	6,045	12,102	5,730
	徴収率	22.1%	28.6%	25.8%	29.0%	29.0%

(出所：各市の市税概要)

(2) 当初課税台数等推移

軽自動車税当初課税台数及び調定額推移 (課税状況調から)

(単位：台・千円)

区分	年度及び台数等		平成25		26		27		28		29	
	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額
原動機付自転車	総排気量0.05ℓ以下のもの	17,549	17,549	16,822	16,822	16,033	16,033	14,981	29,962	14,068	28,136	
	〃 0.05ℓ～0.09ℓ 〃	1,500	1,800	1,425	1,710	1,370	1,644	1,257	2,514	1,194	2,388	
	〃 0.09ℓを超えるもの	1,883	3,013	2,057	3,291	2,200	3,520	2,249	5,398	2,304	5,530	
	ニ 力 一	175	437	187	468	192	480	192	710	187	691	
	小 計	21,107	22,799	20,491	22,291	19,795	21,677	18,679	38,584	17,753	36,745	
軽自動車及び小型特殊自動車	二 輪 車	4,530	10,872	4,547	10,913	4,547	10,913	4,534	16,322	4,518	16,265	
	三 輪 車	8	25	8	25	8	25	0	0	0	0	
	三 輪 車 (重 課)	-	-	-	-	-	-	8	37	6	28	
	三 輪 車 計	8	25	8	25	8	25	8	37	6	28	
	四 輪 車	乗用 営業用	3	16	5	28	6	33	5	27	6	33
		乗用 自家用	79,004	568,829	82,537	594,266	85,529	615,809	67,854	488,549	61,216	440,755
		貨物用 営業用	838	2,514	770	2,310	758	2,274	584	1,752	514	1,542
		貨物用 自家用	37,784	151,136	37,537	150,148	37,441	149,764	22,640	90,560	20,080	80,320
		小 計	117,629	722,495	120,849	746,752	123,734	767,880	91,083	580,888	81,816	522,650
	四 (新税率) 輪 車	乗用 営業用	-	-	-	-	0	0	0	0	1	7
		乗用 自家用	-	-	-	-	0	0	820	8,856	7,341	79,283
		貨物用 営業用	-	-	-	-	0	0	32	121	78	296
		貨物用 自家用	-	-	-	-	3	15	1,667	8,335	3,484	17,420
		小 計	-	-	-	-	3	15	2,519	17,312	10,904	97,006
	四 (重課) 輪 車	乗用 営業用	-	-	-	-	0	0	1	8	0	0
		乗用 自家用	-	-	-	-	0	0	12,715	164,023	15,011	193,642
		貨物用 営業用	-	-	-	-	0	0	121	545	124	558
		貨物用 自家用	-	-	-	-	0	0	12,358	74,148	12,670	76,020
		小 計	-	-	-	-	0	0	25,195	238,724	27,805	270,220
	四 (75%軽課) 輪 車	乗用 営業用	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0
		乗用 自家用	-	-	-	-	0	0	2	5	1	3
		貨物用 営業用	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0
		貨物用 自家用	-	-	-	-	0	0	2	3	0	0
		小 計	-	-	-	-	0	0	4	8	1	3
	四 (50%軽課) 輪 車	乗用 営業用	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0
		乗用 自家用	-	-	-	-	0	0	2,049	11,065	1,807	9,758
		貨物用 営業用	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0
貨物用 自家用		-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	
	小 計	-	-	-	-	0	0	2,049	11,065	1,807	9,758	
四 (25%軽課) 輪 車	乗用 営業用	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	
	乗用 自家用	-	-	-	-	0	0	3,615	29,282	2,860	23,166	
	貨物用 営業用	-	-	-	-	0	0	19	55	27	78	
	貨物用 自家用	-	-	-	-	0	0	271	1,030	288	1,094	
	小 計	-	-	-	-	0	0	3,905	30,367	3,175	24,338	
	四 輪 車 計	117,629	722,495	120,849	746,752	123,737	767,895	124,755	878,364	125,508	923,975	
	雪 上 車	5	12	5	12	5	12	4	14	3	11	
	農 耕 作 業 用	5,573	8,917	5,564	8,902	5,551	8,881	5,544	13,306	5,515	13,236	
	特 殊 作 業 用	859	4,037	895	4,206	936	4,399	986	5,817	1,038	6,124	
	小 計	128,604	746,358	131,868	770,810	134,784	792,125	135,831	913,860	136,588	959,639	
	二 輪 の 小 型 自 動 車	4,992	19,968	5,063	20,252	5,145	20,580	5,117	30,702	5,081	30,486	
	合 計	154,703	789,125	157,422	813,353	159,724	834,382	159,627	983,146	159,422	1,026,870	
	前 年 対 比 (%)	101.1	102.4	101.8	103.1	101.5	102.6	100.0	100.0	99.9	104.4	

(注) 7月1日現在 課税台数

6.5 監査の視点

- (1) 賦課事務が、法令等に準拠し効率的に行われているか。
- (2) 賦課事務が、納税者に対し公平に行われているか。
- (3) 賦課事務が、納税者の理解を深め、効果的に執行されているか。

6.6 主な監査手続き

- (1) 概況の把握
 - ・法令、条例等の確認
 - ・資料等による概況把握
 - ・担当課への往査及び質問と確認
- (2) 外部委託の検証
 - ・受託者の業務契約書の閲覧
 - ・成果物の閲覧、成果物についての質問と確認
- (3) 課税客体把握の検証
 - ・課税客体の把握方法について質問と確認
 - ・非課税や減免についての質問と確認
- (4) 税額算定額の検証
 - ・正確性を確保する仕組みについて質問と確認
- (5) 課税事務の検証
 - ・職員経験年数表の閲覧
 - ・窓口対応について質問と確認
 - ・通知書発送状況について質問と確認
 - ・賦課調査について質問と確認
- (6) 他部署との連携の検証
 - ・市役所内での情報共有状況について質問と確認
- (7) 延滞金や過料の検証
 - ・賦課の状況について質問と確認
 - ・不申告者に関する質問と確認

6.7 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部については是正改善を要する事項が認められたので以下に記載する。

(1) 課税客体把握の検証

＜課税客体の法的根拠について＞

最近では自動車の自動運転も試験的に行われるなど生活環境も変化を見せつつある。ここで疑問に感じたのが、①乗用カーは軽自動車税の課税客体ではないか、②幼少期

の子供にバイクの体験をさせる目的でメーカーが製作した原動機付自転車の子供に買い与えた場合、この原動機付自転車も軽自動車税の課税客体ではないかという疑問である。この幼児用の原動機付自転車は、ヘッドライト、ブレーキランプ、ウィンカー等がなく、道路運送車両法第 44 条の保安基準を満たしていない原動機付自転車であり、幼児も運転免許を取得できないことから、公道を走行することは出来ないことになっている。

軽自動車税の課税の法的根拠は、地方税法と道路運送車両法を根拠としている。

地方税法第 442 条では、軽自動車税の用語の説明により、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車に区分し、道路運送車両法第 2 条により区分した種類について明確にしている。

これらの法律を根拠に乗用カートや幼児用の原動機付自転車を照らし合わせていくと、いずれの運搬具も、原動機により陸上を移動させることを目的として制作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として制作した用具に該当すると思われる、軽自動車税の課税客体に該当するようと思われる。

実際に他市では、乗用カートで自動運転を目的とした試験運転の一環として、保安装置を設置し公道を試験的に走行させているケースも見受けられており、乗用カートについては固定資産税（償却資産）の課税客体ではなく軽自動車税の課税客体ではないかと軽自動車税担当及び固定資産税（償却資産）担当に質問したところ、法的根拠を基にした回答を得られなかった。乗用カートに対する課税について他市の税務課に確認してみたが、やはり回答は曖昧であった。

また、幼児用の原動機付自転車についても軽自動車税担当課に確認したところ、法的根拠に基づいた回答が得られなかった。

地方税法、道路運送車両法の何れも昭和 25 年近辺に制定された法律であり、時代の流れを後追いしていることからやむを得ない側面を有しているとは思いますが、乗用カートや幼児用の原動機付自転車が軽自動車税の課税客体に含まれるのか否か、納税者に対して、法的根拠に基づいた説明はできるようにあるのが本来の課税庁の姿であり、責務である。

【意見】 課税客体の法的根拠について

軽自動車税の対象となる軽自動車等の課税客体について、納税者より問い合わせがあったときには、担当課の裁量による説明ではなく、法的根拠に基づいて理解が得られるよう解りやすく説明できることが好ましい。乗用カートや幼児用原動機付自転車等についても法的根拠を基にしっかりと説明できるように研究が望まれる。

＜非課税処分の判断については納税者が提出する書面にに基づき判定すべき＞

長野市市税条例第 80 条の 2 において、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲について規定している。本市税条例の趣旨からすると、日本赤十字社の所有するすべての軽自動車等について非課税となるのではなく、本市税条例の要件に合致した軽自動車等について、非課税とすることを趣旨としている。この非課税に対する対応を確認したところ、日本赤十字社の所有する軽自動車等が、長野市において登録された場合に、軽自動車税担当が電話にてその所有目的を日本赤十字社に確認し、要件に合致していれば非課税処理をしているとの回答であった。電話確認による理由としては、納税者による非課税書式が定められていない事による。

なお、市税条例に定める非課税要件は次のとおり。

日本赤十字社の所有する軽自動車等で、

- ① 救急用のもの
- ② 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの
- ③ 血液事業の用に供するもの
- ④ 救護資材の運搬の用に供するもの
- ⑤ 前各号に掲げるものに類する軽自動車等で市長が認めるもの

本市税条例が、日本赤十字社の所有するすべての軽自動車等について非課税として定めていけば、長野市に日本赤十字社の軽自動車等が登録された時点で無条件に非課税対応することができ特に確認する必要性は生じない。しかし、①から⑤の何れかに該当する軽自動車等が非課税となると定められていることから、これに該当しない軽自動車等の所有があった場合には課税されなければならない。

日本赤十字社が所有する軽自動車等が、本市税条例の要件の何れかを具備しているかどうかの客観的事実を証明する資料は無く、何号に該当しての非課税措置なのかも不明確である。もしも仮に、電話対応で課税か非課税かの調査をし、これを判断していた場合、将来において使用目的に対する事実誤認、特に、使用目的変更による事実の確認ができなかった場合、課税漏れとなる可能性が生じる。また、責任の所在が不明確となる可能性がある。

本市税条例の非課税規定は、広く一般市民全体に対して措置される規定ではなく、特定の者に対する規定であることから、非課税の適用については、より厳格に適用されるべきであり、要件①から⑤のうちどれに該当するのかは、納税者の書面主張により行政が判断すべきである。

【意見】 非課税処分の判断については納税者が提出する書面にに基づき判定すべき

日本赤十字社の所有する軽自動車等について非課税対応する場合、所有者より書面による提出がなされたうえで、その書面にに基づき判断するのが本来の行政の姿であり、この例による方が市民の理解は得られるはずである。電話対応による非課税の取り扱いは

取りやめ、非課税要件を確認できる何らかの書面の作成と、納税者の自発的提出に基づく非課税対応について検討が望まれる。

<課税漏れに対する防止策について>

通常、軽自動車税の賦課については、軽自動車等の所有者又は所有者に販売をした業者の代理による定置場所在の市町村に提出された申告書等により賦課決定がなされる。軽自動車、2輪の小型自動車、軽二輪車については、利用の目的から、かなりの高確率で申告書等が提出されると思われるが、一部の小型特殊自動車、特に農耕用小型特殊自動車については公道を走行する目的外の使用目的に利用される可能性が大きく、所有者自身が乗用型トラクターやコンバイン、乗用草刈機といった農耕作業用自動車は実際に公道を走行しない農耕地だけの利用に限定するからと、ナンバープレートの発行を希望しない場合には、軽自動車税が課税されないとの勘違いしているケースもかなりあると思われる。農耕用小型特殊自動車の販売店においても、軽自動車税の登録手続きについては、所有者の判断に任せているとのことで、依頼があれば登録手続きの代行をするが、そうでない限りは特に何もしないとのことであった。

所有者本人又はその代理人による申請のない軽自動車等については、課税漏れとなる可能性がかなり大きく、これに対する防止策として販売業者の協力を得るなど、何らかの対応策を検討する必要がある。

【意見】 課税漏れに対する防止策

このような事実から、課税漏れになっているケースも多々あると思われ、これを防止するため、まずは各販売店の軽自動車税に対する知識の普及と理解に努めてほしい。そして、正しい知識を得た販売店等の協力を得て、市民の軽自動車税に対する正しい知識の普及がなされるよう軽自動車税に対する正しい知識の普及環境の整備について検討対策が望まれる。

(2) 他部署との連携の検証

<他課との連携強化について>

他課との連携について、軽自動車税担当は固定資産税（償却資産）担当との積極的連携が図られるべきである。

軽自動車税の課税客体となる内訳は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車である。小型特殊自動車については、農耕作業用のものその他のものに区分されている。原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車については、その所有者も所有する自動車に対する軽自動車税の理解は比較的浸透していると思われるが、小型特殊自動車を所有する事業者においては、小型特殊自動車に対する軽自動車税の理解が浸透しているとは言えず、軽自動車税の登録標識を付さない場合は固定資産税（償却資産）の課税対象と勘違いしていることが想定される。特に、農業所得者が

所有する農耕作業用小型特殊自動車と、倉庫等で使用される小型特殊自動車に該当するフォークリフトは固定資産税（償却資産）として申告してしまう可能性がある。

この点について固定資産税（償却資産）担当に確認したところ、課税客体に疑義が生ずる固定資産税（償却資産）申告書が提出された場合、その年度の登録時に申告者に電話確認をし、1件ずつ判断しており、軽自動車税の課税客体となる場合には固定資産税（償却資産）のとしての課税をしないようにしているとのことであった。しかしこのようなケースの場合において、固定資産税（償却資産）担当課より軽自動車税担当課に対して、軽自動車税を賦課すべきとしての連絡を受けた事例はなく、この時点で課税漏れが生ずる可能性は否めない。

【意見】 他課との連携強化について

軽自動車税担当は固定資産税（償却資産）担当との積極的連携が図られることが望まれる。積極的な連携が図られることにより、より正確に軽自動車税の課税客体を把握する状況へと移行できる。

第7 市たばこ税

7.1 市たばこ税の概要

現在、たばこについては、国税であるたばこ税及びたばこ特別税、地方税である県たばこ税と市たばこ税があり、消費者はこれらが加算されたたばこを購入することにより税を負担している。市たばこ税は、たばこの卸売販売業者等が小売販売業者にたばこを売り渡す場合において、当該売り渡す製造たばこに対し、課税される税金である。

(1) 納税義務者

市たばこ税の納税義務者は、たばこの製造者、特定販売業者(輸入したたばこを販売する業者)、卸売販売業者等である。

(2) 課税の仕組み

① 税率

市たばこ税の税率

一般たばこ	旧3級品*
5,262円(1,000本あたり)	3,355円(1,000本あたり)

※税率は平成29年4月1日現在のもの

*旧3級品とは、「エコー」、「わかば」、「しんせい」、「ゴールデンバット」、「バイオレット」、「ウルマ」の6銘柄である。

【一般たばこの税率の推移】

期間	税率(1000本あたり)
～平成30年9月30日	5,262円
平成30年10月1日～2020年9月30日	5,692円
2020年10月1日～2021年9月30日	6,122円
2021年10月1日～	6,552円

【旧3級品の税率の推移】

期間	税率(1000本あたり)
平成28年4月1日～平成29年3月31日	2,925円
平成29年4月1日～平成30年3月31日	3,355円
平成30年4月1日～2019年9月30日	4,000円
2019年10月1日～2020年9月30日	5,692円
2020年10月1日～2021年9月30日	6,122円
2021年10月1日～	6,552円

※2019年5月1日より新元号に変更されるため、和暦と西暦の混在表記となる。

②申告と納税

市たばこ税の納税義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における課税標準数量及び税額等を記載した市たばこ税申告書を市に提出し、その税額を納付しなければならない。

③手持ち品課税について

手持ち品課税とは、たばこの卸売販売業者及び小売販売業者が、税率引き上げ日午前零時において、たばこを一定数（一般たばこ：20,000本、旧3級品：5,000本）以上所持する場合に、所持する一般たばこ及び旧三級品に対して税率引き上げ相当分を課税するものである。

例えば、平成29年4月1日における旧3級品の税率引き上げの場合、引き上げ額は430円である。したがって、小売販売業者が平成29年4月1日午前零時に旧3級品を100,000本所持している場合の手持ち品課税の納税額は、 $100,000 \times 0.43 = 43,000$ 円となる。手持ち品課税の納税義務者は手持ち品課税の申告書を所轄税務署に提出しなければならない。

7.2 市民税課の組織体制

市たばこ税の賦課及び申告書の処理等の業務は市民税課の税制・法人担当のうち1名の職員が主務を行っており、法人市民税及び入湯税と兼務している。

7.3 課税事務の流れ

毎月の流れ

- (1) 毎月末日までに、納税義務者からの前月分の市たばこ税申告書を受け付ける。
- (2) 申告書の内容を確認する。

※市たばこ税申告書については税務システムに取り込まず、簿外管理している。納税義務者が少ないため、税務システムに取り込んだ方が業務が煩雑になるためである。

- (3) 翌月10日頃 歳入調定

7.4 市たばこ税の推移

- (1) 市たばこ税の過去5年間の推移

< 調定額、収入額の推移 >

単位：千円

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	2,634,058	2,561,784	2,528,067	2,442,473	2,308,832
収入額	2,634,058	2,561,784	2,528,067	2,442,473	2,308,832
徴収率	100%	100%	100%	100%	100%

(出所：市税概要)

<課税標準本数と返還控除本数の推移>

単位：千本

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
課税標準	518, 224	500, 268	493, 662	475, 534	446, 505
返還控除	2, 347	3, 148	2, 817	2, 357	2, 121

(出所：市税概要)

(2) 近隣中核市との比較

平成 29 年度における近隣の中核市との比較は以下のとおりで、調定額は高崎市と同規模である。

<比較した近隣市町村の人口等>

平成 29 年度

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(k m ²)	課税標準本数(千本)
金沢市	465, 265	201, 623	468. 64	621, 107
富山市	417, 633	174, 463	1, 241. 77	522, 951
長野市	380, 473	159, 371	834. 81	446, 505
高崎市	374, 491	161, 638	459. 16	464, 036
前橋市	338, 127	145, 707	311. 59	420, 897

※人口は平成 29 年 4 月 1 日現在による。

(各市の市税概要)

<総額による比較>

単位：千円

	金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
調定額	3, 227, 663	2, 720, 594	2, 308, 832	2, 412, 174	2, 186, 574
収入額	3, 227, 663	2, 720, 594	2, 308, 832	2, 412, 174	2, 186, 574
徴収率	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%

<現年課税、滞納繰越別の比較>

単位：千円

		金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
現年	調定額	3, 227, 663	2, 720, 594	2, 308, 832	2, 412, 174	2, 186, 574
	収入額	3, 227, 663	2, 720, 594	2, 308, 832	2, 412, 174	2, 186, 574
	徴収率	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%
滞納	調定額	0	0	0	0	0
	収入額	0	0	0	0	0
	徴収率	—	—	—	—	—

平成 29 年度における月別の申告件数と調定額

月	申告件数	調定額(円)
4	3	205,582,854
5	5	188,245,718
6	4	211,271,906
7	4	197,462,455
8	4	198,782,915
9	4	205,195,589
10	4	195,172,305
11	5	191,951,267
12	6	182,959,500
1	4	197,098,998
2	3	171,689,084
3	5	163,419,288
計	51	2,308,831,879

※売渡しが無い場合、市たばこ税申告書の提出義務はないため、申告件数は毎月一定となっていない。

7.5 監査の視点

- (1) 課税事務が、法令等に準拠し行われているか。
- (2) 課税事務が、納税者に対し公平に行われているか。
- (3) 課税事務が、納税者の理解を深め、効率的に執行されているか。

7.6 主な監査手続き

- (1) 概況の把握
 - ・法令、条例等の確認
 - ・資料等による概況把握
 - ・担当課への往査及び質問と確認
 - ・過去5年間の推移
 - ・他自治体の収納状況と比較
- (2) 外部委託の検証
 - ・担当課への往査及び質問と確認
- (3) 課税客体把握の検証
 - ・課税客体の把握方法について質問と確認
- (4) 更正処理の検証
 - ・担当課への往査及び質問と確認

(5) 算定税額の検証

- ・課税額の正確性についてサンプル調査
- ・正確性を確保する仕組みについて質問と確認

(6) 課税事務の検証

- ・職員経験年数表の閲覧
- ・賦課調査について質問と確認

(7) 他部署との連携の検証

- ・担当課への往査及び質問と確認

(8) 過料の検証

- ・担当課への往査及び質問と確認

7.7 監査の結果

なお、監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、課税事務について一部是正改善を要する事項が認められたので以下に記載する。

(1) 課税客体把握の検証

<申告内容の突き合せ作業について>

市たばこ税申告書の確認については、申告書に記載されている申告額が適正に記載されているかを確認している。

県が「たばこ税・市町村別・事業者別売渡し本数明細表」を3か月ごとに作成するため、市はそれによる突き合わせ作業が可能であるが、明細表は自動的に市民税課に発送されるものではなく、市民税課が資料を依頼することで電子データにより送信されてくる。現在、明細表と市たばこ税申告書との突き合わせ作業は、3か月ごと定期的には実施していない。

【意見】 申告内容の突き合せ作業について

市たばこ税の納税義務者は限られ、現在の徴収率を考慮すると、突き合わせによる確認作業を毎回行わないことは一定の理解ができるが、市たばこ税は1件ごとの金額が大きいため、突き合わせによる確認作業により申告書のさらなる正確性を期することが望まれる。

(2) 課税事務の検証

<質問検査権の行使について>

たばこ税についての質問検査権は、国、県、市それぞれについて、以下のように規定されている。

国税通則法第74条の5（当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権）

国税庁等又は税関の当該職員（税関の当該職員にあつては、印紙税に関する調査を行

う場合を除く。)は、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税又は印紙税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める行為をすることができる。

第1号 たばこ税に関する調査 次に掲げる行為

イ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第25条(記帳義務)に規定する者に対して質問し、これらの者の業務に関する製造たばこ(～省略～)若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

地方税法第74条の7(徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る質問検査権)

道府県の徴税吏員は、たばこ税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類(～省略～)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

第1号 納税義務者又は納税義務があると認められる者

第2号 小売販売業者

地方税法第470条(徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る質問検査権)

市町村の徴税吏員は、たばこ税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類(～省略～)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

第1号 納税義務者又は納税義務があると認められる者

第2号 小売販売業者

【意見】質問検査権の行使について

市たばこ税の納税義務者の要件は、国たばこ税・県たばこ税と同様であるため、国及び県に納税義務者に対して課税調査を実施しているかを確認し、国、県、市の全体で連携して効率的なたばこ税の課税調査を行うことが望まれる。

<手持品課税について>

手持品課税の申告書は所轄税務署に提出する(申告者控え、税務署、県、市の4枚複写)。

手持品課税は、たばこの所持本数が税率改正日の午前零時現在において20,000本以上又は旧3級品の場合は、5,000本以上所持する小売販売業者が納税義務者であり、手持品課税の申告実績者を名簿化することで次回の税率引き上げ時に未申告者の把握が可能となると思われる。

【意見】手持品課税について

手持品課税の申告実績者を名簿化することで、未申告防止の効果と事務の効率化が図られるのであれば検討が望まれる。

第8 入湯税

8.1 入湯税の概要

入湯税は、鉱泉浴場における入湯行為を対象とし、その入湯客に課する税金である。また、入湯税は環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てられる目的税である。

(1) 納税義務者

入湯税の納税義務者は、市内の鉱泉浴場において入湯した入場客である。

「鉱泉浴場」とは、原則として温泉法にいう温泉を利用する浴場をいい、「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう（温泉法第2条）。

(2) 課税の仕組み

① 税率及び課税免除

項目	内容
税率	宿泊客：1人あたり1泊150円 日帰り客：1人あたり1日100円 ※同一の鉱泉浴場であれば入湯回数を問わず、宿泊客は1泊につき、日帰り客は1日につき入湯税を課税する。
課税免除	入湯税の納税義務者のうち、次の者は課税免除となる。 i 年齢12歳未満の者 ii 共同浴場*又は一般公衆浴場*に入湯する者 *共同浴場とは、寮、社宅、療養等に設けられた日常の用に供されるものをいう。 *一般公衆浴場とは、いわゆる銭湯のことであり、物価統制令の規定に基づき都道府県知事が入湯料金を指定している公衆浴場をいう。 iii 地域住民の福祉の向上を図るため、市が専ら近隣住民に使用させることを目的として設置した施設に入湯する者。以下の施設が該当する。 ・長野市茂菅老人憩いの家 ・長野市新橋老人憩いの家 ・長野市石川老人憩いの家 ・長野市松代老人憩いの家 ・長野市若穂老人憩いの家 ・長野市保健保養訓練センター

	<p>iv 1,000 円以下の利用料金*を支払って、宿泊を伴わないで入湯する者及びこれに類するものとして規則で定める者</p> <p>*利用料金とは、「入館料」、「入場料」等の名称にかかわらず、当該鉱泉浴場で、入湯するために必ず支払う必要がある料金で、かつ、明示されているものをいう。(例えば、入湯料金が大人 1 人 1,100 円の施設で、入浴とランチのセットで料金が 1,500 円の場合、入浴：900 円、ランチ：600 円と明示があっても、その鉱泉浴場に入湯するための料金は 1,100 円のため課税)</p> <p>v 学校教育上の見地から行われる行事(修学旅行その他の学校行事)に参加している生徒及び引率の者</p>
--	---

②申告・納税

入湯税は、特別徴収義務者（鉱泉浴場経営者又は入湯税について徴収の便宜を有する者）が入場客から入湯税を徴収し毎月 15 日までに、前月 1 日から末日までの入湯客数、徴収した税額、課税免除者数その他必要事項を記載した納入申告書を市に提出するとともに、入湯税を納入する。

8.2 市民税課の組織体制

入湯税の賦課及び申告書の処理等の業務は市民税課の税制・法人担当のうち 1 名の職員が主務を行っており、他業務と兼務している。

8.3 課税事務の流れ

毎月の流れ

- (1) 毎月 15 日を提出期限として、特別徴収義務者から前月分の申告書を受け付ける。
- (2) 申告書の内容を確認する。

※入湯税の申告書については税務システムに取り込まず、簿外管理している。納税義務者が少ないため、税務システムに取り込んだ方が業務が煩雑になるためである。

- (3) 翌月 10 日頃歳入調定を行う。

年間の流れ

10 月：長野市の保健所に温泉利用許可台帳の内容について調査を実施する。

12 月：入湯税を申告納入している鉱泉浴場へ実態調査を実施する。

8.4 入湯税の推移

(1) 入湯税の過去5年間の推移

< 調定額、収入額の推移 >

単位：千円

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	32,535	27,615	27,440	26,343	29,972
収入額	32,535	27,615	27,440	26,343	29,972
徴収率	100%	100%	100%	100%	100%

< 特別徴収義務者数と入場客数の推移 >

単位：人

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特別徴収 義務者	9	8	7	8	8
入場客	226,832	185,502	183,381	176,114	200,524

(出所：市税概要)

(2) 近隣中核市との比較

平成 29 年度における近隣の中核市との比較は以下のとおりである。調定額は金沢市と同規模である。

< 比較した近隣市町村の人口等 >

平成 29 年度

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(k㎡)	入場客数(人)
金沢市	465,265	201,623	468.64	222,013
富山市	417,633	174,463	1,241.77	706,897
長野市	380,473	159,371	834.81	200,524
高崎市	374,491	161,638	459.16	727,575
前橋市	338,127	145,707	311.59	1,078,143

※人口は平成 29 年 4 月 1 日現在による。

< 総額による比較 >

単位：千円

	金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
調定額	31,829	106,646	29,972	39,309	51,135
収入額	31,695	106,179	29,972	39,309	50,003
徴収率	99.6%	99.6%	100.0%	100.0%	97.8%

<現年課税、滞納繰越別の比較>

単位：千円

		金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
現年	調定額	31,829	106,156	29,972	39,309	51,135
	収入額	31,695	106,058	29,972	39,309	50,003
	徴収率	99.6%	99.9%	100.0%	100.0%	97.8%
滞納	調定額	0	490	0	0	0
	収入額	0	121	0	0	0
	徴収率		24.7%			

(出所：各市の市税概要)

平成 29 年度における月別の申告件数と調定額

月	申告件数	調定額(千円)
4	5	1,775
5	5	2,725
6	4	2,465
7	5	2,152
8	5	2,173
9	5	3,383
10	7	3,036
11	7	3,063
12	7	2,442
1	8	2,079
2	8	2,280
3	8	2,394
計	74	29,972

※平成 29 年度は鉱泉浴場の開業が相次いだため、申告件数が増加している。

8.5 監査の視点

- (1) 課税事務が、法令等に準拠し行われているか。
- (2) 課税事務が、納税者に対し公平に行われているか。
- (3) 課税事務が、納税者の理解を深め、効率的に執行されているか。

8.6 主な監査手続き

- (1) 概況の把握
 - ・法令、条例等の確認

- ・資料等による概況把握
 - ・担当課への往査及び質問と確認
 - ・過去5年間の推移
 - ・他自治体の収納状況と比較
- (2)外部委託の検証
- ・担当課への往査及び質問と確認
- (3)課税客体把握の検証
- ・課税客体の把握方法について質問と確認
- (4)更正処理の検証
- ・担当課への往査及び質問と確認
- (5)算定税額の検証
- ・課税額の正確性についてサンプル調査
 - ・正確性を確保する仕組みについて質問と確認
- (6)課税事務の検証
- ・職員経験年数表の閲覧
 - ・賦課調査について質問と確認
- (7)他部署との連携の検証
- ・担当課への往査及び質問と確認
- (8)過料の検証
- ・担当課への往査及び質問と確認

8.7 監査の結果

なお、監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、鉱泉浴場への実態調査について一部是正改善を要する事項が認められていたもので以下に記載する。

(1)課税客体把握の検証

<鉱泉浴場への実態調査について>

市民税課では、毎年12月に入湯税を申告納付している鉱泉浴場に対して実態調査を行っており、実態調査においては「入湯税訪問調査チェックシート」を使用する。実態調査の適切性を検証するため、平成29年度に実施した実態調査のうち3件の入湯税訪問調査チェックシートを確認した。

	疑問点	回答
鉾泉浴場 A の課税免除者数について	入湯税の申告書において、課税免除の対象となる人数の記載が無い。Aには12歳未満の者も多く宿泊するため、これらの課税免除者に対しても入湯税を徴収している可能性がある。	Aに対しては、訪問調査時に課税免除者数を記載するように指導している。また、課税免除者に対しては入湯税を徴収していないことは確認済みである。
調査月について	申告書の入場者数と、鉾泉浴場が記帳する帳簿の客数との突き合わせ調査を行っているが、3件全ての施設において調査対象となる月が10月であるがそれはなぜか。	申告書に記帳のあった入場者数の調査では、調査月を訪問時にその場で指定し、帳簿を確認している。今回閲覧の対象となった調査記録では、すべての施設が10月となっているが、事前に調査月を決めているわけではない。

市民税課では鉾泉浴場Aに対し、平成29年12月に課税免除者数の記載をするように指導したが、平成29年12月分、平成30年1月分、平成30年2月分の入湯税申告書において課税免除者数の記載は確認することができなかつたため、申告書を受理した際に指導することが望ましかつた。

調査月が10月となっている3件の鉾泉浴場について、前年の実態調査における調査月を質問したところ、2件が10月、1件が9月及び10月を調査していたことが確認できた。

【意見】 鉾泉浴場への実態調査について

実態調査の有効性を考慮すると、調査月を毎年変更するなどの対応が望ましい。また、調査時に確認した帳簿の種類についての記録が残されていなかったため、調査の品質を継続して維持するために確認した帳簿の種類について記録を残すことが望まれる。

第9 事業所税

9.1 事業所税の概要

事業所税は、道路、水道、公園、教育文化施設などの整備及び改善に充てる目的税であり、事業所床面積を課税標準とする「資産割」と従業者給与総額を課税標準とする「従業者割」がある。事業所税は、都、政令指定都市及び人口 30 万人以上の都市において課税されるものであり、長野県では長野市のみが昭和 51 年 10 月から課税を行っている。

(1) 納税義務者

事業所税の納税義務者は、長野市内に所在する事務所又は事業所*（以下、「事業所等」という。）において事業を行う法人又は個人である。

*「事務所又は事業所」とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいう。

(2) 課税の仕組み

① 資産割

資産割の額は、以下の方法により計算する。

$$\text{事業所床面積 (m}^2\text{)} \times (600 \text{ 円})$$

※賃貸により別の事業者事に貸し付けている場合は、その貸付面積は、貸付側の事業所床面積には含まない。

② 従業者割

従業者割の額は、以下の方法により計算する。

$$\text{従業者給与総額 (円)} \times (100 \text{ 分の } 0.25)$$

※「従業者給与」とは、所得税法上給与所得となるものであり、棒給、給料、賃金、賞与、扶養手当、住居手当、時間外勤労手当及び所得税の取扱い上課税される通勤手当・現物給与等を含み、退職給与金、年金、恩給、所得税の取扱い上非課税とされる通勤手当等は含まない。

③ 免税点

資産割	市内の各事業所等の事業所床面積の合計面積（非課税の適用に係る事業所賦課面積は除く）が 1,000 m ² 以下
従業者割	市内の各事業所等の従業者数の合計数（役員でない障害者、役員でない年齢 65 歳以上の者及び非課税規定の適用のある施設に勤務する者は除く）が 100 人以下

※免税点の判定は、算定期間の末日の現況により行う。

④ 申告と納税

法人は事業年度終了の日から2か月以内、個人の場合は翌年の3月15日までに「事業所税申告書」を提出し、事業所税の納付を行わなければならない。

また、以下のi～iiiに該当する場合、事業所税の納税義務はないが、「事業所用家屋及び従業者の申告書」を市に提出しなければならない。

- | |
|--|
| i 前事業年度(法人)又は前年(個人)に納税義務があった場合 |
| ii 課税標準の算定期間末日において、市内の各事業所等の事業所床面積の合計面積(非課税に係る事業所床面積及び休止施設を含む。)が800㎡を超える場合 |
| iii 課税標準の算定期日において、市内の各事業所等の従業者数(非課税に係る従業者数を含む)の数の合計数が80人を超える場合 |

また、事業用家屋の全部又は一部を事業所税の納税義務者に賃貸している場合は、その賃貸人は、その賃貸を行った日から1か月以内に「事業所用家屋の貸付申告書」を提出しなければならない。また、その申告した事項に異動が生じた場合はその異動が生じた日から1か月以内に「事業所用家屋の貸付異動申告書」を提出しなければならない。

(3) 非課税、減免

①非課税

i 資産割及び従業者割が非課税とされるもの

事業所税の非課税は、事業を行う者の人格に着目して非課税とする人的非課税と施設の用途に着目して非課税とする用途非課税に分けられる。

人的非課税
・ 国及び公共法人 ・ 公益法人等又は人格のない社団等(収益事業に係るものを除く)

用途非課税
・ 事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設(一般的には保養所、美容室、理髪室、食堂、体育館(弓道場、柔道場等)、売店、喫茶室、娯楽教養室 ・ 特定防火対象物に設置される消防用設備等及び防火施設等 ・ 教育文化施設(博物館、図書館、幼稚園) ・ 医療法に規定する病院及び診療所、介護保険法に規定する介護老人保健施設及び介護医療院並びに看護師等医療関係者の養成所 ・ 社会福祉施設、保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、認定こども園、障害者支援施設等

②減免

市税条例第 159 条において、市長は、天災その他特別な事情がある場合において減免を必要とすると認められる者、その他特別の事情があると認められる者に対して事業所税を減免すると規定されている。

9.2 市民税課の組織体制

事業所税の賦課及び調査等の業務は市民税課の税制・法人担当のうち、専任 1 名、兼務 2 名の職員が法人市民税、諸税と兼務している。

9.3 課税事務の流れ

毎月の流れ（日付は目安）

随時：申告書を受け付けたら「申告書送送一覧表」に受付日を記入し、申告内容を確認した上で税務システムに入力する。また、入力者とは別の職員が入力内容を確認する。

4 日：申告書入力期限（末日決算法人申告期限から 2 営業日後）

申告書と「申告書送送一覧表」を照合し、入力漏れがないか確認する。

1 回目夜間バッチ処理。

5 日：1 回目夜間バッチ処理帳票「調定内訳表」印刷する。

申告税額と「調定内訳表」を照合し、入力誤りがあった場合は訂正入力する。

2 回目夜間バッチ処理。

6 日：2 回目夜間バッチ処理帳票「調定内訳表」を印刷する。

調定決議書を作成する。

15 日：当月決算法人に申告書を送付する。

9.4 事業所税の推移

(1) 事業所税の過去 5 年間の推移

< 調定額、収入額の推移 >

単位：千円

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	1,939,426	1,944,748	1,964,541	1,993,497	2,057,419
収入額	1,908,412	1,912,441	1,941,171	1,967,376	2,034,022
徴収率	98.4%	98.3%	98.8%	98.7%	98.9%

< 現年課税及び滞納繰越別の推移 >

単位：千円

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現年	調定額	1,906,458	1,915,130	1,932,234	1,970,127	2,031,299
	収入額	1,898,611	1,905,613	1,928,542	1,963,815	2,028,435

	徴収率	99.6%	99.5%	99.8%	99.7%	99.9%
滞納	調定額	32,968	29,618	32,307	23,369	26,120
	収入額	9,801	6,829	12,629	3,561	5,586
	徴収率	29.7%	23.1%	39.1%	15.2%	21.4%

<納税義務者数の推移>

単位：件

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
資産割	660	658	657	677	675
従業者割	140	140	131	143	138
合計	800	798	788	820	813

<資産割額及び従業者割額の推移>

単位：千円

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
資産割額	1,591,380	1,593,783	1,612,172	1,642,777	1,675,869
従業者割額	315,078	321,347	320,062	327,350	355,430
合計	1,906,458	1,915,130	1,932,234	1,970,127	2,031,299

(出所：市税概要)

(2)同規模の自治体の事業所税の推移

平成 29 年度における近隣の中核市との比較は以下のとおりである。

<比較した近隣市町村の人口等>

平成 29 年度

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(k m ²)	資産割納税義務者数(件)	従業者割納税義務者数(件)
金沢市	465,265	201,623	468.64	1,098	188
富山市	417,633	174,463	1,241.77	847	188
長野市	380,473	159,371	834.81	675	138
高崎市	374,491	161,638	459.16	839	142
前橋市	338,127	145,707	311.59	708	120

※人口は平成 29 年 4 月 1 日現在による。

(出所：各市の市税概要)

<総額による比較>

単位：千円

	金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
調定額	2,554,365	3,612,780	2,057,419	2,432,219	1,582,395
収入額	2,524,013	3,507,831	2,034,022	2,428,237	1,580,231
徴収率	99.2%	97.1%	98.9%	99.8%	99.9%

<現年課税、滞納繰越別の比較>

単位：千円

		金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
現 年	調定額	2,517,609	3,511,028	2,031,299	2,427,525	1,582,081
	収入額	2,513,096	3,494,035	2,028,435	2,426,660	1,580,085
	徴収率	99.8%	99.5%	99.9%	99.9%	99.9%
滞 納	調定額	26,756	101,752	26,120	4,694	314
	収入額	10,917	13,796	5,586	1,578	146
	徴収率	40.8%	13.6%	21.4%	33.6%	46.5%

(出所：各市の市税概要)

9.5 監査の視点

- (1) 課税事務が、法令等に準拠し行われているか。
- (2) 課税事務が、納税者に対し公平に行われているか。
- (3) 課税事務が、納税者の理解を深め、効率的に執行されているか。

9.6 主な監査手続き

- (1) 概況の把握
 - ・法令、条例等の確認
 - ・資料等による概況把握
 - ・担当課への往査及び質問と確認
 - ・過去5年間の推移
 - ・他自治体の収納状況と比較
- (2) 外部委託の検証
 - ・担当課への質問と確認
- (3) 課税客体把握の検証
 - ・課税客体の把握方法について質問と確認
 - ・不申告者に対するサンプル調査
- (4) 更正処理の検証
 - ・更正事務の状況について質問と確認
- (5) 算定税額の検証
 - ・課税額の正確性についてサンプル調査
 - ・正確性を確保する仕組みについて質問と確認
 - ・事業所税の申告について質問と確認
- (6) 課税事務の検証
 - ・職員経験年数表の閲覧

- ・賦課調査について質問と確認

(7)他部署との連携の検証

- ・市役所内での情報共有状況について質問と確認

(8)過料の検証

- ・担当課への往査及び質問と確認

9.7 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、主に、事業所用家屋の貸付（異動）申告書の取扱いと質問検査権の行使については是正改善を要する事項が認められたので以下に記載する。

(1)課税客体把握の検証

<免税点以下の事業者の申告の把握について>

免税点を超える事業者は、事業所税の申告書（第 44 号様式）を提出しなければならない。

免税点以下の事業者でも一定の場合は、事業所用家屋及び従業者の申告書（第 132 号様式）を提出しなければならない。

平成 29 年 3 月決算及び平成 29 年 12 月決算の法人及び個人事業者の「申告書発送一覧表」の提出を求め、事業所税の申告書及び事業所用家屋及び従業者の申告書の申告状況を確認した。その結果、事業所税の申告書については適正に申告されていたが、事業所用家屋及び従業者の申告書については、発送対象者 110 件のうち 22 件について申告がなされていなかった。

市民税課に確認したところ、これらの事業者は、事業所用家屋及び従業者の申告書の申告義務が無いものと思われると回答を受けたが、申告書発送一覧表にその旨の記録はなく申告義務者である可能性がある。

【意見】免税点以下の事業者の申告の把握について

事業所用家屋及び従業者の申告書の申告義務者は、今後免税点を超える可能性が高く、市として申告書の提出を求めていることから、未申告者に対し、継続的に申告を働きかけることが望まれる。

<資産割の納税義務者の把握について>

事業所税の納税義務者は、市内の事務所等において事業を行う法人又は個人であるが、事業所床面積が 800 m²以下の場合、資産割の申告義務はない。

そこで、申告義務のある 800 m²超でかつ納税義務が生じるであろう事業所床面積 1,000 m²を超える法人について、資産税課の固定資産税情報から床面積が 1,000 m²を超

える法人を抽出（1,186件）、そのうち10件について資産割の課税状況を確認した。結果は以下のとおりである。

	延床面積（㎡）	資産割の申告の有無と理由	
①	1,019.93	無	平成19年申告において800㎡以下の申告あり
②	20,808.04	有	9,737.42㎡の申告あり、その他の面積は貸付（事業所用家屋の貸付申告書の提出あり）
③	2,643.45	有	
④	4,169.86	無	平成13年閉鎖法人
⑤	1,018.13	無	福利厚生施設を控除すると800㎡以下
⑥	1,120.56	有	
⑦	8,294.67	無	所有の事業所等のほとんどが貸付（事業所用家屋の貸付申告書の提出あり）
⑧	1,352.60	無	非課税法人
⑨	33,816.45	無	非課税法人
⑩	3,120.09	有	

資産割の申告が「有」となっている法人は、事業所税の申告書又は事業所用家屋及び従業員の申告書の提出が確認できたものである。調査の結果、報告書に記載すべき指摘、意見は確認されなかった。

なお、以前は、資産税課の固定資産情報を市民税課が共有することは困難であったが、新税務システムの導入によりシステム上で共有が可能となったことが今回の調査により確認できたため、誠実に申告を行っている事業者との公平性を保てるよう、定期的な資産割の未申告調査を実施することが望まれる。

<従業員割の納税義務者の把握について>

事業所税の納税義務者は、市内の事務所等において事業を行う法人又は個人であるが、従業員数が80人以下の場合、従業員割の申告義務はない。

従業員割納税義務者の把握の適切性の検証を行うため、申告義務のある80人超でかつ納税義務が生じる100人を大きく超える200人以上と申告している法人の従業員割の申告状況を確認した。結果は以下のとおりである。

法人市民税申告書の従業員数が200人以上の法人	79件
（内訳）	
・清算終了及び解散となっている法人（事業所税の申告義務無）	2件
・事業所税申告書の従業員割の申告あり（従業員数80人超）	68件
・事業所税申告書の従業員割の申告なし（従業員数80人以下）	9件

法人市民税申告書に記載される従業者数と事業所税申告書に記載される従業者数はその捉え方が異なるため、両者の数は必ずしも一致しない。例えば、パートタイマー*は法人市民税の従業者数に含めるが、事業所税の従業者数には含めない。以下は、従業者割の申告が無かった9件の法人の詳細である。

	全従業者数 (人)	法人市民税均等割 従業者数 (人)	事業所税従業者割申告なしの理由
①	不明	205	医療法に規定する病院のため非課税
②	不明	247	医療法に規定する病院のため非課税
③	892	213	従業者 80 人以下のため免税点以下
④	733	297	卸売市場等に該当するため非課税
⑤	1,112	326	従業者 80 人以下のため免税点以下
⑥	17,175	371	従業者 80 人以下のため免税点以下
⑦	2,093	342	従業者 80 人以下のため免税点以下
⑧	354	304	従業者 80 人以下のため免税点以下
⑨	5,889	376	従業者 80 人以下のため免税点以下

「従業者が 80 人以下のため免税点以下」となっている原因は、全てパートタイマーが存在したためであった。調査の結果、報告書に記載すべき指摘、意見は確認されなかった。

従業者割の調査について質問したところ、法人市民税の従業者数との突合は可能であるため、今後は調査の実施を検討していきたいとの回答を受けた。今回のサンプル調査では問題は検出されなかったが、誠実に申告を行っている事業者との公平性を保てるよう、定期的な従業者割の未申告調査を実施することが望まれる。

*「パートタイマー」とは、形式的な呼称ではなく、勤務状態によって判定されるものであり、一般的には雇用期間の長短ではなく、当該事業者等の通常の勤務時間より相当短期間の勤務（勤務時間が一般事業者の 75%以下の者）をすることとして雇用されているものであり、休暇、社会保険、賞与等からみても明らかに正規の従業者とは区別されるものをいう（長野市 事業所税申告の手引）。

<事業所用家屋の貸付（異動）申告書の把握について>

市税条例第 157 条において、事業所用家屋の賃貸人の申告義務について次のように規定されている。

第 157 条（事業所税の賦課徴収に関する申告の義務）

第 2 項 事業所税の納税義務者に事業所用家屋の貸付を行う者は、新たに貸付けを行うこととなった事業所用家屋に関し、当該貸付を行った日から 1 月以内に、事業所用家屋の貸付けに関する申告書を市長に提出しなければならない。

第 3 項 前項の規定による申告を行った者は、その申告した事項に異動が生じた場合においては、その異動が生じた日から 1 月以内に異動に関する申告書を市長に提出しなければならない。

事業所用家屋の貸付（異動）申告書が適正に提出されているかを検証するため、市内の商業用テナントビル 10 棟抽出し、サンプル調査を行った。結果は以下のとおりである。

	店舗数	事業所税の納税義務	事業所用家屋の貸付（異動）申告書
①	5 件	5 件全て無	無
②	4 件	4 件全て無	無
③	6 件	6 件全て無	無
④	4 件	4 件全て無	無
⑤	3 件	3 件全て無	無
⑥	5 件	5 件全て無	無
⑦	1 件	1 件全て無	無
⑧	4 件	4 件全て無	無
⑨	2 件	2 件全て無	無
⑩	4 件	4 件全て無	無

調査の結果、全件について事業所用家屋の貸付（異動）申告書の提出は確認できなかったが、賃借人は全て事業所税の納税義務者ではなかったため、問題は検出されなかった。

今回のサンプル調査では、問題が検出されなかったが、ヒアリングした限りでは、賃貸人に対する事業所用家屋の貸付（異動）申告書の周知を十分に進めているとは言えない。また、これまで申告調査を行ってこなかったことも含め、賃貸を行う不動産の所有者に対する事業所用家屋の貸付（異動）申告書の周知及び定期的な申告状況の調査の実施が望まれる。

（2）課税事務の検証

<事業所用家屋の貸付（異動）申告書の処理について>

事業所用家屋の貸付（異動）申告書が、賃貸人から提出された場合の処理について検証を行った。

市民税課は、まず、賃借人に事業所税の納税義務があるかどうかを確認し、賃借人が提出した事業所等明細書（第 44 号様式別表 1）に記載された事業所床面積との照合を行う。事業所用家屋の貸付（異動）申告書は書面でファイルに綴って管理している。

また、税務システムにおいて貸付申告書の処理を行うことは可能であるが、現在行っていない。その件について質問したところ、税務システムをどのように活用すれば、効率的に業務を進めることができるか検討中であると回答を受けた。

【意見】事業所用家屋の貸付（異動）申告書の処理について

事業所用家屋の貸付（異動）申告書が賃借人から提出された場合、貸付部分は、賃借人の事業所床面積から除かれ、賃借人の事業所床面積に加えられる。したがって、貸付申告書の申告内容を税務システムに反映することで、新たに事業所税の納税義務が発生する事業者を効率的に把握できるため、事業所用家屋の貸付（異動）申告書の税務システムへの反映が望まれる。

<質問検査権の行使について>

地方税法第 701 条の 35 では、事業所税に関する質問検査権について以下のように規定している。

地方税法第 701 条の 35（徴税吏員の事業所税に関する調査に係る質問検査権）

指定都市等の徴税吏員は、事業所税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又は第 1 号若しくは第 2 号の者の帳簿書類（～省略～）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

第 1 号 納税義務者又は納税義務があると認められる者

第 2 号 前号に掲げる者に金銭若しくは物品を給付する義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品を受け取る権利があると認められる者

第 3 号 前 2 号に掲げる者以外の者で当該事業所税の賦課徴収に関し、直接関係があると認められるもの

事業所税に関する質問検査権の行使の適切性を検証した。市民税課では、提出された事業所税の申告書の内容精査や前回申告時と比較して事業所床面積に差が生じている場合、新規の申告があった場合に必要に応じてその事業所に家屋図面の提出を依頼している。また、申告書の内容にその他の疑義が生じた場合でも電話確認や現場立ち会いを実施していることが確認できた。

したがって、申告書の提出が前提として課税調査が行われているのが現状であり、申告を行っていない事業者に対する調査が十分に行われているとは言えない。

【意見】 質問検査権の行使について

事業所税は、法人市民税や市たばこ税のように国や県と連携して課税調査を行うことができないため、課税調査は市が単独で行う必要がある。したがって、誠実に申告している事業者との公平性を保つために、申告はないが事業所税の課税がありそうな事業者を選定し、課税調査を実施することが望まれる。

(3) 他部署との連携の検証

< 法人市民税担当との連携について >

事業所税では、税負担の均衡を図るため、親族その他特殊な関係にある個人又は同族会社（以下「特殊関係者」という。）を有する者が、その特殊関係者と同一の家屋で事業を行っている場合、特殊関係者を有する者は特殊関係者の行う事業を共同事業とみなし、事業所床面積と従業員給与総額を合算して免税点判定を行う。このような事業形態を「みなし共同事業」という。以下は、みなし共同事業に関する規定である。

地方税法第 701 条の 32

第 2 項 特殊関係者（親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で政令で定めるものをいう。以下本項において同じ。）を有する者があ
る場合において、当該特殊関係者が行う事業について政令で定める特別の事情がある
ときは、事業所税の賦課徴収については、当該事業は、その者及び当該特殊関係者の
共同事業とみなす。

地方税法施行令第 56 条の 21

第 2 項 法第 701 条の 32 第 2 項に規定する政令で定める特別の事情は、同項に規定す
る特殊関係者（以下この条において「特殊関係者」という。）の行う事業が当該特殊
関係者を有する者又はその者の他の特殊関係者が事業を行う事業所等の存する家屋
において行われている場合（当該特殊関係者を有する者と意思を通じて行われている
ものではなく、かつ、事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない場合を除
く。）における当該事業であることとする。

※下線は監査人が記載

市税条例第 149 条

第 2 項 特殊関係者（法第 701 条の 32 第 2 項に規定する特殊関係者をいう。以下本項
において同じ）を有する者があ
る場合において、当該特殊関係者が行う事業について
令第 56 条の 21 第 2 項に規定する特別の事情があるときは、事業所税の賦課徴収につ
いては、当該事業は、その者及び当該特殊関係者の共同事業又は共同行為とみなす。

例えば、同じ建物内で事業を行うA社とB社があった場合、B社がA社の完全支配関係にある法人（A社の特殊関係者）であれば、A社（特殊関係者を有する者）の事業所税の資産割及び従業者割の納税義務の判定は、B社の事業所床面積及び従業者数を加算して行われる。

【意見】法人市民税担当との連携について

現在は、みなし共同事業に関する特別な調査は行われていないが、法人市民税の担当者が連結法人に関する課税調査を税務署と連携して行っている。その際に、事業所の所在地が同一である連結法人の確認を行うよう依頼することが望まれる。

<資産税課との連携について>

事業所床面積が1,000㎡を超える事業者は「事業所税の申告書」を提出しなければならず、事業所床面積が800㎡超1,000㎡以下の事業者は「事業所用家屋及び従業者の申告書」の提出をしなければならない。

【意見】資産税課との連携について

税務システムの導入により、資産税課の固定資産税情報から事業所床面積が1,000㎡を超える法人を抽出し、事業所税資産割の課税状況を検証することができるため、担当課を超えた情報活用が望まれる。

第10 市税の徴収事務（収納事務、滞納整理事務）

10.1 概要

市税の収納事務は、市税の収入管理等を行うことである。市税の滞納整理事務は、市税を納期限までに納付しなかった際に行われる督促状、催告書等による納税の催告、差押、交付要求等の滞納処分、処分の停止や徴収の猶予などにより解決策を講じるような滞納金について行われる事務手続きである。

10.2 徴収事務の組織体制

収納事務は、収納課の収納管理担当が統括し、支所では証明書の発行や税金収納を行っている。滞納整理事務は、収納課の徴収総務担当、徴収担当、特別滞納整理室が行っている。平成30年10月1日現在における収納課の組織体制は以下のとおり。特定の担当に属さない課長及び課長補佐は含めていない。

担当名	人数	主な事務分掌
収納管理担当	7人	<ul style="list-style-type: none"> ・課の庶務に関する事。 ・公印の管守に関する事。 ・県民税の納付に関する事。 ・統計に関する事。 ・徴収原簿の整理保管に関する事。 ・督促状の発付に関する事。 ・市税の収入整理に関する事。 ・過誤納金の還付及び充当に関する事。 ・滞納繰越事務に関する事。 ・納税証明に関する事。
徴収総務担当	6人	<ul style="list-style-type: none"> ・市税の滞納整理に関する事。
徴収担当1班	5人	<ul style="list-style-type: none"> ・市税の滞納処分に関する事。
2班	5人	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納処分と強制執行との調整手続に関する事。
3班	5人	<ul style="list-style-type: none"> ・審査請求の処理に関する事。 ・徴税関係機関との連絡調整に関する事。 ・市税の徴収嘱託及び受託に関する事。
特別滞納整理室	3人	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収困難な市税の滞納整理に関する事。

※徴収担当の地区は、1年ごとに交替している。

収納課の業務のうち、特に滞納整理事務は、法に精通し公平かつ厳正な職務の遂行が求められる。また、個々に異なる納税者の現況を把握し、納税についての理解を所有者に求めることや、納税に納得できない納税者と交渉するなどの折衝力も必要となる。職員の在職年数は以下のとおり。現職における経験年数に限ると、3年以下の職員が多い

が、過去の税務の職務経験年数を含めると3年を超えて税務に関する職務に従事する者が多い。過去の税務の職務経験年数を考慮しながら、税に関する実務経験の豊富な人材を配置するように配慮していることが見受けられる。

<現職における経験年数>

	3年以下	5年以下	10年以下	10年超	合計
収納管理担当	6人	1人	0人	0人	7人
徴収総務担当	5人	1人	0人	0人	6人
徴収担当1班	4人	1人	0人	0人	5人
2班	5人	0人	0人	0人	5人
3班	5人	0人	0人	0人	5人
特別滞納整理室	2人	1人	0人	0人	3人

<過去の税務の職務経験年数含む>

	3年以下	5年以下	10年以下	10年超	合計
収納管理担当	4人	1人	2人	0人	7人
徴収総務担当	2人	2人	1人	1人	6人
徴収担当1班	2人	0人	2人	1人	5人
2班	3人	0人	2人	0人	5人
3班	1人	1人	1人	2人	5人
特別滞納整理室	2人	0人	1人	0人	3人

※経験年数は、平成30年4月1日現在による

10.3 収納事務の流れ

市民税課、資産税課から発送された納税通知書により口座振替や、窓口納付、コンビニ、ペイジー等で納付があった際に、入金データを金融機関等から取得し、税務システムに取り込み、システム上で消し込みをしている。納期限までに納付がなかった場合には、税務システムから督促状が出力され、納期限後20日以内に発送する。

10.4 収納額の推移

(1) 収納額の過去5年間の推移

過去5年間における収納額の推移は以下のとおりである。徴収率は、上昇傾向にあり、税目別でも同様の傾向にある。現年課税、滞納繰越別に見ると、滞納繰越は年度により増減はあるが、現年課税の徴収率は毎年0.1%ほど上昇しており、引続き徴収率向上に努めてほしい。

滞納させないために重要な現年課税では、個人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の個人納税義務者が多い税目の徴収率は 99%台前半、法人住民税や事業所税は 99%台後半であり、法人の納税義務者が多い税目の方が徴収率は高い傾向にある。

<総額の推移>

単位：千円

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	59,421,419	60,332,570	59,576,725	59,497,864	59,269,535
収入額	57,306,507	58,489,508	57,949,630	58,103,038	58,059,224
徴収率	96.4%	96.9%	97.3%	97.7%	98.0%

<総額の推移（税目別）>

単位：千円

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
個人 市民税	調定額	20,346,598	20,516,650	20,780,535	20,869,411	21,013,694
	収入額	19,468,448	19,739,264	20,049,300	20,277,711	20,493,141
	徴収率	95.7%	96.2%	96.5%	97.2%	97.5%
法人 市民税	調定額	6,519,007	7,356,206	6,889,474	6,488,602	5,940,557
	収入額	6,444,686	7,298,374	6,842,487	6,447,336	5,908,673
	徴収率	98.9%	99.2%	99.3%	99.4%	99.5%
固定 資産税	調定額	23,204,573	23,157,272	22,690,891	22,818,271	22,988,484
	収入額	22,266,056	22,349,679	22,008,901	22,212,859	22,468,557
	徴収率	96.0%	96.5%	97.0%	97.3%	97.7%
都市 計画税	調定額	3,921,101	3,922,630	3,833,247	3,852,069	3,880,381
	収入額	3,763,005	3,786,352	3,718,246	3,750,002	3,792,717
	徴収率	96.0%	96.5%	97.0%	97.4%	97.7%
軽自動車 税	調定額	824,121	845,665	862,530	1,007,199	1,050,196
	収入額	789,307	813,999	834,018	978,937	1,023,310
	徴収率	95.8%	96.3%	96.7%	97.2%	97.4%
市たばこ 税	調定額	2,634,058	2,561,784	2,528,067	2,442,473	2,308,832
	収入額	2,634,058	2,561,784	2,528,067	2,442,473	2,308,832
	徴収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
入湯税	調定額	32,535	27,615	27,440	26,343	29,972
	収入額	32,535	27,615	27,440	26,343	29,972
	徴収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
事業所税	調定額	1,939,426	1,944,748	1,964,541	1,993,497	2,057,419
	収入額	1,908,412	1,912,441	1,941,171	1,967,376	2,034,022
	徴収率	98.4%	98.3%	98.8%	98.7%	98.9%

<現年課税、滞納繰越別の比較>

単位：千円

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現年	調定額	57,153,937	58,357,953	57,864,609	58,135,062	58,092,175
	収入額	56,590,432	57,854,404	57,386,797	57,717,038	57,702,905
	徴収率	99.0%	99.1%	99.2%	99.3%	99.3%
滞納	調定額	2,267,482	1,974,618	1,712,116	1,362,801	1,177,360
	収入額	716,075	635,105	562,833	385,999	356,319
	徴収率	31.6%	32.2%	32.9%	28.3%	30.3%

<現年課税、滞納繰越別の比較（税目別）>

単位：千円

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
個人市民税						
現年	調定額	19,408,126	19,693,042	20,050,424	20,292,096	20,517,574
	収入額	19,162,990	19,484,394	19,817,431	20,105,701	20,337,412
	徴収率	98.7%	98.9%	98.8%	99.1%	99.1%
滞納	調定額	938,472	823,608	730,111	577,315	496,120
	収入額	305,458	254,870	231,869	172,010	155,729
	徴収率	32.5%	30.9%	31.8%	29.8%	31.4%
法人市民税						
現年	調定額	6,442,771	7,295,409	6,837,643	6,450,666	5,907,801
	収入額	6,425,280	7,278,024	6,825,079	6,436,250	5,898,025
	徴収率	99.7%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%
滞納	調定額	76,236	60,797	51,831	37,936	32,756
	収入額	19,406	20,350	17,408	11,086	10,648
	徴収率	25.5%	33.5%	33.6%	29.2%	32.5%
固定資産税						
現年	調定額	22,190,569	22,277,324	21,946,946	22,218,010	22,475,917
	収入額	21,948,417	22,055,006	21,757,294	22,046,413	22,315,957
	徴収率	98.9%	99.0%	99.1%	99.2%	99.3%
滞納	調定額	1,014,004	879,948	743,945	600,261	512,566
	収入額	317,639	294,673	251,607	166,446	152,600
	徴収率	31.3%	33.5%	33.8%	27.7%	29.8%
都市計画税						

現 年	調定額	3,750,464	3,774,369	3,707,901	3,750,931	3,794,019
	収入額	3,709,552	3,736,703	3,675,853	3,721,958	3,767,006
	徴収率	98.9%	99.0%	99.1%	99.2%	99.3%
滞 納	調定額	170,637	148,261	125,346	101,137	86,362
	収入額	53,453	49,649	42,393	28,044	25,711
	徴収率	31.3%	33.5%	33.8%	27.7%	29.8%
軽自動車税						
現 年	調定額	788,956	813,280	833,954	984,416	1,026,760
	収入額	778,989	805,265	827,091	974,086	1,017,266
	徴収率	98.7%	99.0%	99.2%	99.0%	99.1%
滞 納	調定額	35,165	32,386	28,576	22,783	23,436
	収入額	10,318	8,734	6,927	4,851	6,045
	徴収率	29.3%	27.0%	24.2%	21.3%	25.8%
市たばこ税						
現 年	調定額	2,634,058	2,561,784	2,528,067	2,442,473	2,308,832
	収入額	2,634,058	2,561,784	2,528,067	2,442,473	2,308,832
	徴収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
入湯税						
現 年	調定額	32,535	27,615	27,440	26,343	29,972
	収入額	32,535	27,615	27,440	26,343	29,972
	徴収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
事業所税						
現 年	調定額	1,906,458	1,915,130	1,932,234	1,970,127	2,031,299
	収入額	1,898,611	1,905,613	1,928,542	1,963,815	2,028,435
	徴収率	99.6%	99.5%	99.8%	99.7%	99.9%
滞 納	調定額	32,968	29,618	32,307	23,369	26,120
	収入額	9,801	6,829	12,629	3,561	5,586
	徴収率	29.7%	23.1%	39.1%	15.2%	21.4%

※固定資産税は、国有資産等所在市町村交付金を含んでいない。

(出所：市税概要)

(2) 近隣中核市との比較

平成 29 年度における近隣の中核市との比較は以下のとおりである。徴収率は税目別にみても高く、滞納繰越が高い。現年課税は、税目別では法人市民税と軽自動車税は他

市に比べて最も高く、その他の税目では前橋市や高崎市に次いでいる。前橋市や高崎市の徴収率を目安とし、さらなる徴収率向上に取り組んでほしい。

<比較した中核市の人口等>

平成 29 年度

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(km ²)	人口密度	人口伸率
金沢市	465,265	201,623	468.64	993	+0.16%
富山市	417,633	174,463	1,241.77	337	▲0.13%
長野市	380,473	159,371	834.81	456	▲0.43%
高崎市	374,491	161,638	459.16	816	▲0.14%
前橋市	338,127	145,707	311.59	1,086	▲0.19%

※人口、世帯数は平成 29 年 4 月 1 日現在による。人口密度の単位 (人/km²)

<総額による比較>

単位:千円

	金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
調定額	83,551,673	77,082,733	59,269,535	62,406,574	53,655,809
収入額	80,295,646	73,169,765	58,059,224	60,483,873	52,908,806
徴収率	96.1%	94.9%	98.0%	96.9%	98.6%

<総額による比較(税目別)>

		金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
個人 市民税	調定額	29,066,587	25,364,406	21,013,694	21,706,302	19,110,926
	収入額	27,741,488	24,003,374	20,493,141	20,825,957	18,760,003
	徴収率	95.4%	94.6%	97.5%	95.9%	98.2%
法人 市民税	調定額	9,096,578	7,516,402	5,940,557	6,231,960	5,313,342
	収入額	8,994,270	7,411,833	5,908,673	6,165,132	5,275,301
	徴収率	98.9%	98.6%	99.5%	98.9%	99.3%
固定 資産税	調定額	32,056,786	32,502,617	22,988,484	25,548,353	22,413,686
	収入額	30,612,760	30,453,494	22,468,557	24,794,659	22,110,199
	徴収率	95.5%	93.7%	97.7%	97.0%	98.6%
都市 計画税	調定額	6,539,797	4,203,927	3,880,381	3,115,090	2,140,955
	収入額	6,243,619	3,960,180	3,792,717	2,939,412	2,112,127
	徴収率	95.5%	94.2%	97.7%	94.4%	98.7%
軽自動 車税	調定額	988,068	1,055,361	1,050,196	921,168	856,796
	収入額	920,138	1,006,280	1,023,310	878,994	834,368
	徴収率	93.1%	95.3%	97.4%	95.4%	97.4%

市たば こ税	調定額	3,227,663	2,720,594	2,308,832	2,412,174	2,186,574
	収入額	3,227,663	2,720,594	2,308,832	2,412,174	2,186,574
	徴収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
入湯税	調定額	31,829	106,646	29,972	39,309	51,135
	収入額	31,695	106,179	29,972	39,309	50,003
	徴収率	99.6%	99.6%	100.0%	100.0%	97.8%
事業所 税	調定額	2,544,365	3,612,780	2,057,419	2,432,219	1,582,395
	収入額	2,524,013	3,507,831	2,034,022	2,428,237	1,580,231
	徴収率	99.2%	97.1%	98.9%	99.8%	99.9%

<現年課税、滞納繰越別の比較>

		金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
現 年	調定額	80,133,046	73,024,615	58,092,175	60,271,706	52,981,924
	収入額	79,400,366	72,326,117	57,702,905	59,909,155	52,725,336
	徴収率	99.1%	99.0%	99.3%	99.4%	99.5%
滞 納	調定額	3,418,627	4,058,118	1,177,360	2,134,868	673,885
	収入額	895,280	843,648	356,319	574,717	183,470
	徴収率	26.2%	20.8%	30.3%	26.9%	27.2%

<現年課税、滞納繰越別の比較（税目別）>

		金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
個人市民税						
現 年	調定額	27,696,969	23,933,487	20,517,574	20,714,050	18,788,399
	収入額	27,355,622	23,668,726	20,337,412	20,535,035	18,665,372
	徴収率	98.8%	98.9%	99.1%	99.1%	99.3%
滞 納	調定額	1,369,618	1,430,919	496,120	992,252	322,527
	収入額	385,866	334,648	155,729	290,921	94,631
	徴収率	28.2%	23.4%	31.4%	29.3%	29.3%
法人市民税						
現 年	調定額	8,998,200	7,414,523	5,907,801	6,161,055	5,292,626
	収入額	8,980,076	7,393,991	5,898,025	6,148,312	5,268,010
	徴収率	99.8%	99.7%	99.8%	99.8%	99.5%
滞 納	調定額	98,378	101,879	32,756	70,905	20,715
	収入額	14,194	17,842	10,648	16,820	7,291
	徴収率	14.4%	17.5%	32.5%	23.7%	35.2%

固定資産税						
現 年	調定額	30,509,100	30,370,251	22,475,917	24,708,850	22,130,178
	収入額	30,221,684	30,036,840	22,315,957	24,568,208	22,041,126
	徴収率	99.1%	98.9%	99.3%	99.4%	99.6%
滞 納	調定額	1,547,686	2,132,366	512,566	839,503	283,509
	収入額	391,076	416,654	152,600	226,450	69,073
	徴収率	25.3%	19.5%	29.8%	27.0%	24.4%
都市計画税						
現 年	調定額	6,221,908	3,955,026	3,794,019	2,929,239	2,113,872
	収入額	6,163,293	3,911,546	3,767,006	2,912,566	2,105,528
	徴収率	99.1%	98.9%	99.3%	99.4%	99.6%
滞 納	調定額	317,889	248,901	86,362	185,851	27,084
	収入額	80,326	48,634	25,711	26,846	6,599
	徴収率	25.3%	19.5%	29.8%	14.4%	24.4%
軽自動車税						
現 年	調定額	929,768	1,013,550	1,026,760	879,505	837,060
	収入額	907,237	994,327	1,017,266	866,891	828,638
	徴収率	97.6%	98.1%	99.1%	98.6%	99.0%
滞 納	調定額	58,300	41,811	23,436	41,663	19,737
	収入額	12,901	11,953	6,045	12,102	5,730
	徴収率	22.1%	28.6%	25.8%	29.0%	29.0%
市たばこ税						
現 年	調定額	3,227,663	2,720,594	2,308,832	2,412,174	2,186,574
	収入額	3,227,663	2,720,594	2,308,832	2,412,174	2,186,574
	徴収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
入湯税						
現 年	調定額	31,829	106,156	29,972	39,309	51,135
	収入額	31,695	106,058	29,972	39,309	50,003
	徴収率	99.6%	99.9%	100.0%	100.0%	97.8%
滞 納	調定額	0	490	0	0	0
	収入額	0	121	0	0	0
	徴収率	-	24.7%	-	-	-
事業所税						
現	調定額	2,517,609	3,511,028	2,031,299	2,427,525	1,582,081

年	収入額	2,513,096	3,494,035	2,028,435	2,426,660	1,580,085
	徴収率	99.8%	99.5%	99.9%	99.9%	99.9%
滞納	調定額	26,756	101,752	26,120	4,694	314
	収入額	10,917	13,796	5,586	1,578	146
	徴収率	40.8%	13.6%	21.4%	33.6%	46.5%

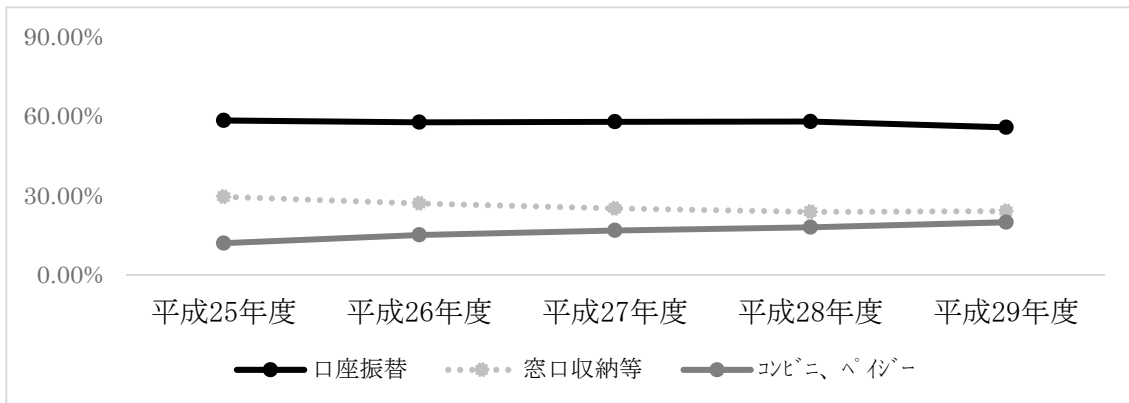
※固定資産税には、国有資産等所在市町村交付金は含まれていない。

(出所：各市の市税概要)

(3) 収納方法の状況

収納方法は、支所や金融機関の窓口収納、コンビニのレジ払い、口座振替、スマートフォンやATMから支払うことができるペイジーがある。過去5年間における利用方法別割合の推移は以下のとおりである。口座振替は6割弱で横ばいである。窓口収納等が、コンビニやペイジーに移り変わっている。

<収納方法別の利用件数割合>



	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
口座振替	58.4%	57.7%	57.9%	58.0%	55.8%
窓口収納等	29.6%	27.1%	25.2%	23.9%	24.2%
コンビニ、ペイジー	12.1%	15.2%	16.9%	18.1%	20.0%

近隣の中核市との口座振替状況の比較は以下のとおりである。市民税（普通徴収）の利用率は、高崎市が長野市より8%程高いが、富山市及び前橋市とは同水準である。固定資産税は、富山市が長野市より10%程高いが、長野市も他市に比べて高い水準である。軽自動車税は他市と同水準である。

<比較した中核市の口座振替件数割合>

		金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
市民税 (普通 徴収)	課税件数	67,131	43,000	64,899	37,227	38,028
	振替件数	18,851	14,579	21,858	15,685	12,815
	利用率	28.1%	33.9%	33.7%	42.1%	33.7%
固定資 産税	課税件数	177,127	175,365	153,905	153,900	143,069
	振替件数	92,803	123,431	92,659	82,562	66,463
	利用率	52.4%	70.4%	60.2%	53.6%	46.5%
軽自動 車税	課税件数	103,889	143,675	112,783	136,722	130,501
	振替件数	23,159	28,218	21,868	32,290	26,560
	利用率	22.3%	19.6%	19.4%	23.6%	20.4%

※平成30年度当初納税通知書発送時による

口座振替利用率と徴収率の関係については、以下のとおりである。口座利用率が特に高い富山市の固定資産税であるが徴収率は最も低く、口座振替利用率が最も低い前橋市は徴収率1位である。口座振替率と徴収率に直接的な相関関係があるとは言えないものの、個人市民税では、口座振替率の高い市は徴収率が高い傾向にある。

<口座振替率と徴収率>

		金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
個人市 民税	口座振替 利用率	28.1%	33.9%	33.7%	42.1%	33.7%
	現年課税 徴収率	98.8%	98.9%	99.1%	99.1%	99.3%
固定資 産税	口座振替 利用率	52.4%	70.4%	60.2%	53.6%	46.5%
	現年課税 徴収率	99.1%	98.9%	99.3%	99.4%	99.6%
軽自動 車税	口座振替 利用率	22.3%	19.6%	19.4%	23.6%	20.4%
	現年課税 徴収率	97.6%	98.1%	99.1%	98.6%	99.0%

口座振替率と督促件数の関係については、以下のとおりである。個人市民税は、口座振替利用率の高い高崎市の督促率が著しく低いわけではないが、口座振替率が33%を超える市の督促率は低い傾向にある。固定資産税は、口座振替率が高い富山市、長野市の督促率は低い傾向にある。

<口座振替率と督促率>

		金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
個人市民税	口座振替 利用率	28.1%	33.9%	33.7%	42.1%	33.7%
	督促率	0.212%	0.153%	0.195%	0.195%	0.194%
固定資産税	口座振替 利用率	52.4%	70.4%	60.2%	53.6%	46.5%
	督促率	0.200%	0.187%	0.171%	0.270%	0.279%
軽自動車税	口座振替 利用率	22.3%	19.6%	19.4%	23.6%	20.4%
	督促率	2.160%	1.814%	1.813%	2.268%	2.145%

※督促率は、「調定総件数に対する督促状発送件数」を全市において確認できなかったため、「現年課税の調定額（千円単位）に対する督促状発送件数」としている。
平成29年度における督促状発送件数は以下のとおり。

	金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
市民税	58,621	36,638	39,983	40,350	36,411
固定資産税	60,924	56,804	38,455	66,596	61,822
軽自動車税	20,079	18,382	18,614	19,944	17,955

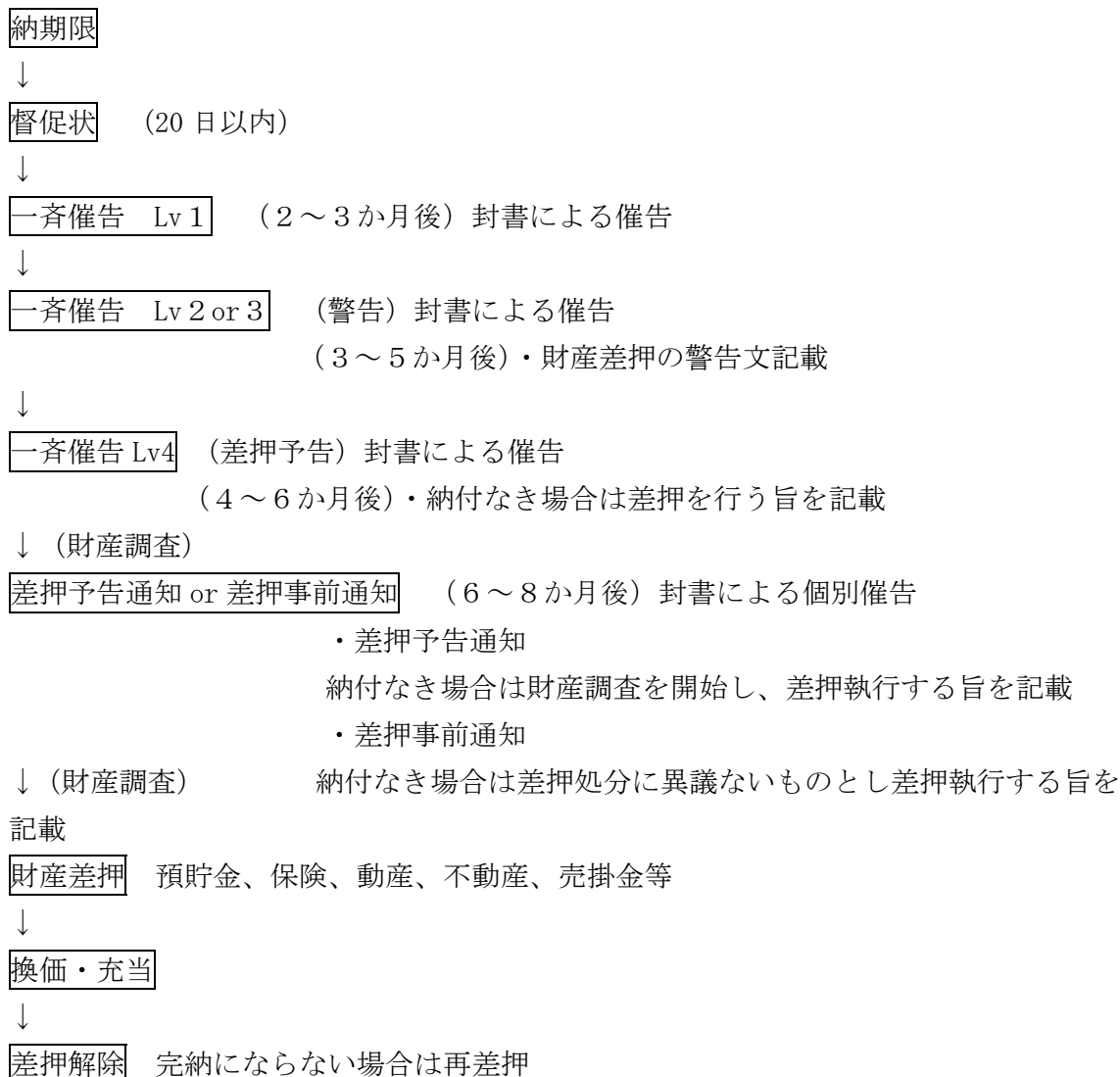
(出所：各市の市税概要)

長野市におけるある一時点の督促状発送件数と口座振替の状況は以下のとおりである。督促対象者の多くが口座振替を利用していない。督促を減らす一つの手段として口座振替率を高めることが有効と考えられる。

	督促対象 件数	うち口座振 替件数	口座振替利用	
			あり	なし
平成29年6月19日発送 市民税（普通徴収）、固定 資産税、軽自動車税	28,955件	1,425件	4.9%	95.1%
平成30年2月19日発送 市民税（普通徴収）	8,748件	302件	3.5%	96.5%

10.5 滞納整理事務の流れ

基本的な滞納整理の流れは以下のとおりである。



10.6 滞納整理事務の概要及び推移

(1) 督促

納期限を過ぎても納付がない場合、地方税法各条の規定により納期限後 20 日以内に、納税者または特別徴収義務者に対し、督促状を発付する。

<督促状発付件数推移>

(単位:件)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
発付件数	112,056	106,875	101,576	100,538	97,838
対前年比	93.6%	95.4%	95.0%	99.0%	97.3%

(2) 催告

①一斉催告

督促後なお納付のない滞納者に対し、あらかじめ決められた期間に、電算処理により一括して催告書を発付する。滞納期間に応じ、月を追うごとにレベル1からレベル4まで段階的に上がっていく。レベル1からレベル3は現年度のみ、レベル4は過年度分も含めた滞納者が対象となる。平成29年度の一斉催告書印刷件数は42,495件である。

②個別催告

一斉催告の他、必要に応じ、個別に催告書を発付する。一斉催告は決められた日に発付されるため、滞納者個々の事情にあわせて随時、催告を行う。

また、差押の実行前には、財産調査と並行し、状況に合わせて差押予告通知、差押事前通知を個別催告により発付する。

(3) 滞納処分

滞納処分は、督促を受けてもなお納付のない滞納者に対し、強制的に徴収手続きを行う業務の総称である。地方税法は地方税の滞納処分について、「国税徴収法に規定する滞納処分の例による」と規定する。

収納課では、各種マニュアルを策定し、方針を定めている。

① 財産調査

強制徴収が可能な財産の有無を調査するため、財産調査を行う。滞納者の預金、給与、生命保険、不動産などを対象に実施し、差押の可否を判断する。

② 差押

財産調査により差押可能な財産が判明した場合、差押を実施する。

<差押件数・金額推移> (単位 件数:件 金額:千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
差押件数	1,499	1,393	1,196	1,462	1,335
差押金額	443,590	309,365	202,420	182,525	310,723

<差押対象財産の状況> (単位:件)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
電話加入権	1	0	0	0	0
債権	1,291	1273	1151	1406	1288
不動産	177	96	29	38	36
その他	30	24	16	18	11

③ 換価・充当

差押がなされた財産は、公売、取立等により換価され、滞納金額に充当される。充当されると差押は解除されるが、それでもなお完納とならない場合、再度差押となる。

④ 執行停止

財産調査の結果、差押可能な財産がないとき、または滞納処分によって生活を著しく困窮させるおそれがあるとき、あるいは、滞納者の所在及び財産が不明であるときは、国税徴収法の規定に従い、滞納処分の執行を停止する。執行停止が3年間継続すると、国税徴収法第153条の規定により、納付義務は消滅する。

収納課では「滞納処分の執行停止マニュアル」を策定し、業務を行っている。

(4) 分割納付

滞納した市税の納付は、原則として一括納付の必要があるが、生活状況等から一括納付が困難な滞納者に対し、分割による納付を認めている。法に定められた手続ではなく、実務上の猶予手続となる。収納課は「実務上の猶予（分割納付）についての内規」として分割納付の方針を定めている。

内規によると、滞納原因、担税力等総合的な判断により分割納付額を定め、分納計画を立てる。計画は6か月ごとに見直すとし、分割納付が不履行となった場合、滞納処分を執行する事としている。

(5) 長野県地方税滞納整理機構への移管

滞納案件のうち、高額案件、困難案件については、長野県地方税滞納整理機構への移管が行われる。長野県地方税滞納整理機構とは、大口困難案件についての滞納整理業務を共同で行う組織として、平成22年に設立された広域連合である。

移管方針については「事務取扱要領」を定め、原則200万円以上の案件の中から、搜索対象事案、更地以外の不動産公売事案等の、徴収困難な案件を選定するとしている。

10.7 監査の視点

- (1) 徴収事務が、法令等に準拠し効率的に行われているか。
- (2) 徴収事務が、納税者に対し公平に行われているか。
- (3) 徴収事務が、納税者の理解を深め、効果的に執行されているか。

10.8 主な監査手続き

- (1) 概況の把握
 - ・法令、条例等の確認

- ・資料等による概況把握
 - ・担当課への往査及び質問と確認
 - ・5年間の収納額等の推移
 - ・他自治体の収納状況と比較
- (2) 外部委託の検証
- ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧
 - ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認
- (3) 収納額の検証
- ・収納方法について質問と確認
 - ・正確性を確保する仕組みについて質問と確認
 - ・督促状況についてサンプル調査
- (4) 滞納整理の検証（催告、滞納処分、徴収停止、不納欠損等）
- ・効率性について質問と確認
 - ・交渉経過等についてサンプル調査
- (5) 収納、滞納整理事務の検証
- ・職員経験年数表の閲覧
 - ・市民に対する窓口対応について質問と確認
 - ・納付方法について資料閲覧、質問と確認
 - ・収入率向上の対策について質問と確認
- (6) 他部署との連携の検証
- ・市役所内での情報共有状況について質問と確認
- (7) 延滞金や過料、還付金等の検証
- ・手続きについて質問と確認
 - ・延滞金算定額、還付金算定額の正確性の検証、
 - ・延滞金の減免事務について質問と確認

10.9 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、10.8 監査手続（4）滞納整理の検証において、是正改善を要する事項が認められたので以下に記載する。

（1）サンプルの調査

滞納整理の実態を検証するため、平成29年4月1日における滞納案件のうち、差押処分とした案件、分割納付とした案件、執行停止とした案件、及び、L1からL4各催告段階にある滞納者リストから無作為に抽出した案件につき、検証を行った。各検証件数及び検証の結果は次のとおりである。なお、(L)とは、レベルの省略表示である。

・差押、分割納付	30 件（各 15 件）
・執行停止	16 件
・催告段階 L1、L2、L3	15 件（各 5 件）
・催告段階 L4	10 件 計 71 件

No.	問題点
1	・滞納金額と口座残高の金額から差押金額を 10 万円とした根拠が不明である ・翌日残りの金額を来庁し支払う約束をしているが、その後入金がなく来庁の有無も不明である。 【意見 1】
2	・一斉催告 1 から 9 ヶ月の間に差押を 2 回しているが、本人と折衝した記録がない。 【意見 2】
3	・一斉催告 1 から 6 ヶ月後の差押までに本人と折衝した記録がない。 【意見 2】
4	・差押後、滞納額の内容等についてメールで問合せがあったが、課税内容については、別途市民税課へ問い合わせるよう返答している。 【意見 3】
5	・本人から差押の猶予を求められ断っているが、その後事情を聴取し、差押を解除して減額後、再び差押をしている。 【意見 4】
6	・一斉催告 1 から 11 ヶ月後の差押までに本人と折衝した記録がない。 【意見 2】 ・差押後、差押対象の納税通知書送付先について相談があったが、別途資産税課へ問い合わせるよう伝えている。 【意見 5】
7	・分割納付計画後に不履行となった同一の滞納につき、再度分割計画を立てており、内規と矛盾する。 【意見 6】
8	・分納を必要とする理由が不明である。 【意見 7】
9	・勤務先が特別徴収していないことを把握するも特別徴収を推奨していない。 【意見 8】
10	・口座残高が常時 10 万円以上あることを確認するも、口座振替の推奨をしていない。 【意見 9】
11	・一斉催告 1 から 8 ヶ月後の差押の充当までに本人と折衝した記録がない。 【意見 2】
12	・再度連絡する旨を伝えているが、その後連絡の有無が不明である。 【意見 10】
13	・一斉催告 2 から 1 年で二度目の差押の充当までに本人と折衝した記録がない。 【意見 2】

14	・一斉催告1から7ヶ月後の執行停止までに本人と折衝した記録がない。 【意見2】
15	・一斉催告2から1年5ヶ月後の催告書が宛先不明となるまでに本人と折衝した記録がない。 【意見2】
16	・電話連絡の有無が不明である。 【意見10】
17	・分納の折衝から1年6ヶ月後までの間に折衝した記録がない。 【意見2】

【意見1】 差押金額の決定について

財産調査により口座残高が滞納金額を大きく上回ることを確認しているにも関わらず、実際に差押えた金額は滞納金額の半分以下となっている。差押金額の理由としては、自主的納付を継続させるための契機とする意図を含むものとしていることである。

自主的納付の促進は、滞納整理の方向性として大いに理解できる。しかし、その目的を差押金額に反映させてしまう事は危険をはらむ。仮に差押後に滞納者が残額を引き出してしまえば、後の差押は実行できない。自主的納付の促進は、差押金額を減ずるという方法ではなく、全額の差押実施後の納付指導の方法によっても実現可能である。差押金額の決定方針については、再考が望まれる。

【意見2】 滞納者との定期的な折衝について

マニュアルには滞納の原因を解明することから始めることとしている。滞納者と折衝をして滞納者の状況を掴み、原因を解明することが、その後の的確な滞納処分につながり、また、今後における納税についても滞納者の理解が得られ、滞納防止につながると考えられるため、監査人としても大いに賛同できる。

しかし、滞納者と長期間折衝していないものが散見された。限られた体制で数多くの滞納者との折衝を行っている事情は理解できるが、マニュアルの趣旨に沿った対応が望まれる。

～マニュアルの抜粋～

(1) はじめに

まず滞納の原因を正確につかんで、滞納市税を整理し、自主納税するように導くことが大切です。そのためには、滞納者の言い分をいったんはすべて聴き、何を求めているのか、真意を把握することが大切です。また、滞納処分をするか停止処分をするかを見極めるためには、まず「調査」が重要です。滞納者の言い分と調査の結果から、「なぜ、滞納しているか」を解明するようにします。

【意見3】 課税内容の問い合わせメールに対する回答について

滞納者から本税の内容について質問されることがある。メールで滞納額が高額な理由を質問され、課税の内容は市民税課へ問い合わせるよう返信している。

収納課と市民税課は課が異なり、職務の範囲が異なることは分かるが、市民は長野市に問い合わせをしている。他の課に転嫁するだけでなく、市民税課と一緒に回答することが一般的な対応として望まれる。市民税課は同一フロアにあり確認も容易にできる。徴収の担当者は、課税内容を知ることによって滞納者の状況を掴み、滞納の原因の解明にもつながる。また市民の信頼獲得にもなる。

【意見4】 差押後の苦情対応について

滞納債権を満足させる十分な口座残高を確認するも、差押金額は滞納金額の半分程度である。さらに、その後の本人からの電話連絡に対し、当初はどうにもならないと回答しているものの、その後生活状況を聴取し、差押金額を減額している。

滞納処分は本人の生活状況等を勘案して執行しているとの事であるが、差押金額が低額であったことから、生活状況を既に勘案した結果の差押であったと思われる。本人からの苦情に対しては、差押金額が事情を考慮した低額のものであることを説明し、説得を試みるべきである。当初は処分の変更を拒否している。そのまま方針を明確に堅持して対応が望まれる。

仮に、生活状況を聴取し、差押によって本人が著しく困窮する状況に置かれるようであれば、減額も不適切ではない。しかし、その場合でも、滞納者の言い分に従うのではなく、給与や財産の調査を経た上で判断すべきである。

【意見5】 課税内容等の問い合わせに関する対応について

滞納者から課税内容や納税通知書の送付先等について電話で質問されることがあるが、収納課の職務の範囲ではないため他課へ問い合わせよう伝えている。趣旨は、【意見3】と同じであるが、他の担当課へ会話の経緯を伝え、電話を引き継ぐことが望まれる。

【意見6】 分割納付計画不履行後の対応について

「分割納付についての内規」では、滞納者に対する納付計画履行の意識付けを図り、不履行の際は滞納処分が執行されることを認識させると規定している。また、納付誓約後の分割納付が不履行となった場合は、滞納処分を執行することと規定している。

分割納付不履行後、同一の滞納につき再度分割計画を立てることは、これらの規定と矛盾している。不履行後の財産調査により22万円の入金記録を確認していることから、少なくとも平成28年度の滞納については分割納付に含めず、差押を検討することが望まれる。

【意見7】 一括納付が困難か不明な者に対する分納について

分割納付は、「止むを得ない事情により法令に定められた納期限までに当該期の市税をどうしても納付できない場合に限り、」実務上の猶予として認めている（「分割納付をされる方へ」より）。

平成30年度の普通徴収について、平成30年6月に相談があり「昨年も分納にしてもらった。今年もお願いしたい。」として、6月末から12回の分割納付により対応している。

「止むを得ない事情により法令に定められた納期限までに当該期の市税をどうしても納付できない」ことを確認していない。分納した個人住民税額は年額約70万円で、サラリーマンであれば、年収1,000万円超の世帯相当の税額であるため、一般的には分納する必要がない。職種や退職直後という事情を勘案すると申告した所得の内容が誤っていることも十分考えられるため、分納の原因を明確にし、現在の担税力を確認することが望まれる。

【意見8】勤務先への特別徴収推奨について

地方税法第321条の4において、「市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収するものとする。」としており、長野県と県内全市町村は、平成30年度から原則としてすべての事業主を特別徴収義務者として指定し、特別徴収を徹底している。

平成28年7月に勤務先へ給与照会した際に、給与から預かる住民税額が0円であることを確認し、その後、平成29年7月、平成30年1月に勤務先と電話でやり取りしているが、特別徴収を推奨した記録がない。勤務先による特別徴収がないことを把握後、勤務先と連絡をした際には特別徴収制度のしくみを説明し理解を得ることが望まれる。

【意見9】口座振替の推奨について

平成29年11月預金照会時に、「残高常時10万円以上」の口座があることを把握しているが、口座振替を推奨していない。マニュアルの滞納整理事務の基礎において「忙しく忘れがちな人には、口座振替を勧めます」とある。この点につき徴収担当に確認したところ、「折衝時には口座振替の推奨等の納税指導を一般的に行っている」と回答を得ているが、形式的な勧奨にならないよう、記録を残して継続的に指導することが望まれる。

【意見10】正確な経過記録について

本人との記録のやり取りが抜け落ちているものがある。記載が漏れている点について徴収担当に確認したところ、詳細に及ぶ全ての経過や事項を記載しているものではないが、滞納処分等の必要な事項についてはその都度記録を行っている旨回答を受けた。

徴収は徴収総務担当を含めると4つの担当グループに分かれているが、個々の担当先については1年ごとに交代している。長期間同じ担当先とすることによる癒着を防ぐことや、他者の視点を入れることで滞納解消につながると考えられるため、担当周期を決めることは理解できる。一方、担当が変わることで過去の経緯が新任者に引き継がれないことを防ぐために、折衝した内容を丁寧に残すことが望まれる。

(2) サンプル調査全体を通して

【意見】滞納者に対する納付計画の策定について

分納の納付計画について、本人に納付可能額を聞き、返済が1年以内となるよう金額交渉を行っている。一方、財産調査により銀行口座の動きをつかめれば、収入や支出がわかるため、例えば、「携帯電話料金を削減できないか？配偶者が働きに出られないか？」等、滞納者と一緒に収支計画を築くことが望まれる。滞納者に係る対応時間は、増加するかもしれないが、滞納者の状況を掴み、原因を解明することが、その後の的確な滞納処分につながり、また、今後における納税についても滞納者の理解が得られ、滞納防止につながると考えられる。

【意見】納税指導について

固定資産税を中心に、滞納税額、延滞金を含め約8,500万円という高額案件を長野県地方税滞納整理機構へ移管、機構の判定により執行停止とした事案があり、これについて見解を求めたところ、市の対応や機構に移管する基準に問題があったわけではなく、地方税法が抱える構造的な課題の一つと考えるとの回答であった。

移管前までの滞納者のもとへ定期的な訪問、分割納付金額の増額の交渉など、高額案件ということもあり、むしろ集中的、重点的な対応を続けていたことが確認できた。

市の対応に問題があるわけではない。しかし、結果として高額滞納を徴収できなかったことも事実である。固定資産税などは毎年課税される。毎年滞納を続ける者が、翌年以降も滞納する蓋然性は高い。ここで、地方税法の構造と諦めるのではなく、予見できる滞納を防止する手立てとして実施可能な施策を討議し、納税指導として実践していく事もまた、市民の期待するところであるはずである。

発生した滞納をいかに徴収するかと同様、そもそも滞納を発生させない取り組みもまた、重要である。各種マニュアルには、滞納整理の方針や方法について良く整備されているが、納税指導という点に関しては、手薄である。更なる収納率の向上のため、納税指導についても、効果的な方策の検証が望まれる。

【意見】事案ごとの対応指針について

滞納者に対する方針を確認したところ、「滞納者は、生活や資産の状況、滞納に至る経緯かが1件1件異なるため、滞納者の現状に見合った個別対応を基本としている。」とのことである。滞納者の状況が個々に異なることは理解できる。個々に違いがあるものが多いものの、類似する事例もあるのではないだろうか。過去の対応事例について、成功事例や失敗事例を対応事例として共有して蓄積することで、効率的な対応ができ、また、経験年数が浅い職員の教育にも活用できると考えられる。税収が増加してゆくのであれば、徴収担当職員の増加などで人手をかけることはできるかもしれないが、人口減少にある中、職員数が将来的に減ることも想定して、事務処理の効率化を検討することが望まれる。

(3) 組織運営について

<業績管理について>

マニュアルにおいて、滞納整理の圧縮に関する基本方針として、現年度分の徴収率100%を目標とすること、および、滞納繰越分を極力圧縮することと定める。また、組織を挙げた進行管理（マネジメント）を行い、業務管理は、日常業務に対してPDCAサイクルを実践するとある。さらに、滞納額の縮減という組織目標に対して、徴収担当者自らがどの程度貢献できているかが明確に認識できるよう、滞納整理の成果としての徴収率・差押件数・充当額等を可視化し、徴収担当者にフィードバックすることを徹底するとある。この点に関し、いかなる手法により実践しているか質問したところ、以下の資料が得られた。

- ・滞納繰越8万円以上リスト処理進捗状況
- ・月別差押件数実績
- ・月別充当金額実績
- ・滞納繰越分徴収実績

これらのデータは全て班別、そして個人別に集計されており、件数、金額、徴収率等が一目でわかるようになっている。確かに事務指針に従い、成果の可視化とフィードバックを実践できていることを確認した。

徴収員個々の実績を開示し、比較できる状態に置く。これは競争原理を働かせた企業的な実力主義・成果主義の導入である。自治体組織において自らこのような体制を構築できている点は、おおいに評価すべきである。市の高い徴収率は、このような組織マネジメントによって支えられていると考えられる。

ただ惜しむべきは、具体的に数値化された組織目標が設定されていないことである。企業の業績管理手法の1つに、KGI (Key Goal Indicator: 重要目標達成指標) の設定と、KPI (Key Performance Indicator: 重要業績評価指標) 管理がある。数値化された組織目標をKGIとして設定し、その達成のために個々が実現すべき数値目標としてKPIを設定する。組織目標の数値化により、組織の達成率、個々の達成率という指標が生まれる。目標からの距離や貢献度合いが明確になり、より効率的なPDCAサイクルの実践が可能となる。また、組織目標がより共有され、より組織で動くという自覚が芽生え、達成による成功体験も連鎖する。

【意見】業績管理について

現在の目標をみると、「現年度分100%」はやや理想論的であり、「滞納繰越分を極力圧縮」は具体性に欠ける。ヒアリングにより、前年度数値を超えることを目標としているとの回答を受けている。ならばそれを具体的数値として組織目標に据え、達成率を意識しつつ、個々の目標設定、実践、検証を繰り返したい。また、強化月間中には短期的な目標を全体、班ごとに設定して取り組んでいるとの事であるから、そのノウハウを日常サイクルに落とし込んでいきたい。高いマネジメント力を持つ収納課であれば、こ

のような業績管理も効果的に実践できるはずである。更なる収納率向上を目指す組織構築案の1つとして検討が望まれる。

第 11 国民健康保険料の徴収事務

11.1 概要

11.1.1 国民健康保険制度

国民健康保険制度は、自営業や農業に従事する人や、職場を退職していずれの健康保険にも加入していない人が加入する制度である。このことにより、国民健康保険制度は、現在において、「国民皆保険」を支える重要な制度となっている。

11.1.2 国民健康保険料の算定

国民健康保険料の納付義務者は、国民健康保険法第 76 条により世帯主とされている。国民健康保険料は、基礎賦課分、後期高齢者支援金等賦課分及び介護納付金賦課分の各保険料を合算して算定される。

<平成 29 年度の保険料の内訳>

医療費分 (基礎賦課分)	所得割 (28年中の所得に応じてかかる保険料率) 7.9% 均等割 (加入者一人ごとにかかる年間保険料) 17,760円 平等割 (一世帯当たりにかかる年間保険料) 19,680円 ただし、一世帯の最高限度額は年間54万円
支援金分 (後期高齢者支援金等賦課分)	「後期高齢者医療制度」(75歳以上の人等を対象とする医療保険制度)を支援するために75歳未満の人が負担する保険料 所得割 (28年中の所得に応じてかかる保険料率) 2.8% 均等割 (加入者一人ごとにかかる年間保険料) 6,240円 平等割 (一世帯当たりにかかる年間保険料) 7,560円 ただし、一世帯の最高限度額は19万円
介護分 (介護納付金賦課分)	40歳以上65歳未満の人(介護保険第2被保険者)が該当します。 (誕生日の前日とその年齢の到達する日になります。) 所得割 (28年中の介護保険第2号被保険者の所得に応じてかかる保険料率) 2.6% 均等割 (介護保険第2号被保険者一人ごとにかかる年間保険料) 8,760円 平等割 (介護保険第2被保険者がいる一世帯当たりにかかる年間保険料) 7,080円 ただし、一世帯の最高限度額は年間16万円

※保険料の軽減・減免措置：低所得世帯に対する軽減、非自発的失業者に対する軽減、特定世帯の保険料の軽減や災害による被害を受けた世帯に対する減免の措置がある。

(出所：国民健康保険のしおり)

11.2 徴収事務の組織体制

平成 30 年度の国民健康保険課における徴収事務にあたる職員の体制は以下のとおりである。

<人員と主な事務分掌>

担当名	人数	主な事務分掌
収納担当総括 課長補佐	1 人	・ 収納事務全体の総括
収納担当総括 係長	2 人	・ 収納担当管理の総括 ・ 徴収地区担当総括 ・ 滞納整理事務の総括
収納担当・滞 納整理事務全 般	8 人	・ 収納事務 ・ 地区別徴収事務 ・ 滞納整理事務

収納関係に関する業務担当は、正規職員（収納担当者）は、11 名（担当管理職含む）で、収入管理、口座振替、還付などを行う管理担当と滞納整理等を行う収納担当事務に分かれ業務を実施している。

また、収納課主催で初任者向けに行う研修や、長野県地方税滞納整理機構が行う初任者又は中堅者向け研修に希望者及び該当者が参加している。

<職務経験年数>

	3 年以下	5 年以下	10 年以下	10 年超	合計
現職における 経験年数	9 人	2 人	0 人	0 人	11 人

11.3 収納事務、滞納整理の流れ

国民健康保険料の収納事務及び滞納整理の事務のおおまかな流れは以下のとおりである。なお、口座振替の振替日は毎月月末となる。

<普通徴収について>

毎年 6 月中旬

納額通知書発送

年間の国民健康保険料の決定後、10 回分及び一括納付分の納額通知書を発送する。納付義務者が保険料を納付したデータは納付後 3 日～2 週間後に収納システムに反映される。



納期限後 20 日以内

督促状発送

保険料の未納がある場合には長野市国民健康保険条例に基づき督促状を期限内に発送する。



毎年年 4 回

一斉催告

督促状を発送後納付がない場合には定期的に未納の納付義務者に対して一斉催告を行う。



滞納整理

それでも保険料の納付がない場合については、滞納整理事務（財産調査、財産差押、換価・充当等）へと移行する。

<特別徴収について>

65 歳以上の被保険者で一定の条件にあてはまる人について、偶数月の年金支給額から保険料を徴収する。継続加入者は、翌年度 4 月、6 月は前年度の保険料に基づき仮徴収し、8 月以降にその年度の決定した保険料と調整したうえで徴収する。

11.4 国民健康保険料の推移等

過去 5 年間の国民健康保険料の推移等は以下のとおりである。保険料全体の収納率は微増傾向にある。また、現年度分の収納率はほぼ横ばい状態で推移している。滞納繰越分については、微増傾向にある。全体の収納率が微増傾向にあるのは、保険料を納める資力のある納付義務者に対して資産調査などの滞納整理を課として重点的に取り組んできたことなどが一因と考えられる。

<国民健康保険料の過去 5 年間の推移>

単位：千円

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	8,771,746	8,595,491	8,160,515	7,948,251	8,377,127
収納額	7,018,759	6,882,008	6,533,532	6,418,044	6,934,221
収納率	80.0%	80.1%	80.1%	80.8%	82.8%

<現年度普通徴収及び滞納繰越別の収納率の推移>

単位：千円

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現年度	調定額	7,375,006	7,236,861	6,893,788	6,746,609	7,262,698
	収納額	6,778,193	6,664,687	6,339,600	6,216,017	6,714,181
	収納率	91.9%	92.1%	92.0%	92.1%	92.4%
滞納	調定額	1,396,740	1,358,631	1,266,726	1,201,642	1,114,429
	収納額	240,566	217,321	193,931	202,028	220,040
	収納率	17.2%	16.0%	15.3%	16.8%	19.8%

<収入未済額と不納欠損処理の推移>

単位：千円

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現年課税分	596,666	571,421	552,989	530,455	547,335
滞納繰越分	794,347	730,519	688,536	625,146	592,915
不納欠損処理	361,975	411,543	385,458	374,606	302,655

(出所：市提供資料)

<過去5年間の被保険者数等の推移>

過去5年間の国民健康保険料の被保険者数等の推移は以下のとおりである。人口減少等により、加入率は世帯数、被保険者数ともに減少傾向にある。

(各年度3月末現在)

年 度	全 市		国 保			加 入 率 (%)	
	世帯数	人口 (人)	区分	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数
平成29年度	159,930	378,389	医療分	48,310	76,440	30.21	20.20
			介護分(再掲)	20,256	23,648	12.67	6.25
平成28年度	159,371	380,473	医療分	50,083	80,275	31.43	21.10
			介護分(再掲)	21,430	25,228	13.45	6.63
平成27年度	158,549	382,141	医療分	51,347	83,617	32.39	21.88
			介護分(再掲)	22,648	26,888	14.28	7.04
平成26年度	157,095	382,738	医療分	52,593	87,013	33.48	22.73
			介護分(再掲)	23,873	28,766	15.20	7.52
平成25年度	156,130	384,202	医療分	53,255	89,202	34.11	23.22
			介護分(再掲)	24,915	30,317	15.96	7.89

<過去5年間の口座振替率の推移>

国民健康保険料の納付義務者に占める口座振替者の状況は以下のとおりで、増加傾向にある。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
口座振替率	52.0%	53.1%	53.4%	54.4%	55.7%

(出所：市提供資料)

<近隣中核市との比較>

平成29年度における近隣の中核市と比較した。国民健康保険料総額の収納率は前橋市に次いでいる。保険料の総額の収納率は比較的高いものの、滞納繰越分の保険料については、5都市では唯一20%を下回っている。

<比較した中核市の状況>

平成 29 年度

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(k㎡)	人口密度	人口伸率
金沢市	465,265	201,623	468.64	993	+0.16%
富山市	417,633	174,463	1,241.77	337	▲0.13%
長野市	380,473	159,371	834.81	456	▲0.43%
高崎市	374,491	161,638	459.16	816	▲0.14%
前橋市	338,127	145,707	311.59	1,086	▲0.19%

※人口、世帯数は平成 29 年 4 月 1 日現在による。人口密度の単位 (人/k㎡)

なお、高崎市、前橋市については国民健康保険税であるため、徴収の根拠となる法令が異なり、債権優先等の相違があるため、以下の比較数値については参考値となる。

<国民健康保険料総額>

単位：千円

	金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
調定額	12,120,579	9,007,503	8,377,127	10,825,605	9,115,774
収入額	9,833,691	7,356,651	6,934,221	8,248,302	7,867,395
収納率	81.1%	81.7%	82.8%	76.2%	86.3%

<現年・滞納繰越別>

単位：千円

		金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
現年	調定額	10,156,998	7,489,836	7,262,698	8,053,994	7,971,181
	収入額	9,305,080	6,997,942	6,714,181	7,528,534	7,564,666
	収納率	91.6%	93.4%	92.5%	93.5%	94.9%
滞納	調定額	1,963,581	1,517,667	1,114,429	2,771,611	1,144,593
	収入額	528,611	358,709	220,040	719,768	302,729
	収納率	26.9%	23.6%	19.7%	26.0%	26.5%

(出所：各市の市税概要 (長野市については「長野市の国保と年金」)

11.5 監査の視点

- (1) 徴収事務が、法令等に準拠し効率的に行われているか。
- (2) 徴収事務が、納税者に対し公平に行われているか。
- (3) 徴収事務が、納税者の理解を深め、効果的に執行されているか。

11.6 主な監査手続き

- (1) 概況の把握
 - ・法令、条例等の確認
 - ・資料等による概況把握

- ・担当課への往査及び質問と確認
 - ・過去5年間の国民健康保険料等の推移
 - ・近隣中核都市との国民健康保険料納付状況の比較
- (2) 外部委託の検証
- ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧
 - ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認
- (3) 収納額の検証
- ・収納額の正確性について質問と確認
 - ・正確性を確保する仕組みについて質問と確認
 - ・収納額についてサンプル調査
- (4) 滞納整理の検証（督促、滞納処分、徴収停止、不納欠損等）
- ・効率性について質問と確認
 - ・交渉経過等についてサンプル調査
 - ・督促方法についての質問と確認
 - ・滞納整理に関する各種書類の閲覧
- (5) 収納、滞納整理事務の検証
- ・職員経験年数表の閲覧
 - ・市民に対する窓口対応について質問と確認
 - ・納付方法について資料閲覧、質問と確認
 - ・収入率向上の対策について質問と確認
- (6) 他部署との連携の検証
- ・市役所内での情報共有状況について質問と確認
- (7) 延滞金や過料、還付金等の検証
- ・手続きについて質問と確認
 - ・延滞金算定額、還付金算定額の正確性の検証、
 - ・延滞金の減免事務について質問と確認

11.7 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部については是正改善を要する事項が認められたので以下に記載する。

(1) 滞納整理の検証

<電話催告、訪問徴収の有効性について>

滞納整理事務の中で、平成29年度は専任の嘱託職員(国保指導員)1名が10月以降、保険料の滞納者に対して電話による催告を行っている。平成29年10月から平成30年3月まで国民健康保険料の滞納世帯に電話催告を行ったところ、滞納者と会話ができた

件数が 525 件、そのうち分納する意思を確認できたものが 104 件、納付約束をすることができたものが 129 件、来庁予定をとりつけられたものが 129 件という結果となった。数字だけ見ると滞納者への電話催告により、ある程度、滞納整理が進んだようにも思える。しかし、その後電話催告により分納する意思確認ができたもの、納付約束をすることができたもの、来庁予定をとりつけられたもののうち、実際にどの程度の滞納者が電話催告時の取り決め通りに分納、納付、来庁したのかといった集計がされておらず、保険料を滞納している者に対する電話催告の有効性の検証がなされていない。

他方、従来から国民健康保険料の滞納整理事務の中で行われている国保指導員による個別の訪問については、国保指導員が滞納者と直接会い、口頭による納付交渉ができるため、訪問時に分納誓約書に記入してもらうことも不可能ではない。また過年度においては訪問による納付交渉の実績の集計もされており、国保指導員の個別訪問による納付指導の有効性の検証もされてきた事実がある。

なお、国保指導員については、以前は納付指導員として主に訪問徴収を行っていたが、コンビニ等で 24 時間納付可能な環境が整ったことから、平成 27 年に国保指導員に改称し、主に接触の機会の確保を目的とした滞納者に対する実態調査、納付指導、各種手続の説明等国民健康保険全般に関する指導に役割を見直した経過がある。

【意見】電話催告、訪問徴収の有効性について

国民健康保険料の滞納者への電話催告を継続するのであれば、電話催告により実際に分納、納付された滞納額等のデータを取り、その有効性を検証したうえで継続することが望まれる。また、電話催告による滞納額の徴収実績と個別訪問による滞納額の徴収実績との比較をし、最も効果がある滞納整理事務の手法の検討が望まれる。

<滞納者の相続人調査について>

国民健康保険料の滞納者が死亡した場合、保険料賦課更正で死亡者住所に通知発送となる。その後、世帯員である相続人から死亡した滞納者の国民健康保険料の未納について相談がある場合、相続人の確認をし、相続人に納付義務が承継されることを伝えている。相続人全員が相続放棄となり、相続人がいない場合は、その証明をもって「請求先なし」として、通常、執行停止処分となる。当然相続人が被相続人の財産を放棄すれば、債務も放棄され、その段階で国民健康保険料という債務は相続人に引き継がれず、執行停止処分となるのは何ら問題ない。

一方、滞納者の相続人から未納についての相談がない場合、納付義務者死亡により税務システム上年に 5 回の定期催告書発送は宛名人が存在しないため停止となり、死亡した全員について相続人調査が必要となるが、実際には、滞納額の多寡により相続人調査を行うかどうかを検討したうえで、相続人調査を行っている状況である。つまり、滞納額が多ければ相続人調査をし、少なければ相続人調査は行っていないということである。

滞納整理事務は多岐にわたり、滞納者の数、各個の滞納理由等は様々であり、滞納整理事務にあたる職員数の不足しているのも事実である。

【意見】滞納者の相続人調査について

自ら未納についての相談をし、滞納することなく、適正に被相続人の国民健康保険料の納付義務を承継している相続人にとってみれば到底納得いかない話であることは明白である。このような事態は、適正に納付義務を承継している者の納付意識低下にもつながりかねないため、たとえ滞納額が少額であっても相続人調査を行って、国民健康保険料の納付義務の公平性の確保ができるよう検討が望まれる。

(2) 収納、滞納整理事務の検証

<口座振替による納付の更なる推進について>

窓口納付、コンビニ納付又はペイジーによる自主納付と口座振替による納付の収納率を比較するとその差は歴然である。平成25年度から平成29年度の平均値を比較すると、自主納付の収納率の平均は83.8%であるのに対して、口座振替による納付の収納率の平均は95.0%と11.2%も口座振替による納付の方が収納率は高い。

<自主納付と口座振替の収納率>

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	5年間平均
自主納付	80.5%	81.2%	85.4%	85.4%	86.3%	83.8%
口座振替	95.9%	96.4%	94.3%	94.2%	94.2%	95.0%

この収納率の差は当然、自主納付における単純な納付のし忘れによる未納もあると思われる。しかし、この収納率の差は、納付義務者の納付意識の差がもたらすものも少なからずあると思われる。毎月の振替日になれば納付義務者が何もしなくとも自動的に預貯金口座から保険料の引き落としが行われる口座振替と違い、自主納付の場合、保険料を納付する資力があるにもかかわらず、納付義務者の意識の差により、例えば他の支払を優先し、保険料の納付を先延ばししてしまうことも考えられる。

自主納付による収納率は過去5年間で約6%上昇して29年度は86.3%となっている。これは国民健康保険課が課全体で収納率の向上に努めてきた成果と思われる。しかし、その成果に至るまでには滞納者との折衝に膨大な時間が費やされた事実が滞納者との交渉記録からもうかがえる。

【意見】口座振替による納付の更なる推進について

他の市税、使用料の担当課と同じく、国民健康保険課も人員が不足している状況を鑑みると、効率的に収納率を上げることが最善の策であることは言うまでもなく、口座振替による納付を今まで以上に推進することが望まれる。収納率向上について成功した自

治体があればその自治体の先行事例を参考にし、今後課として取り組むことも有効であると思われるため検討が望まれる。

(3) 他部署との連携の検証

<他課との連携について>

現在、国民健康保険課では滞納整理事務について滞納整理自体行っていない介護保険課、保育・幼稚園課などとは連携しておらず、また介護保険課、保育・幼稚園課、住宅課を含めた統一マニュアルについても、そもそも債権の種類など異なる部分が多いなどといった理由で、作成困難な状況にある。

他方、収納課とは滞納整理事務の中で、国民健康保険料の高額滞納者について長野県地方税滞納整理機構への移管に関して、滞納者の市税の滞納状況を共有するなど一定の連携を図っている。

他課との連携については、確かに債権の種類など異なる部分も多く、各担当課の収納・滞納整理の手法や方針も違うため、連携して事務の効率化を図ることは簡単ではない。しかし、人口減少により市税収入が従前のように見込めないこと、人材不足により十分な人員が確保できない現状を勘案すると、他課との連携を図っていくことは今後重要な課題であり、必要不可欠である。

【意見】他課との連携について

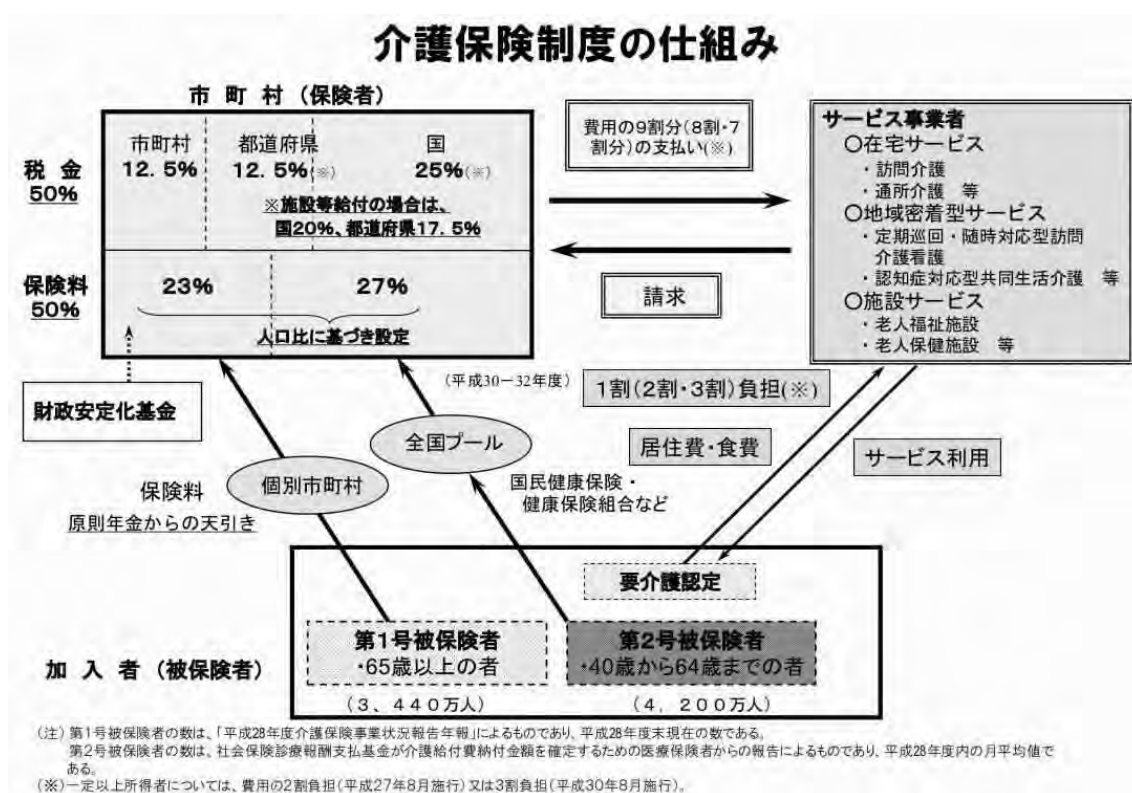
市税の収納・滞納整理全般を管轄している収納課と協力して国民健康保険料の収納・滞納整理の効率化を図っていくことはできないだろうか。収納課には市税の徴収・滞納整理に関して精通している職員もおり、実際に国民健康保険課の初任者などは収納課主催の研修にも参加している。したがって、どのような方法が最も効率的に滞納整理を行うことができるかを国民健康保険課、収納課で協議し、連携していくことが望まれる。

第12 介護保険料の徴収事務

12.1 概要

(1) 介護保険制度概要

介護保険制度は、高齢化の進展、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズが増大する一方で、核家族化の進行、介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化している情勢のもと、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成9年介護保険法成立により創設された（制度開始は平成12年4月1日から）。



(厚生労働省ホームページより引用)

(2) 被保険者

介護保険の被保険者は65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳までの第2号被保険者である。介護保険制度においては、これら被保険者から保険料を徴収し、第1号被保険者の場合はその原因を問わず要介護・要支援状態となったときに、また第2号被保険者の場合は末期がん、関節リウマチ等の特定の疾病（特定疾病）により要介護・要支援状態となったときに、介護保険サービスを受けることが可能となる。

第2号被保険者については各医療保険者が医療保険料と一体的に徴収するため、市が徴収する対象者は第1号被保険者のみとなる。

<被保険者の分類>

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上	40歳から64歳まで
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護状態 ・要支援状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護、要支援状態が特定疾病による場合に限定。
保険料の徴収方法	市が徴収	医療保険料と一体的に徴収

(3) 介護保険料の算定方法

介護保険料は被保険者本人の所得や世帯の状況により11段階に区分され算定される。第1号被保険者の保険料は介護保険事業計画にあわせて3年に1度改定されている。平成29年度の介護保険料は以下の通りである。

なお、介護保険制度ではサービスの給付に必要な費用の半分を公費で、残りの半分の保険料によりまかなう。基準額とは介護サービス費などをまかなえるように算出された基準となる額である。

<平成29年度介護保険料>

所得段階	保険料率	保険料(年額)
第1段階	基準額×0.40	26,350円
第2段階	基準額×0.675	44,460円
第3段階	基準額×0.75	49,410円
第4段階	基準額×0.875	57,640円
第5段階	基準額	65,880円
第6段階	基準額×1.15	75,760円
第7段階	基準額×1.275	83,990円
第8段階	基準額×1.50	98,820円
第9段階	基準額×1.55	102,110円
第10段階	基準額×1.75	115,290円
第11段階	基準額×1.80	118,580円

(出所：市提供資料)

12.2 徴収事務の組織体制

平成 29 年度の介護保険課における徴収事務に当たる職員の体制は以下のとおりである。

<人員と主な事務分掌>

担当名	人数	主な事務分掌
収納担当	正規職員 4 名	・ 収納に関する事務
	嘱託職員 1 名	・ 滞納整理に関する事務
	嘱託職員 2 名	・ 納付指導員（徴収員）

<職務経験年数>

	3 年以下	5 年以下	10 年以下	10 年超	合計
現職における 経験年数	6 人	1 人	0 人	0 人	7 人

12.3 収納事務、滞納整理の流れ

毎年 6 月 16 日 ↓	納入通知書送付
納期限後 20 日以内 ↓	督促状送付
年 6 回 ↓	催告書送付
↓	電話催告・訪問徴収
時効期限 1 か月前 ↓	時効通知書送付
時効期限到来	不納欠損処理

※電話催告・訪問徴収以外はシステムで自動処理

12.4 介護保険料の推移

(1) 過去 5 年間の介護保険料の推移

<介護保険料の過去 5 年間の推移>

単位：千円

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	5,917,060	6,108,744	6,996,886	7,156,417	7,239,961
収納額	5,798,211	5,980,255	6,860,286	7,017,908	7,096,992
収納率	98.0%	97.9%	98.1%	98.1%	98.0%

(出所：市提供資料)

<現年度普通徴収及び滞納繰越別の収納率の推移>

単位：千円

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現 年 度	調定額	494,972	519,261	532,764	523,564	537,520
	収納額	445,094	468,853	476,292	468,534	482,648
	収納率	89.9%	90.3%	89.4%	89.5%	89.8%
滞 納 繰 越	調定額	88,625	96,342	100,290	104,223	107,331
	収納額	19,655	18,261	20,161	20,744	19,234
	収納率	22.2%	19.0%	20.1%	19.9%	17.9%

<収入未済額と不納欠損処理の推移>

単位：千円

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現年課税分	49,878	50,408	56,471	55,030	54,871
滞納繰越分	46,797	50,099	47,864	52,447	52,924
不納欠損処理	22,173	27,980	32,264	31,031	35,172

(2) 口座振替の状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
口座振替率	49.3%	47.3%	48.0%	47.1%	46.4%

※ 普通徴収分収納金額に占める口座振替による収納金額の割合

(出所：市提供資料)

(3) 近隣中核市との比較

平成 29 年度における近隣の中核市と比較した。

<介護保険料総額>

単位：千円

	金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
調定額	8,828,713	9,411,669	7,239,961	7,437,600	6,418,787
収入額	8,558,289	9,207,344	7,096,992	7,261,605	6,283,033
徴収率	96.9%	97.8%	98.0%	97.6%	97.9%

(出所：岐阜市による「介護保険事業の状況調査」)

<現年及び滞納繰越別>

単位：千円

	金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
--	-----	-----	-----	-----	-----

現年	調定額	8,624,839	9,257,148	7,132,630	7,308,463	6,315,399
	収入額	8,529,180	9,178,178	7,077,758	7,242,064	6,260,841
	徴収率	98.89%	99.15%	99.23%	99.09%	99.14%
滞納	調定額	203,874	154,521	107,331	129,137	103,388
	収入額	29,109	29,166	19,234	19,541	22,192
	徴収率	14.3%	18.9%	17.9%	15.1%	21.5%

(出所：岐阜市による「介護保険事業の状況調査」)

12.5 監査の視点

- (1) 収納事務が、法令等に準拠し効率的に行われているか。
- (2) 収納事務が、納付者に対し公平に行われているか。
- (3) 収納事務が、納付者の理解を深め、効果的に執行されているか。

12.6 主な監査手続き

- (1) 概況の把握
 - ・法令、条例等の確認
 - ・資料等による概況把握
 - ・担当課への往査及び質問と確認
 - ・過去5年間の介護保険料等の推移
 - ・近隣中核都市との介護保険料納付状況の比較
- (2) 外部委託の検証
 - ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧
 - ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認
- (3) 収納額の検証
 - ・収納方法について質問と確認
 - ・正確性を確保する仕組みについて質問と確認
- (4) 滞納整理の検証（催告、滞納処分、徴収停止、不納欠損等）
 - ・効率性について質問と確認
 - ・交渉経過等についてサンプル調査
- (5) 収納、滞納整理事務の検証
 - ・職員経験年数表の閲覧
 - ・市民に対する窓口対応について質問と確認
 - ・納付方法について資料閲覧、質問と確認
 - ・収納率向上の対策について質問と確認
- (6) 他部署との連携の検証
 - ・市役所内での情報共有状況について質問と確認
- (7) 延滞金や過料、還付金等の検証

- ・手続きについて質問と確認
- ・延滞金算定額、還付金算定額の正確性の検証、

12.7 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部については是正改善を要する事項が認められたので以下に記載する。

(1) 滞納整理の検証

<督促状、催告書について>

督促状は納入通知書の発送後納付のない未納者に対し発送している。催告書は2ヶ月に一度、督促後もなお納付のない滞納者に対し送付している。

督促状の表面は未納金額が表記され、裏面は督促手数料、延滞金、審査請求、滞納処分について説明されており、納付を促す記述がなされている。

一方で催告書については表面に滞納金額とともに納付相談に応じる旨の記載があり、裏面には督促手数料、延滞金、納付場所について説明されている。

【意見】督促状、催告書について

本来催告書は、督促状発送後なお納付のない滞納者に対し送付されるものであるから、その内容は督促状と比較しより強く納付を促すものであるべきところ、催告書には滞納処分の説明の記載がなく、より強く納付を促す記述となっているとは言えない。督促状についても滞納処分について記載し、滞納者へ納付を強く催促する内容とされることが望まれる。

<電話催告について>

電話による催告は正規職員3名体制で行っている。介護保険課の説明では、時間や件数といったスケジュールの設定はなく、空き時間を利用して資料を閲覧し、個々の職員が催告の必要性があると判断した滞納者に対し電話をかけている。マニュアルは策定されておらず、催告件数や催告の結果については集計していない。

職員各自の判断において各別になされておりその記録も取られていないため、電話による催告の効果について検証ができない。また訪問徴収員との連携も職員個々の情報交換に留まり、組織的な徴収となっていない。電話催告という方法を採用していない自治体もある中、市は徴収手段として電話催告を採用している。徴収手段は各自自治体が地域の特性に合った手段を講じるべきであり、電話催告自体が有効でないという事ではない。しかしながらその有効性を実証できる業務体制であると言えるまでには至っていない。

【意見】電話催告について

空き時間による補助的な業務に過ぎないとの見方はできない。そもそも就業中に電話による催告を行っているのであれば、それは空き時間ではなく時間を費やして行う業務である。あえて採用する手段である以上、有用性と効率性の追求は必要である。例えば、納付日時の合意を取る、訪問のアポイントメントを取るといった電話催告の目的を明確に設定し、マニュアル化することでその目的と方法を共有し、結果を集計して効果を検証、改善できる体制として整備した上で実施していくべきである。また、訪問徴収との連携を組織的に構築し、より効率的な手段としていくことが望まれる。

<訪問徴収員について>

訪問による徴収は嘱託職員2名体制にて行っている。平成29年度の訪問徴収による徴収実績は以下のとおりである。

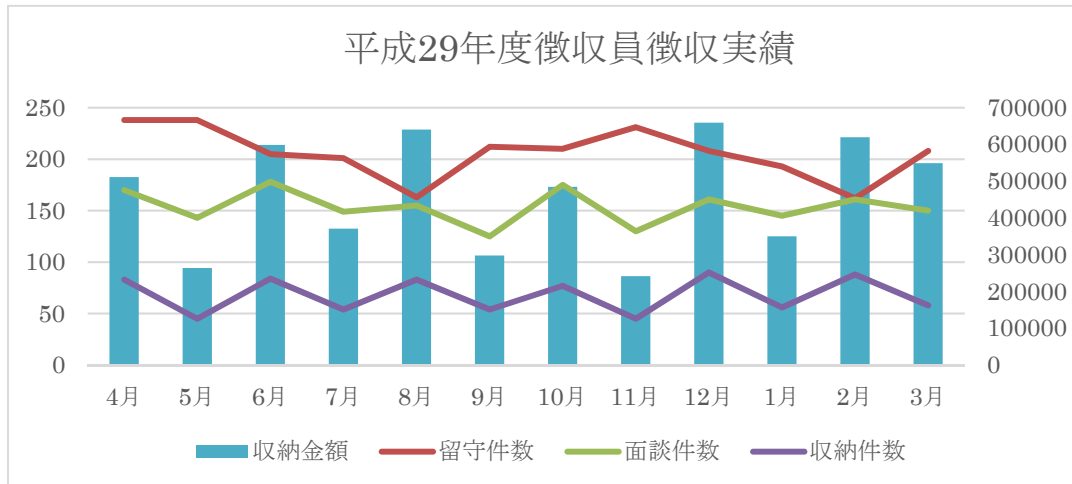
	訪問件数	留守件数	面談件数	収納件数	収納金額
4月	408	238	170	83	511,300
5月	371	238	143	45	263,640
6月	383	205	178	84	598,630
7月	350	201	149	54	371,000
8月	318	163	155	83	640,520
9月	342	212	125	54	297,700
10月	385	210	175	77	484,340
11月	364	231	130	45	241,570
12月	369	208	161	90	659,290
1月	338	193	145	56	350,070
2月	324	162	161	88	619,370
3月	358	208	150	58	549,130

月によって収納金額に差はあるものの、着実な成果を上げているといえる。嘱託職員2名による実績であることを考慮すれば、費用対効果の面からも有効な徴収方法である。

訪問件数、面談件数などは同一の滞納者に対する複数回の面談を重複してカウントしており、実際に面談している人数は747人であった。

資料によると、平成29年度の滞納者実人数は現年度分と繰越分を合わせて1,820人である。訪問徴収により面談を行えている割合は年間を通し約41%に留まる結果となっている。

上掲の実績表をグラフ化してみる。



収納金額は、収納件数と面談件数に連動している。収納件数は面談件数に比例するはずであるから、面談件数を増やすことにより更なる収納金額の増加、収納率の向上が見込めるはずである。しかし、全体の41%の滞納者としてしか面談が行えていない現在の体制は、訪問徴収の有用性を活かしきれていないということになる。逆に言えば、面談件数につき59%もの伸びしろがあるとの見方もできるはずである。

訪問徴収員2名では、市全域を対象としての訪問徴収及び納付指導は十分行えていない。負担の公平性を図るため、市全域について対象者を拡大することが必要となる。また、初期滞納者を主な訪問対象とすることで、長期滞納の抑制も見込める。このような理由から、平成30年度予算編成時において訪問徴収員の増員要求がなされているが、実現には至っていない。

【意見】訪問徴収員について

公平性の観点からは当然として、費用対効果という効率性の観点からも、実績を検証する限り、徴収員の増員は有用な施策となろう。今一度、徴収員の増員につき検討が望まれる。

<分割納付について>

滞納保険料の納付につき、滞納者からの希望があれば、不納欠損とならない限度で滞納する保険料を分割して納付する分割納付を認めているが、分割納付に関するマニュアルは作成されていない。また分割納付を認める基準もなく、ほぼ無条件に認めている。

分割納付は、納付の意思がありながらも一括納付が困難な滞納者に対しては適切な手段ではあるものの、資力のある滞納者にまで無条件に分割納付を認めることはいたずらに滞納を長期化させる原因ともなり、無条件に認めるべきではない。

また、滞納者の資力の有無は財産調査によって確認すべきであるところ、分割納付を認める際に財産調査は行われていない。財産調査を行わない理由を、調査手続きに時間

を要するためとしているが、徴収事務と並行して財産調査を実施することは可能なはずである。

【意見】 分割納付について

十分な資力のある滞納者に対して納付の先延ばしを認めることは、滞納繰越の収納率上昇の妨げとなる。分割納付に関するマニュアルを作成し、分割を認めるケース、認めないケースの判断基準を明確に設定した運用が望まれる。

<滞納処分実施について>

介護保険料の収納事務において、現在差押え等の滞納処分は行われていない。平成30年度、差押えの実施を検討するため、他市からの照会結果を集計し、実施地帯及び詳解項目を確認中である。照会実施後は、年度内に課内検討を行うことを目標としている。

市の滞納事務要領において、少なくとも過去5年以上「検討する」との文言が組み込まれたまま、これまで本格的な検討がなされてこなかった。滞納処分による滞納保険料の強制徴収は納付者間の公平を担保するだけでなく、介護保険システムの根幹を支える最後の砦ともいえる自力執行権に基づく権能である。また、他課においては、収納課、国民健康保険課が滞納処分を行っているのに対し、同様の権能を持つ介護保険課は実施していないという事であれば、それなりの根拠は必要であろう。

介護保険課は滞納処分を実施しない理由として、マンパワーの不足を挙げている。確かに、現在の人員体制は決して十分な人数が確保されているとは言えず、これまでの業務に追加して本格的に滞納処分を開始するためには、人員の充足は課題となるだろう。しかし、マンパワーが不足しているという理由は消極的な理由にすぎず、実施しないことへの積極的な理由は今回の監査において見当たらなかった。

【意見】 滞納処分実施について

徴収方法は自治体の特性に合った方法を取るべきであり、必ずしも滞納処分を実施すべきとまでは言えない。しかし、滞納繰越分の徴収率は年々低下傾向にある。本年度内に行う予定としている検討については、介護保険システムにおける保険料の徴収の意義を十分に踏まえ、実施するならば実施するための体制を整えていくべきであるし、実施しないのであればその根拠を明確にした上で、より効果的な徴収方法の模索が望まれる。

(2) 収納、滞納整理事務の検証

<口座振替について>

口座振替による納付促進のための施策として、まず、納入通知書発送時に普通徴収対象者には原則として口座振替のご案内・依頼書と返信用封筒を添えて同封している。また、65歳到達により第1号被保険者となる市民は、当初普通徴収となるため、約2ヶ月前に送付する介護保険被保険者証に、同様のものを添付している。その他、収納課が

行う収納向上対策協議会の口座振替キャンペーンの一環として、窓口小さなのぼりを置く等して協力している。

概要にて記載の通り、介護保険料の口座振替利用率は過去5年間40%台後半の横ばいが続いている。上がっていないとも下がっていないとも判断できる数字ではあるものの、少なくとも上昇の余地が有ると考えることはできると思われる。

【意見】 口座振替について

口座振替の利用が滞納の防止に効果的であることは言うまでもない。口座振替の利用を積極的に促進させていく、より重点的な取り組みは今のところなされていない。例えば訪問徴収員に口座振替手続の約定報酬を設定する、口座振替強化月間を設ける、窓口で必ず口座振替を勧奨することをマニュアル化するなど、これまでの施策は継続しつつ、より積極的かつ重点的な取り組みの検討が望まれる。

<マイナンバー書類の保管について>

個人情報保護条例第3条において、実施機関は、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならないとしている。

介護保険に関する各種申請時に提出される書類のうち、マイナンバーが記載された書類に関しては、申請書類と共に介護保険課内の書庫に保管される。書庫は鍵がかかるようになっており、開庁時間中は鍵を開け、閉庁後職員の退勤時に施錠する。

【意見】 マイナンバー書類の保管について

マイナンバーの保管を他の申請書類とまとめて保管することは、マイナンバー以外の書類の閲覧が必要の際など、個人情報保護の観点からは不必要な書庫へのアクセスが発生する。マイナンバーの保管は他の申請書類とは別個独立に保管すべきである。

鍵の施錠に関しても、開庁時間中に鍵をかけていないことは不徹底である。開庁時間帯であっても事務に必要な際以外は施錠しておくなど何らかの対策が望まれる。

(3) 他部署との連携の検証

<他課との連携について>

介護保険課において実施されていない滞納処分について、検討段階にあることは上述のとおりである。介護保険料の滞納額は、市税や国民健康保険料と比較し、少額であることが多い。このため、介護保険料単独での滞納処分は効率性に欠けることも事実である。収納事務においては、他課との連携や情報交換などは今のところなされていない。

【意見】 他課との連携について

介護保険料の滞納処分の検討に当たっては、既に滞納処分を実施している収納課、国民健康保険課などとの連携を視野に、効率的な方法の検討が望まれる。

第13 市営住宅使用料の徴収事務

13.1 概要

平成30年3月31日現在、長野市内には56団地3,519戸の市営住宅と、市町村合併により町村で保有していた115戸の特定公共賃貸住宅等を保有している。

これらの市営住宅等は、市民の住環境の整備の一環として、住宅に困窮する市民に対して、その人の所得や住宅の内容に見合った安い家賃で入居を可能とした、国からの補助を受けて建設した住宅である。

(1) 市営住宅等の種類

市営住宅は、①一般市営住宅、②特定公共賃貸住宅、③定住促進住宅、④厚生住宅に分類されている。

① 一般市営住宅：法律に定められた入居収入基準以下の収入の人を対象とした住宅。

② 特定公共賃貸住宅：特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく賃貸住宅で、中堅所得者等に居住環境が良好な賃貸住宅の供給を目的とし、入居条件は、その世帯の月額所得額が15万8千円以上48万7千円以下で、自ら居住するための住宅を必要とする同居親族があるもの又は単身者で市外からの転入者及び中山間地域の振興に資する活動を行う者。

※平成27年4月1日 条例改正（旧合併町村毎に異なっていた家賃の階層を統一）

平成29年4月1日 条例改正（入居要件の緩和）

③ 定住促進住宅：地方自治法に基づく住宅で、定住を希望する若年者等に低廉な家賃で賃貸する住宅。入居資格は、自ら居住する住宅を必要とする40歳以下の者で市内に居住又は通勤する者、市外から転入する者又は中山間地域の振興に資する活動を行う者。

※平成27年4月1日 条例改正（年齢要件と家賃額の改正）

平成29年4月1日 条例改正（住宅の名称変更及び入居要件の緩和）

④ 厚生住宅：地方自治法に基づく住宅で、住宅に困窮する定額所得者及び母子家庭のために低廉な家賃で貸与する住宅。

市営住宅等一覧

市 営 住 宅

< 長 野 地 区 >

団地名	住宅番号	住所	郵便番号	募集	小学校	中学校	EV	トイレ	ガス	戸数
宇木	1号棟	三輪9丁目44番 1-***	380-0803	募集	湯谷	東部		水	都	399
	2号棟	三輪9丁目44番 2-***								
	3号棟	三輪9丁目38番 3-***								
	4号棟	三輪9丁目38番 4-***								
	5号棟	三輪9丁目47番 5-***								
	6号棟	三輪9丁目47番 6-***								
	7号棟	三輪9丁目34番 7-***								
	8号棟	三輪9丁目34番 8-***								
	9号棟	三輪9丁目34番 9-***								
	10号棟	三輪9丁目34番 10-***								
	11号棟	三輪9丁目35番 11-***								
	12号棟	三輪9丁目35番 12-***								
	13号棟	三輪9丁目32番 13-***								
	14号棟	三輪9丁目32番 14-***								
	15号棟	三輪9丁目33番 15-***								
	16号棟	三輪9丁目49番 5-***								
上松東	1号棟	上松4丁目10番 1***	380-0802	募集	湯谷	柳町	EV	水	都	115
	2号棟	上松4丁目10番 2***								
柳町	11号棟	三輪5丁目11番 ***号	380-0803	募集	城東	柳町	EV	水	都	73
	12号棟	三輪5丁目12番 ***号								
返目	1号棟	三輪2丁目23番 12-***号	380-0803	停止	三輪	東部		水	都	192
	2号棟	三輪2丁目23番 13-***号								
	3号棟	三輪2丁目24番 1-***号								
	4号棟	三輪2丁目24番 2-***号								
	5号棟	三輪2丁目25番 1-***号		募集			EV			
	6号棟	三輪2丁目25番 2-***号								
	7号棟	三輪2丁目26番 1-***号								
	8号棟	三輪2丁目26番 2-***号								
吉田広町A	1号棟	吉田2丁目20番 8-***	381-0043	募集	湯谷	東部		水	都	52
	2号棟	吉田2丁目20番 10-***								
	3号棟	吉田2丁目20番 12-***								
新諏訪	2号棟	新諏訪一丁目11番 16-***	380-0871	停止	加茂	西部		水	P	10
	3号棟	新諏訪一丁目11番 12-***								
	4号棟	新諏訪一丁目13番 47-***								
上野ヶ丘		大字徳間1371番地1	381-0041	停止	若槻	北部		<	P	112
富竹		大字富竹330番地1	381-0006	停止	古里	東北		水	P	44
小島	1号棟	大字小島407番地16 1-***	381-0017	募集	柳原	東北		水	P	30
	2号棟	大字小島407番地16 2-***								
	3号棟	大字小島407番地16 3-***								
	4号棟	大字小島407番地16 4-***								
	5号棟	大字小島407番地16 5-***								
柳原		大字柳原2108番地1	381-0012	停止	柳原	東北		<	P	9
大豆島東	1号棟	大字大豆島4268番地103 1-***	381-0022	募集	大豆島	犀陵		水	都	200
	2号棟	大字大豆島4268番地103 2-***								
	3号棟	大字大豆島4268番地103 3-***								
	4号棟	大字大豆島4268番地103 4-***								
	5号棟	大字大豆島4268番地103 5-***								
	6号棟	大字大豆島4268番地103 6-***								
大豆島西		大字大豆島6311番地7	381-0022	募集	大豆島	犀陵		水	P	6
日詰		大字稲葉2577番地1	380-0911	停止	緑ヶ丘	犀陵		水	P	22
日詰B		大字稲葉1552番地2	380-0911	停止	緑ヶ丘	犀陵		水	P	27
川合新田	1号棟	大字稲葉943番地23 1-***	380-0911	募集	芹田	犀陵		水	P	60
	2号棟	大字稲葉943番地23 2-***								
栗田身障		大字栗田110番地	380-0921	募集	芹田	櫻ヶ岡		水	P	9
若里	1号棟	若里5丁目20番 1-***	380-0928	募集	裾花	裾花		水	都	192
	2号棟	若里5丁目20番 2-***								
	3号棟	若里5丁目20番 3-***								
	4号棟	若里5丁目20番 4-***								
	5号棟	若里5丁目20番 5-***								
中御所	E棟	中御所3丁目14番 E-***	380-0935	募集	裾花	裾花		水	P	56
	W棟	中御所3丁目15番 W-***								
小市		安茂里小市4丁目	380-0961	一部停止	松ヶ丘	裾花		水	P	198
若里西町		若里5丁目14番 3-***	380-0928	募集	裾花	裾花	EV	水	都	44

< 篠ノ井地区 >

団地名	住宅番号	住所	郵便番号	募集	小学校	中学校	EV	トイレ	ガス	戸数
犀南		篠ノ井東福寺1311番地3	388-8002	募集	篠ノ井東	広徳		く、水	P	491
昭和	43~80号	篠ノ井御幣川72番地	388-8006	停止	篠ノ井西	篠ノ井西		く	P	44
	82~100号	篠ノ井二ツ柳2137番地	388-8012							
庄ノ宮	101~150号	篠ノ井塩崎6565番地1	388-8014	一部停止	塩崎	篠ノ井西		水	P	93
	151~200号	篠ノ井塩崎6563番地								
五明		篠ノ井布施五明416番地 他	388-8011	停止	篠ノ井西	篠ノ井西		く	P	24
北五明東		篠ノ井布施五明110番地	388-8011	募集	篠ノ井西	篠ノ井西		水	P	90
北五明西		篠ノ井布施五明503番地4	388-8011	募集	篠ノ井西	篠ノ井西		水	P	137

< 松代地区 >

団地名	住宅番号	住所	郵便番号	募集	小学校	中学校	EV	トイレ	ガス	戸数
金井山		松代町柴453番地1	381-1214	募集	寺尾	松代		く、水	P	48
矢場		松代町清野1791番地	381-1233	停止	清野	松代		く	P	12
皆神		松代町東条2648番地	381-1221	停止	東条	松代		く	P	8
屋地		松代町東条2488番地1	381-1221	停止	東条	松代		く	P	4
屋地引場		松代町東条2382番地1	381-1221	停止	東条	松代		く	P	6
屋地厚生		松代町東条2382番地1	381-1221	停止	東条	松代		く	P	7

< 川中島・若穂地区 >

団地名	住宅番号	住所	郵便番号	募集	小学校	中学校	EV	トイレ	ガス	戸数
今井	1号棟	川中島町今井原7番地2 1-***	381-2227	募集	共和	川中島	EV	水	都	318
	2号棟	川中島町今井原7番地2 2-***								
	3号棟	川中島町今井原8番地1 3-***								
	4号棟	川中島町今井原8番地1 4-***								
長峰		川中島町今里597番地1	381-2234	停止	川中島	川中島		く	P	3
川中島		川中島町上氷鉋749番地2	381-2233	停止	川中島	川中島		く	P	8
高野		若穂綿内6425番地	381-0101	停止	綿内	若穂		く	P	1

< 豊野地区 >

団地名	住宅番号	住所	郵便番号	募集	小学校	中学校	EV	トイレ	ガス	戸数
沖	1~18号	豊野町豊野426番地26	389-1105	募集	豊野西	豊野		水	P	100
	19~38号	豊野町豊野426番地27								
	39~63号	豊野町豊野426番地28								
	64~68号	豊野町豊野426番地26								
	69~90号	豊野町豊野426番地29								
	91~101号	豊野町豊野426番地30								
美濃和田	108~121号	豊野町石669番地1	389-1106	募集	豊野西	豊野		く	P	97
	126~137号	豊野町石661番地1								
	140~154号	豊野町石699番地1								
	A棟	豊野町石679番地41 A-***								
	B棟	豊野町石679番地45 B-***								
	C棟	豊野町石679番地46 C-***								
D棟	豊野町石679番地47 D-***									

< 大岡地区 >

団地名	住宅番号	住所	郵便番号	募集	小学校	中学校	EV	トイレ	ガス	戸数
川口	1・2号	大岡甲4454番地1	381-2704	募集	大岡	大岡		水	P	4
	3号	大岡甲4454番地3								
	4号	大岡甲4454番地1								

< 戸隠地区 >

団地名	住宅番号	住所	郵便番号	募集	小学校	中学校	EV	トイレ	ガス	戸数
諸沢		戸隠豊岡9794番地165	381-4102	募集	戸隠	戸隠		水	P	2
中村		戸隠豊岡2552番地1	381-4102	募集	戸隠	戸隠		水	P	2

< 鬼無里地区 >

団地名	住宅番号	住所	郵便番号	募集	小学校	中学校	EV	トイレ	ガス	戸数
町	1号棟	鬼無里534番地1	381-4301	募集	鬼無里	鬼無里		水	P	8
	2号棟	鬼無里534番地1								
	3号棟	鬼無里532番地2								
	4号棟	鬼無里532番地2								
	5号棟	鬼無里517番地1								
	6号棟	鬼無里538番地1								
	7号棟	鬼無里539番地7								
	8号棟	鬼無里539番地7								
柳田	1号棟	鬼無里日影2760番地1	381-4302	募集	鬼無里	鬼無里		く	P	2
	2号棟	鬼無里日影2756番地1						水		
東京		鬼無里14004番地1	381-4301	募集	鬼無里	鬼無里		水	P	3
箆田	1号棟	鬼無里2315番地1	381-4301	募集	鬼無里	鬼無里		水	P	5
	2号棟	鬼無里2349番地1								
	3号棟	鬼無里2311番地1								
	4号棟	鬼無里2311番地1								
	5号棟	鬼無里2311番地1								
須田	1号棟	鬼無里359番地3	381-4301	募集	鬼無里	鬼無里		水	P	3
	2号棟									
	3号棟	鬼無里358番地6								
坂口	1号棟	鬼無里日影2887番地6	381-4302	募集	鬼無里	鬼無里		水	P	3
	2号棟	鬼無里日影2887番地1								
	3号棟	鬼無里日影2887番地1								
東町		鬼無里2842番地4	381-4301	募集	鬼無里	鬼無里		水	P	1

< 信州新町 地区 >

団地名	住宅番号	住所	郵便番号	募集	小学校	中学校	EV	トイレ	ガス	戸数
千原田	A棟	信州新町上条2455番地3	381-2404	募集	信州新町	信州新町		水	P	22
	B棟									
	C棟									
	D棟									
	E棟									
	F棟									
	G棟									
	H棟									
	I棟									
竹房		信州新町竹房1089番地1	381-2411	停止	信州新町	信州新町		水	P	20
道祖神		信州新町竹房734番地4	381-2411	停止	信州新町	信州新町		水	P	2
新町	A棟	信州新町新町1360番地2	381-2405	募集	信州新町	信州新町		水	P	25
	C棟									
	D棟									
	F棟	信州新町新町1360番地1		停止			<			
	G棟									
穂刈		信州新町新町1334番地1	381-2405	一部停止	信州新町	信州新町		水	P	43
上平	A棟	信州新町里穂刈530番地12	381-2406	停止	信州新町	信州新町		水	P	4
	B棟	信州新町里穂刈530番地15		募集						

< 中条 地区 >

団地名	住宅番号	住所	郵便番号	募集	小学校	中学校	EV	トイレ	ガス	戸数							
田越	811棟	中条2578番	381-3203	募集	中条	中条		水	P	6							
	821棟																
	822棟																
上五十里	841棟	中条日高811番地	381-3201	募集	中条	中条		水	P	23							
	842棟																
	851棟																
	852棟																
	861棟																
	891・892棟																
	893・894棟																
	901・902棟	中条日高856番地2															
	903・904棟																
	951・952棟	中条日高855番地1															
	953・954棟																

56 団地 市営住宅 計 3,519

特定公共賃貸住宅

< 大岡地区 >

団地名	住宅番号	住所	郵便番号	募集	小学校	中学校	EV	トイレ	ガス	戸数
椈内	A棟	大岡乙157番地6	381-2703	募集	大岡	大岡		水	P	4
	B棟	大岡乙161番地1								
	C棟	大岡乙157番地6								
	D棟	大岡乙157番地6								
川口	5号棟	大岡甲4505番地	381-2704	募集	大岡	大岡		く	P	11
	7号棟	大岡甲4506番地						水		
	9号棟	大岡甲4507番地								
	10号棟	大岡甲4533番地2						く		
	11号棟	大岡甲4531番地								
	12号棟	大岡甲4512番地1								
	13号棟	大岡甲4511番地						水		
	14号棟	大岡甲4512番地1								
	15号棟	大岡甲4510番地1						く		
	16号棟	大岡甲4510番地1								
	17号棟	大岡甲4510番地2						水		

< 戸隠地区 >

団地名	住宅番号	住所	郵便番号	募集	小学校	中学校	EV	トイレ	ガス	戸数
清水	A・B棟	戸隠栃原3232番地	381-4104	募集	戸隠	戸隠		水	P	2

< 鬼無里地区 >

団地名	住宅番号	住所	郵便番号	募集	小学校	中学校	EV	トイレ	ガス	戸数
坂口	4号棟	鬼無里12078番地3	381-4301	募集	鬼無里	鬼無里		水	P	3
	5号棟	鬼無里12079番地								
	6号棟	鬼無里12079番地								

< 信州新町地区 >

団地名	住宅番号	住所	郵便番号	募集	小学校	中学校	EV	トイレ	ガス	戸数
ハイツ陽のあたる丘	A棟	信州新町新町1336番地1	381-2405	募集	信州新町	信州新町		水	P	20
	B棟	信州新町里徳刈530番地1	381-2406							
	C棟									
	D棟									
	E棟									
	F棟	信州新町里徳刈530番地14	381-2405							
	G棟	信州新町里徳刈530番地11								
	H棟									
	I棟	信州新町新町1372番地15								

< 中条地区 >

団地名	住宅番号	住所	郵便番号	募集	小学校	中学校	EV	トイレ	ガス	戸数
ライヴリイなかじょう	A棟	中条2686番地1	381-3203	募集	中条	中条		水	電	18
	B棟	中条2678番地1								
	C棟	中条2679番地								

定住促進住宅

< 戸隠地区 >

団地名	住宅番号	住所	郵便番号	募集	小学校	中学校	EV	トイレ	ガス	戸数
ハイツゆうあい	100～203号室	戸隠豊岡2946番地7	381-4102	募集	戸隠	戸隠		水	P	8
ハイツそよかぜ	300～303号室	戸隠豊岡2442番地5	381-4102	募集	戸隠	戸隠		水	P	4
宝光社	1号棟	戸隠1477番地	381-4101	募集	戸隠	戸隠		水	P	4
	2号棟									
	3号棟									
	4号棟									
中村	1号棟	戸隠豊岡2447番地3	381-4102	募集	戸隠	戸隠		水	P	4
	2号棟	戸隠豊岡2448番地3								
	3号棟	戸隠豊岡2448番地1								
	4号棟	戸隠豊岡2448番地1								
清水	1号棟	戸隠栃原4770番地2	381-4104	募集	戸隠	戸隠		水	P	5
	2号棟	戸隠栃原4770番地6								
	3号棟	戸隠栃原3431番地2								
	4号棟	戸隠栃原3232番地								
	5号棟	戸隠栃原3232番地								

< 鬼無里地区 >

団地名	住宅番号	住所	郵便番号	募集	小学校	中学校	EV	トイレ	ガス	戸数
籠田	6号棟	鬼無里2315番地1	381-4301	募集	鬼無里	鬼無里		水	P	3
	7号棟	鬼無里2311番地1								
	8号棟	鬼無里2311番地1								
坂口	7号棟	鬼無里日影2887番地7	381-4302	募集	鬼無里	鬼無里		水	P	11
	8号棟	鬼無里日影2887番地6								
	9号棟	鬼無里日影2887番地1								
	10号棟	鬼無里日影2887番地1								
	11号棟	鬼無里12078番地3	381-4301							
	12号棟	鬼無里12078番地1	381-4302							
	13号棟	鬼無里日影2887番地1								
	14号棟	鬼無里12078番地3								
	15号棟	鬼無里12078番地1	381-4301							
16号棟	鬼無里12081番地									
17号棟	鬼無里12081番地									

< 信州新町地区 >

団地名	住宅番号	住所	郵便番号	募集	小学校	中学校	EV	トイレ	ガス	戸数
新町	B棟	信州新町新町1360番地2	381-2405	募集	信州新町	信州新町		水	P	4

厚生住宅

< 鬼無里 地区 >

団地名	住宅番号	住所	郵便番号	募集	小学校	中学校	EV	トイレ	ガス	戸数	
直路		鬼無里日影1479番地イ	381-4302	募集				水		1	
峠		鬼無里5814番地	381-4301							1	
小鬼無里		鬼無里11467番地ロ								1	
財門		鬼無里6178番地								1	
大平		鬼無里7859番地イ	1								
坂口	18号棟	鬼無里12036番地3	381-4301							水	1
蒲田		鬼無里日影2496番地1	381-4302							く	1
須田町		鬼無里354番地	381-4301								1
坂口	19号棟	鬼無里日影2887番地1	381-4302							水	1
祖山		鬼無里日影5050番地イ									1
坂屋		鬼無里8614番地	381-4301								1
上町		鬼無里303番地									1
鬼無里上平		鬼無里日影432番地イ	381-4302								1

< 信州新町 地区 >

団地名	住宅番号	住所	郵便番号	募集	小学校	中学校	EV	トイレ	ガス	戸数
新町上平	5号棟	信州新町里穂刈530番地16	381-2406	募集	信州新町	信州新町		く	P	1

厚生住宅 計 14

市営住宅 56 団地 3,519 戸
 特公賃、定住促進、厚生 115 戸

管理戸数 合計 3,634

[戸数] 戸数・・・管理戸数
 [トイレ] 水・・・水洗、く・・・くみ取り
 [ガス] 都・・・都市ガス、P・・・LPガス、電・・・電気
 [募集] 募集・・・募集中、停止・・・募集停止
 [EV] エレベーター

長野市「住宅行政年報」平成30年度版より引用

市営住宅に付随して駐車場が整備され、有償貸与している団地が9団地ある。その詳細は次のとおり。

平成30年4月1日現在

有料駐車場

団地名	エリア名	駐車場No.	駐車台数(台)	使用料(円)
上松東	2号棟 北	1～70	70	3,800
	2号棟 南	71～82	12	
	1号棟 南	83～86	4	
	1号棟 北	87～102	16	
	2号棟 北奥	103～115	13	
柳町	1 2号棟 北	1～45	45	5,000
	1 2号棟 東	1～18	18	
	1 1号棟 西	1～8身障用2	10	
若里西町		3～46	44	3,300
大豆島東	1号棟	101～506	30	2,300
	2号棟	101～506	30	
	3号棟	101～508	40	
	4号棟	101～506	30	
	5号棟	101～506	30	
	6号棟	101～508	40	
	2台目駐車場	001～023	23	
今井	北	36～68	33	2,000
		103～110	6	
	西	1～35	35	3,500
	3号棟中庭身障	115～118	4	
	立 体 1F	1～79	79	
	立 体 2F	80～160	81	2,000
立 体 3F	161～250	80		
川合新田		1～60	60	1,900
新町	C棟南	1～20	22	2,000
	D棟北			
(定住促進住宅分を含む)				
ライヴリィなかじょう	A棟	1～6	6	1,000
	B棟	1～6	6	
(特定公共賃貸住宅)	C棟南	1～6	6	

9 団地 計 873台

長野市「住宅行政年報」平成30年度版より引用

(2) 入居資格者

公営住宅法第1条の目的は、憲法第25条の生存権の理念を実現することを目的とするものとされている。

「住宅に困窮する低額所得者」とは、住宅市場において、健康で文化的な生活を営むに足りる最低居住水準の住宅を自力で確保することが困難なものを意味しており、これを公営住宅の施策対象者の要因となる入居者資格として具体化したものが、「同居親族

要件」「入居収入基準」「住宅困窮要件」という3つの要件である。

ア 同居親族要件

公営住宅に入居するためには、原則として同居親族が存在していることが必要とされている。これは、民間賃貸住宅市場においては、単身者向けの賃貸住宅が比較的多く供給されているのに対して、家族向けの賃貸住宅は市場での供給が十分とはいえない状況にあるため、まず、同居親族を有する世帯に公営住宅を供給しようという趣旨である。

ただし、単身者であっても、高齢者や身体障害者など特に居住の安定を図る必要があると認められる者については、昭和55年の公営住宅法の改正により、同居親族要件は不要とされた。また、平成17年の改正（平成18年2月1日施行）において単身者での入居が可能な者の範囲が精神・知的障害者、DV被害者にまで拡大された。その後、平成23年の改正（平成24年4月1日施行）において、同居親族要件が廃止されたことを受け、本市では条例で従来どおりの同居親族要件を規定するとともに、新たに60歳以上の高齢者は、親族以外の60歳以上の者との同居を可能とする規定を設けた。

イ 入居収入基準

公営住宅法規定当初は戦後の住宅難の時期で上位の所得階層であっても自ら住宅を手当することが困難であり、収入分位の約80%を超える層までカバーしていた。その後、徐々に低下し、昭和30年代後半には約60%に、40年代前半には約40%に、40年代後半から平成8年改正までは約33%までが施策対象とされた。現行の入居収入基準は、平成21年の公営住宅法の改正により収入分位25%相当（政令月額15万8千円）とされている。これを粗収入に換算すると、標準4人世帯では年収約450万円に相当する。また、事業主体の裁量により収入分位40%（政令月額21万4千円）まで入居収入基準を引き上げることができる。

平成23年の法改正では、入居収入基準は、各自治体に条例委任されたが、本市は現行水準を維持することとした。

ウ 住宅困窮要件

この要件は、公営住宅法制定当初から抽象的な表現で規定されており、具体的な判断は地域の住宅事情に応じて条例等に定めるところにより事業主体が行うものとされている。

(3) 市営住宅入居申し込み方法

<通常の募集>

- ・毎月、期間を定めて申し込みを受け付けている。
- ・募集する月の前月 25 日前後に市役所・各支所の掲示板、住宅課のホームページ、広報ながの（市報）に詳しい募集内容を掲載する。
- ・入居を希望する場合は、入居者資格を充足していることを各自が確認の上で、必要な書類をそろえて受付期間内に申し込みすることが必要。
- ・募集戸数を超える場合には、後日、公開抽選にて入居者を決定する。
- ・入居が許可された者は、募集した月の翌月下旬には入居が可能となる。

<常時募集>

- ・いつでも募集を受け付けており、先着順の受付となる。
- ・常時募集をしている住宅は、通常の募集で申し込みがなかった住宅などが対象となる。
- ・入居を希望する場合は、入居者資格を充足していることを各自が確認の上で、必要な書類をそろえて申し込みすることが必要。
- ・受付後、入居の意思を確認の上、部屋の修繕に着手する。よって、申し込みから入居できるまで、凡そ2ヶ月程度を要する。

(4) 市営住宅入居優先区分

申し込んだ団地の抽選の際に「優先世帯のみの抽選」と「申込者全員の抽選」のそれぞれに参加できる。まず、優先世帯のみで抽選を行い、当選者を決定する。次に、優先世帯で当選した人を除いて抽選を行い、当選者を決定する。これは抽選が優先されるということであり、優先して入居できるということではない。

優先区分がある団地に該当する優先区分の人が優先世帯として申し込みをした場合にのみ優先措置される。優先世帯に該当する場合でも、優先世帯として申し込まない場合、又は申し込む団地に該当する優先区分がない場合には、優先措置はない。

<優先区分 A>

高齢者

申込者が 65 歳以上の人で、同居者全員が次のいずれかに該当する人で構成する世帯

- ・配偶者
- ・60 歳以上の人
- ・18 歳未満の人
- ・優先区分 B の心身障害者の条件に該当する人

身体（歩行）障害者

身体障害者手帳 4 級以上の肢体不自由障害で、歩行の際に補装具等を使用している人を含む世帯

<p><優先区分 B></p> <p><u>心身障害者</u> 身体障害者手帳 1 級～ 4 級、精神障害者保健福祉手帳 1～ 2 級、または療養手帳 A 1～B 1 の交付を受けている人を含む世帯</p> <p><u>中国残留邦人等</u> 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 2 条に規定する人を含む世帯</p> <p><u>生活保護</u> 生活保護証明が発行される世帯</p>
<p><優先区分 C></p> <p><u>DV 被害者</u> 女性相談センター（女性相談員が配置されている福祉事務所（長野市に限る）、県の保健福祉事務所）の証明、または裁判所の保護命令決定書の交付を受けている人（保護終了及び命令から 5 年以内）</p> <p><u>犯罪被害者</u> 犯罪被害者等基本法第 2 条第 2 項に規定する人で市長が定める人</p> <p><u>母子・父子</u> 母子・父子証明が発行される母子世帯及び父子世帯</p>
<p><優先区分 D></p> <p><u>子育て</u> 中学校卒業前の子供がいる世帯</p>
<p><優先区分 E></p> <p><u>高齢者等同居</u> 優先区分 A の高齢者世帯と同居している 6 人以上の世帯</p> <p><u>多子</u> 同居者に 18 歳未満の児童が 3 人以上いる世帯</p>

(5) 公営住宅の家賃制度

<平成 8 年の法改正前の家賃制度（法定限度額方式）>

公営住宅法の規定に基づき、事業主体が建設に要した費用から国の補助金相当額を除いた額を原価とし、その原価を上限として事業主体が家賃を決定する。「法的限度額方式」を採用した。

<平成8年の法改正後の家賃制度（応能応益方式）>

現行の公益住宅の家賃は、「毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。」こととされている。

さらに、平成21年4月から、公営住宅施工令の一部改正により収入部位、家賃算定基礎額、規模係数を見直している。

(ア) 家賃算定基礎額

現行の家賃算定基礎額は、入居者の収入に応じて設定される、応能応益方式の応能部分である。よって、課税内容証明書、源泉徴収票、確定申告書等により計算され、一世帯で複数の方に所得がある場合には、その合算額で計算される。

転職した場合には、現在勤務している会社で「給与証明書」を発行してもらい、この証明書により計算をし、退職した場合には、退職したことを証明する書類の提出があれば、退職した会社の給与については除外して計算する。

家賃現況（市営住宅のみ）

	家賃	平均
H30.4	500円～145,000円	21,276円

表 家賃算定基礎額（単位 円）

収入分位		政令月収（収入区分）		家賃算定基礎額
		下限値	上限値	
$\beta 1$	0～10%	0	104,000	34,400
$\beta 2$	10～15	104,001	123,000	39,700
$\beta 3$	15～20	123,001	139,000	45,400
$\beta 4$	20～25	139,001	158,000	51,200
$\beta 5$	25～32.5	158,001	186,000	58,500
$\beta 6$	32.5～40	186,001	214,000	67,500
$\beta 7$	40～50	214,001	259,000	79,000
$\beta 8$	50～	259,001		91,100

長野市「住宅行政年報」平成30年度版より引用

(イ) 各種利便係数

応能応益方式の応能部分として、市町村立地係数、規模係数、経過年数係数、利便性係数を設定する。

(ウ) 近傍同種の住宅の家賃

民間市場家賃と同視されるもので、具体的には、不動産鑑定評価基準に定める積算法を参考にして、土地建物の時価、修繕費、監理事務費等を勘案して設定される。

近傍同種の住宅の家賃は、公営住宅の家賃の上限となるほか、高額所得者の家賃、明渡し期限到来後の高額所得者等に対する損害賠償額の上限要素などとしての意味を有する。

所得別分布（市営住宅 本来入居者のみ） (小数点第2位以下を四捨五入)

	$\beta 1$	$\beta 2$	$\beta 3$	$\beta 4$	$\beta 5$	$\beta 6$	$\beta 7$	$\beta 8$
H27.4	85.1%	5.0%	2.9%	3.1%	1.7%	1.2%	0.1%	1.0%
H28.4	85.5%	5.5%	2.9%	2.9%	1.8%	1.3%	0.1%	0.0%
H29.4	85.9%	4.8%	3.8%	2.9%	1.5%	0.9%	0.0%	0.1%
H30.4	88.4%	4.9%	3.4%	3.0%	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%

長野市「住宅行政年報」平成30年度版より引用

(6) 敷金の決定

敷金として、入居時に決定家賃の3ヶ月分を預かり、原則、退去時に返金している。ただし、畳、襖、障子の張替え、入居者の故意・過失による破損部分の修繕費用に敷金を充当することもできる。

(7) 収入超過者・高額所得者に対する措置

<収入超過者に対する措置>

平成8年の法改正以前は、原価に基づく法定限度額に一定率を乗じることとされていた。

法改正後は、割り増し賃料の上限を近傍同種の住宅の家賃に制限するとともに、収入に応じて本来の家賃に加えて一定の額の賃料を課すものとした。

また、平成17年の改正（平成18年4月1日施行）においては、収入の超過割合及び収入超過者となってからの期間に応じて家賃の割増率を定めることとし、収入超過者となれば遅くとも、5年目の家賃から近傍同種の住宅の家賃となることとした（平成19年度家賃から適用）。

<高額所得者に対する措置>

入居者を高額所得者として取り扱う場合の収入基準としては、明け渡し請求されれば公営住宅を明け渡さなければならないので、自力で他の賃貸住宅等への入居や持ち家の購入に必要な住居費を負担できる収入を得ていると認められる水準に設定されなければならない。現行では、収入部位60%以上の階層に属する者が高額所得者に該当することになる。

高額所得者に対しては、近傍同種の住宅の家賃を徴収すること、明け渡し請求の期限到来後も公営住宅を明け渡さない場合には近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

(8) 入居者の内訳

入居者の継続入居年数

2018年4月1日現在

年 数	人 数
～10年	889名
11～20年	715名
21～30年	445名
31～40年	283名
41～50年	160名
51年～	68名

入居者の内訳	
単身高齢者	30.2%
高齢のみ世帯	8.4%
障害者がいる世帯	22.9%
ひとり親世代	7.8%
外国人世帯	2.9%

13.2 組織体制

住宅課の機構及び業務

		業 務		内 容	
【管理職】	4				
(技)	(3)				
(事)	(1)				
					課長、企画・建設担当補佐、維持担当補佐 管理担当補佐
【企画担当】	4				
(技)	(2)				
(事)	(2)				
					①住宅対策審議会 … 住宅対策審議会への諮問、事務局、委員委嘱等 ②住宅供給対策 … 住宅マスタープラン、公営住宅等ストック総合活用計画の推進、マンション建替円滑法の窓口等 ③住宅建設金融資 … 個人住宅建設の促進（新マイホーム、福祉住宅建設等金融資） ④住宅情報提供 … 住宅相談窓口の開設等 ⑤統計調査等 … 統計調査 ⑥住宅供給 … 建替・改善計画、住替移転交渉 ⑦今井未活用地に関 … 活用計画 ⑧高齢者住まい法 … 高齢者住まい法の登録業務、支援制度への対応等
【建設担当】	3				
(技)	(3)				
					①国庫交付金等 … 起債関係、社会資本整備総合交付金関係、国庫補助事業の補助金申請業務 ②市営住宅長寿命化 … 市営住宅の建設等（建替、全面改善、個別改善、身障者住宅整備、耐震診断・補強）の実施
【維持担当】	5				
(技)	(4)				
(事)	(1)				
					①庶務・予算事務等 … 給与、人事、厚生、契約（工事）ザイムス入力、予算事務 ②市営住宅等の維持 … 計画修繕、小破修繕、入退去に伴う修繕、団地内通路や遊具等の外構維持修繕、補修及び設計・監督業務（指定管理者分のチェック含む）、修繕履歴と修繕年次計画 ③建築・設備点検 … 建築物、エレベーター、受水槽、高架水槽、火災報知器、ポンプ設備等の点検（指定管理者実施）の監督業務、修繕の情報収集、団地内外灯のLED化 ④水洗化事業・電源 … 下水道処理区団地の水洗化、電源改修20A→30A ⑤その他調査等対応 … 市営住宅等に係る墨穴、石綿、白アリ
【管理担当】	4				
(事)	(4)				
					①財産管理事務 … 使用許可、火災共済事務、国有財産贈与申請、境界立会・用地確定処分、用途廃止報告、旧合併町村土地賃貸借契約 等
住宅課計 職員	20				
(技)	(12)				
(事)	(8)				
臨時	1				
					②市営住宅入居者管 … 家賃決定、管理人委嘱等 ③市営住宅入居事務 … 入居相談、入居決定、駐車場使用決定、敷金還付等 ④市営住宅家賃収納 … 家賃及び駐車場使用料調停・収納、減免決定等 ⑤滞納整理事務 … 明渡し請求訴訟、裁判所申立等 ⑥各種統計事務 … 各種統計・報告、住宅行政年報の作成 ⑦その他 … 指定管理者の指導・監督、除草
指定管理者 野県住宅供給公					①市営住宅募集業務 … 入居相談、入居者募集、入居申込受付、抽選会等 ②市営住宅入居者管 … 管理台帳整備、収入調査、相談・指導、入退去関係、各種届出書受理、駐車場管理、苦情対応等 ③市営住宅施設管理 … 施設・設備維持管理、緊急修繕、除草、樹木剪定、団地巡回等 ④市営住宅使用料等 … 家賃及び駐車場使用料等の徴収、納付書・督促状発行、納付相談・納付指導等

長野市「住宅行政年報」平成30年度版より引用

13.3 指定管理者による収納事務、滞納整理の流れ

(1) 指定管理者制度の導入

平成15年9月の地方自治法の改正により、「公の施設」の管理運営について、多様化する住民ニーズを、より効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用して住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした「指定管理者制度」が導入され、市営住宅等の管理運営については、長野県住宅供給公社を指定管理者に指定している。

(2) 指定管理者による収納事務

長野市は指定管理者の長野県住宅供給公社との間において、長野市営住宅等の管理に関する年度協定書を締結し、市営住宅等の使用料等について収納事務を委託している。住宅使用料については集金業務も行っており、その流れは①家賃等収受し、②領収書の発行、③現金出納簿に記入、④現金領収票で銀行に納付となる。

同公社では、入居者について、団地名、棟名、部屋名、世帯番号、入居者名を管理し、各部屋の家賃調定額、未納金額、納付金額、預り金額について把握し、指定期日までに納付されなかった場合には、直接入居者と面接の上領収に努めている。

(3) 滞納整理の流れ

長野市営住宅の家賃及び駐車場使用料等の滞納者に対する事務処理要領に基づき、市営住宅等の使用料等債権の保全に関し、次の流れに沿って事務処理している。

- ・督促：納期限後20日以内に督促状を作成し、入居者に発付する。
- ・催告：督促状の発付後も納付のない入居者に対して、催告書を送付。併せて電話、訪問による催告も実施。
- ・保証人催告：住宅家賃が3ヶ月以上滞納となった入居者に対しては、保証人催告書を送付。
- ・滞納整理：家賃等が3ヶ月以上滞納となった入居者について滞納者一覧表を作成し、随時滞納整理を実施。
- ・納付誓約：一括での納付が困難な者で、分割での納付を希望する場合は、使用料納付誓約書を交わし、分割納付を認める。この場合は、分割納付の進行状況を完納まで管理する。
- ・支払督促：自主的納付が見込めない者については簡易裁判所に支払督促を申し立て。この後において、支払督促管理表を作成し管理する。
- ・仮執行宣言：支払督促正本送達後2週間以内に、債務者から異議申し立てが行われない場合に、支払督促に執行力を付すため、仮執行宣言を遅滞なく管轄裁判所に申し立てる。
- ・強制執行：仮執行宣言付支払督促を得た後、任意の支払いがない場合に、遅滞なく地方裁判所に民事執行法に基づく債権に対する強制執行の申立を行う。

13.4 市営住宅使用料等の推移

(1) 過去5年間の市営住宅使用料等の推移

住宅使用料

単位：千円

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
平成25年	829,142	749,029	2,589	77,523
平成26年	808,162	733,279	7,068	67,815
平成27年	776,339	708,234	3,059	65,046
平成28年	761,112	696,275	1,222	63,613
平成29年	738,439	674,747	8,393	55,298

収入済額内訳

単位：千円

	市営住宅 使用料	特定公共賃貸 住宅使用料	厚生住宅 使用料	定住促進住宅 使用料	市営住宅駐車場 使用料
平成25年	695,905	20,379	3,202	7,271	22,270
平成26年	680,628	18,055	3,515	9,437	21,642
平成27年	660,006	16,263	2,955	8,124	20,884
平成28年	649,836	15,440	3,219	6,921	20,858
平成29年	630,192	15,274	2,564	6,607	20,109

(2) 近隣中核市との比較

住宅使用料

単位：千円

		金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
平成25年	調定額	912,017	966,693	829,142	940,636	1,199,479
	収入額	829,375	950,153	749,029	922,469	1,186,072
	徴収率	90.9%	98.3%	90.3%	98.1%	98.9%
平成26年	調定額	892,389	974,439	808,162	945,443	1,202,613
	収入額	823,463	958,697	733,279	928,422	1,190,553
	徴収率	92.3%	98.4%	90.7%	98.2%	99.0%
平成27年	調定額	871,697	980,004	776,339	942,696	1,185,169
	収入額	811,106	965,714	708,234	926,197	1,171,185
	徴収率	93.0%	98.5%	91.2%	98.2%	98.8%
平成28年	調定額	833,846	971,926	761,112	929,278	1,145,826
	収入額	778,932	952,926	696,275	915,965	1,135,999
	徴収率	93.4%	98.0%	91.5%	98.6%	99.1%
平成29年	調定額	806,220	960,506	738,439	908,563	1,113,648
	収入額	763,778	949,548	674,747	894,284	1,096,390
	徴収率	94.7%	98.9%	91.4%	98.4%	98.5%

(3) 口座振替の状況

口座振替件数

	入居・使用件数	口座振替件数	振替率
住宅使用料	2626	1923	73.23%
駐車場使用料	575	470	81.74%

長野市「住宅行政年報」平成30年度版より引用

13.5 監査の視点

- (1) 収納事務が、法令等に準拠し効率的に行われているか。
- (2) 収納事務が、納付者に対し公平に行われているか。
- (3) 収納事務が、納付者の理解を深め、効果的に執行されているか。

13.6 主な監査手続

- (1) 概況の把握
 - ・法令、条例等の確認
 - ・資料等による概況把握
 - ・担当課への質問と確認
- (2) 外部委託の検証
 - ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧

- ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認
- (3) 収納額の検証
 - ・収納方法について質問と確認
 - ・正確性を確保する仕組みについて質問と確認
- (4) 滞納整理の検証（催告、滞納処分、徴収停止、不納欠損等）
 - ・効率性について質問と確認
 - ・交渉経過等についてサンプル調査
- (5) 収納、滞納整理事務の検証
 - ・納付方法について資料閲覧、質問と確認
 - ・収納率向上の対策について質問と確認
- (6) 他部署との連携の検証
 - ・市役所内での情報共有状況について質問と確認
- (7) 延滞金や過料等の検証
 - ・手続きについて質問と確認

13.7 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部については是正改善を要する事項が認められたので以下に記載する。

(1) 公平性の視点

入居者相互間の公平性、入居者と入居できない者との間の公平性、入居者と入居しない一般市民との間の公平性の視点からの指摘と意見。

<滞納額に対する延滞金の賦課について>

市営住宅等は、住宅困窮者を対象としている市有施設であり、公共性は高く福祉施策としての位置づけを認める。よって、入居者相互間の公平性や入居したくも入居できなかった者との公平性を維持するためには、定められた住宅使用料を遅滞なく徴収することで担保される場所である。市営住宅等の使用における受益を利用者が認識し、指定期日までに完納することが利用者に課せられた義務でもある。しかしながら、住宅使用料の徴収実態をみると滞納が発生していることから、担当課では住宅使用料の滞納が発生した場合の対応策として、指定管理者による直接訪問の実施や、分割による支払方法の変更、電話・文書等による呼びかけ、あるいは窓口への呼び出しなどあらゆる手段を講じている。また、滞納原因を探り、利用者の著しい収入減少による場合には、個々の世帯の家計に与える状況等を勘案して支払計画等について相談に応じるなど更なる行政コストを掛けて徴収業務に努めている。当然、徴収能力の向上や徴収事務の効率化を図ることを目的としているので、滞納が発生した場合には早期相談や納付の呼びかけを

行うなど滞納状況を的確に把握し、初期段階での対応を強化することが望ましい。

あくまでも住宅使用料の納付について利用者の理解と協力を求めることが大前提であり、本来の行政の在り方である。本来徴収すべき住宅使用料に注力できれば歳出の抑制にも期待できる。

住宅使用料を納付することを義務としてしっかりと履行されていれば延滞金という概念は発生しない。しかし滞納者が発生していることから、他の履行をしている者との公平性を維持するためにも延滞金の賦課について無視はできない。

住宅家賃などの滞納者に対する処置を適正化するため、「長野市営住宅の家賃及び駐車場使用料等の滞納者に対する事務処理要領」を定め、要領の趣旨と目的により、住宅の家賃及び駐車場使用料等債権の保全に関して定めている。本要領では、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の定めに従うことを定めている。

しかし、滞納者に対して延滞金を賦課している事実はなく、条例違反となっている。本条例では、市税外収入金が納期限後に納付される場合においては、当該市税外収入金の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて・・・中略・・・延滞金額を加算して徴収する。と定められていることから裁量による不徴収はできない。

【指摘】滞納額に対する延滞金の賦課について

市営住宅等は、住宅困窮者を対象としている市有施設であり、公共性は高く福祉施策としての位置づけを認めることからの賦課しない裁量をしていると予想できるが、入居したくても入居できない者や、厳しくも期限内納付している入居者との公平性を保つためには、滞納が発生した場合には延滞金を賦課すべきである。

<市営住宅入居者が使用する無料駐車場の有料化について>

市営住宅等の入居者は、そのほとんどが地的事情から自家用車を保有しているのが実情である。しかし、市では市営住宅入居者の占有駐車場として有料化している団地は9団地の873台分だけである。この9団地については、市条例で有料貸与することを定められており、条例通りに賦課されている。

現地調査で、有料化されている上松東団地と有料化されていない団地として、宇木団地、吉田広町A団地、返目団地、若里団地の4団地を確認した。

上松東団地

上松東団地は、有料駐車場であることを告知する市の立て看板が設置されている。写真には写っていないが、障害者専用駐車場も整備されている。



宇木団地

宇木団地は無料駐車場であるが見た目には整備されており、駐車場としての機能はしっかりと果たしている。また、看板から見て取れるが、入居者専用として扱っている。



吉田広町 A 団地

吉田広町 A 団地は、無料駐車場として入居者が自家用車を駐車している。市の立て看板は見る限りでは確認できなかったが、駐車場としての機能は果たしていると思われる。



返目団地

返目団地は、無料駐車場として入居者が自家用車を駐車している。市の立て看板は見る限りでは確認できなかったが、駐車場として整備されており機能は十分に果たしていると思われる。



若里団地

若里団地は、無料駐車場として入居者が自家用車を駐車している。市の立て看板は見る限りでは確認できなかったが、駐車場として整備されており機能は十分に果たしていると思われる。



駐車場を有料化している団地は9団地ある。そのうち確認したのは1団地だけであるが、確認した限りで違いを感じる点は、市の立て看板と障害者用自動車の駐車スペースが確保されているかどうかの違いだけである。確かに駐車路面の痛みの程度の違いはあるが、駐車場としての機能を考慮しても許容範囲に収まる。

市営住宅等は、制度の趣旨から住宅困窮者を救済する制度であり、駐車場を無料として貸与することは相当でない。しかも、住宅使用料に駐車場利用料が含まれているといった考え方は成り立たない。家賃の計算はもともと住宅の使用料として算定されているものであり、駐車場を付加した計算式にはなっていない。また、駐車場としての機能が

有料として定めている場所に比べて明らかに劣っているとは認められない。

以上のことから、駐車場を無償貸与している団地の入居者と、有料賃貸している団地の入居者との間に不公平が生じていることは事実である。さらに団地の近隣に住む住民で駐車場を借りている人からは理解が得られるとは考えにくい。

住宅課に対して、市営住宅等で駐車場代が無償となっている理由と、団地ごとの駐車可能台数を確認したところ、駐車台数は確認しておらず空いている小スペースを駐車場として活用しているとの回答であった。しかし、現地を確認した限りでは駐車場としての機能を有しており、スペースも十分に確保されていることから、同課の回答には納得できない。

ちなみに、市営住宅等の内、有料化している団地を除いた団地について、9団地の月額使用料の平均額2,900円（100円未満切り捨て）を基準額としてすべて有料化したとすると、年間で次のとおり市の歳入が増えることになり、さらに不公平感を払しょくすることができる。

9団地の月額使用料の平均額：2,900円

現在無償貸与している団地数：48団地

48団地の世帯数又は戸数：2,684戸 左の戸数の0.8掛けで計算 2,147戸

年間使用料としての歳入額：2,900円×12ヶ月×2,147戸＝74,715,600円

【指摘】市営住宅入居者が使用する無料駐車場の有料化について

よって、すべての団地について駐車場としての機能を調査し、有効に機能している団地の駐車場については、その団地の近隣の月極駐車場の利用料を参考にして有料化すべきであり、市条例を改正すべきである。

（2）効率性の視点

市営住宅等は、住宅困窮者の居住の安定を図る政策目的を有しているが、この政策目的を達成するための管理制度が、効率的かつ効果的に機能しているかの視点からの指摘と意見。

<連帯保証人の資格要件等の基準の明確化について>

市営住宅等の使用料の収納による適正化を図る場合には、滞納事案発生時における連帯保証人の位置づけはとても重要となる。

実際に滞納事案について、その交渉記録等をサンプリング確認したところでは、連帯保証人に通知して、入居者への徴収協力依頼を求めたり、連帯保証人への催告書を送付した場合の連帯保証人の対応は、連帯保証人を降りたいと主張してきたり、中には連帯保証人となった人がすでに死亡していたりと、連帯保証人としての能力が欠けているケースが伺えた。

そもそも連帯保証人とは、本来の債務者（主債務者）と同等の責任を負うことを契約

により約束した人のことを言い、賃貸借契約書においても、連帯保証人の契約条項が入っているのが通常である。このような趣旨から、市住宅課でも市営住宅等入居者に対して連帯保証人を設置することを義務付けている。

なお、連帯保証人の法律行為を定めているのが民法であるが、この民法は2020年4月1日に改正施行されることが決まっている。この改正による主な点は次のとおり。

- ① 個人根保証契約の極度額のルール
- ② 主債務者から連帯保証人への情報提供義務の設定
- ③ 債権者から連帯保証人への情報提供義務の設定

個人根保証契約の極度額ルールでは、賃貸借契約であっても、連帯保証人の責任限度額を定めることが義務付けられた。本来賃貸借契約は、期間の定めのある継続的取引を意味し、1回で完結する取引と違って、連帯保証人は最大幾らまで責任を負わなければならないのかが不明確である。このように、継続的な取引から将来発生する不特定の債務をまとめて連帯保証する契約の場合、予想外の責任を負わされることも予想されることから、連帯保証人が契約の時点で最大幾らまで責任を負うのか、極度額を明確にするよう改正された。

主債務者から連帯保証人への情報提供義務については、連帯保証人をつける契約締結の際には、主債務者から連帯保証人に、主債務者の財産状況等を情報提供しなければならないとされた。これにより、主債務者がこの情報提供を怠り、連帯保証人に情報提供しなかったことにより、連帯保証人が主債務者の財産状況等を誤解して連帯保証人になることを承諾した場合で、かつ貸主（市）が、主債務者が情報提供義務を果たしていない事について知っていた、あるいは知らないことに過失があった場合は、連帯保証人は後日連帯保証契約を取り消すことができるよう改正された。

これにより、提供しなければならない情報項目は次のとおりである。

- ① 主債務者の財産及び収支の状況
- ② 主債務者が主債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- ③ 主債務者が主債務について債権者に担保を提供するときはその事実及び担保提供の内容

債権者から連帯保証人への情報提供義務については、①連帯保証人から債権者への問い合わせがあった場合の回答の義務、②主債務者が期限の利益を喪失した時の、債権者から連帯保証人への通知の義務、の2点である。この2点の通知義務を怠った場合には、連帯保証人に対する請求に制限がかかる結果となる場合がある。

連帯保証人になると、主債務者が滞納なく賃料を支払っているのかは重要な事項であり、これによる債権者（市）への問い合わせを可能にしたもので、債権者（市）はこの場合に、連帯保証人に適切に情報提供しなければならないとされた。

また、債権者（市）は、主債務者が期限の利益を喪失したことを知った時から2ヶ月

以内に連帯保証人に通知することが義務付けられている。

近い将来において、民法改正を軸とした連帯保証人の位置づけが変わるため、これを機会に市営住宅等の連帯保証人規定を制定するべきである。この連帯保証人規定では次の点に留意して検討、整備されたい。

- ① 連帯保証人の年齢制限（契約時）
- ② 連帯保証人の住所地の制限（契約時）
- ③ 連帯保証人の財産調査の権限及び保有財産の下制限（定期的）
- ④ 連帯保証人の所得調査の権限及び所得の下制限（定期的）
- ⑤ 連帯保証人からの身上等の変更時通知義務（随時）

【指摘】連帯保証人の資格要件等の基準の明確化について

長野市営住宅の設置及び管理に関する条例では、その第11条において、「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人・・・」と定めている。しかし、連帯保証人の資格能力については不明確である。これを要因として、連帯保証人に対する定期的な調査は行われておらず、その結果、連帯保証人に連絡したところ死亡していた事実初めて気が付くという事態を招いている。よって、連帯保証人の資格要件等の基準を明確化するべきである。

<他課との情報連携について>

市営住宅等に入居している者は、毎年度収入を申告することが義務付けられており、市営住宅等の家賃決定の際の重要な基礎資料となっている。

市では入居者に対して、毎年7月初旬に収入申告書の提出について通知し、添付書類と一緒に収入申告書の提出を求めている。しかし残念ながら収入申告書の提出のない者もあり、市はそのような者の未申告者リストを作成し、収入申告書の提出を呼び掛けている。この場合において、依然として収入申告書の提出がない場合、又は税の申告義務があるにもかかわらず申告をしていない者が居住している場合には、家賃の計算ができないため、法令上の最高額の家賃（近傍同種家賃）を納付することになる旨も改めて注意喚起している。

未申告者リストのサンプリングをした中で、メモ欄に「税申告しないため所得証明書なし」の記載がある者が複数名いたことを確認した。これに対して、市民税課に無申告であることの情報連携をしているか確認したところ、市民税課への連携はしていないとのことであった。

市の職員あるいは市の指定管理者が、市営住宅等入居者の住民税関係が無申告であることを把握しながら、これを放置したことは、市が無申告であることを容認したと捉えられても仕方ないことである。このような指摘をされないようしっかりと情報連携を図るべきである。

次に、市営住宅等は住宅困窮者を対象とする施策のため、社会福祉施策の一端を担っ

ていると思われる。今後、益々高齢化が進行することが予測されている以上、高齢者の高齢化率の上昇は余儀なくされる。住宅困窮者の要件を満たした高齢者となると、年間収入は決して高くはないと推定され、日常生活における緊急対策等を視野に入れた連携体制を早期に作っておく必要があると思われる。住宅使用料は前年の年間収入により決定されるので高齢者の家賃使用料も比例して変動を見せるが、一つの傾向として生活費に重点を置くあまり、使用料を滞納するケースも増えることが予測される。高齢者になってからの滞納は精神的・金銭的にとっても厳しいものがあり、状況判断を速やかに行政側が対応してあげるのも必要であると思われる。

【意見】他課との情報連携について

滞納してからの対応ではなく、健全なうちからの対応をするべく、高齢者活躍支援課や生活支援課との情報連携体制の強化を図ることが望まれる。

<保管場所使用承諾証明書発行基準の明確化について>

市営住宅等の入居者は、自家用自動車を新たに所有する場合は、市営住宅駐車場使用申込書と誓約書を添付し、車両入替の場合には、市営住宅駐車場使用内容変更申込書と誓約書及び自動車保管場所配置図を添えて市に提出し、必ず市に保管場所使用承諾証明書の発行を依頼することになる。

これに対して市の対応は、住宅使用料の滞納が発生している入居者の申請に必要なのかどうかを確認し、滞納が発生している場合には原則的に滞納の状態を解消しないと発行しないとしている。

しかし、滞納が発生している入居者は、地域の特性から自動車の車庫証明が下りないと仕事に差し支え、益々滞納が増えることを示唆し、車庫証明が下りれば自動車の保管が可能となり、仕事に活用できるから滞納が減っていくというような主張をし、保管場所使用承諾証明書の発行を強要する。

市のこれらの対応を結果的にみると、滞納者について分納誓約等あるものや、自動車がないと生活・仕事ができないという者に対してやむを得ず保管場所使用承諾証明書を発行しているようであるが、明確な発行基準により判断しているようには思えない。駐車場については、有料化の問題を指摘させてもらったが、市営住宅入居者は、基本的に住宅困窮者として居住の安定を目的として入居しているものであり、本来であれば、住居と駐車場は切り離して考えなければならないと思われる。しかし、市営住宅と駐車場の一体感からすると、市営住宅居住者以外への貸し付けは不合理な面も有している。

【意見】保管場所使用承諾証明書発行基準の明確化について

駐車場は市営住宅等の入居者に専属的に貸与されることが相当であるから、裁量によって発行するかどうか判断するのではなく、車庫証明書発行事務基準を定め、事務の効率化に資することが望まれる。

<使用料の収納方法の拡大について>

市営住宅等の使用料の収納方法は、指定管理者の手集金による収納方法、支所を含む窓口収納、口座振替の3形態である。圧倒的に多いのが口座振替であることの方が開示されているが、今回監査した市が収納する種目の中では収入手段としては一番少ない。

また、滞納者ではあるが、市営住宅等に入居している者の意見としては、使用料について口座振替にしているが、残高不足で引き落とし不能になった場合、忙しくて銀行に行っていられない、といった意見もあるようである。

今後は滞納者について滞納額に対する延滞金の賦課をすることを前提とした場合、入居者の使用料支払い手段の数を増やしておく必要がある。

【意見】 使用料の収納方法の拡大について

収納手段として現在市で利用している収納方法で、市営住宅利用料が新たに開始すれば効果が期待できると思われるのが、コンビニ収納、クレジット収納、ペイジー収納である。市としては、これら3種類の収納方法についてすでにノウハウを取得済みであるから、十分対応は可能と思われる。ぜひ、収納方法の拡大を図り、収納率の向上と居住者の使用料支払いの利便性向上が望まれる。

第 14 保育料の徴収事務

14.1 概要

小学校就学前の子どもが通う施設は、教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）と、地域型保育事業所（小規模保育事業、事業所内保育事業等）がある。教育・保育施設の概要は以下のとおりである。ここでは、保育所の保育料を中心としている。

<教育・保育施設>

	保育所	認定こども園		幼稚園
		保育利用	教育利用	
年齢	0歳～5歳	満3歳～5歳		
目的	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	教育と保育を一体的に行う施設		小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
利用者	共働き世帯など、家庭で保育のできない者	就労状況が変わった場合も、継続して利用可能（満3～5歳児）		就労状況にかかわらず、利用可能
設置者	市立：37施設 私立：39施設	市立：1施設 私立：9施設		私立：18施設
保育料 納付先	市	各施設		

※設置者：認定こども園は平成30年4月から市立2施設、私立12施設である。

保育料は、父母の市民税（所得割税額）の合計額により算定される。保育料の算定は以下のとおりである。

<平成29年4月入園の場合>

支払時期	基礎となる市民税
平成29年4～8月	平成28年度市民税額（平成27年の所得を基準に計算される）
平成29年9月～翌年3月	平成29年度市民税額（平成28年の所得を基準に計算される）

<保育料算定表>

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)												
階層区分	定 義	3歳以上児						3歳未満児						
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間			
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	1,200	0	0	1,200	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	
C	市町村民税所得割課税額	48,600円未満	7,600	3,800	0	7,600	3,800	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950	0
D1		48,600円以上 60,000円未満	11,900	5,950	0	11,700	5,850	0	14,200	7,100	0	14,000	7,000	0
D2		60,000円以上 76,000円未満	16,800	8,400	0	16,500	8,250	0	19,400	9,700	0	19,100	9,550	0
D3		76,000円以上 97,000円未満	21,700	10,850	0	21,300	10,650	0	24,500	12,250	0	24,100	12,050	0
D4		97,000円以上 123,000円未満	25,200	12,600	0	24,800	12,400	0	31,500	15,750	0	31,000	15,500	0
D5		123,000円以上 148,000円未満	26,100	13,050	0	25,700	12,850	0	40,500	20,250	0	39,800	19,900	0
D6		148,000円以上 169,000円未満	26,600	13,300	0	26,200	13,100	0	44,000	22,000	0	43,300	21,650	0
D7		169,000円以上 219,000円未満	27,200	13,600	0	26,700	13,350	0	50,500	25,250	0	49,700	24,850	0
D8		219,000円以上 265,000円未満	28,700	14,350	0	28,200	14,100	0	53,600	26,800	0	52,700	26,350	0
D9		265,000円以上 301,000円未満	29,600	14,800	0	29,100	14,550	0	54,500	27,250	0	53,600	26,800	0
D10		301,000円以上 397,000円未満	30,700	15,350	0	30,200	15,100	0	55,600	27,800	0	54,700	27,350	0
D11	397,000円以上	31,800	15,900	0	31,300	15,650	0	56,700	28,350	0	55,700	27,850	0	

※軽減措置として、多子世帯、ひとり親世帯、在宅障がい児世帯は、保育料の無料化や、減額の措置がある。(出所：保育・幼稚園課「利用のご案内」)

14.2 徴収事務の組織体制

平成 29 年度の保育・幼稚園課における徴収事務に当たる職員の体制は以下のとおりである。

<人員と主な事務分掌>

担当名	人数	主な事務分掌
運営担当	2人	<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担額の収納事務について 滞納整理について 延滞金徴収・還付加算金について

<職務経験年数>

	3年以下	5年以下	10年以下	10年超	合計
現職における経験年数	2人	0人	0人	0人	2人

14.3 収納事務、滞納整理の流れ

保育料の納付は、口座振替による方法を原則とし、振替日は毎月月末となる。事務の流れは以下のとおりである。

毎月末日	・保育料振替（入金額の消込みは金融機関からの入金データをもとにシステムで行われる。）
------	--

↓

翌月 15 日頃まで	・残高不足等で口座振替できない場合、市役所又は支所で現金で支払う。
20 日まで	・保育料の入金がない場合、システムから出力される督促状を園長から又は郵送で通知する。 ・相談があれば児童手当からの申出徴収を勧める。
末日	・督促の納付期限。期限までに納付がなく、相談もない場合は、システムから出力される催告書を郵送で通知する。（2・3か月に1回の通知）

↓

翌々月末日	催告による納付期限。期限までに納付及び相談が場合は、児童手当から特別徴収をする（保育料特別徴収通知書を郵送）。
-------	---

↓

児童手当から特別徴収しきれない場合などは、文書や、電話、訪問により再び催告をする。

※外部委託業務はない。

14.4 保育料の推移等

（1）保育料の過去5年間の推移

過去5年間の保育料の推移は以下のとおりである。全体の徴収率は横ばいの傾向にある。滞納繰越の徴収率は増加傾向にあり、過年度に係る児童手当からの申出徴収の金額が平成25年度から平成29年度にかけて376万円、497万円、585万円、820万円、946万円と増加していることが一因と考えられる。なお、保育料には、公立保育所のほか、私立保育所の保育料を長野市が収納していることから、私立保育所の保育料と、市立認定こども園の保育料が含まれている。

<保育料の推移>

単位：千円

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	2,055,454	2,094,067	1,908,978	1,919,889	1,883,531
収入額	1,987,123	2,023,151	1,840,334	1,853,431	1,822,941
徴収率	96.7%	96.6%	96.4%	96.5%	96.8%

<現年課税及び滞納繰越別の徴収率の推移>

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現年	調定額	1,992,740	2,028,555	1,842,368	1,852,761	1,821,437
	収入額	1,974,905	2,010,639	1,829,765	1,839,671	1,809,074
	徴収率	99.1%	99.1%	99.3%	99.3%	99.3%
滞納	調定額	62,715	65,511	66,610	67,127	62,094
	収入額	12,218	12,511	10,568	13,759	13,867
	徴収率	19.5%	19.1%	15.9%	20.5%	22.3%

<収入未済額の推移>

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現年課税分	17,834	17,916	12,602	13,090	12,363
滞納繰越分	47,677	48,694	54,525	49,004	47,071

<不納欠損処理の推移>

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
不納欠損処理	2,820	4,306	1,517	4,364	1,156

(出所：市提供資料)

(2) 口座振替の状況

保育料納入対象者に占める口座振替者の状況は以下のとおりである。平成 28 年度まで上昇傾向にあったが、平成 29 年度に 96.4%と減少している。

<口座振替の推移>

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
口座振替率	97.7%	98.5%	98.2%	98.7%	96.4%

(出所：市提供資料)

(3) 近隣中核市との比較

平成 29 年度における近隣の中核市と比較した。調定額に近い金沢市の徴収率の方が高い。金沢市の徴収率を目安としつつ、口座振替の利用を原則としているため、将来は現年度徴収率 100%を目指してほしい。

<比較した中核市の状況>

平成 29 年度

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(km ²)	人口密度	人口伸率
金沢市	465,265	201,623	468.64	993	+0.16%
富山市	417,633	174,463	1,241.77	337	▲0.13%
長野市	380,473	159,371	834.81	456	▲0.43%
高崎市	374,491	161,638	459.16	816	▲0.14%
前橋市	338,127	145,707	311.59	1,086	▲0.19%

※人口、世帯数は平成 29 年 4 月 1 日現在による。人口密度の単位 (人/km²)

(出所：各市の市税概要)

<保育料総額>

単位：千円

	金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
調定額	2,008,205	1,071,193	1,883,531	1,339,106	924,766
収入額	1,961,505	994,078	1,822,941	1,285,299	897,395
徴収率	97.7%	92.8%	96.8%	96.0%	97.0%

<現年及び滞納繰越別>

単位：千円

		金沢市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
現年	調定額	1,961,523	989,435	1,821,437	1,281,860	896,858
	収入額	1,953,014	984,840	1,809,074	1,274,516	888,341
	徴収率	99.6%	99.5%	99.3%	99.4%	99.1%
滞納	調定額	46,683	81,758	62,094	57,245	27,908
	収入額	8,490	9,239	13,867	10,783	9,054
	徴収率	18.2%	11.3%	22.3%	18.8%	32.4%

※調定額が低い要因を富山市から確認できなかったが、第三子以降の保育料が無料になるなどの影響も一因と考えられる。

14.5 監査の視点

- (1) 徴収事務が、法令等に準拠し効率的に行われているか。
- (2) 徴収事務が、納税者に対し公平に行われているか。
- (3) 徴収事務が、納税者の理解を深め、効果的に執行されているか。

14.6 主な監査手続き

- (1) 概況の把握
 - ・法令、条例等の確認
 - ・資料等による概況把握

- ・担当課への往査及び質問と確認
 - ・過去5年間の保育料の推移
 - ・他自治体の保育料収納状況比較
- (2) 外部委託の検証
- ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧
 - ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認
- (3) 収納額の検証
- ・収納方法について質問と確認
 - ・正確性を確保する仕組みについて質問と確認
 - ・督促状況について資料閲覧
- (4) 滞納整理の検証（催告、滞納処分、徴収停止、不納欠損等）
- ・効率性について質問と確認
 - ・市立、私立保育所別の滞納率について資料閲覧
 - ・催告後交渉経過についてサンプル調査
 - ・不納欠損処理についてサンプル調査
- (5) 収納、滞納整理事務の検証
- ・職員経験年数表の閲覧
 - ・市民に対する窓口対応について質問と確認
 - ・納付方法について資料閲覧、質問と確認
 - ・収入率向上の対策について質問と確認
- (6) 他部署との連携の検証
- ・市役所内での情報共有状況について質問と確認
- (7) 延滞金や過料、還付金等の検証
- ・手続きについて質問と確認
 - ・延滞金算定額、還付金算定額の正確性の検証
 - ・延滞金の減免事務について質問と確認

14.7 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部については是正改善を要する事項が認められたので以下に記載する。

(1) 滞納整理の検証

【意見】 交渉経過等についてサンプル調査について

平成29年度において催告書送付後すぐに納付や相談がなかった者を管理する「29催告者送付リスト」219件から、金額の上位10件（滞納額159,600円～443,250円）について「催告書送付者経過記録」を確認した。また、少額の者に対する対応がどのように行われているかを下位10件（滞納額900円～2,400円）から確認した。上位10件のう

ち、1件は平成29年8月から3回（8月、12月、翌年7月）催告書を送付しているが、平成30年10月現在まで利用者と折衝した記録はない。もう1件も、平成30年1月から2回（1月、6月）催告書を送付しているが、平成30年10月現在まで利用者と折衝した記録はない。滞納整理マニュアルでは電話催告の効果について「多くは電話によりすぐに支払うため早い段階での催告は有効である」と認識している。またサンプルの残り8件の記録を見ると、催告書送付後に利用者から連絡がある場合は、催告後1ヶ月くらいの時期が多い。利用者から連絡がない2件について、現年度における回収効果を上げるために、催告書送付後1ヶ月～2ヶ月の時期に連絡することが望まれた。

下位10件のサンプルでは、1件が平成29年12月から4回（12月、翌年3月、7月、10月）催告書を送付しているが、利用者と折衝した記録はない。残り9件のうち、8件は催告書送付後1ヶ月以内に納付がある。利用者から連絡がなかった1件について、催告書送付後1ヶ月～2ヶ月の時期に連絡することが望まれた。

<滞納処分の実施について>

保育料について、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税法の滞納処分の例により処分することができる（児童福祉法第56条7項）が、財産の差押等の滞納処分をしていない。

【意見】滞納処分の実施について

現年度分の保育料を滞納している場合には、児童手当から特別徴収をし、過年度分については本人の申出を得て児童手当から申出徴収をするようにしているが、保育料を納付できない正当な事由がなく、再々にわたる納付の呼びかけにも応じない利用者については、市税の徴収担当と連携を図りながら、財産調査や差押等の滞納処分による対応が望まれる。

（2）収納、滞納整理事務の検証

<口座振替の徹底について>

保育料の支払方法について、原則口座振替とし、利用案内にもその旨記載しているが、平成29年度における保育料納入対象者6,829人のうち240人は口座振替を利用していない。事務手続き上、入園手続き書類の口座情報が未記入であれば、口座振替をしないものとして受け入れている。口座振替を原則としているのであれば、口座情報の記載がない利用者には連絡を取り記載を依頼することが望ましい。

【意見】口座振替の徹底について

事務作業においても、例外の取扱いが入るより、同一作業だけをする方が効率が良いことや、口座振替をしていない者に対する督促状の発送状況を確認したところ、口座振替をしていない者の方が督促率は高い傾向にあり、単純な納付忘れを防止する観点からも、口座振替を利用できない特別な理由がない限り口座振替を徹底することが望まれる。

<平成 29 年度における督促状況>

	総数	督促対象者	督促率
口座振替あり	6,589 人	251 人	3.8%
口座振替なし	240 人	24 人	10.0%

<私立保育所への収納協力員報酬について>

保育所の収納率向上を図るため、園長又はこれに準ずる者を収納協力員とし、督促状の手渡し等の事務を委嘱している。私立保育所の場合には、年額 12,000 円の報酬を園長又はこれに準ずる者へ払っている。委嘱事務は、督促状等の手渡し、未納者に対する納付指導、市職員による保育所での納付指導時の補助の 3 つであるが、滞納者への納付指導は市職員が主に行っている。

私立保育園でも児童数 9 人から 248 人までと規模が変われば収納協力員にかかる事務負担も異なる。

【意見】私立保育所への収納協力報酬について

同制度を継続するのであれば、報酬について収納率向上に対する貢献（回収の難易度や回収件数）に応じた報酬体系を取り入れることの検討が望まれる。

(3) 他部署との連携の検証

<市税の徴収担当との連携について>

保育料について、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税法の滞納処分の例により処分することができる（児童福祉法第 56 条 7 項）が、財産の差押等の滞納処分をしていない。

【意見】市税の徴収担当との連携について（再掲）

現年度分の保育料を滞納している場合には、児童手当から特別徴収をし、過年度分については本人の申出を得て児童手当から申出徴収をするようにしているが、保育料を納付できない正当な事由がなく、再々にわたる納付の呼びかけにも応じない利用者については、市税の徴収担当と連携を図りながら、財産調査や差押等の滞納処分による対応が望まれる。

(4) 延滞金や過料、還付金等の検証

<延滞金の徴収について>

保育は、少子高齢化や家族規模の縮小、共働き世帯の増加を背景として設置された公の福祉施設であり、多様な利用者ニーズに応えつつ子供とその家庭を支援する役割を果たしている。これにより利用者は保育による受益関係が生じており、その対価として保育料を負担することとなり、利用者は課せられた義務として捉えるべきである。

徴収等の実態をみると滞納が発生していることから、担当課では保育料の滞納が発生した場合の対応策としてあらゆる手段を講じている。例えば、分割納付等の支払い方法の変更や、電話、文書等による呼びかけ、窓口への呼び出しなど、あらゆる方法により保護者に働きかける手法をとっている。また、滞納原因を探り、それが保護者の収入減少による場合には、個々の世帯ごとに家計に与える影響を考慮しつつ支払計画等について相談に応じるなど更なる行政コストを掛けて徴収業務に努めている。当然、これらの対応にも徴収能力の向上や徴収事務の効率化を図ることが必要とされているので、滞納が発生した場合には早期相談や納付の呼びかけを行うなど滞納状況を的確に把握し、初期段階での対応を強化することが望ましい。

しかしながら、正当な事由がなく保育料を納めない保護者がいるとすれば、保育料を納めている保護者との関係で不公平を生じているだけでなく、保育所に入所する児童にも影響を及ぼす可能性もある。さらに個別に対応する必要性から、その分行政コストもかさむことになる。

あくまでも保育料の納付について保護者の理解と協力を求めることが大前提であり、本来の行政の在り方である。徴収すべき保育料に注力できれば歳出の抑制にも効果が期待できる。これらの状況を踏まえたうえで、他の履行している保護者との公平性を維持するためにも延滞金の賦課について無視はできない。しかし、保育料が期日までに納付されない場合に、延滞金を徴収していない。

【指摘】 延滞金の徴収について

保育が福祉であることや、徴収していない自治体が多いとの理由であるが、条例第5条では以下のように定められており、「市税外収入金が納期限後に納付される場合においては、延滞金額を加算して徴収する。」こととされている。誠実に納付している者との公平性を保つために、条例に規定する延滞金を課すべきである。

< 地方自治法 >

第 231 条の 3（督促、滞納処分等）

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

< 市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例 >

第 1 条（趣旨）

地方自治法第 231 条の 3 第 2 項の規定による手数料（以下「督促手数料」という。）及び延滞金の徴収に関しては、別に法令又は条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

第 5 条（延滞金）

市税外収入金が納期限後に納付される場合においては、当該市税外収入金の金額（その金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、

その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント (当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。ただし、延滞金の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第 6 条 (延滞金の減免)

市長は、必要があると認めたときは、延滞金の減免をすることができる。

※下線は監査人が記載。

第15 全体を通して複数の業務にまたがる事項等

本監査では部署ごとにその業務の性格及び特徴を考慮して監査を実施した。本項では、複数の業務にまたがる事項等について記載した。

<全庁的な連携体制強化について>

長野市税行政の課題として、安定した税収の確保と納税者の利便性向上、市税概要などの情報提供の充実化に資することは重要である。特に長野市の一般会計歳入予算の内、最も多くの割合を占めているのが市税であることから、重要な位置づけであることは理解でき、法令に基づく適正・公平な課税及び収納とともに、納税者への丁寧な説明やきめ細かな相談をはじめ、口座振替の推進、滞納分も含めたところでの収納強化と、賦課から収納までの一連の流れについて整備され、実効性が強化される取り組みがなされなければならない。

この取り組みを実効性の高い水準にするためにも、市民税、資産税、収納の連携と情報共有を進めることが必要である。例えば、異動等に伴う課税対象の的確な把握や、手続き、届け出の案内、現地調査状況等の情報共有等がなされることで、市税の適正かつ公平な課税、さらには収納に結び付くはずである。

部署連携がしっかりと機能していれば、より効率的に事務が執行され、より効果的な結果がもたらされていたはずである。

1. 実践的な知識・技能が身につけられる。
2. 体系的な知識が修得できる。
3. 高い専門性を有する人材を育てやすい。

上記1～3は市税担当者に求められるスキルであるが、連携を高め担当職員のスキルの育成をしてほしい。

既に個別の項目においては意見を述べているところであるが、他課と情報連携することにより、課税客体の漏れ防止効果の期待ができ、質問検査権の行使等による機能連携をすることにより効率性の向上を目指すことに期待ができる。

また、収納に関しては、市税だけではなく、国民健康保険料や介護保険料、保育料や市営住宅使用料などのように別の窓口において収納している部署と連携することにより、滞納者の情報を共有できれば、滞納者においても個別案件から総合案件へと移行できることで利便性は向上し、行政側の効率性も向上すると思われる。結果、収納率の向上につながる効果が期待できると思われる。

監査の結果、近隣中核市との徴収率を比較したが、市税関係では事業所税を除いて徴収率は高い水準を維持している。また国民健康保険料と介護保険料では近隣中核市との比較においても高い水準といえるが、保育料と市営住宅使用料については近隣中核市との比較では高い水準とはいえず、改善の余地があると思われる。

人員の削減や適材適所への配置といった視点から、余裕な人材がいるといった状況に

はなく、反面、業務は多岐にわたるため、幅広い職務を経験することが求められている。より効率的・効果的事務の執行に向けて、専門職員の育成を目指し、収納課のノウハウを共有することにより効果が期待できる。

【意見】 全庁的な連携強化について

既に設置されている収納向上対策協議会を活用し、収納課のノウハウを共有するなどして全庁を挙げての収納力向上を図ることが望まれる。

< 過料の取り扱いについて >

地方税法は、過料について定めている。例えば、市町村民税の過料については地方税法第 317 条の 5 において、「市町村は、市町村民税の納税義務者が、一中略一 申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」と定めている。市町村が、条例において過料に関する規定を定めた場合には、過料を科することを認めており、市町村民税の他、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税についても、正当な理由がなく提出すべき申告書等を提出しなかった場合、又は申告すべき事項について正当な理由がなく申告しなかった場合に過料を科することができる旨を定めている。

この「正当な理由」の解釈は非常に曖昧であり課税上の手続きにおいても問題にされることがしばしば見受けられる。また、市税担当課ではこの「正当な理由」について明確に規定している要領等の整備はされておらず、事案ごとに裁量により過料を科すに値する事例であるかどうかの判断がなされるものと思われる。

条例では、過料の額については、その上限を定めているだけで、実際に過料を科す場合には、市長の裁量にゆだねられているところであり、市税等の賦課手続の過程にあって、行政上の義務や実効性を担保する目的で、市税条例に盛り込んだものと判断される。

当然、過料を科するような事案が発生することがないように、まずは申告などの義務について理解が得られるよう周知していくことが重要であると考ええる。

また、過料を科する具体的な事案が生じた場合においては、その事案ごとに決裁により決定していく方法も可能ではあるものの、過料を条例に定め、一定の牽制力や抑止力としての効果を期待するのであれば、過料を科する必要がある事案や、過料額について、実行性があるものとなるよう、他市町村の事例も参考に研究していく必要があると考ええる。